資料編

【実習担当教員講習会・実習指導者講習会】
　試行講習会要項・試行講習会資料
【演習担当教員講習会】
　試行講習会要項・試行講習会資料
【ICT 活用・養成校 BCP 検討部会】
　新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況ならびに BCP 策定状況に関する調査 調査票

【知識アプデ合同研修企画部会（学び直し合同研修企画部会）】
　コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）
　実施要項・広報媒体（ポスター・チラシ）
　講義部分映写資料
【調査部会】
　社会福祉士・精神保健福祉士養成校への調査票及び鑑文
　実習・実習指導担当教員への調査案内及び質問項目
　実習指導者講習会修了者への調査票及び鑑文
　模擬試験受験者への調査票
　自治体への調査票及び鑑文

厚生労働省令和二年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
【社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員試行講習会】

実習指導概論

北星学園大学　伊藤 新一郎

資料編－1

実習指導概論の内容案

関係通知を踏まえつつ、新カリキュラムに対応した内容として

①SW専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割

②SW実習の目標・意義

①②は実習担当教員と実習指導者で共通の内容

③「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開

④SW実習科目の構成と実習施設・機関の理解

⑤SW実習担当教員の役割

⑥SW実習担当教員に求められる能力

⑦ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性

国家資格制度の概要

【社会福祉士】

○1987年に創設された福祉専門職の国家資格制度
○根拠法は「社会福祉士及び介護福祉士法」
○登録者数は約25万人
○職能団体は「公益社団法人日本社会福祉士会」（JACSW）
○会員数は約4.2万人

【精神保健福祉士】

○1997年に創設された精神保健福祉領域の国家資格制度
○根拠法は「精神保健福祉士法」
○登録者数は約9万人
○職能団体は「公益社団法人日本精神保健福祉士協会」（JAMHSW）
○会員数は約1.0万人

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士の法的定義

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
第二条（定義）

この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

社会福祉士国家資格の取得ルート

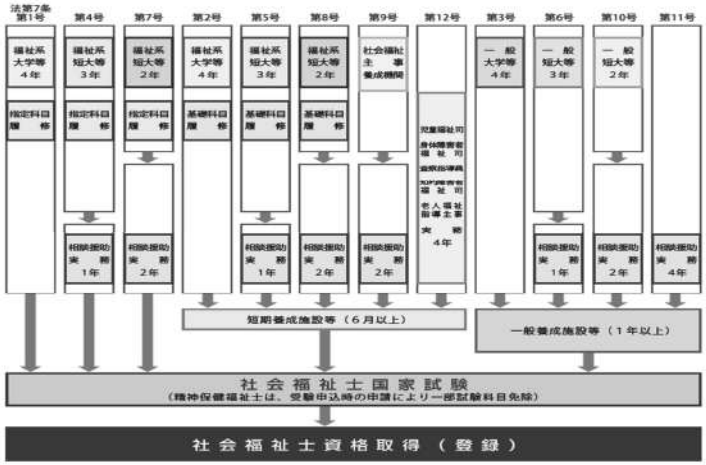

出所：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士国家試験　受験資格（資格取得ルート図）」

精神保健福祉士の法的定義

精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）

第二条（定義）

この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

精神保健福祉士国家資格の取得ルート

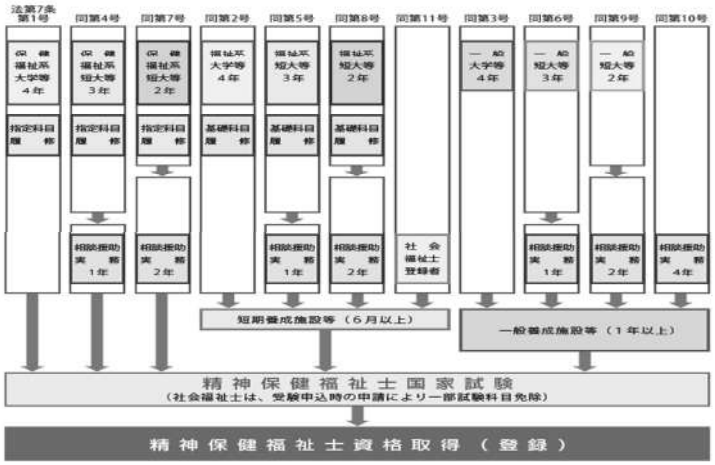

出所：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「精神保健福祉士国家試験　受験資格（資格取得ルート図）」

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

第９回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会平成２９年２月７日

○ ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

1

新カリキュラムにおける指定科目

社会福祉士・精神保健福祉士　養成カリキュラム見直しの科目の類型

【社会福祉士】		【科目群】	【精神保健福祉士】	
①「医学概論」		人・環境・社会とその関係の理解	①「医学概論」	
②「心理学と心理的支援」			②「心理学と心理的支援」	
③「社会学と社会システム」			③「社会学と社会システム」	
④「ソーシャルワークの基盤と専門職」	共通 社会	ソーシャルワークの基盤・理論・方法の理解	④「ソーシャルワークの基盤と専門職」	共通
⑤「ソーシャルワークの理論と方法」	共通 社会		⑤「ソーシャルワークの理論と方法」	共通 精神
⑥「社会福祉調査の基礎」		社会福祉の原理・基盤・政策の理解	⑥「社会福祉調査の基礎」	
⑦「福祉サービスの組織と経営」			⑦「社会福祉の原理と政策」	
⑧「社会福祉の原理と政策」			⑧「社会保障」	
⑨「社会保障」			⑨「権利擁護を支える法制度」	
⑩「権利擁護を支える法制度」			⑩「地域福祉と包括的支援体制」	
⑪「地域福祉と包括的支援体制」			⑪「障害者福祉」	
⑫「高齢者福祉」		複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援を理解	⑫「刑事司法と福祉」	
⑬「障害者福祉」			⑬「精神保健福祉の原理」	
⑭「児童・家庭福祉」			⑭「精神医学と精神医療」	
⑮「貧困に対する支援」			⑮「現代の精神保健の課題と支援」	
⑯「保健医療と福祉」			⑯「精神保健福祉制度論」	
⑰「刑事司法と福祉」			⑰「精神障害リハビリテーション論」	
⑱「ソーシャルワーク演習」			⑱「ソーシャルワーク演習」	
⑲「ソーシャルワーク演習（専門）」			⑲「ソーシャルワーク演習（専門）」	
⑳「ソーシャルワーク実習指導」			⑳「ソーシャルワーク実習指導」	
㉑「ソーシャルワーク実習」		ソーシャルワークの方法と実践の理解	㉑「ソーシャルワーク実習」	

医学で修得した知識を実習・演習・フィールドワーク等で統合

実習・フィールドワーク等の体験を医学・演習等で再統合し、総合的な能力を修得

社会福祉士養成カリキュラムの全体像

厚生労働省「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」からソ教連が改編
https://www.mhlw.go.jp/content/000604998.pdf

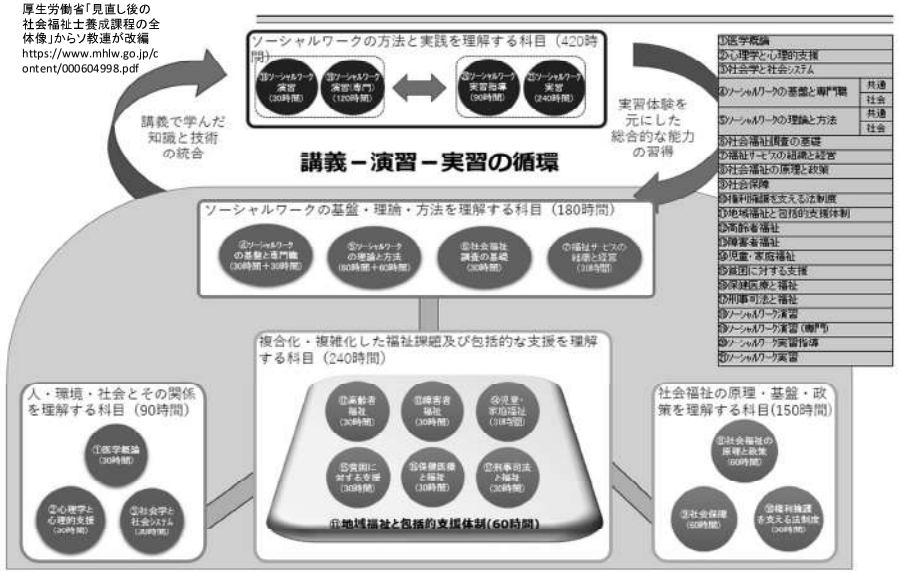

精神保健福祉士養成カリキュラムの全体像

厚生労働省「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」を参考にソ教連が作成
https://www.mhlw.go.jp/content/000604998.pdf

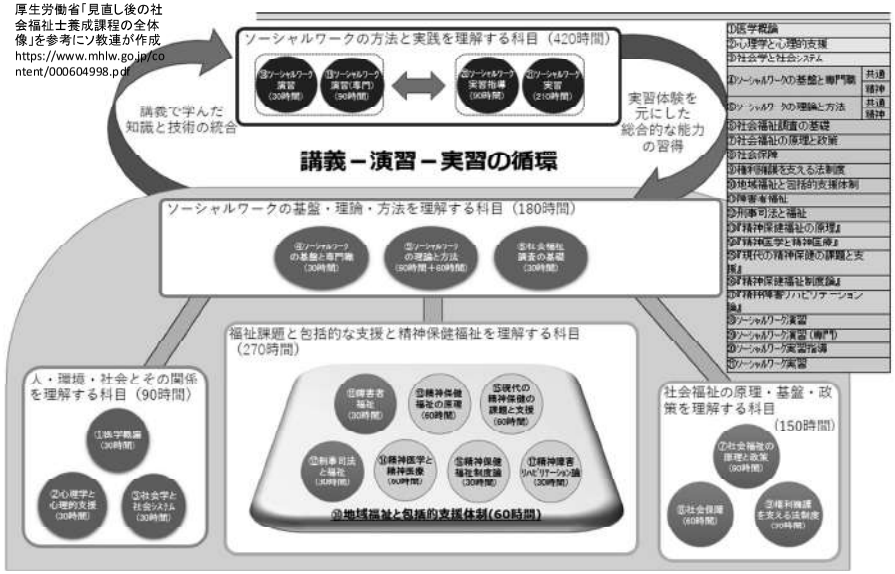

養成課程における教育内容等の見直しの背景

✓<u>地域共生社会の実現</u>：福祉改革の基本コンセプト

→　新たな福祉ニーズに対応することが喫緊の課題

・SWの専門職としての役割を担っていける実践能力を有する人材の養成が必要

→　社会福祉士・精神保健福祉士の養成カリキュラム見直し

・2021（令和3）年度より新カリキュラムがスタート

出所：「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」より（社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018年）

養成課程における教育内容等の見直しの背景

✓ **SW専門職として社会福祉士・精神保健福祉士に求められる実践能力**

① **地域共生社会の実現に向けて複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築**が重要であることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として、これらの体制を構築するために必要となる実践能力

② 個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、**分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築**し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える実践能力

出所：「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」より（社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018年）

教育内容等に関する見直しのポイント

（1）「相談援助」は「ソーシャルワーク」へ変更

・社会福祉士・精神保健福祉士をソーシャルワーク専門職として養成することがより明確化

（2）ソーシャルワークに関する講義・演習科目の共通化

・ソーシャルワークの基盤と専門職（30時間）
・ソーシャルワークの理論と方法　（60時間）
・ソーシャルワーク演習　　（30時間）
→　社会福祉士・精神保健福祉士で共通の内容を学ぶ

教育内容等に関する見直しのポイント

（3）包括的相談支援体制の構築について学ぶ科目の創設

★地域福祉と包括的支援体制（社会・精神共通：60時間）

→ 「分野横断的横串し科目」として重要な位置づけ

→ 「地域共生社会」に実現に向けて社会福祉士・精神保健福祉士に求められる役割の理解

〇**分野横断的・業種横断的**な関係者との関係形成や協働体制
〇多機関の協働による包括的な相談支援体制
〇地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制

の構築について学ぶ講義科目

教育内容等に関する見直しのポイント

（4）社会福祉士「ソーシャルワーク実習」の時間増（240時間）

・ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、**1の実習施設において 180 時間以上行うことを基本とすること。**

ア ソーシャルワーク実習は、**機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。**

イ 180 時間以上の実習を行う機関・事業所においては、**相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。**

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1122号、社援発0306第23号、令和2年3月6日）

教育内容等に関する見直しのポイント

☑社会福祉士養成においてソーシャルワーク実習を機能の異なる2ヶ所以上の実習施設等で行うことの意味

①複数の実践現場での実習を経験することによって、多様な場・形態でソーシャルワーク実践が存在することを理解する。

②①の理解を踏まえた上で、ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は分野・領域の違いにかかわらず共通していることを理解する。

→ ソーシャルワーク専門職である社会福祉士はジェネラリストである

教育内容等に関する見直しのポイント

(5)精神保健福祉士「ソーシャルワーク演習」の時間増

・ソーシャルワーク演習(専門)の時間数
改正前:60時間 → **改正後:90時間**

(6)精神保健福祉士養成の中核を成す科目の創設

★精神保健福祉の原理(60時間)

→ 精神保健福祉の理念・視点・関係性等の基礎的な枠組、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割についての理解

教育内容等に関する見直しのポイント

(7)「講義－演習ー実習」の学習循環の構築

SWの専門的援助技術を総合的かつ実践的に習得する

講義:理論等の知識の蓄積
演習:知識の活用方法等を実践的に習得(知識の技術への転換)
実習:知識・技術の適切な活用・応用、実践上の課題の発見

→ ソーシャルワーク専門職として必要な実践力を習得

・ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえる。
・養成カリキュラムの指定科目のみならず、養成校における他科目(講義・ゼミ等)や課外活動(ボランティア等)も含めた連結・循環による教育展開が必要となる。

「講義ー演習ー実習」の学習循環イメージ

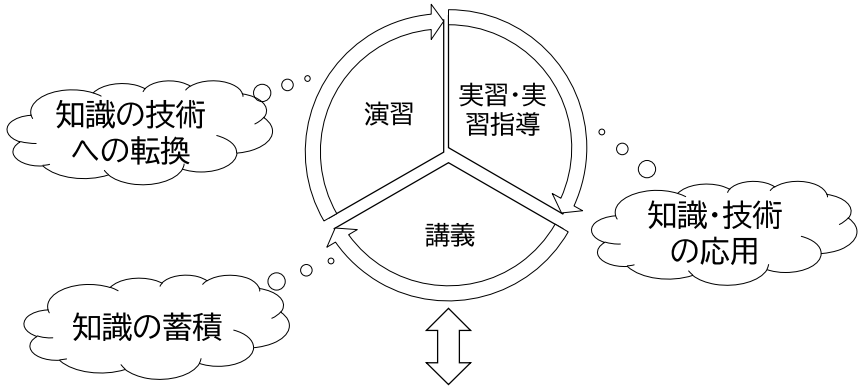

出所:一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)『ソーシャルワーク実習指導・実習(社会専門)』中央法規、3頁

新カリキュラムにおけるSW関係科目

【社会福祉士】

＜実習＞
・SW実習（240h）
・SW実習指導（90h）

＜演習＞
・SW演習（専門：120h）

＜講義＞
・SWの基盤と専門職（専門：30h）
・SWの理論と方法（専門：60h）

【精神保健福祉士】

＜実習＞
・SW実習（210h）
・SW実習指導（90h）

＜演習＞
・SW演習（専門：90h）

＜講義＞
・SWの理論と方法（専門：60h）

共通：SWの基盤と専門職（30h）・SWの理論と方法（60h）SW演習（30h）

ソーシャルワーク実習とは

①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士・精神保健福祉士を養成するための要となる科目・教育機会である。

✕単なる見学・体験学習、ボランティアの延長、個人的な社会経験を積む場ではない

○ソーシャルワーク専門職の養成という明確な目標志向性

②SWの価値・知識・技術に基づく実践能力の修得を目指す。

・厚生労働省通知の「ねらい」と「教育に含むべき事項」
→ ソ教連「ガイドライン」でより具体的に内容を例示

ソーシャルワーク実習とは

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程がソーシャルワーク専門職養成を志向した教育として展開されるならば、その一部である「ソーシャルワーク実習」は、学生が一定の専門的水準を有するソーシャルワーク実践の現場に身を置くことによって（臨床参加型）、実習先である施設・機関の理解、組織内の社会福祉士・精神保健福祉士の位置・役割の理解を含めつつ、そこで展開される実践行動（performance）を現場の実践過程と照合することで、事前の学びを踏まえた価値・知識・技術の総体としての**ソーシャルワークの実践能力（competence）の獲得を目指すものである**（目標志向型）。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編（2021）「ソーシャルワーク実習指導・実習（社会専門）」中央法規、104頁

ソーシャルワーク実習の意義

①「実践の学問」である社会福祉学の学びは、ソーシャルワークの実践及び実践現場との関係を抜きにしては成り立たない。

②実習は社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践とを統合的に学ぶ機会となる。

③ソーシャルワークの方法や技術も、講義や演習だけで学べるものではなく、現任のソーシャルワーカーの動きから、また自らが現場に身を置くことで実践的経験的に習得できるものである。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」3頁

ソーシャルワーク実習の意義

✓**実習指導者にとって「後継者の育成」という意義がある**

ソーシャルワーカーの倫理綱領（2020年6月）

倫理基準

Ⅳ　専門職としての倫理責任

6.（教育・訓練・管理における責務）ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

ソーシャルワーク実習の意義

精神保健福祉士の倫理綱領（2018年6月18日）

◆倫理基準「専門職としての責務」

（1）専門性の向上

b　スーパービジョンと教育指導に関する責務

1）精神保健福祉士はスーパービジョンを行う場合、自己の限界を認識し、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づいた指導を行う。

2）精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき学生等の教育や実習指導を積極的に行う。

3）精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、公正で適切な指導を行い、スーパーバイジーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

✓**実習指導者の経験は現任者自身の成長にも寄与する**

実習施設・機関の範囲：社会福祉士

✓「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」（平成20年11月11日社援発第1111001号本職通知）」の一部改正（社援発0306第25号令和2年3月6日）

→　2020（令和2）年4月1日より適用

・実習施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同じにする等により拡充する

✓社会福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業（例）

・都道府県社会福祉協議会、教育機関、地域生活定着支援センターなど

※実習施設・機関は実習指導者（＝社会福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者）がいる施設・機関等でなければならない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

✓「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号」及び「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（平成10年厚生省告示第10号）で定める

✓「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」（令和２年３月６日障発0306第９号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を新設

→2020（令和2）年4月1日より適用

・実習施設・機関の範囲と指定施設の範囲（実務経験）とを原則として一致させつつ、実習施設の範囲を拡充する。

※実習施設・機関は実習指導者（＝精神保健福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者）がいる施設・機関等でなければならない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

☑精神保健福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業（例）

・市町村社会福祉協議会、教育機関、地域包括支援センターなど

・精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

ソーシャルワーク実習の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（240時間）ねらい】

①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。

③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した**支援計画の作成、実施及びその評価を行う。**

④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習指導の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。

②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。

③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。

④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。

ソーシャルワーク実習の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（210時間）ねらい】

①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。

②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。

③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。

④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習指導の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。

②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。

③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。

④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。

⑤具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

実習・実習指導に関する基本ルール

①実習科目を担当する教員の員数は、実習科目ごとにそれぞれ**学生20人につき、1人以上とする。**

②実習先は巡回指導が可能な範囲で選定する。

③ソーシャルワーク実習担当教員は、**少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行う。**ただし、これにより難い場合は実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、実習生が養成校において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えない（帰校日指導）。

④実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行う。

⑤**実習計画は、実習施設との連携の下に定める。**

⑥ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図る。

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正 元文科 高第1122号 社援発0306第23号 令和2年3月6日）

実習・実習指導に関する基本ルール

精神保健福祉士関係通知「7　実習に関する事項」より

（4）実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、**機能の異なる2以上の実習施設等で実施する**ものとする。

（5）**実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うものとする。**

（6）社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している学生については、実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。

（7）実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

実習・実習指導に関する基本ルール

（8）実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習施設等との間で十分に協議し確認を行うこと。

（9）実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。

（10）ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

ソーシャルワーク実習・実習指導の流れ

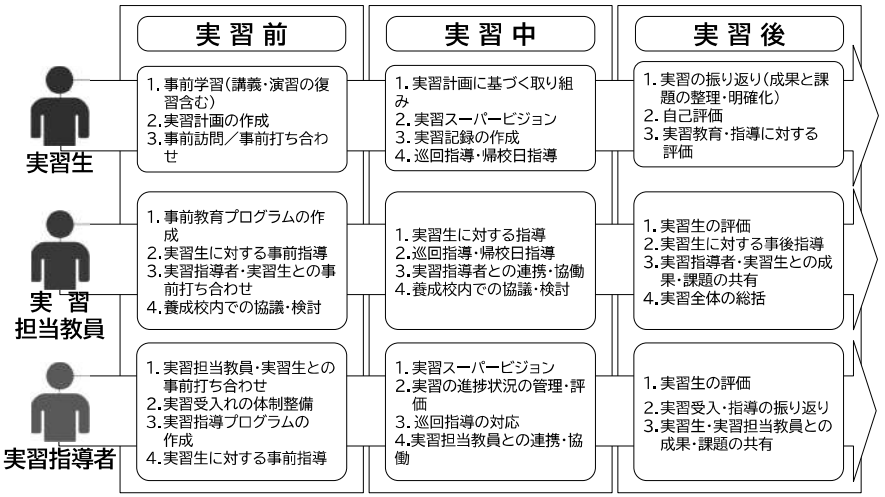

ソーシャルワーク実習の関係図

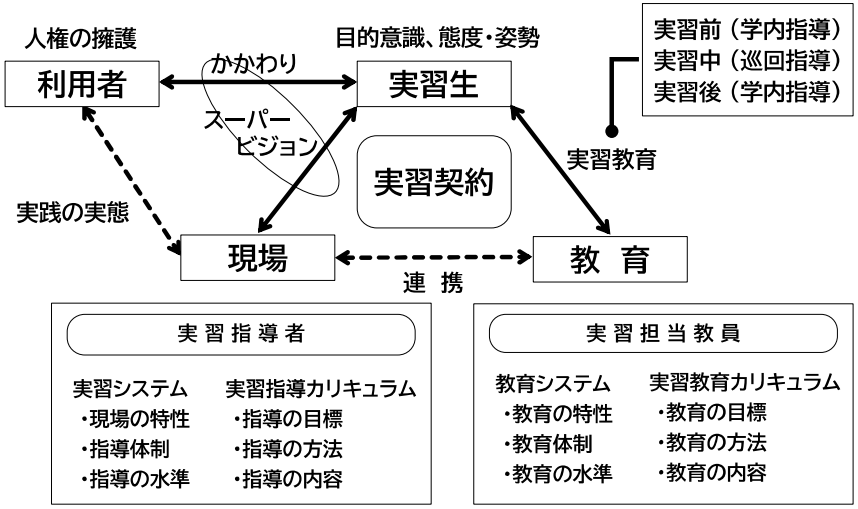

出所：社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）「相談援助実習指導・現場実習　教員テキスト」中央法規、86頁を参考に一部修正

社会福祉士@実習担当教員の要件

☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導

（ア）学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（ウ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

（エ）社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正 元文科 高第1122号 社援発0306第23号 令和2年3月6日）

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

実習演習科目における教員の資格要件については、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。なお、実習演習科目を担当する教員は、下記に掲げる要件にかかわらず、精神保健福祉士資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者であることや、<u>習得した知識及び技能を保持するため、科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了後においても定期的に再受講することが望ましい。</u>

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

ア 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

オ 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校

教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

カ 社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第1項第2号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当する者(ただし、ソーシャルワーク演習に限る。)

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

＜新カリキュラムにおける変更点＞

○ 実習演習担当教員の要件については、引き続きすべての養成施設等が対応できるよう一定の配慮が必要であることから、教員要件の変更は行わないこととするが、**実習演習担当教員の質の向上・担保は重要**である。

○ 実習演習担当教員の質の向上・担保を図るため、実習演習担当教員については、例えば、**「精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上の経験を有する者で、かつ、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者が望ましい」「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会については5年ごとに受講することが望ましい」**として通知等で養成施設等に配慮を求めることとする。

出所:厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

実習担当教員の役割

①実習先決定(実習に関する契約書類の作成、実習指導者と実習計画案の調整、実習受入れのための確認と調整など)
②実習準備(実習生個人調書や実習計画等の作成指導及び合意(署名)、修正、実習先との事前打ち合わせに向けた準備等)
③実習中のスーパービジョン(巡回指導・帰校日指導他)
④実習生のアドボケート
⑤実習後の指導
⑥実習科目の評価
⑦実習施設・機関及び実習指導者との連絡調整(実習前・中・後)

※「実習」の前後には「ソーシャルワーク実習指導」が配置され、そこで学生への必要な指導が行われる

実習担当教員に求められる4つの能力

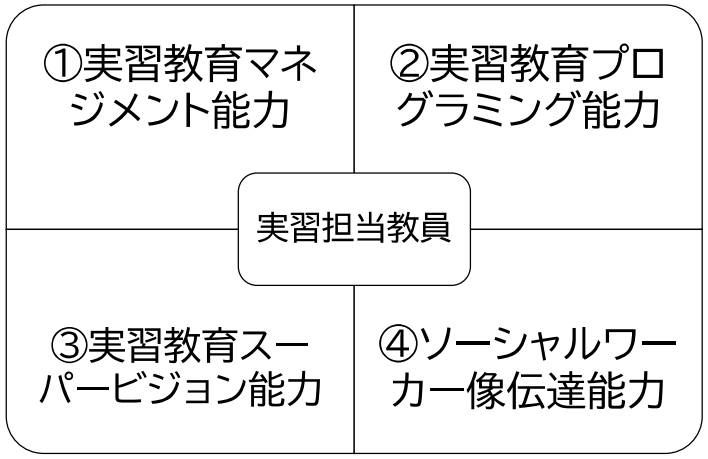

実習担当教員に求められる4つの能力

【基本前提】

☑**実習教育は養成校と実習施設・機関との連携に基づく**
→ 養成校の実習教育体制をシステム化する必要性
（実習教育は教員の個人技で行うものではない）

☑**4つの能力は実習指導者と教員で共通している**
→ 養成校と実習施設・機関との連携の条件
（双方の認識の共通化し、指導能力を担保する）

※4つの能力について実習担当教員講習会・実習指導者講習会で扱うことにより、実習教育における連携体制の構築に寄与する

実習担当教員に求められる4つの能力

①実習教育マネジメント能力
実習関係3者（あるいは4者）の関係を的確に構築し運営する能力
・養成校内におけるマネジメント
・個人情報保護に関するマネジメント
・実習の流れに応じたマネジメント

②実習教育プログラミング能力
実習前・中・後における教育プログラムを作成する能力
→ 養成校としての実習教育プログラムに反映
・実習前・中・後の指導内容の組み立て
・クラス間での指導内容等の共通化
・関連する講義科目との整合性の確保

実習担当教員に求められる4つの能力

③実習教育スーパービジョン能力
実習教育におけるスーパービジョンを実施・展開する能力
・実習スーパービジョンは二重であることから実習指導者との連携が重要
・実習前・中・後の一貫したスーパービジョンの実施
・実習生の悩み・不安等に対する一般的・具体的な理解

④ソーシャルワーカー像の伝達能力
学生に（目指すべき）ソーシャルワーカー像を伝達する能力
→ 講義・演習・実習によりソーシャルワーカー像の統合的理解へ
・実習前におけるソーシャルワーカー像のイメージ形成
・スペシフィックな学びである実習を踏まえたスーパービジョン

個別的な実習体験を一般化する重要性

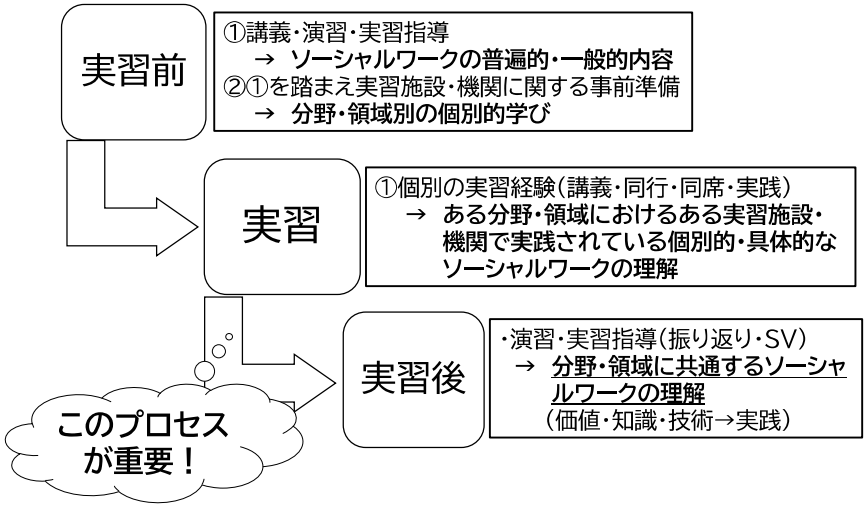

実習指導概論は以上で終了となります

ご清聴ありがとうございました

実習指導方法論1
ソーシャルワーク実習マネジメント論

ソーシャルワーク実習担当教員講習会

ソーシャルワーク実習マネジメント論

- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法
- ソーシャルワーク実習担当教員の役割
- ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題
- ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上

ソーシャルワーク実習マネジメント論の構成

- 講義（2時間）
- 演習（4時間）

講義（2時間）

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象

実習教育にまつわるマネジメントの問題

- どうすれば、効果的・効率的に実習の目的・目標を達成できるか
- どうすれば、実習生は安心して、安全に実習できるか
- どうすれば、円滑に、効率的に、養成校と実習施設・機関間の書類のやり取りができるか、連絡調整できるか
- どうすれば、実習生やクライエント、実習施設・機関の利益を守りながら、実習できるか
- どうすれば、実習に関係する資源を最大限に活用できるか

実習教育マネジメントとは

- 実習教育マネジメントとは、ソーシャルワーク実習の目的を達成するために、経営資源（人的資源・物的資源・財政的資源・時間的資源（機会）・情報的資源（ノウハウ含む）等）を、効果的、効率的に活用すること
- 具体的には、
  ①養成校内のマネジメント
  ②実習施設・機関及び関連施設・機関等のマネジメント
  ③養成校と実習施設・機関等の連携・協働におけるマネジメント

養成校内の実習教育マネジメントの例

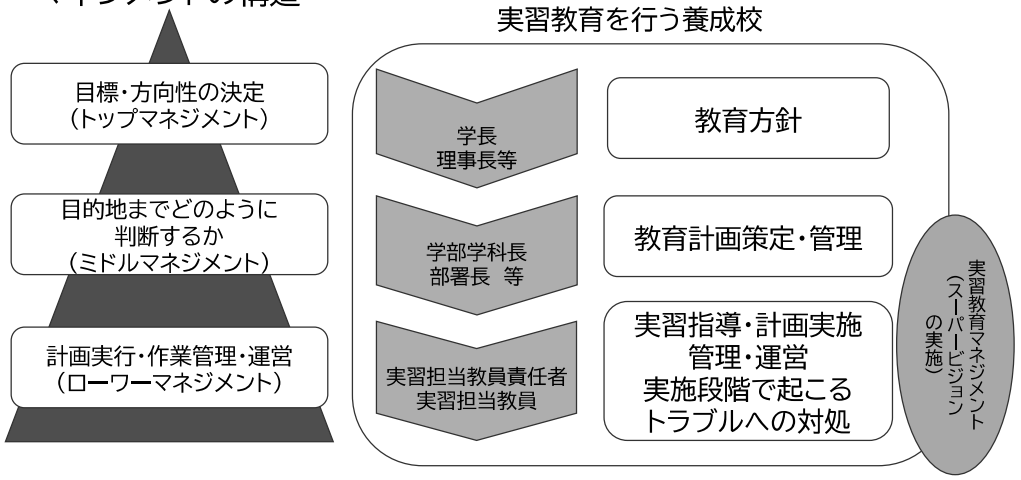

出典：潮谷恵美（2013）「実習担当教員講習会資料　実習指導方法論Ⅰ　実習教育マネジメント」

実習教育マネジメントの基盤

①実習先施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成
②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築
③実習指導者と実習担当教員の協働

①実習施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成

- 施設・機関と養成校の組織間、実習指導者と実習担当教員で「共通の使命」について合意を形成し、連携・協働して実習指導を進めていく。

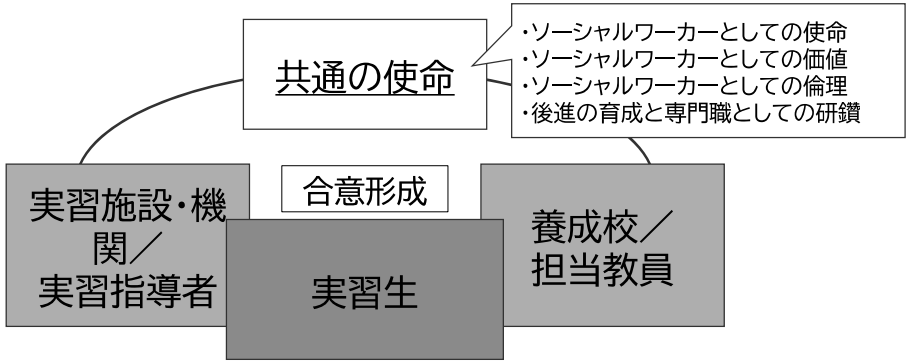

②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築

- 十分な実習指導がなされ、実務的にもスムーズに実習にかかわる業務が遂行され、かつ、実習先や学生からも信頼がおける体制をつくる。
- 複数クラスで実施される実習指導の内容や進行状況等を確認する。
- 指導内容や事前訪問、巡回指導、事後指導等、実習施設・機関に対する働きかけに関する養成校としての見解やかかわりを統一する。
- 実習生からの実習費の徴収、実習先への実習費の支払い、謝礼等の支払い等の妥当性、合理性等について、養成校としての説明責任を果たす。
- 緊急時への対応など、養成校組織管理責任を明確にする。
- 養成校には、「実習委員会」等の組織を設置する。

養成校内の実習に関連する組織

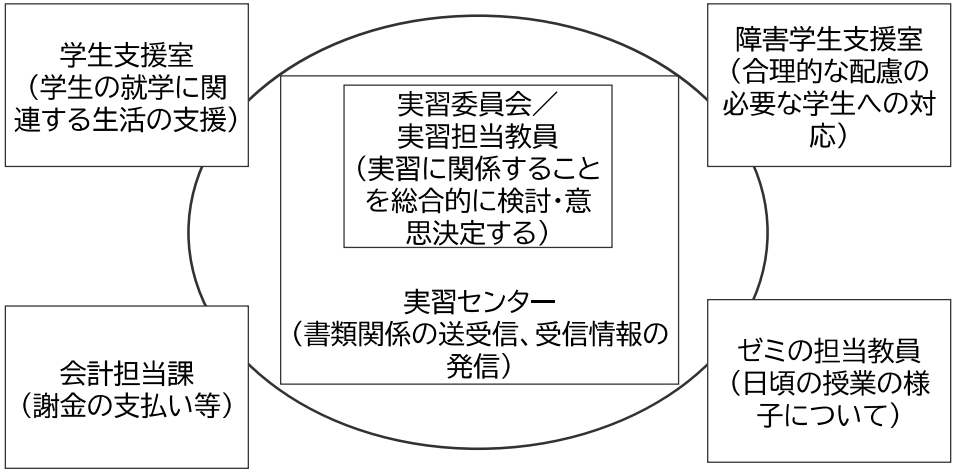

③実習指導者と実習担当教員の協働

- 養成校が実習生に対して、実習施設・機関との連動性・整合性を図りつつ、第一義的な教育責任をもつ。
- 実習施設・機関と養成校の間で契約（協定）を取り交わし、組織対組織の責任の所在と内容を明らかにする。
- 関係者それぞれの役割と責任と守られるべき権利について相互に確認する。

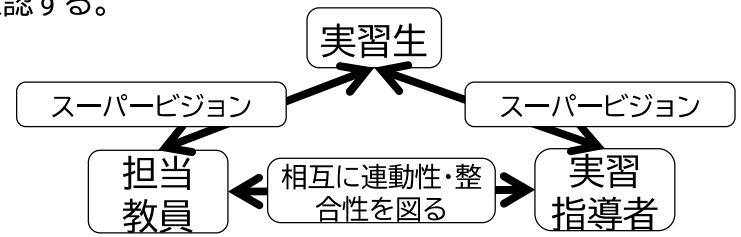

実習教育マネジメントの対象

①養成校システム
ー実習委員会

②実習施設・機関システム
ー実習受け入れ委員会

③実習生システム
ー個人的な状況が実習に与える影響

④クライエントシステムと社会環境システム
ーミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実習でのかかわり

実習におけるステークホルダーの全体像

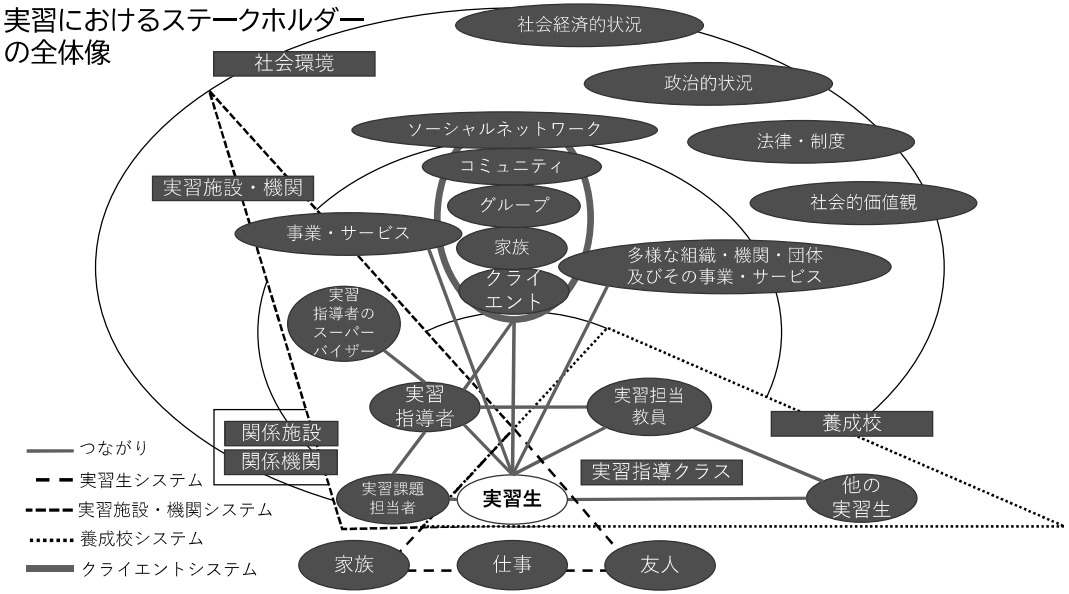

①養成校システム

主に、実習指導担当教員がマネジメントする。

- 実習指導にかかわる養成校内組織（実習委員会等）の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- 実習担当教員間の連携体制
- 複数の実習クラスと教員が方針や決定を共有
- 実習指導者との間での連絡調整が可能な関係づくり
- 実習指導を担当する非常勤講師との連絡調整

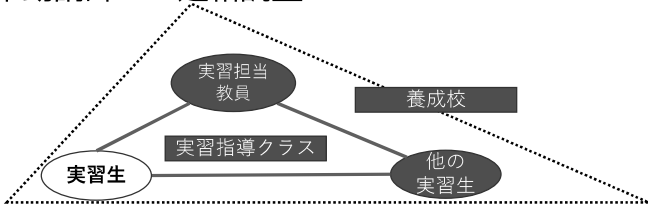

②実習施設・機関システム

主に、実習指導者がマネジメントを担当。

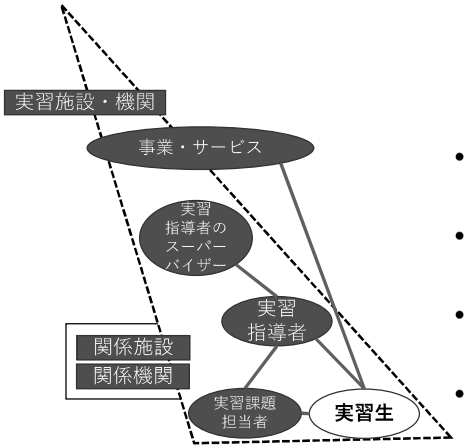

- 実習指導にかかわる実習施設・機関内組織（実習受け入れ委員会等）の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- 実習が社会福祉士受験資格要件にあてはまるものか確認。
- 実習を実施するのに適切な環境の整備
- 実習担当教員との間での連絡調整が可能な関係づくり
- 実習施設・機関内の合意形成に向け、実習担当教員が実習指導者をバックアップする。

③実習生システム

主に、実習生自身がマネジメントする。教員はそのマネジメントをサポートする。

- 実習生自身が、自分自身の状況をマネジメントできているかを、必要に応じて観察する。
- 実習生自身の個人的な状況が実習の効果的・効率的な実施に大きな影響を与えていることを意識する。
- 実習生システムに何が起きているかに注意を払う。

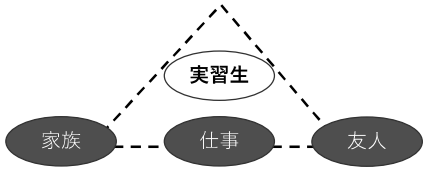

④クライエントシステムと社会環境システム

主に、実習指導者が実習プログラムとの関係でマネジメントする。

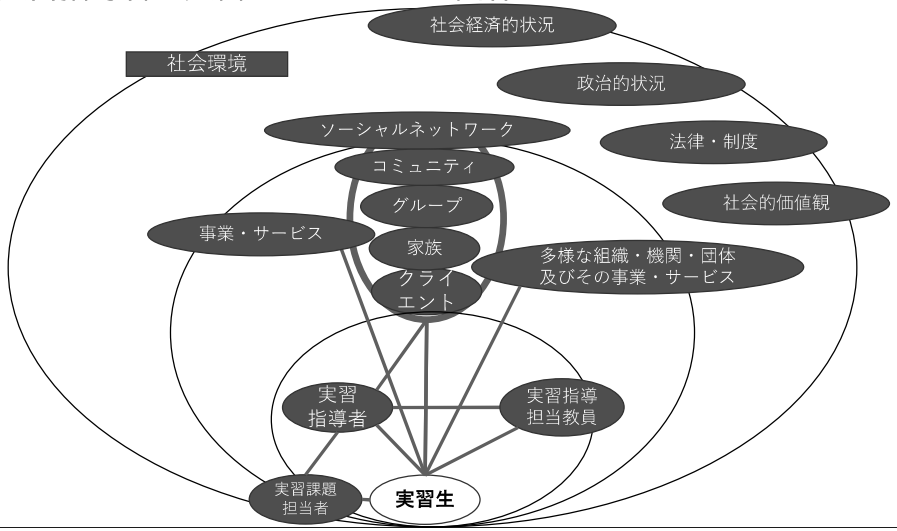

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法

養成校における実習指導体制の構築

①養成校における実習教育の意義の明確化
－実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立
－実習にかかわる責任、権限、業務の明確化
－学生理解、実習展開状況の把握、情報の共有
－養成校内における必要な相互支援
－実習にかかわる特別な状況への対応

③個人情報の適切な取り扱い（クライエント等関係者）と個人情報保護（実習生）

④リスクマネジメント

⑤実習指導マニュアルの作成

①養成校における実習教育の意義の明確化
（実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成）

- 養成校として掲げている人材育成の方針（DP等）と実習の関連を整理し、組織の中での実習の位置づけを確認する。
- 講義科目（指定科目、独自科目等）・演習（ソーシャルワーク演習の科目、その他の演習科目）と実習とのつながり、学びの循環を確認する。
- 上記について、養成校内の教員・事務担当者間で共有し、共通認識にする。

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立

- 実習教育の重要性を養成校内で共有する。
- 実習をめぐって起こる個々の様々な出来事は、実習生個人の責任に帰さず、養成校として責任を負える体制を整備する。
- 実習センターまたは実習実施に必要な事務体制を確保する。
- 実習先のクライエントへの責任は実習施設・機関が責任を負うが、養成校としては十分に配慮し、クライエントに不利益が生じないよう協働する。
- 養成校と実習施設・機関との間では、「組織対組織」の関係づくりをする。
- 養成校内での責任の所在を明確にするために、役割と担うべき業務の範囲を示した業務分掌を作成し、権限・職務を整理する。
- 業務分掌に示された担当業務を補い合えるよう、養成校内で連携・協働体制をつくる。

③個人情報の適切な取り扱い
（クライエント等関係者）

- 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう」（個人情報保護法第2条）
- 実習施設・機関が「死亡者・生死不明者」の情報を保存している場合には、個人情報と同等の措置を講ずる必要がある。
- 個人情報は、①個人情報（氏名等）、②個人情報データベース、③個人データ（ケース記録）、保有個人データ等に分けられる。
- 個人情報の中でも第三者に知られると人権を侵害する恐れのあるもの等をセンシティブ情報として、原則、取得、利用又は第三者提供のいずれも禁止とするガイドラインがある。

  ①匿名化、②本人同意、③個人データの第三者提供、④実習生の立場（実習生は、「委託先の従業者」に含む）

- 専門職としての個人情報とのかかわり

  SNSの利用などで、クライエントの個人情報を不適切に扱うことがないよう具体的に注意喚起する必要がある。

③個人情報保護（実習生）

- 実習生の個人情報の取り扱いについて、事前に実習生の同意を得る。

※実習指導者にどのような情報を伝えるかについて、実習生との十分な打ち合わせが必要である。

- 実習施設・機関での実習生の個人情報の取り扱いについて、打ち合わせておく必要がある。
- 実習生のセンシティブ情報については、「第三者提供を行わない」とするガイドラインに従う。
- 実習担当教員が実習生のすべてを知っているとは限らないという前提がある。
- 「第三者提供を行わない」というガイドラインに従い、実習指導担当教員が実習生について知り得た情報等を実習指導者に提供できないことがあり得ることを共通理解にする。
- 実習施設・機関の要求（リスクマネジメント）と個人情報保護とのジレンマ

他に必要な個人情報の適切な取り扱いと保護

- 実習においては、個人情報を適切に取り扱うことで、学びを得られるような取り組みが必要である。
- 施設での出来事、実習中に知り得た情報等は、自宅で家族に話をしたり、友人に伝えたり、SNSに投稿したりすることは避けなければならない。
- 実習生が自分自身の個人情報を適切に管理できるよう指導する。

8.（プライバシーの尊重と秘密の保持） ソーシャルワーカーは、クライエントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。（ソーシャルワーカーの倫理綱領）

7. プライバシーの尊重
7－1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。
7－2. 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。
7－3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。
8. 秘密の保持
8－1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
8－2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
8－3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
8－4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。
（社会福祉士の行動規範）

精神保健福祉士の倫理綱領　2018年6月17日改訂

3.（プライバシーと秘密保持） 精神保健福祉士は、クライエントのプライバシーを尊重し、その秘密を保持する。（精神保健福祉士の倫理原則）

3. プライバシーと秘密保持
精神保健福祉士は、クライエントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について秘密を保持する。なお、業務を辞めたあとでも、秘密を保持する義務は継続する。
a 第三者から情報の開示の要求がある場合、クライエントの同意を得た上で開示する。クライエントに不利益を及ぼす可能性がある時には、クライエントの秘密保持を優先する。
b 秘密を保持することにより、クライエントまたは第三者の生命、財産に緊急の被害が予測される場合は、クライエントとの協議を含め慎重に対処する。
c 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了承を得て行い、個人情報の提供は必要最小限度にとどめる。また、その秘密保持に関しては、細心の注意を払う。クライエントに関係する人々の個人情報に関しても同様の配慮を行う。
d クライエントを他機関に紹介する時には、個人情報や記録の提供についてクライエントとの協議を経て決める。
e 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。
f クライエントから要求がある時は、クライエントの個人情報を開示する。ただし、記録の中にある第三者の秘密を保護しなければならない。
g 電子機器等によりクライエントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を保証できるよう最善の方策を用い、慎重に行う。（精神保健福祉士の倫理基準）

④リスクマネジメント

- それぞれが「予防措置」と「対応措置」を明確にすること。
- **養成校のリスク**
－実習単位の認定に必要な条件の確認
－関係者の個人情報管理
－実習中の事故に対して、緊急連絡・対応の体制
- **実習生のリスク**
－対人・対物の損害（学研災・学研賠への加入）
－実習生の実習中のけがや病気（精神状況等含む）
－関係者（指導者、地域住民、クライエント等）とのトラブル（ハラスメント等含む）
－実習の実施形態（通勤型・施設等宿泊型、地域滞在型）への対応
- **クライエント、利用者等のリスク**
－不利益を受けていないかのモニタリング
- **実習施設・機関等のリスク**
－第三者からの苦情、問題指摘、損害賠償の訴えへの対応
－損害の補償について、契約（協定）で事前に文書化しておく。

他に想定されるリスクのマネジメント

- 自然災害（地震、津波、風水害等）の発生時の対応については、実習指導者と事前に打ち合わせ、合意しておく。
- 様々な感染症への感染リスクへの対応を検討する。
- ハラスメントの発生
- 個人情報のリーク
- 施設や法人情報の外部へのリーク

養成校、実習施設・機関間における実習指導体制の構築

- 実習依頼時の養成校と実習施設・機関間の契約（協定）等の取り交わし

①契約（協定）等を取り交わす意義

②契約（協定）等の内容等

③契約（協定）等を取り交わす手順と方法

①契約（協定）等を取り交わす意義

- 養成校と実習施設・機関の個別の状況に即して、実習実施にかかる具体的な条件や約束、用件を確認する。
- 多様な施設・機関及び団体・組織が実習施設・機関となるため、より一層、個別の状況によって確認する必要性が高まる。
- 契約（協定）に示されている内容を実行できる能力や体制があるかどうかを評価し、責任を明確にする。
- 例えば、「自然災害等の発生時や警報の発令時に、実習生は誰の指示に従うのか」、などが明確になるようにする。

②契約（協定）等の内容等

- 実習依頼時に確認が必要な内容等

－実習指導者の要件、日程、時間が資格付与の要件を満たしている証明が得られること。

－指導上の必要や、リスクマネジメントから必要な対応を図るための情報や合意の明示、実習生が加入している保険の内容および手続きの説明

※腸内細菌検査や抗体価検査については、養成校や実習施設・機関により、取り扱いが異なるため、検討や確認が必要。

③契約（協定）等を取り交わす手順と方法

養成校内での合意	実習施設・機関に対する依頼、書類等の取り交わし	実習先に対する学生の配属先を決定	実習中・後の指導連携と問題対応
社会における組織間の約束について、養成校内において公式に検討された実習指導内容等に基づいて依頼、交渉、調整する	実習施設・機関への訪問、その他の連絡方法によって行う。 実習の承諾には実習施設・機関内での調整が必要になることに配慮する。 実習ノート上の指導、実習計画の変更、評価の扱い、状況に応じた対応についても合意を図る。	実習生の受け入れ条件を確認する。 学生側の条件とのすり合わせや相談をする。 ※実習配属に関する養成校の取り決めをあらかじめ共有化しておく。 ※実習先決定プロセスから学生が主体的にかかわるように工夫する。	必要な連絡調整を相互に行う。 実習指導や事故の対応にかかわる相互連携や対応も視野に入れて、実習指導者と実習担当教員が連携・協働する。帰校日・巡回によって、配属現場の調整などについてもお願いすることを事前に伝える。

ソーシャルワーク実習担当教員の役割

実習担当教員の役割と実習指導プロセス

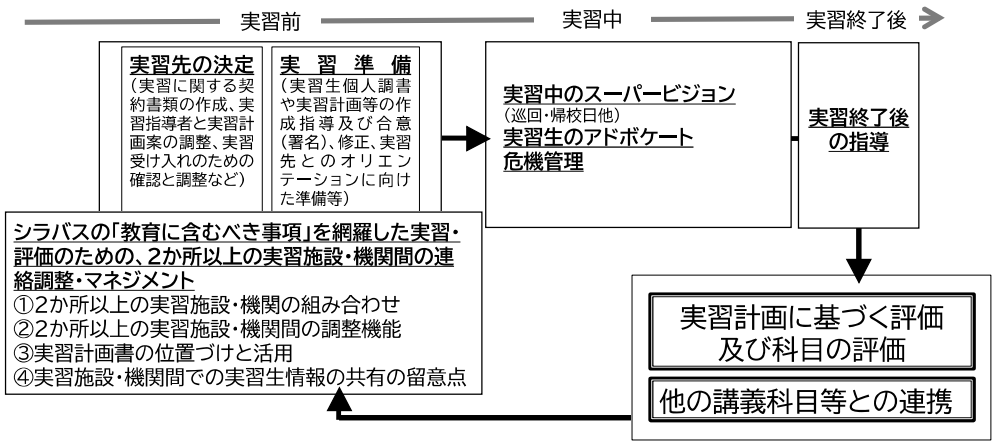

※これらには、それぞれの役割遂行に必要な書類の作成や提出、準備スケジュール及び実習計画の進行管理を含む。
※実習担当教員は、これらの役割を実習生及び実習指導者との協働によって実施する。

「教育に含むべき事項」を網羅した実習・評価

- 2か所以上（180時間以上の実習に取り組む実習施設・機関と他の時間数で取り組む実習施設・機関）の間をつなぐ、マネジメント機能を発揮する。

※2か所以上の実習施設・機関の組み合わせやタイミングは様々なパターンが考えられるため、状況に応じて効果的な対応を検討

※養成校のカリキュラム上の実習の配置方法により、複数の担当教員がかかわる場合には、担当教員同士の連携が必要

シラバスの「教育に含むべき事項」を網羅した実習・評価のために、2か所以上の実習施設・機関間の連絡調整・マネジメントが必要不可欠

①2か所以上の実習施設・機関の組み合わせ

- 機能の異なる2か所以上の実習施設・機関、1つの実習施設・機関で180時間以上の実習、合計240時間以上
- 各実習施設・機関の基本実習プログラムを、事前把握しておく必要がある。
- 実習施設・機関の基本実習プログラム等を実習担当教員も一緒に考える。
- 2か所以上の実習施設・機関をどう組み合わせれば、実習生は「教育に含むべき事項」を網羅して実習し、評価を受けることができるか、実習担当教員は十分に考慮して240時間以上をデザインする。

例

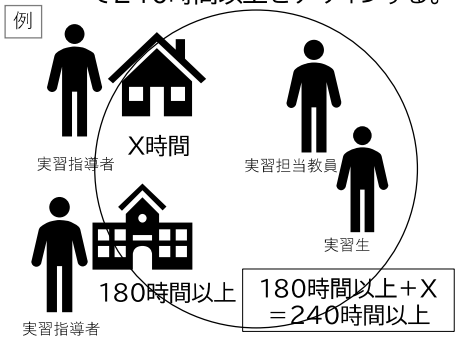

例

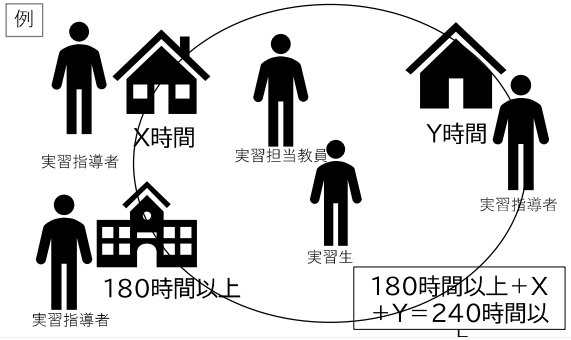

②2か所以上の実習施設・機関間の調整機能

- **実習担当教員は、**実習計画書をツールとして最大限に活用し、教育に含むべき事項が網羅されるように、実習施設・機関間または各実習指導者間を**調整する機能を発揮する**ことが必要。
- 調整機能を発揮するために会議やミーティングなどを活用することもある。

例

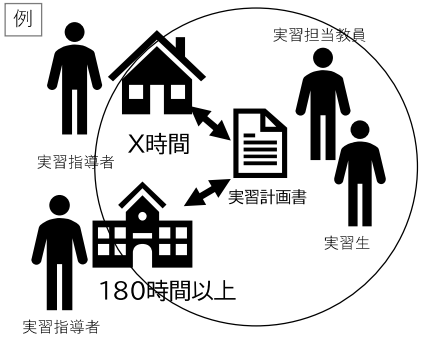

例

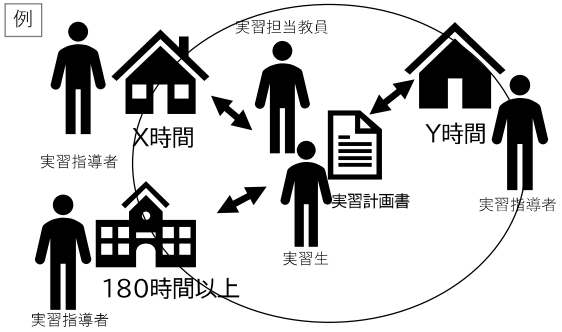

③実習計画書の位置づけと活用

- 実習担当教員は、2か所以上での実習先での実習の成果（実際の実施状況と達成度等）を把握する。その上で、240時間以上の実習で「教育に含むべき事項」がすべて網羅して評価できるよう、実習計画書の作成および修正を指導する必要がある。
- 実習目標（＝「教育に含むべき事項」の習得）の達成に向けて、実習教育ガイドラインを参考に、実習計画書に具体的な実施内容を書き込むよう指導する。

例

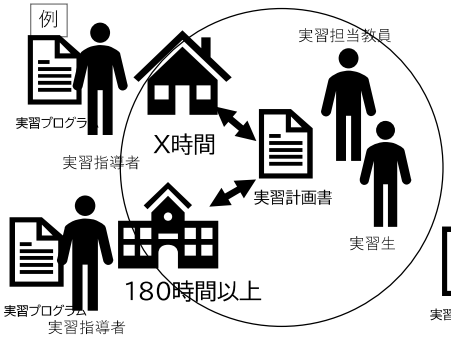

例

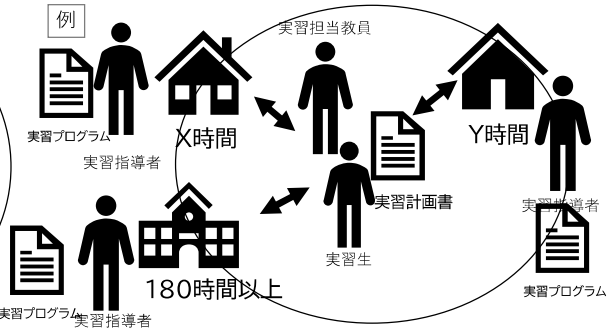

④実習施設・機関間の実習生情報の共有の留意点

- 実習生情報（他の実習先での評価含む）を複数の実習施設・機関間で共有する際は、常に実習生の同席・同意に基づいて行う。
- 他の実習先の実習生に対する評価は、実習の内容や実習指導者の実習生へのかかわりに大きな影響を与える可能性があることに留意する。
- 各実習施設・機関の実習指導者等の間で、直接、実習生情報が交換されないよう配慮する。

例

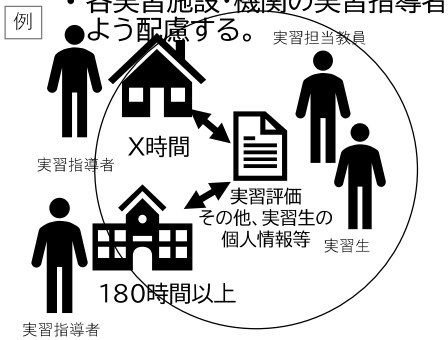

例

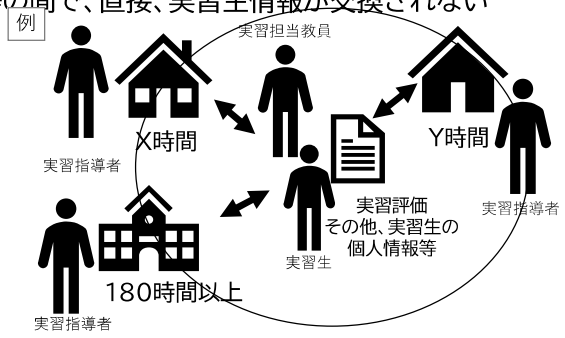

ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等

ICT（情報通信技術）の活用と留意点

（活用方法）
- ICTを活用した連絡体制を構築する。
- 巡回指導・帰校日指導を補助するスーパービジョンの機会の確保にビデオミーティング（zoomやSkypeなど）を活用する。

（留意点）
- 個人情報の管理
- 画面の枠外の状況の確認とプライバシーの保護

実習指導マニュアルの作成

- 実習指導マニュアルの作成は、実習指導を組織的に実施するための仕組みの整備の一つ。
- 暗黙の了解によって実施されているマネジメントを明文化し、組織内の作業の標準化と質を確保する。
- 養成校内で共有すべき実習指導に関する考え方や価値観、あるいは信念を共通理解にするためのツールとなる。
- 教員が異動しても、一定の水準以上で実習指導を提供できるようにする。
- 限られた資源を有効に活用し効率よく業務を展開、生産性を向上するのにも役立つ。
- 直接的に実習教育にかかわっていない教員の理解を得るのにも役に立つ。
- 内容は、「養成校としての実習の位置づけ」「実習指導の流れや手順」「留意点」など

実習の手引き（実習生／実習施設・機関配布用）

- 実習指導マニュアルをもとに、実習教育マネジメントの内容やプロセス、実習施設・機関と実習生、養成校との間で取り交わす書類について、わかりやすく示す。
- 実習に関する養成校の考え方や実習指導のあり方、リスクマネジメントに関する考え方について、実習の関係者間で共通理解を促すツールになる。

必要な書類とその様式について

- 実習依頼書
- 実習契約書（協定書）
- 承諾書
- 出勤簿
- 評価表等の実習後の証明
- 実習生の誓約書

（実習生の個人情報に関係するもの）
- 健康状態証明書等
- 個人票（履歴書）

養成校の考えや方針を踏まえて、共通理解に基づいて書類の様式や文章を作成する必要がある。

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題

養成校調査の結果

- 現在実施中の養成校への調査を取りまとめ、報告します。

演習（4時間）

はじめに

- より質の高い実習指導を目指して
- 私たち自身が、常に学び続ける必要がある。

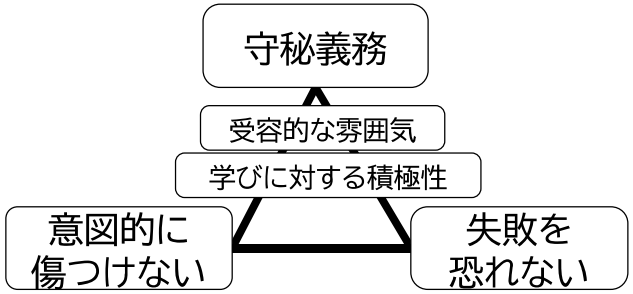

- メンバー同士で気づきあうことによる学び。

フィードバックの留意点

- フィードバックを通して、メンバー間の気づきを促し、学びを深める。
- 「素晴らしかったです」「良かったと思います」では、気づきを促すことはできない。
- 具体的に、どのようなやり取りで何を感じたのか、メンバーに伝える。
- どうすればいいかというアドバイスではなく、何を感じたか、気づいたかを伝える。
- ロールプレイの相手（グループのメンバー）を尊重する。

ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上

今日の演習でトレーニングするパターン

- 実習担当教員／実習指導者としてトレーニングしておくべき場面とは、

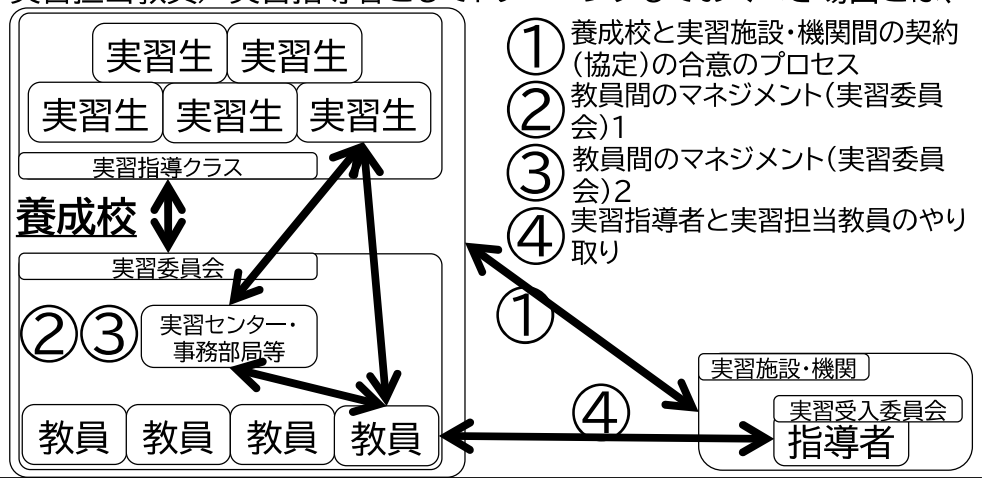

①養成校と実習施設・機関間の契約（協定）の合意のプロセス

- 実習依頼時に、契約書（協定書）の内容を実習施設・機関に説明する場面をロールプレイで実施する。

＜資料＞

- モデル契約書（協定書）

＜ポイント＞

- 養成校としての実習の位置づけや考え方
- 個人情報保護
- リスクマネジメント

①養成校と実習施設・機関間の契約（協定）の合意のプロセス

- 実習指導者役を演じる際、どの実習施設・機関の実習指導者を演じるかを次の例から決定し、実習指導者の視点でモデル契約書（協定書）を＜ポイント＞に焦点を当てて読み、実習担当教員への質問を考える。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 2人組に分かれる。
- 実習担当教員役・実習指導者役を順番に担当する。
- 実習依頼にあたり、契約（協定）の合意に向けて、指導者からの質問を受け、説明する場面のロールプレイを実施する。（5分間）
- 実習指導者役から、実習担当教員役の説明についてのフィードバック（1分）
- 役割を入れ替わって、2回繰り返す。

②実習委員会での話し合い1

- 実習施設・機関から、契約書（協定書）の内容について、問い合わせと修正依頼があり、実習委員会で対応を検討する。

＜事例＞

「（緊急時の対応）第6条養成校（乙）は実習受入施設・機関（甲）に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。」とあるが、この判断によって生じた実習生への損害等については、「養成校の責任」とすることを明記してほしいという連絡が入った。

＜ポイント＞

- 実習委員会のマネジメント
- 実習受入施設・機関との合意形成に向けた養成校内の意思決定

②実習委員会での話し合い1

- 実習委員会のメンバーとして、自分の意見を検討する。（5分）
- 3人組に分かれる。
- 実習委員長と実習委員（2名）の役割を決める。
- 実習委員長役が、どの種別の実習先から連絡がきたかの設定を決定する。

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 養成校としてどう対応するか、実習委員会で話し合う。（20分）
- 自分たちの話し合いについて、気づいたことを1人1分で伝える。（3分）
- どのような結論になったかを全体に報告する。（1グループ2分×代表3グループ程度）

③実習委員会での話し合い2

- 実習生から、「実習施設・機関でハラスメントではないかと疑われる報告があった」という実習担当教員の提案により、実習委員会で対応を検討する。

＜事例＞

帰校日指導の際に、「実習指導者から食事に誘われたが、気が進まず断った。次の日から、実習指導者の態度が急に冷たくなり、スーパービジョンでも責められたり、つらくあたられることが増えた。」と学生から報告があり、ハラスメントではないかと考えたが、どう対応すべきか、担当教員から実習委員会に相談があがった。

＜ポイント＞

- ハラスメントの判断と対応
- リスクマネジメント
- 養成校としての意思決定

③実習委員会での話し合い2

- 3人組に分かれる。
- 実習委員長、実習委員2名の役割を決める。
- 実習委員のうち、1名はハラスメントを疑って相談した教員（実習担当教員）、1名はその相談に対して「学生の思い込みではないか？被害者意識が強いのではないか？」と考えている教員とする。
- 割り振られた役割に従って、どのように役を演じるかを考える。「ハラスメントを疑って相談した教員役」は訴えた実習生がどの実習施設・機関で実習しているか次の例から選ぶ。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 「養成校としてどのように判断するか」、「どのように対応するか」、実習委員会での話し合いを行う。（20分）
- 話し合いから、気づいたことを1人1分で伝える。（3分）
- どのような結論になったかを全体に報告する。（1グループ2分×代表3グループ程度）

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- 「実習生が通勤に使用している自転車に書いてある住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」との連絡が実習指導者から入った。

＜事例＞

担当している実習生の実習受入施設から、「実習生が通勤に使用している自転車に書いてあった住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」と連絡が入った。実習指導者は、「このようなことははじめてで、今後どのように対応するべきか相談したい。施設内ではまだ話し合いができていない。」と話している。

＜ポイント＞

- 実習受入施設・機関のマネジメントのサポート
- 養成校としてのリスクマネジメント

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- 実習指導者として、どの実習施設・機関に所属しているかを下の例から選び、自分がどのような対応に困っているのかを考える。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、児童自立支援施設、就労継続支援B型事業所、精神科病院のデイケアなど

- 実習担当教員として、この連絡を受けてどのように対応するかを考える。（5分）
- 2人組に分かれる。
- 実習指導者役、実習担当教員役に分かれる。
- 実習指導者役から状況が報告され、実習担当教員役が対応する場面をロールプレイする。（5分）
- 実習指導者役から実習担当教員役に対して、どのように感じたかをフィードバックする。（1分）
- 役割を入れ替わり、2回繰り返す。

⑤全体の振り返り

- 3人組に分かれる。
- ①～④のロールプレイについて、気づきを共有する。（1人3分×3人）
- 3人から出た気づきをまとめて、報告者を決め、全体への報告に向けて準備をする。（5分）

⑤全体の振り返り

- 各グループから、全体に気づきを共有する。（1グループ3分程度）

まとめ

ご参加ありがとうございました。

実習指導方法論Ⅱ

ソーシャルワーク実習指導の内容

日本福祉大学　明星智美

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム（実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習項目として明記したもの（基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム（基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき内容」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育内容のメニュー表的位置づけ）。実習生の具体的な実習予定を示すものではない。基本PGを基に実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム（個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の「実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画」に応じて作成される具体的な実習項目と順序を設定した予定表・日程表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書）（計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で学生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

本科目の目的と目標

本科目の目的は大きく２つです。

１．科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業内容と方法の理解

① 科目として教育に含むべき事項と、教育目標を説明することができるようになる。

② 実習指導の授業方法の特質をふまえ、「実習前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画を立てることができるようになる。

２．実習指導者との協働による実習指導の理解形成

① 実習指導者の作成する「実習プログラム」と実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた「実習計画書」の作成指導ができるようになる。

② 実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法を選定することができるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下のとおりです。

１．ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像（　分）	Ⅰ.ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ実習における実習指導の意義 Ⅱ.ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ実習の実施バリエーション Ⅲ.実習指導：授業方法の特徴
２．実習前指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習先決定までの実習指導 Ⅱ.実習先決定後の実習指導 Ⅲ.実習計画書の作成と三者協議
３．実習中指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習巡回指導の内容 Ⅱ.実習巡回指導の方法
４．実習後指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習後指導の内容 Ⅱ.実習後指導の方法 Ⅲ.実習調整会議

1. ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

Ⅰ. ソーシャルワーク実習における実習指導の意義
Ⅱ. ソーシャルワーク実習の実施バリエーション
Ⅲ. ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

ソーシャルワーク実習における実習指導の意義

１．実習指導の意義

①社会福祉士・ソーシャルワーカー養成の責任は、一義的に養成校にあり、教員の責任のもとで実習指導に取り組む必要がある。
②適切な実習目標の設定や計画策定等の実習前指導、実習中指導、実習終了後の振り返り等の指導があってはじめて、実習生の学びが深まる。
③充実した実習の機会の提供のための実習指導者との連携は、養成校の教員は様々なソーシャルワークの実際を実践現場や地域から学ぶ機会となる。

２．実習指導の目的

①社会福祉士になるための学びとしてなぜ実習が重要なのかを理解する。
②実習は単なる体験学習とは異なり、ソーシャルワークの業務や実践に必要な知識・技術を深めるということを理解する。
③座学で学んだ法律や制度、ソーシャルワーク技術等について、実際の現場、支援の文脈に関連付けて理解する。
④実習は限られた場所と一定の期間内の経験であることから、目的的かつ計画的に学べるようにする。
⑤実習をとおして、自らも知識不足や理解の不十分さなどに気づくことで、事後学習の課題やその後の研究課題等の設定につながる。

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき内容
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者や関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 １ アウトリーチ　２ ネットワーキング　３ コーディネーション ４ ネゴシエーション　５ ファシリテーション ６ プレゼンテーション　７ ソーシャルアクション

ソーシャルワーク実習指導の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき内容
① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し体系立てていくことができる総合的なの能力を涵養する。	① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョンを含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価。 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価及び全体総括会

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

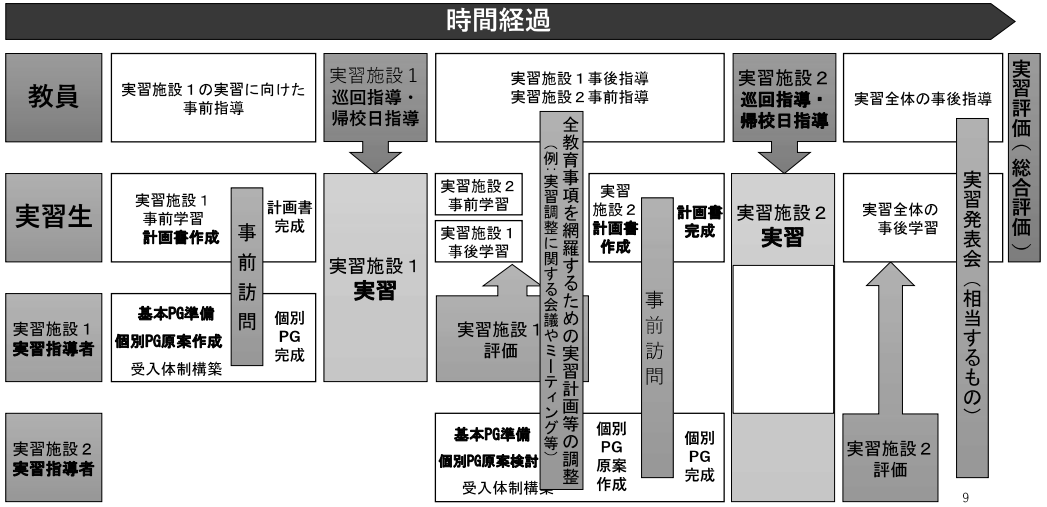

ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

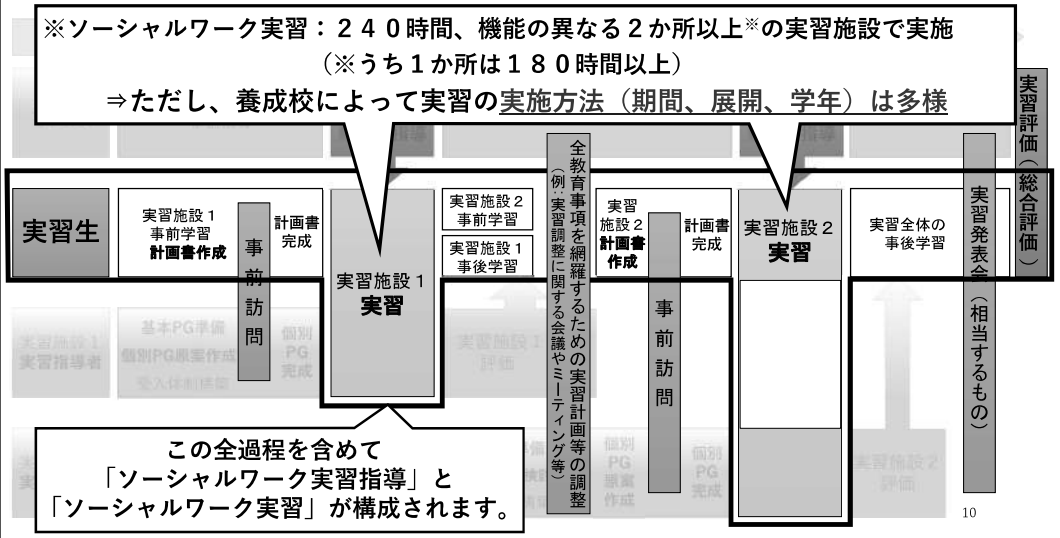

ソーシャルワーク実習の実施バリエーション（例）

パターンＡ：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間実習

	１８０時間実習	６０時間実習
Ａ－１	２年次実施	３年次実施
Ａ－２	３年次実施	３年次実施
Ａ－３	３年次実施	４年次実施

パターンＢ：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間実習

	６０時間実習	１８０時間実習
Ｂ－１	２年次実施	３年次実施
Ｂ－２	３年次実施	３年次実施
Ｂ－３	３年次実施	４年次実施

※上記は福祉系４年制大学の例のイメージです。一般養成施設や短期大学の場合は学年のバリエーションが異なります

厚生労働省Ｑ＆Ａで「１か所の実習期間が著しく短い場合には、充分な教育効果が期待できないことから望ましくない」とあり、極端な時間配分（230時間＋10時間等）は実施されないと思われます。ただし上記以外にも200時間＋40時間や3か所実習（180＋30＋30等）等、多様な実施がありえます。

多様なソーシャルワーク実習の実施　例１

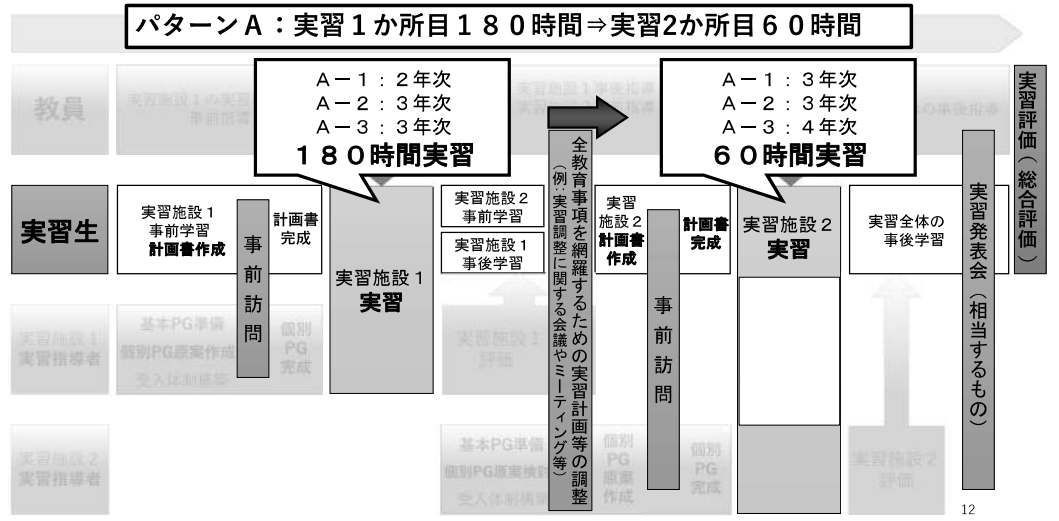

多様なソーシャルワーク実習の実施　例２

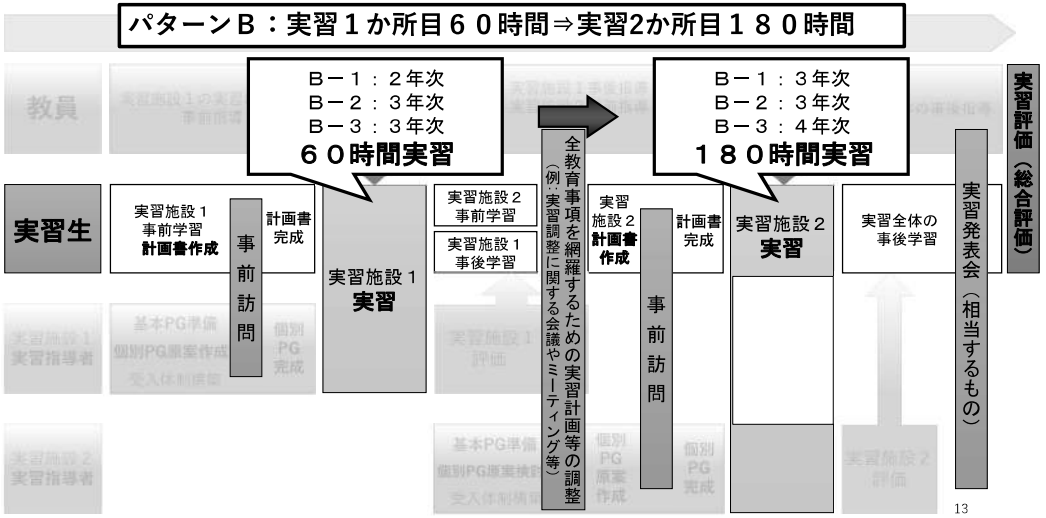

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

「ソーシャルワーク実習指導」は、資格の資質の保障、実習での学生の成長を保障するために、実習に向けた準備から実習後の振り返りまでを一貫したものとして行います。養成校での科目の学習と実習での体験・経験とを結ぶために、実習指導は演習的な授業方法などの工夫が求められます。

１．「演習」的な授業方法　（アクティブラーニング）
２．相乗的な教育効果を生む集団指導
３．学生（実習生）個々の関心や課題を踏まえた個別指導
４．学生（実習生）・教員・実習指導者の三者協議
５．実習指導者等との協働による授業

ジェネラリストとしてのソーシャルワーカーを養成するためのプログラム

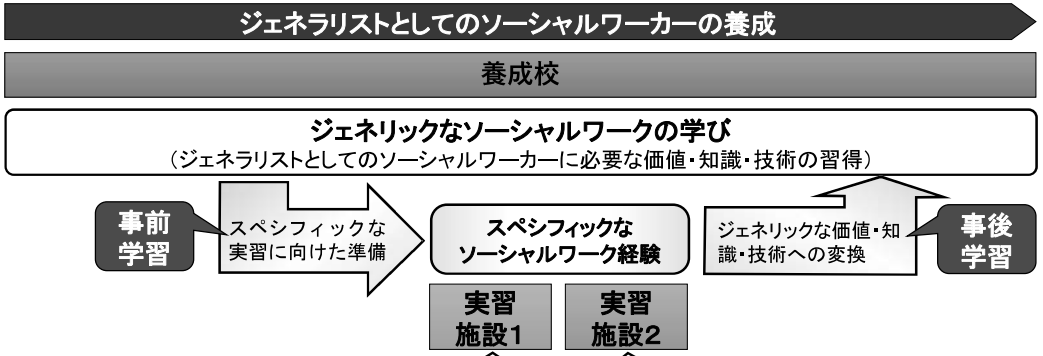

各種別の社会福祉士養成ではなく、**“ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー”**を養成する視点から実習PGを作成する必要があります。

⇒“各実習施設・実習指導者の業務”ではなく、**“各実習施設・実習指導者の立場からのソーシャルワーク”**の理解に向けた実習体験・理論的説明を設定する（**基本PG**）

⇒実習前の履修状況や実習後の学習を踏まえて、実習体験・理論的説明の水準を設定する（**個別PG**）[4]

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

１．「演習」的な授業方法　（アクティブラーニング）

学生の能動的な参加を促す授業
ワークシートなどのツールの活用
調べ学習などの学習活動の活用
準備―参加―振り返りのプロセスで学びを深める
個人指導と小集団指導の組み合わせによる授業構成

２．相乗的な教育効果を生む集団指導

実習事前準備の促進、実習中の学び合い（帰校日指導等）、実習の振り返りと分かち合いなどの場面で、グループ活動を取り入れる
【教員の役割、留意点】
- 学生の主体的な参加、発言を促す
- 学生が自ら考え、議論し、学びあう環境を保障する
- 学習のねらいと成果、他の科目で学んだ知識、技術等と結びつけた多面的理解を促す

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

３．学生（実習生）個々の関心や課題を踏まえた個別指導
実習へのモチベーションを確認しその向上を図る
学生の関心や実習に向けた課題を確認し、言語化をたすける
実習における個々の課題を学生と共に抽出、対応策を考えることをたすける

４．学生（実習生）・教員・実習指導者の三者協議
実習が、学生・教員・実習先の三者関係で成り立つことの理解のうえに、
実習プログラムと実習計画書の整合をはかり、実習目標等をより明確にする
ための三者協議を「実習指導」に含める
【教員の留意点】実習マネジメントとも関連して、「実習調整会議」など、
実習指導者との連携の強化が求められる

５．実習指導者等との協働による授業
学外の実習指導者、援助職員等の授業参加（ゲスト講義等）、施設見学
【教員の役割】・ねらいの設定と結果の確認
・場面設定

2．実習前指導の内容と方法

Ⅰ.実習先決定までの実習指導
Ⅱ.実習先決定後の実習指導
Ⅲ.実習計画書の作成と三者協議

実習前指導のながれ

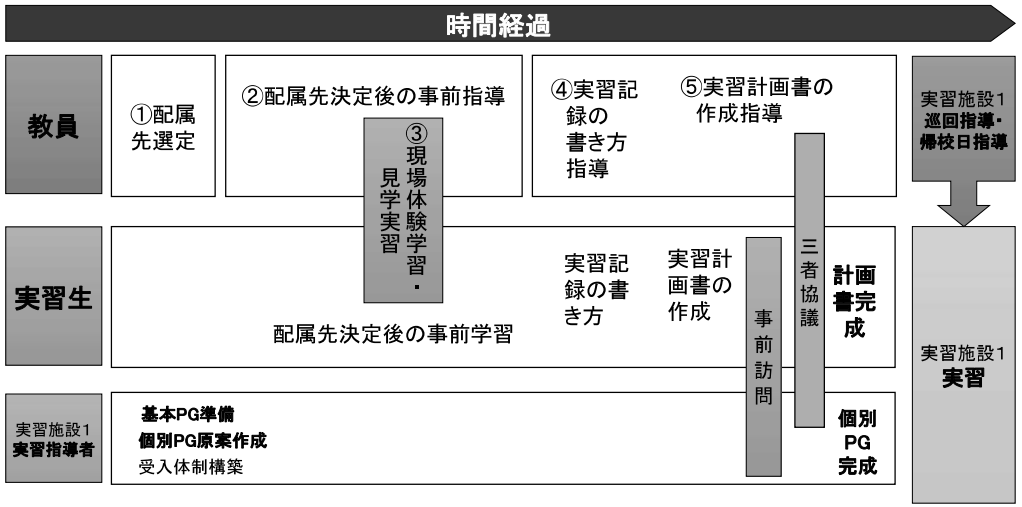

2. 実習前指導の内容と方法

（1）配属先選定

配属先候補の提示

2か所以上の機能が異なる施設・機関の組み合わせ

①一法人内の機能が異なる複数の施設・機関
②同市・町・地区内にある機能が異なる施設・機関
③共通の対象者が関わるケースを連携・協働して支援している複数の施設・機関等

学生指導

①学生の適性を測り、実習に対するモチベーションを確認しておく
②実習施設・機関についての調べ学習等を促し、実習に行く目標設定を支援する
⇒「なぜ社会福祉士をめざすのか」「なぜ、その実習先を希望するのか」を問い、明確化、言語化を促す
⇒学生の希望を尊重するが、過度に種別にこだわらない指導も必要

指導展開（例）

○学生と教員との面談→調整→決定

○希望調査→調整→決定

○希望調査→学生と教員との面談→調整→決定

○オリエンーション→希望調査→見学実習→希望確認→調整→決定

２．実習前指導の内容と方法

（２）配属先決定後の事前指導

・学生が実習でよいパフォーマンスを発揮できるように必要な準備を理解してもらい、実習目標を立てるための準備の内容や方法を指導する
・厚生労働省通知のねらいや「実習教育内容・実習評価ガイドライン」（ソ教連）における教育目標が、実習の中に盛り込まれることを実習生が理解できることが重要

①実習先に関する基礎理解	②実習先で必要とされる価値・知識・技術の基礎理解
【学習の項目】 ア. 実習施設・機関の概要 （沿革、設置理念、法的根拠、事業内容、職員・組織体制等） イ. 地域社会の特性 ウ. 利用者と生活環境 エ. 実習分野が関わる法律・制度 【方法】 ・ワークシート等を使った調べ学習 ・実習先訪問やフィールドワーク等を行う調べ学習 ・情報収集の方法に関する指導	実習施設・機関におけるソーシャルワーク場面で求められる価値規範・知識・技術に関する理解内容を再整理する 【学習項目】 ①ソーシャルワークの専門性 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」「ソーシャルワーカーの倫理綱領」：実習場面をこれらに照らし合わせること ②「ソーシャルワーク実習」の国通知の教育内容（教育に含むべき事項）に示す技術の概念的な理解 ③プライバシーの尊重、秘密の保持 SNS問題等を具体的に取り上げる

２．実習前指導の内容と方法

（３）現場体験学習・見学実習

実際に配属先を訪問することにより、利用者との交流の機会をもつことや、施設・機関の構造や設備を見学することを通じて、利用者の状況や配属先の環境などを理解する機会とする。職員と利用者とのかかわりを見て、学生が行動モデルとすることにもつながる。

【実施方法】
教員が引率する場合
学生が自分（たち）で訪問する場合
【学習内容】
終了後、学習したことをレポートにまとめて提出
＜基本的な項目＞ ・目標 ・体験内容 ・見学内容
・考察 ・目標達成度 ・今後の取り組み
クラスでの発表（学びの共有）
配属先の固有性・独自性とソーシャルワークの共通性・普遍性の理解を促す

22

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

実習における実習記録を作成する意義と活用を理解し、適切な実習記録を作成することができるよう指導する。

学習項目	指導内容	指導方法
1）意義と活用方法	①ソーシャルワークにおける記録の意義、実習における記録の目的の理解 ②実習記録の目的として、以下の点の理解 ・実習の課題達成に向けて実践を進める手掛かり ・実習の進行状況の確認、自己評価のツール ・実習指導者が実習生の実践における学びを確認し、スーパービジョンに活用するツール ・学生と実習指導者のコミュニケーションツール ・教員が実習の展開状況、学習内容等を把握し、巡回指導等でスーパービジョンに活用	・他科目で既習の事項について想起し、再整理を促す ・実習記録の項目を示し、各項目が何のために必要なのかを問う

23

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

実習記録をめぐる実習指導関係・環境

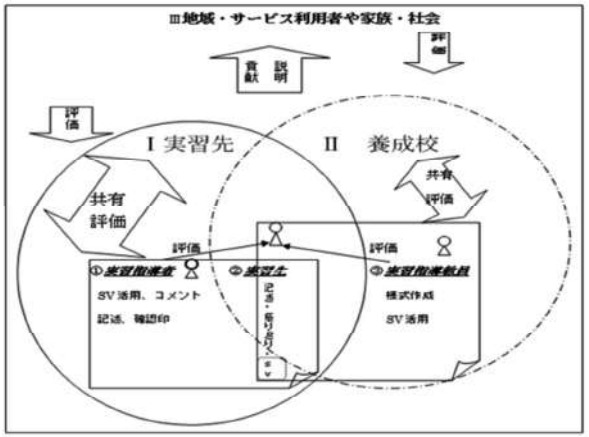

・実習記録は実習生のものであるが、実習生だけのものではないことを踏まえた具体的な書き方を指導する。
・実習生と実習指導者（実習先）、実習生と実習指導教員（養成校）に共有され、スーパービジョンに活用され、評価の材料となる。
・さらには、地域・サービス利用者・家族・社会への説明資料となる。

2019年度社会福祉士実習担当教員講習会
「実習指導方法論Ⅱ」資料

24

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

学習項目	指導内容	指導方法
2)実習記録の様式と記入方法	年　月　日（　日目）／実習配属部署／実習指導担当者 本日の実習目標：**実習PG、計画書にそったその日の目標を記入** 時間／実習内容／実習のねらい **1日の体験内容を時系列で整理 ６Ｗ１Ｈで客観的に記入**／**各項目でねらいとしたこと** 実習記録（経過・所感・考察等） **本日の目標に関する場面の詳細（経過）、所感や考察を具体的に記述** **本日の目標がどの程度達成できたか／できなかったか、それはなぜか** **を分析し、具体的に記入** 明日の課題：**考察を踏まえて、翌実習日の課題、達成のための方法を記入** 実習指導者からのコメント	・実習記録の項目を示す ・各項目が何のために必要なのかを問う ・実習指導ガイドラインの項目との関係を説明する ・項目ごとに、記入方法を説明する

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

学習項目	指導内容	指導方法
3)実習記録作成上の留意点	①正確性 実習の証拠としての記録、スーパービジョンや評価の資料として、正確で読みやすい文章 ②訂正の方法 公的な文書に準ずるもの。ペン書きの修正では修正液等は不可 ③プライバシーへの配慮 利用者のプライバシーへの細心の注意、利用者の権利侵害にならない配慮 利用者の氏名の表記方法は、アルファベットへの置き換えなど、実習指導者の指示を仰ぐ ④メモの活用 実習中の気づき、考えたことはメモに記録することが有効だが、利用者の前でのメモや面接での同席の場合等は承諾を得る ⑤作成の場所と管理 実習記録は、実習先・自宅以外では作成しない（実習指導者の指定する場所での作成） 日誌の提出方法は、実習指導者の指示を仰ぐ	・実習日誌の項目を示して説明する ・過去の実習記録等を加工して教材として示す

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

・実習計画は、実習がより計画的・効果的に行われるように、教員の指導のもとで学生が作成する。
・教員は、実習教育の意義・目的、学生の希望や学習状況、実習指導者が作成する実習プログラムの内容に照らして、より一人ひとりに適した実習計画の作成を指導する。
・実習計画書は、実習における「達成目標」「行動目標」を明確にすることで、学生が何をめざしてどのような行動をするのかを意識して実習に取り組むためのツールとなる。
そのため、目標―実施―モニタリング―修正・改善―評価という実習のプロセスにおいて活用されるものとなる。
・実習計画の作成にあたっては、学生、教員、実習指導者の三者協議を行う。

２か所実習となったことで
・それぞれの実習における目標設定
・２か所を通じて、すべての実習項目がもれなく実施されるように調整する必要がある
・１か所目の実習の課題を２か所目の実習に継続して取り組めるよう調整する必要がある

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

学習項目	指導内容	指導方法
1）実習計画書作成の目的	①限られた期間、限られた条件のもとで、より計画的・効果的に実習に取り組むことができるように、自分自身の実習を組み立て、実習指導者等と共有することの理解 ②実習計画書は、実習を行う意義・動機、目指すゴール、そのための方法や手段としての希望する体験・経験内容について、学生が主体的に考え作成するものであることの理解 ③実習計画書の作成は、事前学習の内容とも関連させながら、十分な準備のもとで実習に臨むために必要な取り組みであることの理解 ④体験・経験内容は、個人的な興味や単に「見たい」「知りたい」というレベルにとどまるものではなく、ソーシャルワーカーとして必要な力をつけるためのものであることが必要であることの理解	・

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

学習項目	指導内容			指導方法と留意点
２）実習計画書の項目と作成方法	実習先		実習期間	・各項目に記入すべき事柄を説明する ・同種別の実習先の学生グループでのディスカッションやグループ発表 ・添削等の個別指導 ・実習先の基本PGと照らして実現可能な内容となるように指導する ＊教員は、実習指導者が作成する実習プログラムについて理解しておく必要がある ＊実習計画書作成の過程でも実習指導者との連携が必要
	実習テーマ・課題	**個人的な興味関心や、「見たい」「知りたい」にとどまらないソーシャルワーク実習として達成すべき目標**		
	実習テーマ・課題に対する準備・事前学習の状況			
	実習のテーマ・課題を達成するために体験したい内容	職場の理解のために 職種の理解のために ソーシャルワークの理解のために	・目標達成のための行動レベルで記述 ・学生がその内容に取り組んでいる自分の動きが想像できるもの	

29

実習プログラムとソーシャルワーク実習との関係性

各実習は、実習プログラム（個別PG）に基づいて実施されます。
ここで重要な点は２か所での実習、つまり**２か所の実習の個別PGを合わせたときに、ソーシャルワーク実習における学ぶべき項目が網羅される必要がある**ということです。

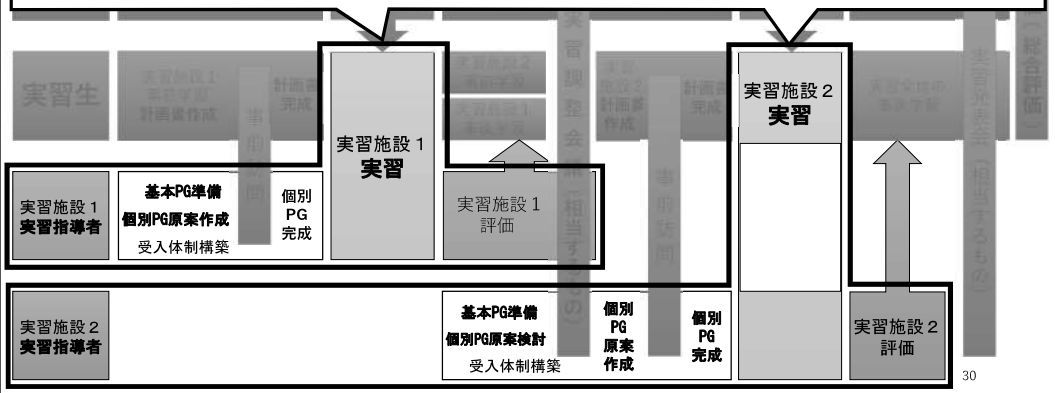

30

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

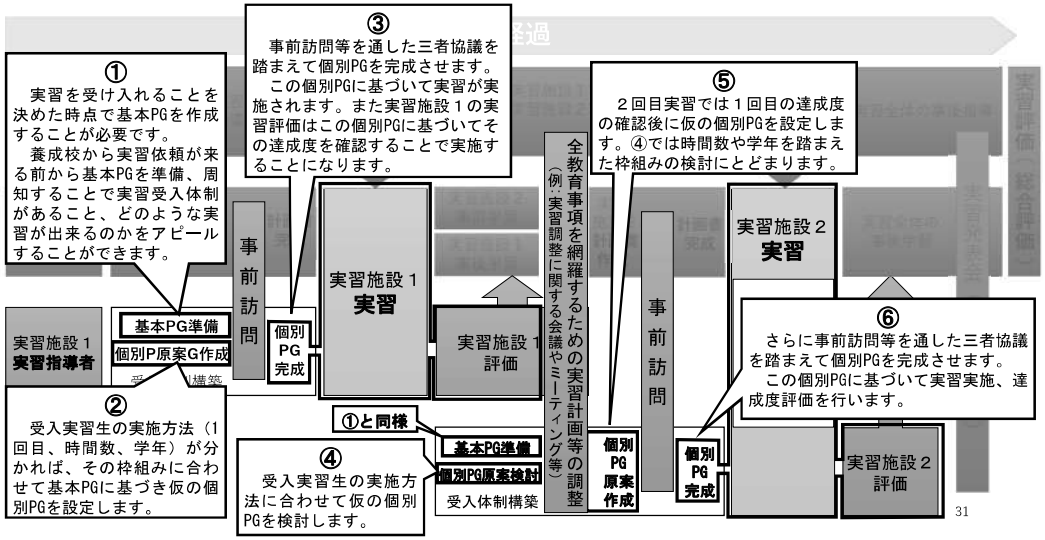

31

実習計画の作成と三者協議

実習指導者、養成校教員、実習生の３つの視点から実習計画書・実習PG作成の意義を整理しましょう。

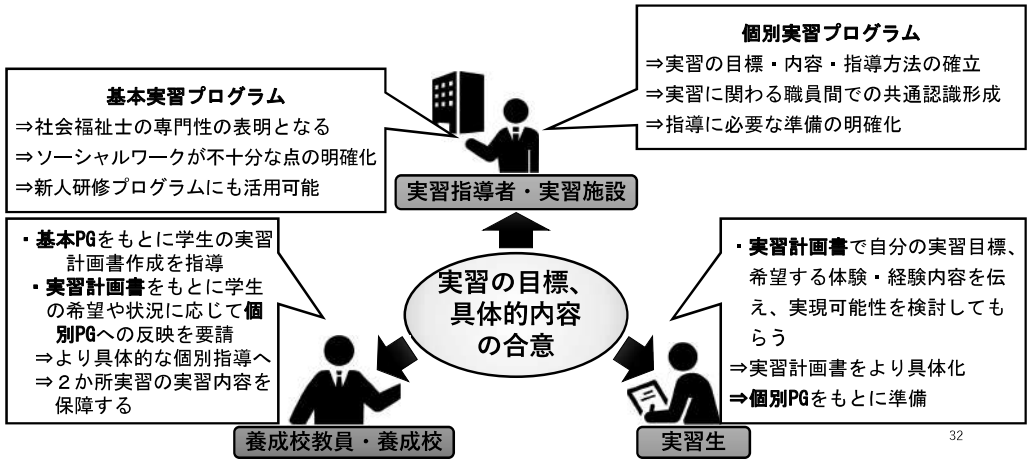

32

２．実習前指導の内容と方法

（６）事前訪問

事前訪問は、実習指導者とスーパービジョン関係を結ぶ第一歩であり、実習指導者と実習内容などについて意見交換をしたり、実習に向けた具体的な確認を行ったりして、相互の認識を共有する機会である。学生が、目的意識をもって事前訪問に臨むためにも適切な準備が必要となる。

実施時期：実習開始のおおむね1か月半～2か月前
実施方法：学生が実習先を訪問することが一般的だが、実習事前説明会等に実習指導者の参加を求め、
　　実習計画をめぐる三者協議を兼ねる方法もある
内　　容：①実習計画の確認と調整
　　実習計画書を持参し、実習内容、方法、実施上の要望などに関する認識を共有する
　　実習計画書の内容の適切性、現実性、実施上の留意点などを実習前に合意できることをめざす
　②実習施設・機関の見学、利用者、職員との出会い
　③実習に関する確認事項
　　・実習先の概要　　・通勤の方法・経路、時間　　・必要経費
　　・実習中の過ごし方　・実習初日までの準備
実施後の指導：「事前訪問報告」シートの提出やグループでの報告など
　　実習先から提示された準備課題などの取り組み方の指導　等

基本プログラム（基本PG）作成における養成校教員との連携

基本PG作成において最後に押さえておきたいのが「養成校教員との連携」です。
以下２つの目的に向けて養成校教員との連携が有効であると考えられます。

実習を施設全体の正式な業務として位置づける

- 基本PG作成チームへの養成校教員の参画
  - ・アドバイザー
  - ・スーパーバイザー　等
- 養成校教員による責任者への説明・依頼
  - ・チームでの基本PGの作成
  - ・実習施設全体での完成版基本PGの実施

ＳＷ理論を踏まえて実習施設・実習指導者の業務・取組を具体的実習内容に落とし込む

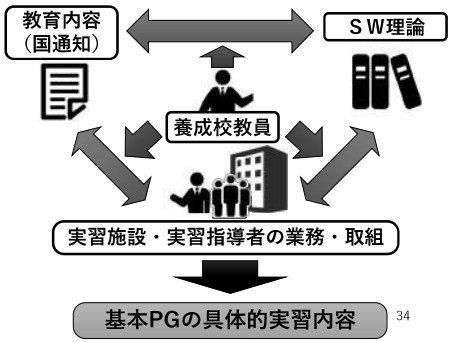

３．実習中指導の内容と方法

Ⅰ．実習巡回指導の内容
Ⅱ．実習巡回指導の方法

３．実習中指導の内容と方法

（１）ソーシャルワーク実習における個別指導の位置づけ

実習は、実習指導者のもとで実習プログラムにそって展開されるが、実習機関・施設にすべて任せるのではなく、実習教育の一部を委任していると考える。
そのため、実習指導教員は、実習が効果的な学びの機会となるよう、実習指導者と協力しながら、実習中にも計画的に個別指導を実施する必要がある。

実習中の個別指導は、主として実習巡回によるスーパービジョンとして実施
実習中、実習生は、実習指導者からのスーパービジョンも受けており、**二重のスーパービジョン**の体制によって支えられる

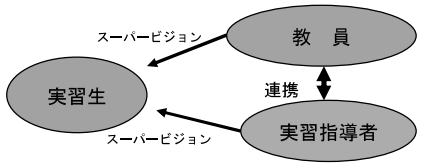

- ・実習指導者との関係
- ・実習生自身の問題（実習目的、知識、モチベーション、学生が個人的に抱えている課題など）
- ・他の実習生との関係
- ・利用者（家族）との関係
- ・職員との関係
- ・実習指導者との関係

・教員も実習指導者も、実習の遂行、実習生のソーシャルワーカーとしての成長を支える目的を持つ
・そのための計画的なスーパービジョンと、リスク等に対する個別の配慮として対応する場合がある

３．実習中指導の内容と方法

（２）実習巡回指導と帰校日指導

実習巡回指導
- 実習期間中、１週に１回以上、定期的な実習巡回指導による個別指導の実施が必要
- 定期的な巡回指導が困難な場合、
  実習期間中に少なくとも１回以上の巡回指導の実施を前提に、実習指導者との十分な連携のもと、養成校等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えない
  ⇒帰校日指導

（３）実習巡回指導のねらい

ソーシャルワーク実習の教育のねらいを徹底化し、実習の進捗を確認し、その遂行を支える

その実施の視点は、 ①自己覚知を促す視点
②人材養成の視点
③社会的な要素

ソーシャルワーク専門職として潜在的な存在である実習生が、実習をとおして自己の適性や進路の理解、社会の期待に応える専門的力量の獲得ができるようにする

３．実習中指導の内容と方法

（４）巡回指導の形態

巡回指導の時間配分（目安）　１人あたり１回60分から90分程度

実習指導者と教員の面談	実習の取り組み状況を確認 把握された課題に対する今後の指導方針の確認
▼	
実習生と教員の面談	実習体験と学びの整合性の確認 実習指導者の把握した課題についての事実確認 実習指導者によるスーパービジョンの内容の共有 学生の抱える不安、疑問、ジレンマ等の確認
▼	
実習生、実習指導者、教員の三者面談	実習生と教員との面談で把握された事項の共有 実習生の代弁、交渉、権利擁護等 今後の実習プログラムの検討　など

３．実習中指導の内容と方法

（５）実習巡回指導の内容

1. 実習生の健康状態や不安を確認する
実習生の身心の状態、実習生の気がかりなこと、困ったことの確認、不安の受け止め

2. 実習生の行動を確認する
利用者や実習指導者との関係形成の問題、プログラム上の体験事項の確認
実習中のトラブルや口頭で受けた指導の確認、利用者とのコミュニケーション場面の観察

3. 実習生の学習状況の確認
実習先に関する理解、週間目標の確認、発生した諸問題を確認し、対処方法を話し合う
利用者理解や関わりの状況を確認、実習生の自己覚知の深まりを確認・指導

4. 実習記録の内容を確認して、指導する
実習記録の提出状況、記入状況・内容の確認と指導、指導者コメントを確認して指導
ケーススタディの進捗状況の確認

5. 実習内容に対する実習生の評価を確認する
実習プログラムの満足度、実習指導者の指導方針に対する満足度の確認
実習指導者への要望事項等の確認⇒必要に応じて実習指導者に伝える

３．実習中指導の内容と方法

（６）実習巡回指導の進め方

よりよいスーパービジョンのためには、実習生の準備が重要

１．準備資料の提示
「実習計画書のふりかえり」シート
「実習カンファレンスシート」　　などを実習記録の１つとして作成

２．実習カンファレンス
実習生、実習指導者、教員の三者同席の場で、
- 実習生は、準備した資料を用いながら実習中に学習をした内容を発表
- 実習指導者、教員は、発表を受けてその週のふりかえりと翌週への取り組みを確認し、指導を行う
- 実習中盤では、実習で取り組んだプログラムで作成した資料（テーマ学習のレポートや個別支援計画など）を使ったカンファレンス等もありうる

３．実習記録を活用した指導

３．実習中指導の内容と方法

（７）実習巡回指導の段階的な指導

実習巡回指導で実施する個別指導は、巡回指導を重ねるごとに、学びの焦点を深める必要がある。

実習開始段階	・実習先への意識づけ、目標達成の状況の確認 ・実習序盤の不安や悩みを受け止め、取り除く ・職場理解のふりかえりをし、実習機関・施設の理解を深めるための助言 ・実習記録のチェック、記録方法などの指導・助言 ・作成したレポートなどがあれば、発表を受けて助言
実習展開段階	・実習計画書の進捗の確認、指導 ・実習先の専門職についての学習・理解状況の確認 ・実習指導者が実践している業務についての理解の確認 ・ソーシャルワーク実践の理解のための実習項目を確認し、具体的な目標を立てることができるように指導 ・プログラムとして取り組んで作成したレポートや支援計画等を確認し、助言 ・ケーススタディ（事例研究）の進め方の確認、助言
実習終了段階	・ケーススタディ（事例研究）の進捗の確認、まとめの促し ・実習で残された課題の整理の指導 ・実習後の学習課題の確認、実習指導者と協議をして明確化

帰校日指導で実施する場合：①巡回指導と同程度の指導内容を担保する
②実習指導者と指導内容の打合せを行い、指導後はその内容の共有化を図る

４．実習後指導の内容と方法

Ⅰ.実習後指導の内容
Ⅱ.実習後指導の方法
Ⅲ.実習調整会議（相当するもの）

４．実習後指導の内容と方法

（１）実習後指導のねらい

「実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する」（厚生労働省通知の「ねらい」④）

実習生の学びを実習施設・機関に特化したものから一般化し、汎用性のあるソーシャルワークの価値・知識・技術として定着させることが重要

そのために

・さまざまな実習施設・機関で実習を行った他の学生たちと体験を共有、比較考察し、自分の学びを一般化する
・そのまとめを実習報告会で発表する
・実習指導者からのフィードバックをもらうことが望ましい

さらに

・実習評価：実習指導者からの評価、実習生の自己評価の比較を通じた気づき
・今後ソーシャルワーカーとして活躍するための目標設定のたすけ
・実習生のキャリア形成支援も重要

４．実習後指導の内容と方法

（２）実習後指導の内容

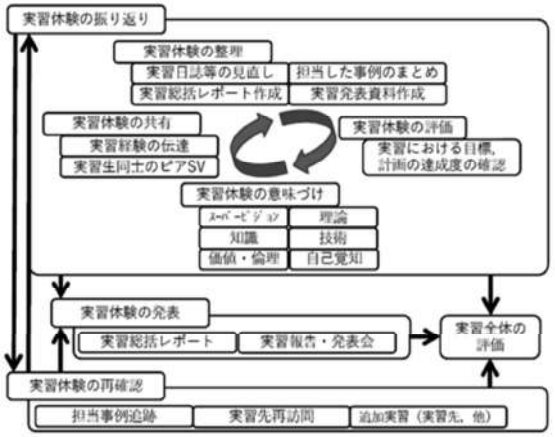

図 実習事後指導の内容の構成
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 編集「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版」中央法規出版2015年 P131（渡辺裕一作成）

4．実習後指導の内容と方法

（３）実習後指導の実施形態

個々の実習生、実習体験に焦点化して実習指導ができる機会

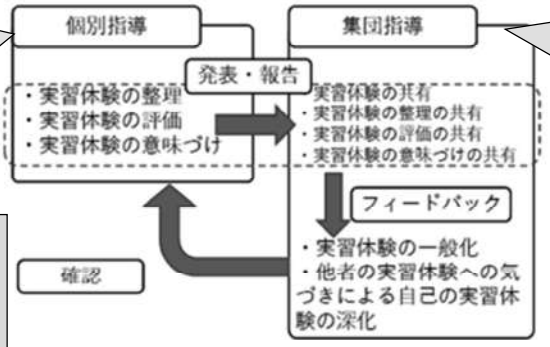

・体験や学びをクラスメンバーと分かち合う機会
・グループの相乗効果を活かしたアクティブな学びの機会
・異なる実習体験の比較、考察を通じた学びの一般化

個別指導、集団指導の特徴を踏まえ、効果的な実施形態を選ぶ／組み立てる

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会　編集「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版」中央法規出版2015年　P133（渡辺裕一作成）

4．実習後指導の内容と方法

（４）実習後指導の方法

１）事後指導に活用できる方法

１．実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理
①実習記録
②担当（陪席）した面接の記録
③出席した会議やケースカンファレンスの記録
④実習した部署内での打ち合わせの記録
⑤観察記録
⑥その他（随時行ったメモを含む）

これらの資料を使って、インプット情報とアウトプット内容とのずれや歪みに気づき、それらが生じた背景に何があったのかを実習生が自分で理解できるようにかかわる

２．実習中に出会った事例のまとめ
①クライエントとの関係の変化、変化に伴う変化
②どのようにクライエントを理解し、どのようなニーズに気づいたか
③何をめざしてどのようにクライエントと関わったか
それはどのような価値、倫理、理論モデルに基づくのか

これらを問いかけ、意識的に事例をまとめるように促す。それにより、実習中のスーパービジョンでの振り返りに加え、クライエントや実習生自身の価値観や思いに気づいていく

4．実習後指導の内容と方法

（４）実習後指導の方法

１）事後指導に活用できる方法

３．総括レポート（実習報告書等）の作成
①実習目標、②実習計画
③実習内容（実習で印象に残ったこと、心に残った体験、実習内容の概要、取り組み　等）
④実習達成度（実習で学んだこと、実習課題の達成、実習の成果、課題に対する自己評価　等）
⑤実習の考察（全体的な考察、実習をとおして考えたこと）

・執筆要領を作成・提示し、それに従って執筆するように指示する
・教員は作成されたレポートの内容を確認チェックし、学びの深まりや言語化の技術の向上を確認する
・必要に応じて添削等のやりとりをして言語化スキルを高める

４．実習報告会
実習を最終的に評価し、総括するための実習報告会の開催
①クラスで実施の場合と実習指導者等の参加を得て大規模に開催する場合がある
②形式は、全体発表、グループ懇談、ワークショップなど多様にあり、これらを組み合わせて実施することで、より効果的なふりかえりができる
③発表形式は、個人発表、グループ発表があり、グループ発表では準備を含めてグループダイナミクスを活用

・教員は、報告会の形式の特長を十分に検討し、より効果的な方法を選択／組み合わせることがポイント
・グループでの準備では、特にスペシフィックな体験をジェネリックに転化していくことに期待

4．実習後指導の内容と方法

（２）実習後指導の内容

２）２か所以上の実習の間の指導

２か所以上の実習に伴い、１か所目の実習終了後の実習後指導を２か所目以降の実習前指導に連動させていく必要がある。
・厚生労働省通知のソーシャルワーク実習の「ねらい」、ガイドラインに示す達成目標が１か所目の（先行する）実習でどこまで達成できているかを踏まえ、２か所目以降の実習に盛り込むべきことを整理する
・１か所目の（先行する）実習における個々の実習生の抱える問題等を把握し、２か所目以降の実習で配慮を要すること等を整理する

➡ 全教育事項を網羅するための実習計画等の調整へ
（実習調整に関する会議やミーティング等）

実習プログラムに基づいた実習展開と実習調整会議

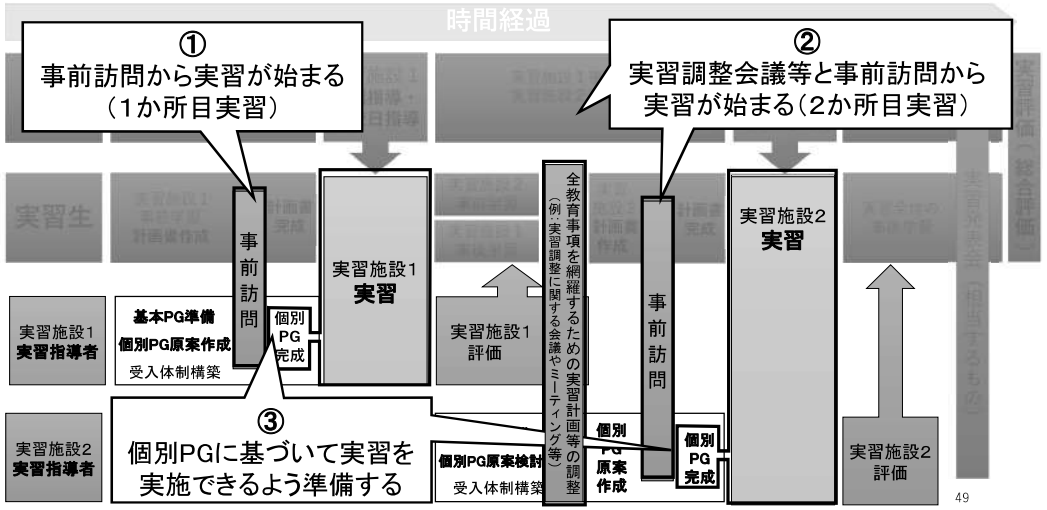

実習プログラムに基づいた実習展開と実習調整会議等

240時間分の実習を機能の異なる２か所以上の実習先で行うことが基本となり、切れ目のない指導体制、教育内容と具体的実習内容がすべて盛り込まれるよう調整が必要。

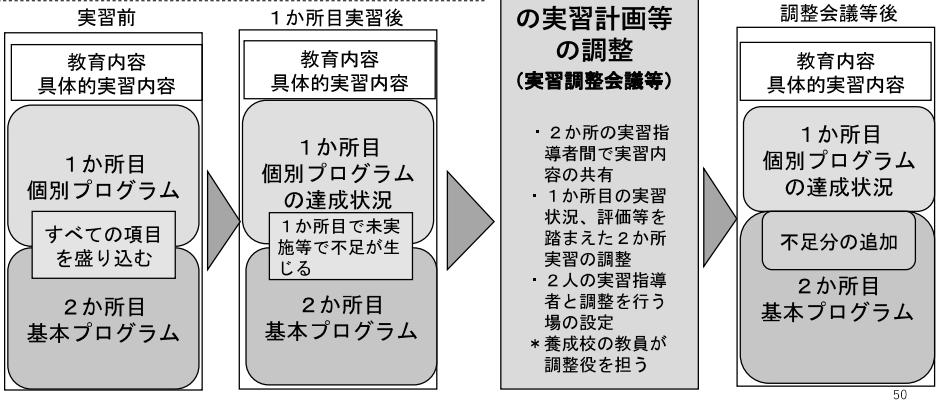

２か所目実習における実習調整会議等と事前訪問

２か所目実習では、事前訪問前に実習調整会議（実施方法や内容は養成校によって多様）が設定されます。その機会に実習生と直接会える場合には、実習としての第一歩が始まると認識することが必要です。実習生と会えない場合には、個別PG原案作成に向けた情報収集（実習生情報は第三者を媒介した二次情報）としての位置づけが強くなります。

実習調整会議で実習生に課すことも可能だが内容は慎重な検討が必要

実習調整会議等で実習生と直接会える場合に実施可能（**実習生をアセスメントするという意識が重要**）

実習プログラム

- 個別PG原案提示
- 個別PG原案と計画書の調整
- 事前学習の伝達
  （実習初日までの課題）

等

実習マネジメント

- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
  - ✓実習生の権利と義務
  - ✓実習マナー・服装
  - ✓リスクマネジメント
  - ✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン

- **実習生アセスメント**
  - ✓ 実習生の力量
  - ✓ 実習生の希望
  - ✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

実習指導方法論Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導の内容　【演習】

本科目の目的と目標のうち、本演習では、１－②の演習を行います。

１．科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業内容と方法の理解

① 科目として教育に含むべき事項と、教育目標を説明することができるようになる。

② 実習指導の授業方法の特質をふまえ、「事前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画を立てることができるようになる。

２．実習指導者との協働による実習指導の理解形成

① 実習指導者の作成する「実習プログラム」と実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた「実習計画書」の作成指導ができるようになる。

② 実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法を選定することができるようになる。

実習指導方法論Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導の内容

【演習】科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業計画を立てましょう。
240時間（180時間＋60時間）の２か所実習を想定した、60時間30回の授業計画の授業計画とします。
＊実習は、240時間以上で機能の異なる２か所以上（うち１か所は180時間以上）ですので、さまざまなバリエーションがありますが、演習ではグループでの作業ができるように上記の設定とします。

① 同一の学年で180時間実習と60時間実習を実施し、その実習に前後して通年の授業を設定します。

② １か所目の実習前、実習中、実習後、２か所目の実習前、実習中、実習後の授業回数の配置はグループで決めてください。

③ グループで話し合いながら、別紙ワークシートを使って授業計画を立ててください。

④ 各項目は、厚生労働省「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容、ソ教連の「ソーシャルワーク実習指導ガイドライン」を参照してください。

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

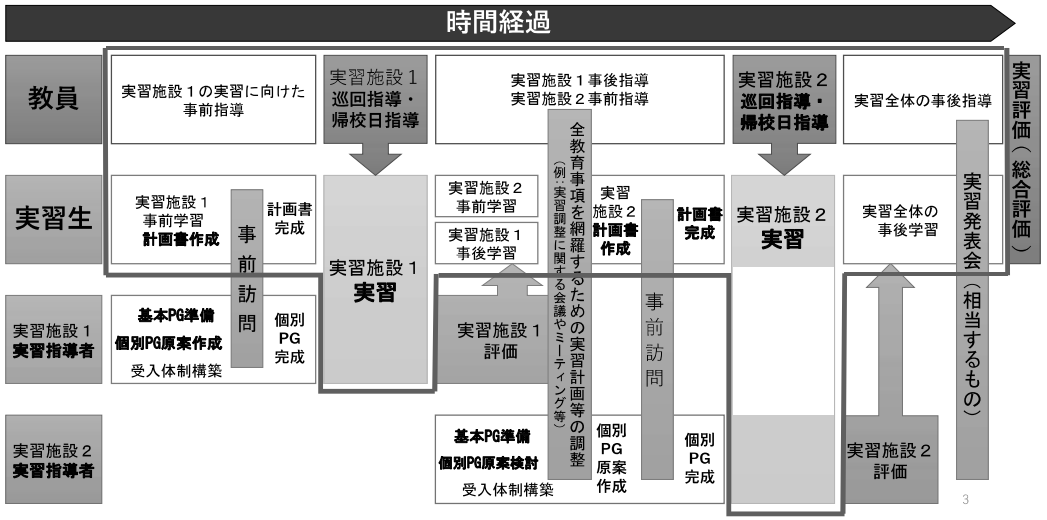

「ソーシャルワーク実習指導」授業計画（記入例）

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
1か所目	実習前		指針のなかから選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）			
		4	③実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解	実習施設・機関の法的根拠や種別を調べ、整理することができる。	・実習施設・機関の概要（沿革、設置理念、法的根拠、事業内容等） ・実習施設・機関の職員・組織体制とその法的根拠	・機関の概要表（ワークシート）を提示し、作成方法を説明する。 ・領域ごとにグループに分かれ、グループで調べ学習に取り組む。 ・グループ学習の成果を発表する。	・実習施設・機関の概要表（ワークシート） ・実習施設の設置や事業等の根拠となる資料

「ソーシャルワーク実習指導」授業計画

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
1か所目	実習前		指針の中から選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）			
	実習中						
	実習後						

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
2か所目	実習前						
	実習中						
	実習後						

実習スーパービジョン論

ソーシャルワーク実習担当教員講習会

1

本研修（講義および演習）の目的と目標

＜目的＞
ソーシャルワーク実習において、地域共生社会の実現を目指して、ミクロ・メゾ・マクロレベルまで視野に入れた適切なスーパービジョンを行う。

＜目標＞

1. 地域共生社会に資するソーシャルワーク・スーパービジョンについて説明できる。
2. 実習スーパービジョンの特徴について説明できる。
3. 実習スーパービジョンでスーパーバイザーが行うことについて説明できる。

講義（2時間）

3

本講義の構成

内容	時間	担当
Ⅰ． スーパービジョンについての基礎理解	40分	岡田まり
Ⅱ. 実習スーパービジョンの特徴	40分	石附敬
Ⅲ. 実習スーパービジョンの展開	40分	稗田里香

Ⅰ. SVについての基礎理解

1. SVの定義①
（Kadushin & Harkness,2014）

「スーパーバイザーは、有資格ソーシャルワーカーで、スーパーバイジーの業務遂行を監督、調整、促進、評価する権限を委任され、その仕事について責任を負っている。この責任を果たすために、スーパーバイザーは、良好な関係をもってスーパーバイジーと関わるなかで管理的、教育的、支持的機能を果たす。スーパーバイザーの究極的な目的は、機関の方針と手順にそって、クライエントに質量ともに可能な限り最上のサービスを提供することである。スーパーバイザーは、クライエントに直接サービスを提供しないが、直接サービスを提供するスーパーバイジーに影響を及ぼすことを通して間接的にサービスのレベルに影響を与える。」

SVの定義②
（Hawkins & McMahon 2020: 66-67)

「スーパービジョンは、スーパーバイザーの支援を受けて、実践者がクライエントー実践者関係およびより広いシステムやエコロジカルな状況のなかの一部としてクライエントに関わり、そうすることによって仕事の質を向上させ、クライエントとの関係を変え、自分自身や自身の実践、そして広く専門職を継続的に発展させていこうとする共同の取り組みである。」

2. SVの目的

- クライエントの最善の利益
- 専門職の養成・育成
- 現任専門職の専門性の向上
- 組織の機能の維持・向上
- 専門職としての発展

＊次の二つの流れ ← 統合する必要性（Howe & Gray, 2013）
- ●個人的な成長と発達に焦点を当てる心理療法的なアプローチ
- ●ケースマネジメントとサービスの質に焦点を当てる管理的なアプローチ

ソーシャルワーカーの倫理綱領（抜粋）

（日本ソーシャルワーカー連盟：日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会を会員とする団体）

原理

Ⅰ 人間の尊厳
Ⅱ 人権
Ⅲ 社会正義
Ⅳ 集団的責任
Ⅴ 多様性の尊重
Ⅵ 全人的存在

倫理基準

Ⅰ クライエントに対する倫理責任
Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任
Ⅲ 社会に対する倫理責任
Ⅳ 専門職としての倫理責任

「倫理綱領」資料はワンドライブに格納

倫理的ジレンマに直面したとき

倫理的ジレンマ

- ソーシャルワーカー自身の価値観とソーシャルワーク倫理とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観とクライエントの価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と同僚や他の専門職の価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と所属する組織の規範や習慣なども含めた価値観とのジレンマ
- ソーシャルワークの倫理間のジレンマ
- 社会環境（時間・資源の制限など）によって生じるジレンマ

倫理原則のスクリーン

1. 生命の保護
2. 社会正義
3. 自己決定と自立と自由
4. 最小限の被害
5. 生活の質
6. プライバシーと守秘義務
7. 誠実さと開示

(Dolgoff, Harrington, & Loewenberg, 2012）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容 及び教育体制等に関する調査研究事業　実施報告書』pp.96-97

3. SVの意義

■ 国際ソーシャルワーカー連盟は、良質で定期的なスーパービジョンは効果的・倫理的な実践のために重要であり、スーパービジョンの実施は機関の責任の一つとしている。これは、調査でスーパービジョンが、創造的で内省的な実践を促すマネジメント機能を支え、スタッフのレジリエンスやウェルビーイングそして専門職としての継続的な発達・成長を支える重要な方法であることが確認されているからである（International Federation of Social Workers, 2012）。

■ 先行研究レビューから、優れたスーパービジョンは、仕事の満足度や組織へのコミットメント、職員の定着、ストレスや疾病の軽減、サービス利用者との一貫した関係、仕事の情緒的な影響についての認識、リスクに配慮した実践に関連しており、適切なスーパービジョンから、スタッフ、サービス利用者、組織、協働する他機関が利益を得られる (Wonnacott, 2012)。

■ 27論文（総計サンプル数10,867）のメタ分析を行った評価研究において、スーパービジョン（課題遂行支援や社会的・情緒的サポート等）で有益な実践結果が増え、有害な結果が減（Barak, Travis & Pyun, 2009)

4. SVの機能 （Kadushin,2016）

- 管理的機能
- 教育的機能
- 支持的機能

＊これらの三つの機能は相互に関わっている。

①管理的機能

管理的機能として行うこと

1. スタッフの募集と選考
2. スタッフの配属
3. スーパービジョンの説明
4. 業務のプランニング
5. 業務の配分
6. 業務の委託
7. モニタリング、振り返りと評価の作業
8. 調整作業
9. コミュニケーション機能
10. アドボカシー
11. 運営管理の緩衝
12. 変化をもたらす、地域リエゾン

②教育的機能

教育的スーパービジョンとして行うこと：

- ソーシャルワーカーが知るべき事柄 4つのP（Perlman）人々（people）、問題（Problem）、場所（Place）、過程（Process）を学べるような教育
  1. 人々：クライエント（個人、家族、集団、地域社会）が抱えている社会問題に対応する方法等
  2. 問題：問題に関わる要因、心理社会的特性、地域社会の対応そこでの人々や集団に及ぼす影響等
  3. 場所：機関の目的、サービス提供の種類と条件、関連する法制度、関係機関との関わりや地域社会のネットワーク等
  4. 過程：一連の連続した支援プロセスの特性。アセスメント（情報の収集と処理、介入、社会的影響の行使など。
- 職業的アイデンティティを形成するような教育
- 自己覚知をより深めていくための教育

③支持的機能

支持的スーパービジョンとして行うこと：

- ストレスを予防したり、軽減したりする。
- 燃えつき症候群を予防する。
  - 感情の表現を促し、支持する。
  - リフレイミングと認知の再構築によって、業務に対して現実的になれるようにする。
  - 不安をもたらすような業務遂行の課題に取り組めるよう支援する。
  - 業務遂行の障害となるストレスを減らす手助け（担当業務を減らす、より問題の少ないクライエントに一時的に担当をかえるなど）を行ったり、一時的にストレスの多い状況から外すなどの支援をする。
  - スーパーバイジーの学習能力を信頼し、実践で遭遇する問題についていつでも話会う用意があることを伝える。
- スーパーバイザーを利用できることそれ自体が、安心をもたらし支持的である。

5. スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係①

●契約関係

スーパービジョンの目的、テーマ、期間、頻度、準備等について契約が必要である。そして、この契約については、所属組織からの承認が必要である。なお、職場の上司と部下であっても合意は必要。職場外や実習では、契約書が必要。

●信頼関係とパートナーシップ

成人の学習経験を効果的に促進するためには、相互尊重、自主参加、パートナーシップ、クリティカルシンキング、主体性等を尊重することが重要であり、そのためには、まず信頼関係とパートナーシップが必要（Brookfield 1986）。

スーパーバイザーと スーパーバイジーの関係②

●バイザーの権威性

職位によるもの、専門性によるものがある。専門性については、スーパーバイジーの業務を理解し支援するための専門性を持っていること、特にスーパーバイジーと専門領域が異なる場合は、自身の専門性の境界や限界を認識していることが重要。権威性が力関係におよんでバイジーを疎外・抑圧するなどパワーの乱用が起きないように倫理が重要(Wonnacott, 2014).

＊参照「認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範」

●パラレル関係

サービス利用者とサービス提供者の間の力動が無意識のうちにサービス提供者であるスーパーバイジーとスーパーバイザーとの間に再現されること（あるいはその逆もあり）。そのため、スーパーバイザーは、スーパーバイジーとの間に信頼関係、パートナーシップを築くことが重要。

17

6. SVの形態

●個人スーパービジョン
バイザーとバイジーが1対1で行うもの

●グループスーパービジョン
グループのなかで複数のバイジーに対して行うもの

●チームスーパービジョン
チームメンバーに対して行うもの

●ピアスーパービジョン
グループのなかでメンバーが互いにバイザーとバイジーになるもの

●セルフスーパービジョン
自分自身がバイザーの視点をもって自身についてスーパービジョンを行うこと。ただし、実質的なスーパーバイザー不在のため、本当の意味でのスーパービジョンとはいえない

7. SVの実施方法

①誰が、誰に
- 職場内：上司が部下に
- 職場外：契約に基づいて専門職が専門職に

②いつ
- 定期的
- 必要に応じて随時

③どこで
- 現場
- 事務所、会議室
- オンライン

SVの実施方法 （続き）

④ どのように
- ライブ（同じ場面にいて、マジックミラー越しにいて）
- 事後（報告を聴いて、記録・録画を見ながら）

⑤ 何を
- 職務・ケース
- 業務量・職務遂行
- 専門職としての成長
- 他者との関係
- スーパービジョン関係

■これらについて、経験学習モデルに基づいて振り返り、多面的に内省・概念化（普遍化）・試行の計画立案できるように支援

8. SVのプロセス

- ソーシャルワーク・スーパービジョンは、ソーシャルワーク実践のなかの一方法

- ソーシャルワーク・スーパービジョンのプロセスは、ソーシャルワーク実践のプロセスと類似しており、次のステップを踏んで行われる。
  - 契約
  - 関係形成
  - 情報共有/アセスメント
  - 方針設定/プランニング
  - 対応/プランの実施
  - モニタリング・フォローアップ

ソーシャルワークのプロセス

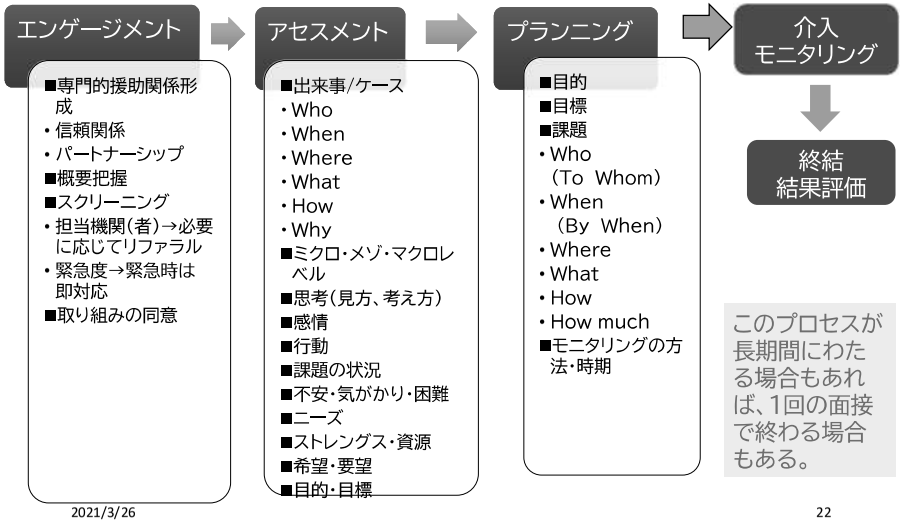

このプロセスが長期間にわたる場合もあれば、1回の面接で終わる場合もある。

9. コルブの経験学習モデル(Kolb,2015)を応用したスーパービジョン

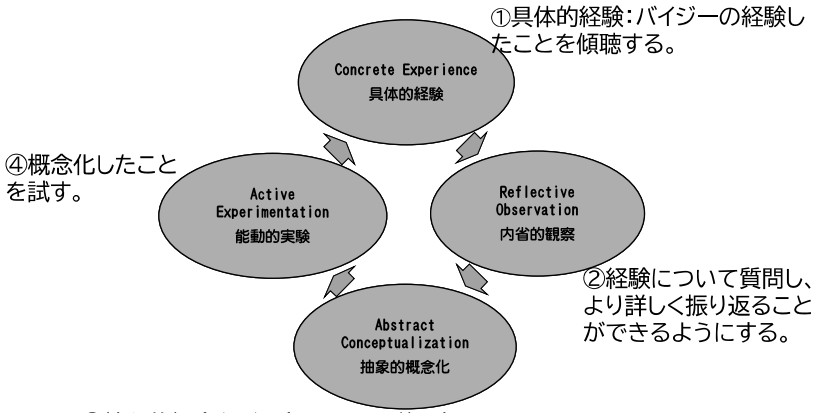

10. 地域共生社会の実現に資するために、SVでの着眼点・焦点

1. バイジー自身の経験とそれに関するバイジーの考え・感情・態度・行動
2. クライエント個人のミクロレベルについてのバイジーの考え・感情・態度・行動
3. クライエントのメゾレベル（家族やグループ、組織、近隣）についてのバイジーの考え・感情・態度・行動
4. クライエントのマクロレベル（政策、制度、地域社会）についてのバイジーの考え・感情・態度・行動

11. 地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される機能＝SVで意識する点

【複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するた めに求められるソーシャルワークの機能】

・ 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見

・ 地域全体で解決が求められている課題の発見

・ 相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント

・ 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント

・ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整

・ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり

・ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案

・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価

・ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり

・ 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化

・ 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整

・ 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備

・ 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される機能＝SVで意識する点（続き）

【地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソー シャルワークの機能】

・潜在的なニーズを抱える人の把握、発見

・ ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であるということの意識化と実践化

・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握

・ 個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化

・ 地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出

・ 地域住民のエンパワメント（住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援）

・ 住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援

・ 住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等の間の連絡・調整

・ 地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成

・ 見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案

・ 「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

12. 近年の取り組み

●2004年～日本精神保健福祉士協会
認定スーパーバイザー養成研修

●2011年～認定社会福祉士認証・認定機構設立。
認定にはSV実績が必要

●2012年～日本医療社会福祉協会
認定スーパーバイザー養成研修

Ⅱ. 実習SVの特徴

1. 実習スーパービジョンの意義

① 次世代のソーシャルワーカー養成に不可欠

② 実習生にとっては、福祉課題の実情やそれらの課題への対応について実践的に学ぶ貴重な機会

③ 実習施設にとっては、次世代の職員候補生を育てる機会

（ソ教連のアンケートで実習と就職先選定の関連が出ている）

① 実習施設職員にとっては、実習生を通して多様性に触れ、自らの支援を振り返り、指導・支援の新たな視点や支援方法を学ぶ機会

② 養成校にとっては、専門職養成の責任を果たす取り組みの一環

③ 実習担当教員にとっては、メゾレベルのソーシャルワーク実践であり、その実践を通して学ぶ機会

2. 実習SVの特徴 ～専門職間SVと比較して～

	専門職間のスーパービジョン	実習スーパービジョン
契約	• 職場の内外に関わらず、バイザーとバイジーの間で契約（職場内では口頭での同意）に基づいて行われる。 • 認定社会福祉士の認定・更新のためのSVや職場を離れて行われるSVでは、契約書が必要。	• 実習生は養成校でソーシャルワーク実習を履修（単位登録）することが契約となって、実習担当教員から実習SVを受ける。 • 実習生は養成校を通して実習施設と実習契約・覚書を締結することで実習指導者のスーパービジョンを受ける。
SVで取り扱うこと	• 職務、ケース • 業務量・職務遂行 • 専門職としての成長 • 他者との関係 • バイザー-バイジー関係	• 実習の目的・意義・内容、ケース • 実習の活動量、実習への取り組み • 実習生としての成長 • クライエント、関係者、職員等との関係 • スーパーバイザー（実習指導者・実習担当教員）との関係

2. 実習SVの特徴 ～専門職間SVと比較して～（続き）

	専門職間のスーパービジョン	実習スーパービジョン
バイジーの立場	• 雇用され、職場には自分の居場所と役割がある。 • 一定の専門性をもっている。	• 主たる立場は学生であり、実習先は一時的な居場所 • 実習生は、同時に①実習施設の実習指導者と②養成校の実習担当教員という二人のバイザーをもつ。 • 実習生は専門性獲得の途上にあり、支援・サポートを要する。
バイザーの立場・役割	• 福祉実務者 • 職場の職位による役割 • 職場外の団体（職能団体等）のメンバー	• 福祉実務者（ソーシャルワークの教育研修はメゾレベル、福祉関連機関・団体での活動はメゾあるいはマクロレベル） • 教育者 • 研究者 • 職場外の団体（職能団体等） のメンバー

二重のSV構造

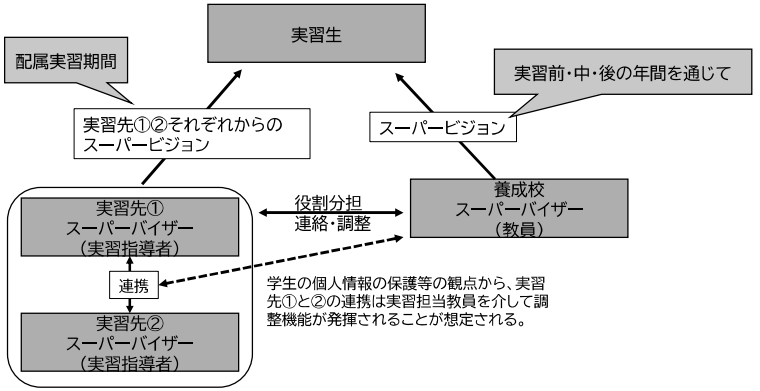

(社会福祉士実習指導教員テキストp.216)を基に一部加筆

2人のスーパーバイザーの役割分担

	時期	内容	備考
実習指導者	事前訪問時を含めた配属実習期間中	・利用者(家族)との関係 ・職員との関係 ・関係者 ・実習指導者との関係※	
実習担当教員	実習事前指導時 配属実習期間中 実習事後指導時 (年間を通じて)	・実習指導者との関係※ ・実習生自身の問題(実習目的、知識、モチベーションや学生の個人的に抱えている課題等) ・実習担当教員や他の実習生との関係	実習生と実習指導者との関係が困難なとき、実習生や実習指導者からの依頼により教員がスーパービジョンすることもある

※どちらが行うかは、実習指導者と実習担当教員の相談により決める　（指導者テキストp.252）

実習指導者が行う実習SVの範疇

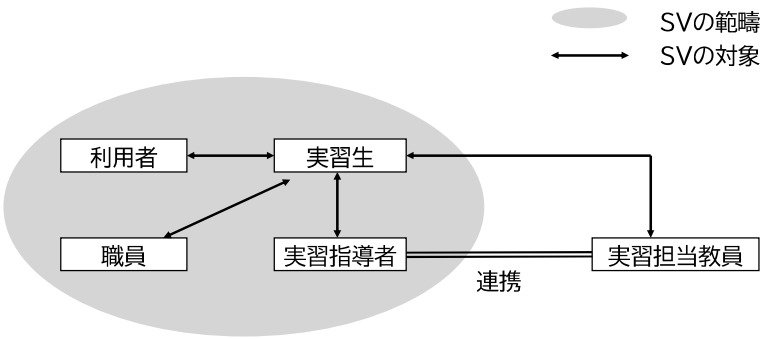

(社会福祉士実習指導者テキストp.250)

2人のスーパーバイザーの役割分担

	時期	内容	備考
実習指導者	事前訪問時を含めた配属実習期間中	・利用者(家族)との関係 ・職員との関係 ・実習指導者との関係※	
実習担当教員	実習事前指導時 配属実習期間中 実習事後指導時 (年間を通じて)	・実習指導者との関係※ ・実習生自身の問題(実習目的、知識、モチベーションや学生の個人的に抱えている課題等) ・実習担当教員や他の実習生との関係	実習指導者との関係が困難なとき、実習生や実習指導者からの依頼により教員がスーパービジョンすることもある

※どちらが行うかは、実習指導者と実習担当教員の相談により決める

（社会福祉士実習指導者テキストp.252）

3. 実習SVの機能

①管理的スーパービジョン

- 実習施設の確保、実習の契約書・覚書の締結、実習施設(実習指導者)との連携・協働、実習プログラムの作成、学生の各種文書の作成にあたっての指導および文書の管理(送受信を含む)、成績評価
- 実習場面に相応しい服装や身だしなみ、マナーなどについて必要に応じた指導
- 実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか
- 実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認

②教育的スーパービジョン

- 事前学習（クライエント、クライエントの課題、実習先、支援の方法や社会資源等）、実習計画書作成の支援
- 実習計画実施の支援
- 実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言
- 事後学習（振り返り学習、学んだことの普遍化、実習報告会実施・実習報告書作成の支援

③支持的スーパービジョン

- 実習中に感じる不安やストレスへの共感的な応答
- 実習中の過度の不安やストレス、負担を軽減するための支援（実習内容や関係者との関わりに関する調整を含む）
- 自己覚知のためのサポート
- クライエント・実習指導者・関係者との関係づくりの支援
- ソーシャルワーカーになるためのモチベーションが高まるよう支援

4. SVの基本スキル

① 「語り」の保障と非審判的態度
② 「語り」を促す実習生への問いかけ
③ 実習生間の関係を活用するＳＶ
④ 記録の活用

(社会福祉士実習指導教員テキストp.164-168)

- **書き方の指導のポイント**
  - 関わりの事実（やりとり）とそれに対する考察が記録されているか
  - 実習中に得られた情報・知識の情報源が明確になっているか
- **実習記録をチェックする視点**
  - 事実とそれについての理解が書き分けられているか
  - 記録が、一方的になっていないか
  - 記録者の理解力はどの程度あるか
- **記録されていない点への留意点**
  - 「書かなかったこと」、「書けなかったこと」についての問いかけ

5. 実習スーパービジョンの課題

- 1人の実習生が複数のスーパーバイザーをもつので、スーパーバイザーの間で異なる説明や指示をして、実習生が混乱することがある。
- 1か所目と2か所目の実習指導者(スーパーバイザー)間で連携する場合、実習生の個人情報の取り扱いについて実習生の合意が必要である。
- 実習担当教員は、必ずしも福祉専門職とは限らないため、ソーシャルワークおよびスーパービジョンについてのトレーニングをうけておらず、実習生への対応に苦慮することがある。
- 実習スーパービジョンの質の向上のためには研究・開発が必要である。

Ⅲ. 実習SVの展開

- ミクロからマクロへのつながり、地域共生社会の実現を指向したソーシャルワーク実践の学びを促進させる教育的SVの展開
- 個人や世帯が抱える課題への支援において、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や共同体制を構築する実践能力の涵養に資する教育SVの展開
- 養成校教員が実習教育において、実習指導者と連携を取りスーパーバイザーの役割を発揮すること

ソーシャルワーク実習SVの展開図(例)



＊新カリキュラムでは2カ所以上の実習と定められているが、本講義では、例として2カ所に設定している。

1. 実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・実習科目を履修した目的を再確認し、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(1)実習準備(実習事前指導)

(実習先)

・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり

①養成校におけるバイザーとSVの説明

②実習受け入れ先と養成校の役割分担

③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類)

(学生:・実習計画を立てる・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける)

①SV契約を教員と結ぶ

②SVの知識と経験の確認

③実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養)

④バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認)

1. 実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・実習科目を履修した目的を再確認し、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(2)実習直前(実習事前指導)

(学生:事前訪問を行う)

①1か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認

②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意

③実習直前における学生の不安などに対するサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(3)実習開始期

(学生:実習中)・実習現場に適応するためのサポート

①実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか(管理的機能)

②実習目的が適切かどうか(教育的機能)

③実習指導者、利用者(クライエント)、スタッフとの関係性(支持的機能)

- 緊急時の対応
- 巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
- 学生の体調、不安や心配事への対応
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(4)実習中期

(学生:実習中)

実習巡回・帰校日指導時のSV

①実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認(管理的機能)

②実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言(教育的機能)

③自己覚知、実習指導者、実習先の利用者、スタッフとの関係にかかわる課題の共有とサポート(支持的機能)

④実習態度と実習生の意欲

⑤体調の管理

⑥巡回、帰校日指導、緊急時における実習指導者との連携

- 緊急時の対応
- 巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
- 学生の体調、不安や心配事への対応
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
　実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(5)実習終了期

(学生:・達成度の自己評価・事後学習の課題の確認)
①実習内容の確認(管理的機能、教育的機能)
②実習目的との照合(管理的機能、教育的機能)
③学生による達成度の自己評価(管理的機能、教育的機能、支持的機能)
④残された課題の確認と助言(教育的機能、支持的機能)

・緊急時の対応
・巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
・学生の体調、不安や心配事への対応
・実習内容や関係者についての学びのサポート

実習中のSVのポイント

- 巡回訪問指導時と帰校日の際の実習指導の授業時に行う
- 実習生や実習先からの要請によって随時行うこともある
- 実習先のスーパービジョンとの整合性を図ることが重要
- 実習を効果的に進めるために一旦実習を中断し、養成校に学生を戻してじっくりスーパービジョンを行う場合がある。→実習中断の意味と必要性を3者で合意する必要がある。

スーパーバイザーの役割としては
- 実習生の不安や心配事への対応
- 実習現場に適応するためのサポート
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

などが含まれる。

3. 2か所目の実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・2か所目の実習に向け、1か所目の実習を振り返り、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(6)実習準備(実習事前指導)

(実習先)
・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり
①養成校におけるバイザーとSVの説明
②実習受け入れ先と養成校の役割分担
③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類)

(学生:・実習計画を立てる・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける)
①1か所目実習から明かとなった実習課題をふまえ、2か所目の実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養)
②バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認)

1か所目の実習終了後のSVのポイント

- 1か所目実習体験の振り返りと意味づけを2か所目の実習に活かす

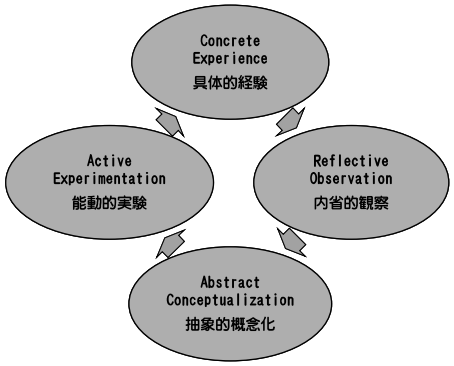

コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)

3. 2か所目の実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・2か所目の実習に向け、1か所目の実習を振り返り、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(7)実習直前(実習事前指導)

(学生:1か所目の実習の振り返り・事前訪問を行う)
①2か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認
②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意
③実習直前における学生の不安などに対するサポート
④2か所目の実習指導者との連携(実習の目的、地域共生社会に対応するミクロ、メゾ、マクロのうちどの部分を実習で学ぶのか、1か所目の実習で明らかとなった課題など)

4. 2か所目の実習中のSV

◆1か所目の実習中と同様

⑧開始期
⑨中期
⑩終了期

5. 実習後のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習先で体験したことの言語化、理論と実践の統合を目指した考察を促進する。
・ソーシャルワーカー(専門職)としての自覚とモチベーションを促進する。

(11)実習の振り返り(実習事後指導)

(学生:お礼状・実習のまとめ・実習報告会での発表準備、発表・実習報告書の作成)
①実習体験の振り返りと意味づけ
②事後課題への取り組み
③実習指導者に対するフィードバック(実習報告会、実習総括レポート作成指導)
④成績評価

配属実習終了後のSVのポイント

- 実習レポートの作成、実習報告会の準備の過程に行われる
- 1か所目、2か所目の連続した流れの中での実習体験の振り返りと意味づけ

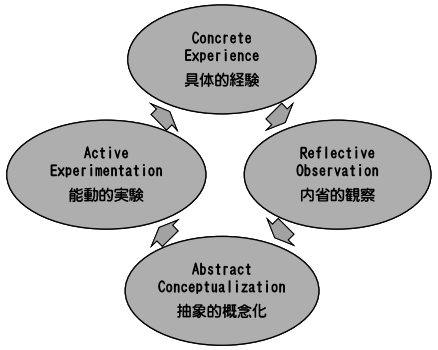

コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)

文献

- Barak, M.E.M., Travis, D.J., & Pyun, H.(2009). The impact of supervision on worker outcomes: A meta-analysis. Social Service Review, 83(1), 3-32.
- Brookfield,S.D.（1986）*Understanding and Facilitating Adult Learning*, Jossey-Bass Publication
- Hawkins, P. & McMahon, A. (2020). Supervision in the helping professions (5h ed.). Open University Press, McGraw-Hill Education.
- Howe, K. & Gray I., (2013). Effective supervision in social work. Sage.
- Kadushin, A. & Harkness, D.(2014). Supervision in social work(5th ed.). Columbia University Press.
- Kolb, David.A. (2015). Experimental learning: Experience as the source of learning and development(2nd.ed.). Pearson Education.
- International Federation of Social Workers （2012） Effective and ethical working environments for social work: the responsibilities of employers of social workers, https://www.ifsw.org/effective-and-ethical-working-environments-for-social-work-theresponsibilities-of-employers-of-social-workers-2/?hub=main
- Wonnacott, Jane. (2014). Development and supporting Effective staff supervision. Pavilion Publishing and Media Ltd.

文献

- 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士に求められる役割等 について」平成 30 年 3 月 27 日 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html
- 日本社会福祉士養成校協会編（2015）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』中央法規.
- 日本社会福祉士養成校協会編（2014）『社会福祉士実習指導者テキスト第2版』中央法規.
- 日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉養成校協会編『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規.

ソーシャルワークSVの演習

実習担当教員対象

（240分）

演習のスケジュール

内容	時間	担当
演習の説明・アイスブレーク	10:00～10:20	岡田まり
演習1　エンゲージメント	10:20～11:20	岡田まり
休憩	11:20～11:30	
演習2　アセスメント	11:30～12:30	石附敬
休憩（昼食）	12:30～13:20	
演習3　プランニング・介入	13:20～14:20	稗田里香
まとめ	14:20～14:50	稗田里香

演習（実習担当教員）のポイント（5分）

1. 本来は、実習SVは、実習前から実習中、実習事後にわたるすべてのプロセスを対象としますが、この演習は、現場実習中のSVについて焦点を当てています。

2. この演習のねらいは、①実習生に適切に関わること、②実習生の学びを支えること、③ハラスメントに対応することができるようになることです。

3. ここでは、ソーシャルワークのプロセスに基づいて、3つの演習を行います。
「実習生に適切に関わること（エンゲージメント）」（演習1）→「実習生の学びを支えること（アセスメント）」（演習2）→「実習生のハラスメントに対応する（プランニング・介入）」（演習3）という流れで進みます。

4. 多様な方々の多様な考えを共有をできるように、お互いに学び合いましょう。
＊ブレーンストーミング式：批判厳禁、自由奔放、便乗発展、量を好む

ソーシャルワークのプロセス

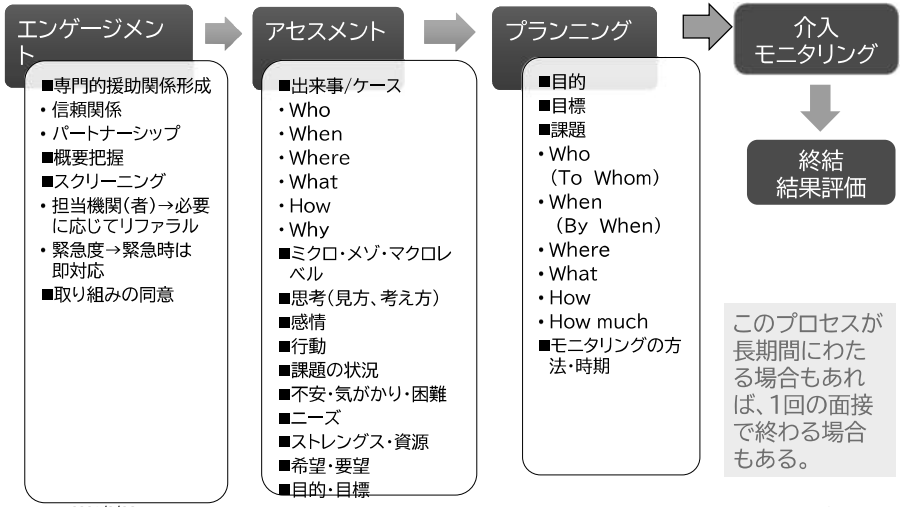

このプロセスが長期間にわたる場合もあれば、1回の面接で終わる場合もある。

演習　アイスブレーク(15分)

①自己紹介＋「実習担当教員として学びたいこと・不安こと」

（1人2分：合計8分）

②このあと演習を3つ行います。それぞれの進行係とプレゼン係を決めてください。

（2分）

（メインに戻る）

演習1　実習生に適切に関わること(エンゲージメント)（35分）

実習生(実習生)：Aさん

実習先：総合病院

1か所目の実習

(インシデント：実習初期、帰校日指導)

実習初期にグループで実施した帰校日指導の際、いつもは笑顔を絶やさないAさんの表情が暗い。一人一人実習の様子を報告する間も、目がうつろでそわそわしている様子。Aさんの番になると、下を向き、「私はうまくいってない」とそれっきり口を閉ざしてしまった。

①個人ワーク(5分)

- 演習課題
  - 実習生がなぜ「私はうまくいっていないと」言っているのか想像する。
  - スーパーバイザーとして行うことは？
  - 具体的にどのように対応するか？

②ブレークアウトセッションでロールプレイ(20分)

- 3人グループで、 次の役を交代してすべて行う。
  - A 実習生
  - B 実習担当教員
  - C 観察役(タイムキーパー)
- 1回のセッションは5分

③グループで課題についての振り返り(10分)

④全体共有と解説(25分)

＊発表は、1グループ2分

演習1　全体共有と解説(25分)

◆グループごとに発表

振り返りの内容

演習1　解説

- スーパーバイザーとして行うことは？

①実習生の様子をよく観察し、話をよく聴いて、実習生のバイオサイコソーシャル(身体的、心理的、社会的)な状態および実習の内容・進捗について概要を把握し、実習生を受容する。

＊留意点：受容の意味

②対応を要する課題を把握し、今ここで取り上げることについて、あるいは後ほど話すことについて実習生の合意を得る。

＊留意点：グループSVと個別SVの違い

③その課題について話し合う。詳細は演習　2(アセスメント)で。

演習1　解説

- 具体的にどのように対応するか？

① ソーシャルワークの展開課程にそって対応する。
② ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づいて対応する。
③ 倫理的ジレンマがあるときは、7つの倫理原則の優先順位に基づいて判断する。
④ 実習生のニーズを理解し、スーパーバイザーに求められることを踏まえて対応する。
⑤ コミュニケーションスキルを活用すること

演習1　解説

●なぜ、このような対応が重要か

① モデリング（Bandura,1985）により、 スーパーバイジーは、スーパーバイザーの対応を見て人への関わり方・実践方法を学ぶから。

② パラレル・プロセス（Kadusin, 2014）により、スーパーバイザーのスーパーバイジーへの関わり方が、スーパーバイジーのクライエントへの関わり方に影響する可能性があるから。

ソーシャルワーカーの倫理綱領（抜粋）

（日本ソーシャルワーカー連盟：日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会を会員とする団体）

原理

Ⅰ 人間の尊厳
Ⅱ 人権
Ⅲ 社会正義
Ⅳ 集団的責任
Ⅴ 多様性の尊重
Ⅵ 全人的存在

倫理基準

Ⅰ クライエントに対する倫理責任
Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任
Ⅲ 社会に対する倫理責任
Ⅳ 専門職としての倫理責任

「倫理綱領」資料はワンドライブに格納

倫理的ジレンマに直面したとき

倫理的ジレンマ

- ソーシャルワーカー自身の価値観とソーシャルワーク倫理とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観とクライエントの価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と同僚や他の専門職の価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と所属する組織の規範や習慣なども含めた価値観とのジレンマ
- ソーシャルワークの倫理間のジレンマ
- 社会環境（時間・資源の制限など）によって生じるジレンマ

倫理原則のスクリーン

1. 生命の保護
2. 社会正義
3. 自己決定と自立と自由
4. 最小限の被害
5. 生活の質
6. プライバシーと守秘義務
7. 誠実さと開示

(Dolgoff, Harrington, & Loewenberg, 2012）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容 及び教育体制等に関する調査研究事業　実施報告書』pp.96-97

適切な関わりのため

バイステックの7原則

1. クライエントを個人として捉える（個別化）
2. クライエントの感情表現を大切にする（意図的な感情の表出）
3. 援助者は自分の感情を自覚して吟味する（統制された情緒的関与）
4. 受け止める（受容）
5. クライエントを一方的に非難しない（非審判的態度）
6. クライエントの自己決定を促して尊重する（クライエントの自己決定）
7. 秘密を保持して信頼感を醸成する（秘密保持）

（バイステック著/尾崎新ら訳, 2006）

スーパーバイザーに求められる資質

1. 理論的な概念を検討し様々な介入方法を選ぶ際の柔軟性
2. 同じ状況を様々な角度から見ることができる多角的な視点
3. 専門職とオリエンテーションについての知識
4. 文化を超えて働く能力
5. 自分自身およびスーパーバイジーの不安とつきあい持ちこたえる力
6. スーパーバイジーと新たに起こる状況から学習しようとするオープンさ
7. スーパービジョンプロセスに影響するような、幅広い状況での課題に敏感であること
8. 抑圧的ではない方法でパワーを適切に取り扱えること
9. ユーモアのセンス、謙虚さ、忍耐力

（Hawkins & Shohet, 2012）

コミュニケーション・スキル

- 面接の時間や場所：現実的、安全、安心
- 非言語的コミュニケーション：表情、視線、位置と距離、姿勢、身振り・手振り、言葉使いや語調、メモ、沈黙
- 言語的コミュニケーション：話を促す（あいづち、繰り返す）、面接を深める・進める（質問する、言い換える、要約する）、感情をつかんで応答する（共感を示す）

（竹中,2021）

休憩（10分）



演習2　実習生の学びを支えること（アセスメント）（35分）

実習生（実習生）：Bさん

実習先：地域包括支援センター

（インシデント：　実習中期、巡回指導）

巡回指導で個別の面談をしているときに、実習計画の進捗状況についてたずねた。

実習生は、ケアプラン作成のために、高齢者と面談をしたところ、「とても困った」という。

＊すでにエンゲージメントができているという前提なので、直接アセスメントの仕方から検討する。

①個人ワーク（5分）
- 演習課題
  - 実習生がなぜ「とても困った」と言っているのか想像する。
  - スーパーバイザーとして行うことは？
  - 具体的にどのように対応するか？

②ブレークアウトセッションでロールプレイ（20分）
- 3人グループで、 次の役を交代してすべて行う。
  - A 実習生
  - B 実習担当教員
  - C 観察者（タイムキーパー）
- 1回のセッションは5分

③グループで振り返り（10分）

④メインで全体共有と解説（25分）
＊発表は1グループ2分

演習2　全体共有と解説（30分）

◆グループごとに発表

振り返ったこと

演習2　解説

- スーパーバイザーとして行うことは？

① 困った経験を具体的に振り返るために、多様な角度から質問したり確認する。そのことを通して、実習生が気づきを得たり理解を深めたりできるようにする。（スーパーバイジーをアセスメントする）

② スーパーバイジー（実習生）が、面接した高齢者について、ミクロレベル（本人、家族）から、メゾレベル（グループ、組織、施設、近隣）、マクロレベル（政策、制度、公的サービス、社会）まで包括的にアセスメントができるように支援する。（実習指導概論を参照）

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能（厚生労働省）＝SVで意識する点

1. 支援が必要な個人や家族の発見
2. 地域全体の課題の発見
3. 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
4. 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
5. 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
6. 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
7. 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
8. 地域アセスメント及び評価

※実習スーパービジョン論講義スライド21より転載　19

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能（厚生労働省）＝SVで意識する点（続き）

9. 地域全体の課題を解決するための業務横断的な社会資源と関係形成・地域づくり
10. 情報や意識の共有化
11. 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
12. 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
13. 人材の育成に向けた意識の醸成
14. 潜在的なニーズを抱える人の把握、発見
15. 地域の一員であるということの意識化と実践化
16. 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
17. 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化

※実習スーパービジョン論講義スライド22より転載　20

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能(厚生労働省)＝SVで意識する点(続き)

18.地域住民のエンパワメント
19.住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・指導
20.担い手としての意識の醸成と機会の創出
21.住民主体の地域課題の解決体制を醸成する地域住民と団体等との連絡・調整
22.地域住民と社会資源との関係形成
23.新たな社会資源を開発するための提案
24.包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に対する理解促進

※実習スーパービジョン論講義スライド23より転載

演習2　解説

- 具体的にどのように対応するか？

①コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)の、1, 2を応用したスーパービジョン(Wonnacott, 2014).を行う。

②エコロジカルモデル、システム理論、バイオサイコソーシャルモデルに基づいて実習生のアセスメントを行うとともに、実習生がこれらのモデルや理論に基づいてアセスメントができるように支援する。

③ソーシャルワークの展開過程にそって対応する。

コルブの経験学習モデル

(Kolb, 2015)を応用したスーパービジョン

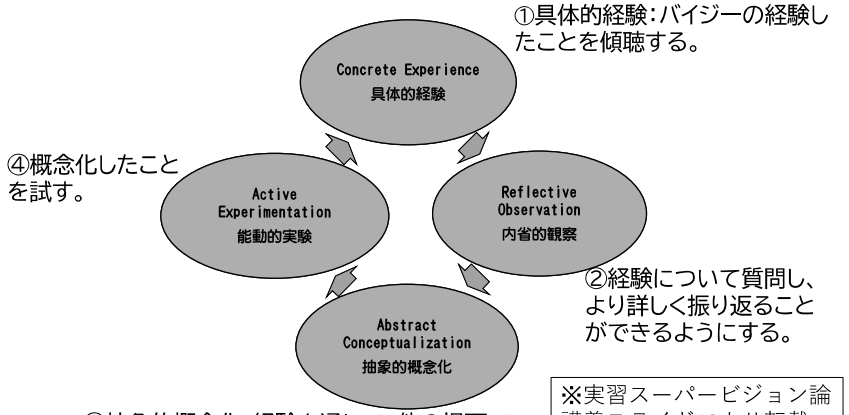

※実習スーパービジョン論講義スライド19より転載

演習2　解説

なぜ、このような対応が重要か

① ソーシャルワーカーが対応する事例は個別性が高く、学校で学んだことだけでは対応できないことが多く、経験から効果的に学ぶ方法を身につけておくことが重要だから。

② 地域共生社会の実現に向けて、クライエントを包括的にアセスメントし、必要に応じて個別支援と地域づくりの両方ができる人材が求められているため。

昼食休憩（50分）



演習3　実習生のハラスメントに対応する（プランニング・介入）（35分）

実習生（実習生）：Cさん

実習先：知的障がい者施設（通所）

1か所目の実習

（インシデント：実習終了期、巡回指導）

実習も残すところ3日で終わろうとしていた。巡回指導で個別の面談をすると、実習生が急に泣き出した。

「実は、先生（実習担当教員）が1回目の巡回指導に来てくださった後、新しく通ってくる利用者（異性）さんが、人目につかないところで抱きついてきたり、プログラム中に体を触ってくる。もう少しで実習が終わるので、我慢していたが、実習に行くのが辛い」と。

詳しく話を聴いてみると、利用者さんは障害があるので実習生として拒否しにくい気持ちがあること、実習指導者が異性なので言いにくいこと、自分に問題があるのではという理由で、誰にも言えなかったということが分かった（アセスメント済）。

1. ブレークアウトセッション（35分）

- 演習課題
  この後、具体的にどう対応するか？
  ＊SVの実施計画を3つの側面からたてる。
  その際、SVのどの機能を活用するかについても検討する。
- 実施計画のポイント
  ①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保
  ②実習生が継続して学ぶことができることの保証
  ③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと

✓ オンラインの場合
・SVの実施計画シート
✓ 対面の場合
・カードワーク（模造紙と付箋）

2. メインで全体共有と解説（25分）
＊1グループ2分

SVの実施計画シート　グループメンバー氏名：

①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）
②実習生が継続して学ぶことができることの保証	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）
③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）

演習3　全体共有と解説（25分）

◆グループごとに発表：SVの実施計画（2分）
＊すでに発表したグループの内容と重なっていない点について発表

✓ オンラインの場合：実施計画シートの共有

✓ 対面の場合：模造紙の共有

演習3　解説

●SVの実施計画の3つの側面

①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保
・実情を把握（アセスメント）したら、実習する権利を守るための実習担当教員のスーパーバイザーとしての役割（SV契約の確認）を伝え、実習指導者とこの出来事について共有することの同意を実習生よりとる（管理的SV、支持的SV）。

②実習生が継続して学ぶことができることの保証
・実習指導者に状況を伝える。この際、実習生が矢面に立たないよう配慮する。また、実習生とクライエントの関係については実習指導者と役割分担をし、実習担当教員は、あくまでも実習生が実習を継続できるよう環境を整える（管理的SV）。
・残りの実習を遂行できるように、実習生、実習指導者と連絡を取り合い、引き続き実習生の危機的状況などに対処する（支持的SV）。
・2か所目の実習が控えている場合は、実習終了後も個別にSVを行う（管理的SV、支持的SV）。

③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと
実習生の気持ちに配慮しながら（支持的SV）、実習生の不安など落ち着いてきたら、この体験を、対象者理解や、福祉現場にあるハラスメントの問題について考えるきっかけとなるよう教育的SVを活用して客観化することを支える。この場合、あくまでも実習生の個別の状況をモニタリングすることが重要となる。状況によっては実習事後のSVとして行う場合もある。

演習3　解説

●なぜ、このような対応をするのか（対応のポイント）

①「二重のSV構造」
実習生が、利用者（クライエント）からの不当な行為を受けても、それを行為者本人や実習指導者に言いにくい立場に置かれるから。

✓ 実習生は、多くの環境変化に対応しきれず、過度なストレスがかかった状態になりうる。また、些細なことと感じて相談を躊躇する場合もある。したがって、一人で悩まず相談してもよいと感じることができるよう心理的な障壁をなくすことが重要である。養成校・実習担当者を含め、多角的なメンタルヘルスケア体制を整えることを求められる。

②SWの原理・原則を学ぶ機会
SVをとおして、ソーシャルワークにおける多様性や人権の尊重、社会正義等の価値規範と対等なパートナーシップを体験する機会でもあるから。

✓ 実習生も同様に、対等な関係性の中で実習に取り組むことで実習指導の効果をより大きくできる。しかし、「完全に対等な関係」はあり得ない。そこで、実習中の関係者間の関係性や力関係に注意を払うことが必要である。

演習3　解説

●なぜ、このような対応をするのか（対応のポイント）

③その他

✓ 実習指導者のハラスメント
実習生は評価をする立場の実習指導者に対し、指導する者・指導される者という上下の関係性から、自分は弱い立場にあると認識し、否定する権利を行使しない恐れもある。実習指導者による冗談・比喩等の言葉のニュアンスが理解できない実習生もおり、必要な注意や叱責であってもその表現には配慮して対応するよう伝える。また実習時間外、深夜に及ぶ反省会や振り返り等は原則行わない。励ましや息抜きを目的に食事に誘う等「実習指導者だから断れない」と実習生が感じた場合はハラスメント行為とみなされることを伝える。また、実習指導者以外の実習施設・機関の職員についても、実習生は上下関係を感じることが多いため、施設・機関内でもこれらの認識を共有していくように依頼する。

✓ ハラスメントの相互理解
セクシャル・パワーハラスメント、アカデミックハラスメント（実習生の学習不足や無知に基 づくハラスメント）等、過剰な負荷、不適切なかかわりを行うなどの行為の禁止について事前に 対応方法を養成校・実習施設・機関双方が理解すること。
また、実習生にもハラスメントの説明を事前に行い、万が一の際に相談・対応ができる環境を整える

✓ 実習担当実習担当実習担当教員のためのSV
ハラスメントのような事例の場合、実習担当教員もスーパーバイザーとして悩んだり判断に困ったりすることが想定されるため、一人で抱え込まず学内の適切な立場の人に相談しながら進めることが重要。

まとめ（30分）

1.「演習のねらい」に対する自己評価をしてください（5分）
①実習生に適切に関わること
②実習生の学びを支えること
③ハラスメントに対応することができるようになること

2. SW実習SVにおける実習担当教員として、今後の自分自身が取り組むべき課題は何か（5分）
（オンラインの場合）
一人一人チャットに書いてもらう
（対面の場合）
何人かに発表してもらう

3. 講師の総括（5分）

引用文献

- Bandura, A.(1985). *Social Foundations of Thought and Action: A Social Cognitive Theory*. Prentice Hall.
- Dolgoff,R., Harrington,D. & Loewenberg,F.M.(2012) *Ethical Decisions for Social Work Practice*, 9th Ed., Brooks/Cole.
- Hawkins、P. & Shohet, R. (2012). *Supervision in the helping professions(4th ed.)* Open University Press.
- Kadushin, A. & Harkness, D.H. (2014). Supervision in Social Work(5th ed.). Columbia University Press)
- F.Pバイスティック著　尾崎新・福田俊子・原田和幸訳(2006)『ケースワークの原則[新訳改訂版]:援助関係を形成する技法』誠信書房
- 竹中麻由美(2021)「ソーシャルワークの面接」日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『ソーシャルワークの理論と方法』中央法規

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　講義資料

実習指導方法論Ⅳ

実習評価の意義と方法

日本福祉大学　添田正揮

講義の目的

はじめに
◆教育とは、教育目標を中心として、学生・生徒の能力・適性、指導計画、指導内容、指導法、評価法が緊密な連関をもちながら全体を形作っている有機的なシステムである。
◆実習教育は、達成すべき目標に向かって行われる教育であり、実習過程に用意されている教育活動の一つひとつが途切れることなく展開するものである。

1. 教育活動として実施する評価（教育評価）の基礎を理解する
2. 実習教育（「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」）において実施する評価の意義、方法、留意点を理解する

本科目のアウトライン

1. 教育評価の基礎	1. 教育システムにおける評価法の位置 2. 評価の目的 3. 評価の領域 4. 教育評価の手順 5. 評価資料を収集するための方法 6. 収集した資料を解釈するための方法 7. 教育評価の種類
2. 実習教育における評価の実際	1. 実習教育における評価の意義および重要性 2. 評価を行うための基準（判断するための拠り所） 3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動 4. 実習指導者の評価・評定の取扱い 5. 実習教育の内容に関する評価（実習施設・指導者による養成校の評価） 6. 評価の留意点

参考資料　①通知（ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導）
②ソ教連ガイドライン

1．教育評価の基礎

1．教育システムにおける評価法の位置

教育とは、教育目標を中心に、それを達成することに関連した生徒・学生の能力・適性、指導計画、指導内容、指導法、評価法等が有機的なシステムを形成した存在。

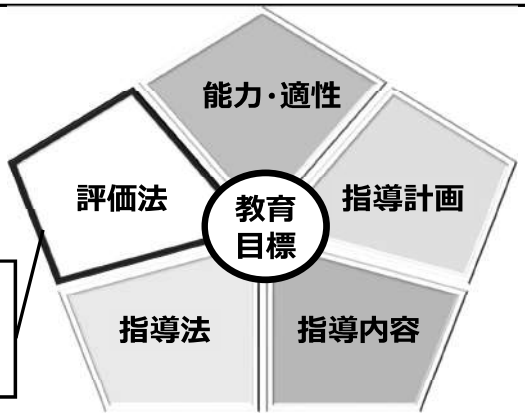

評価法は、教育システムにおいて欠かすことができない教育活動

【教育評価の2つの側面】

「教え手側」と「学び手側」それぞれの自己点検の結果を踏まえ、次の段階で行われる教育および学習活動を再構成する契機となることを機能としている。

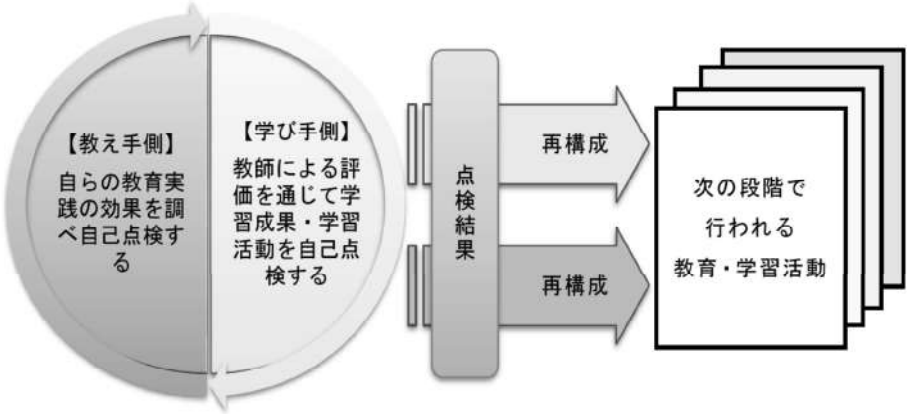

2．評価の目的

収集した評価情報をどのような種類の教育決定の目的に用いるのかという視点から分類したもの

分類	内容
指導目的	● 教師のような指導者の立場からの利用目的。 ● より効果的な指導法や指導計画の決定の見地から、評価を利用する。
学習目的	● 学習者自身が評価の当事者。 ● 自己評価や相互評価の形で評価を行わせ、それによって学習の自己改善を図ろうとする。
管理目的	● 学級や学習グループの編成、成績の記録・通知、高校・大学等における入学選抜決定、各種の資格認定等において利用する。
研究目的	● 社会の要請に応える教育課程（カリキュラム）の研究開発、効果的な指導法や教材・教具の研究開発などの目的に評価を利用する。

出典：橋本重治、応用教育研究所編「教育評価法概説　2003年改訂版」図書文化、12-14ページ、2003年

3．評価の領域

教育評価の領域は、①学習の評価、②入力的諸条件の評価、③教育計画・指導法の評価、のことをいう。それぞれの評価領域は相互に関連しているため、評価結果の解釈や利用においても緊密に関連させて考えることが重要である。

領域	内容
①学習の評価	● 教科の評価、学習成果の評価、学力の評価ともいう。 ● 学校教育のカリキュラム目標に関する評価領域をさす。
②入力的諸条件の評価	● 入力とは、学生の能力・適性・行動特性・健康状態・環境の影響など、学生自身の状況のことをさす。 ● 評価を通じて収集した情報は成績をつけるためのものだけではなく、学生自身による自己理解と指導者側による学生理解にも活用される。 ● 内容：①知能・適性の評価、②性格・行動・道徳性の評価、③身体・健康の評価、④家庭その他の環境（交友関係等）の評価
③教育計画・指導法の評価	● カリキュラムや指導法など学校や教師側の処遇（処置）方策のこと。 ● 個々の生徒に関しての評価と異なって公共的性格のものであり、研究目的の意味が強い。 ● 学校の施設、設備、教職員、学校経営等も対象となることがある。

出典：橋本重治、応用教育研究所編「教育評価法概説　2003年改訂版」図書文化、27ページ、2003年

４．教育評価の手順

評価の手順と方法には共通する一定の順序がある

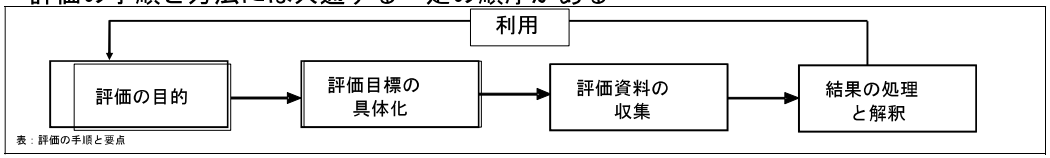

表：評価の手順と要点

手順	要点
評価の目的の確認	● 評価を行う際は、まずそれが何のための評価であり、その結果をどのような目的に利用するかを認識する。 ● 評価の目的の相違によってその後の評価の具体的な進め方と方法が異なってくる。
評価目標の具体化	● 「何を評価するのか」という評価・測定の目標（対象）を分析し、評価規準（criterion）となりうる具体的な目標を設定する。 ● 「○○を知っている」「△△ができる」というような行動目標が重要となる。
評価資料の収集	● 目標の達成度を評価するための資料を収集する。 ● 評価資料の収集場面（いつどのような場面・機会で収集するか）①観察場面、②試験場面 ● 評価用具（evaluating instruments）の選択・作成（評価しようとする目標に最もよく妥当し、信頼できる用具を選択または作成する）
結果の処理と解釈	● 収集した資料を解釈するために、採点や統計、解釈などをして利用すること。 ● 解釈の方法としての絶対評価、総体的評価、個人内評価を含む。

５．評価資料の収集方法

- 評価を適切に行うためには、評価活動に必要な資料（評価資料）を整えることが不可欠となる。
- 評価資料を収集するための多様な方法の中から妥当な方法を選択する。
- 「何のために評価するか＝評価の目的」を明確にした上で情報収集を行う。

表：評価資料収集のための代表的な方法

テスト法	教師自作テスト 標準検査	観察法その他
(1)客観テスト (2)論文体テスト (3)問題場面テスト (4)質問紙法 (5)口答法	(1)教師自作テスト (2)標準検査	(1)観察法 (2)評定法 (3)逸話記録法・面接法 (4)自己評価 (5)ポートフォリオ

学力評価の方法例

筆記による評価（筆記試験、ワークシートなど）		パフォーマンスに基づく評価		
		パフォーマンス課題による評価		観察や対話による評価
選択回答式（客観テスト）	自由記述式	完成作品の評価	実演の評価（実技試験）	プロセスに焦点を当てる評価
➢ 多肢選択問題 ➢ 正誤問題 ➢ 順序問題 ➢ 組み合わせ問題 ➢ 穴埋め問題 他	➢ 短答問題（文章,段落,図表等） 作問の工夫 ➢ 知識を与えて推論させる方法 ➢ 予測－観察－説明(POE)法 ➢ 概念マップ法 ➢ KJ法　他	➢ エッセイ、小論文 ➢ 研究レポート、研究論文 ➢ 物語、脚本、詩 ➢ 絵、図表 ➢ 実験レポート ➢ ビデオ、録音テープ　他 （■ポートフォリオ）	➢ 朗読 ➢ 口頭発表 ➢ ディベート ➢ 演技 ➢ 素材の使い方 ➢ コンピュータの操作 ➢ 実習授業 ➢ チームワーク 他	➢ 活動の観察 ➢ 発問 ➢ 討論 ➢ 検討会 ➢ 面接 ➢ 口頭試問 ➢ ノート・日誌・日記　他
		➢ プロジェクト　（■ポートフォリオ）		
■ポートフォリオ評価法				

出典：西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化，65ページ，2003年

1．テスト法

（1）客観テスト

1．再認形式

◆与えられた命題が正しいか否か、実現した目標（身につけた知識等）に合致したものであるか否か、与えられた事象間の関係を再確認する形式。

①真偽法･･･○－×、正－誤、そうです－ちがいます

②選択法･･･選択肢の数を増やして、その中から選択肢を指定した数だけ選択させる

③組み合わせ法･･･選択肢の複合形式

2．再生形式

◆学習し保持した内容を思い出し、指定された条件にあてはまる解答を作り出す形式。再認形式よりも確かな記憶を回答者に要求する。

①単純再生法

②完成法（穴埋め問題）

（2）論文体テスト（文章体テストともいう）
◆「～についてしるところを記せ」「～を説明せよ」「～について論ぜよ」「～を要約せよ」などの形で出題し、自由に文章を記述させる形式。
◆論文体テストによる確認が妥当する目標は、①2つ以上の比較能力、②関係の理解、③事態の説明や推理力、④要約や概括能力、⑤評価・批判・鑑賞力などの能力、⑥態度・価値観、など。
◆客観性・信頼性に欠点がある。

（3）問題場面テスト
◆テスト前に授業中にそのままのかたちで指導していないが、すでに学習した理解や思考法を活用すれば解決できるような新しい具体的問題場面を示し、問題解決をさせる方法。
◆解決に分析、総合、創造、評価、批判などの問題解決力を働かせることを必要とする。

13

（4）質問紙法
◆質問された内容に関して自分の実情を自己診断して答えることになるため、自己目録法または自己診断法とも呼ばれる。
◆真偽法のように、はい-いいえ、賛成-反対など、自分の実情に合った方を選択させる。

（5）口答法
◆教員が直接口頭で質問して、それに口頭で答えさせる方法。
◆発問に対して、自分が分かっているか否か、記憶しているか否かの確認を促すことが最大の効果。
［長所］
簡便性。即時性。即時フィードバックに基づく指導や学習の調整。解答内容に誤解がある場合に問い直しが可能。
［短所］
全学生の前で答えさせるため、解答者の緊張を高め、情緒不安定に陥れる恐れがある。記録として残りにくい。

14

２．観察法その他

（1）観察法
◆日常生活の場面で学生の具体的行動を観察し評価する方法。
◆評価の結果は、その場ですぐに指導に結びつけることができる。
［主な注意点］
・ある場面での一つまたは二つの行動を見ただけで評価すると誤りが発生する。他の評価との組み合わせが必要。
・観察者の主観に左右されやすいので、観察目標を明確に規定することが必要。
・行動の現象面だけではなく行動の一連の変化や過程を念頭において観察する。

（2）作品法
◆学習活動から得られた作品（ノート、レポート、リアクションペーパーなど）そのものを評価対象とする。
◆作成過程で生まれたものや努力、工夫も重要な評価資料となる。
◆自己評価や相互評価を活用する。

15

（3）評定法
◆観察に基づいて、学生のある行動特質を相対的あるいは絶対的に評定して数量的に捉える技術。
◆種類：①記述的評定尺度、②図式評定尺度、③点数評定尺度、④チェックリスト、⑤一対比較法、⑥序列法　など

（4）逸話記録法・面接法
【逸話記録法】
◆学生の具体的行動事例を、質的にそのまま逸話のかたちで記録して評価の資料とする方法。
◆信頼性を高めるため、事実をなるべくありのままに客観的に記録する。
【面接法】
◆学生と面接し、直接話し合いをしてその学生評価の資料を求める技術。

16

３．その他の評価法

①パフォーマンス評価

■パフォーマンス評価で語られるパフォーマンスとは、自分の考え方や感じ方といった内面の精神状況を身振りや動作や絵画や言語などの媒体を通じて外面に表出すること、またはそのように表出されたものをいう。したがって、パフォーマンス評価とは、「真正の課題」「パフォーマンス・タスク」に挑むことによって、それこそ五感で「表現」される学習の豊かな様相を把握すること、またそのような評価方法を創意工夫することを意味する。※1

真正の課題・・・知識を応用・活用・総合することを要求するもの。

■パフォーマンス評価とは、「生徒の学習の達成状況を評価する場合、求める技能や能力を実際に用いることができるかを評価しようとするものをいう」と述べている。※2

※1　田中耕治『教育評価』岩波書店，154ページ，2008年
※2　キャロラインV.ギップス，鈴木秀幸訳『新しい評価を求めてーテスト教育の終焉』論創社，246ページ，2001年

②ポートフォリオ評価

■ポートフォリオとは、元々は書類を入れる紙挟みやファイルのことをいう。

■「ポートフォリオとは、子どもの作品、自己評価の記録、教師の指導と評価の記録などを、系統的に蓄積していくものである。ポートフォリオ評価法とは、ポートフォリオづくりを通して、子どもの学習に対する自己評価を促すとともに、教師も子どもの学習活動と自らの教育活動を評価するアプローチである。」※1。

■ポートフォリオ評価法の意義として、「学習の実態に基づく目標準拠評価、個に応じた指導、自己評価力の育成、説明責任」の4点を指摘している。

※1　西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化、52ページ、2003年

③ルーブリック評価

■ 量的な「基準づくり」では、思考力や判断力といった高次の目標を質的に把握するのには無理が生じる。質的な「基準づくり」の方法論として登場してきたのが「ルーブリック（評価指標）※1」という考え方。
■ ルーブリックは、「学習者の理解度や技能の到達度を測るための指標」といえる。学習結果のパフォーマンスレベルの目安を数段階に分けて記述し、学習の達成度を判断する基準を示す評価法として用いられている。
■ 客観テストでは知識・理解を判断できるが、パフォーマンス系（思考・判断、スキルなど）の評価は難しい。典型的なルーブリック（評価指標）は、成功の度合いを示す数段階程度の尺度（すばらしい、とても良い、良い、努力を要する、不十分など）と、尺度に示されたそれぞれの評点に対応するパフォーマンスの特徴の説明からなる評価基準となる。
■ ルーブリック評価の取組みは、教員の授業のねらいや目標を明確にする効果を持ち、それにより授業の質の向上につながる。
■ 学生にとっては、教育目標やパフォーマンスの明確化というメリットがある。

※1　田中耕治『教育評価』岩波書店、134ページ、2008年

６．収集した評価資料を解釈するための方法

■ 資料を解釈して意味を引き出すためには、その資料を照合し、解釈するための「枠（frame of reference）」となる評価基準が必要となる。
■ 解釈は、「照合のわく（評価基準）」の違いによって、絶対的解釈（＝絶対評価）、相対的解釈（＝相対評価）、個人内解釈（＝個人内評価）の3つに区別される。

種類	意味・内容
絶対評価	• 解釈の基準を教育目標の到達の有無や程度におく。 • 一定の教育目標や内容がどの程度達成されたかを示す尺度上に、一人ひとりの学生を位置させて解釈し、目標を実現しているかどうか、その目標の到達度はどの程度であるかを明らかにする方法。 • 他の学生との比較ではなく、教育目標に対する到達の絶対的位置を把握する方法。 • 英語では、目標基準準拠解釈（criterion-referenced interpretation ）という。到達（達成）度評価と呼ぶこともある。
相対評価	• 個人の学力を、所属している集団の成績水準を評価基準として、その中でどの辺の位置を占めているかということで解釈する方法。
個人内評価	• 解釈の基準を集団の成績の分布におく。 • 一人ひとりの学生に即して、過去の成績水準や、他の種類の目標の発達水準を評価基準として、時間の経過における進歩の状況（縦断的個人内評価）や、異なる目標（能力）間の長短や優劣（横断的個人内評価）を明らかにする解釈の方法。 • 最大の長所は、学生の横断的な長所や短所、縦断的な進歩状況を示すことができる点。

7．教育評価の種類　※表は代表的な評価方法

種類	意義・目的
診断的評価	• 主に学年や学期の初期に実施され、最も効果的な指導計画を立てるための情報を得るために行われる。（長期的な診断的評価） • 各科目の指導過程の中で事前評価として行われ、指導をよりよく成立させるための学生の前提条件等（学習意欲や学習習慣、これまでの科目の履修状況や成績、性格等）を診断するために行われる。（短期的な診断的評価）
形成的評価	• 教授過程を通して行われ、教師によって学生が更なる学習を要する部分を判断する基盤となる。 • 指導・学習の進行中に生徒の学習を改善するために行われる。 • 目標に照らした進歩状況や、実践能力の修得状況に関するフィードバックを学生に提供する。 • 学習と教授の改善を指向するものであるため、当該科目の成績評定に用いられるものではない。
総括的評価	• 教室内の授業や実習の学習成果を判定することを目的とし、教授活動終了時に実施する。 • 目標達成度に関する情報を提供する。そのため教師は、学習の最終段階に成績を決定したり、能力を認定したりするために実施する。 • 定期的にあるいは評価期間の中間や最終時点に実施する。 • 「最終的であること」を特質とし、学生の目標達成度に成績をつける際の基盤となる。
確認的評価	• 学習者の臨床的知識・技能の保持を保障するという観点から重要であり、技術演習や実習など、一定の教育が完了した後に実施する。 • 教師は形成的評価と同様に、臨床能力の確認的評価を通して、学生が更なる実技練習を必要としているかどうかを明らかにできる。

図：各種評価の展開

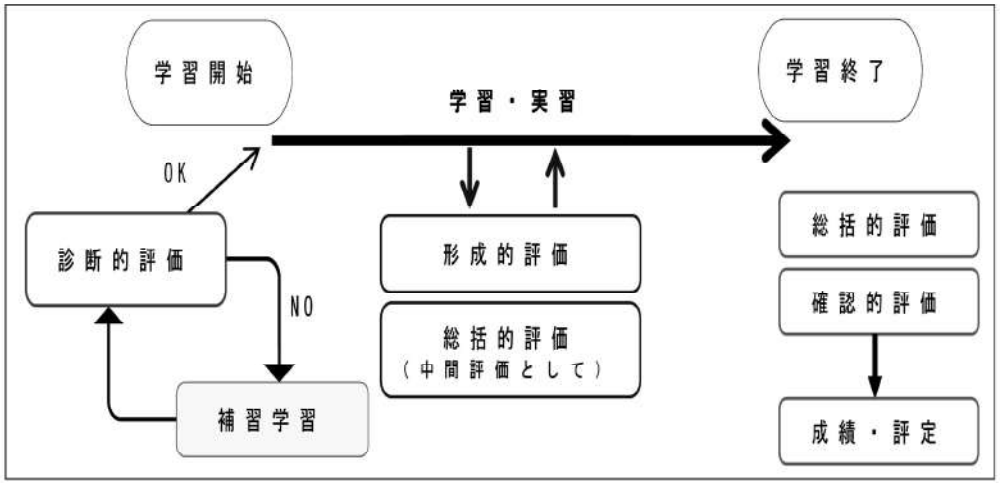

出典：日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導　ソーシャルワーク実習」中央法規出版、2021年

2．ソーシャルワーク実習教育における評価の実際

1．実習教育における評価の意義および重要性

①教育システムを踏まえた実習教育の展開

- 評価法は、教育目標、学生の能力、指導計画、指導内容、指導法と並び、教育システムの形成に不可欠な教育活動として位置付けられている。
- ソーシャルワーク実習は教育として行われるものであるため、評価の意義、評価の種類、評価の手順、評価資料の解釈方法などを理解して教育活動に取組むことが重要となる。

②目標志向の教育としての認識と展開

- 実習は目標志向の教育であり、ソーシャルワーク専門職の養成教育として規定された目標を理解することが重要である。
- 「実習前→実習中→実習後」における学習の展開過程を重視し、設定された教育目標（達成目標および行動目標）を達成することによってソーシャルワーク専門職に必要な実践能力（コンピテンシー）を習得することを目指す。

③エンパワメント実践としての評価の実施

- 評価とは、成長への手掛かりを見出すための前向きなエンパワメント実践である。できなかったこと、不十分な点だけを際立たせることがないよう注意する。
- 実習生自身の価値観・知識・スキルの状況を可能な限り正確に把握し、理解することが必要となる。

プロセスモデルからみた実習の展開

1. Model(Plan)：定義，目標の設定
2. Operate(Do)：定義に従って、また環境を利用して、業務を実行
3. Monitor(Check)：業務処理状況の把握。目標達成度の確認
4. Optimize(Act)：資源配置、時間変更等、可能な範囲で課題改善を実践

プロセスモデルからみても、目標を設定し、設定された目標に向けて実践し、達成度を確認し、改善や発展に向けた李帰りが重要となる。

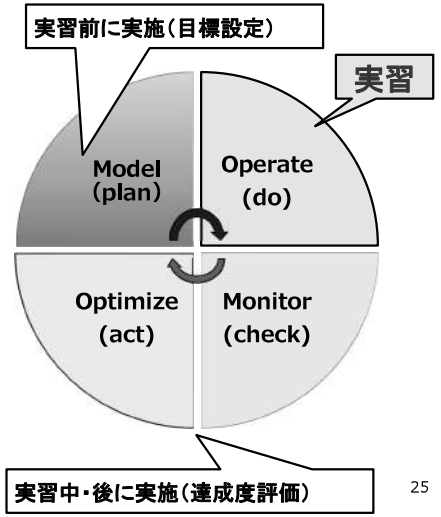

- 実習教育評価は、狭義には科目「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の教育目標・学習目標の達成度を確認するための教育・学習活動である。
- 評価を適切に行うためには、具体的な「教育目標」を設定することが必須となる。教育目標（達成目標と行動目標）となるのは、厚生労働省による「科目通知」ならびに日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」となる。
- 「科目通知」では、教育内容として、①教育のねらい、②教育に含むべき事項の2つが規定されている。
- 「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」では、教育目標として、①達成目標、②行動目標の2つが規定されている。
- 教員には、評価主体となる実習指導者と実習生が評価の意義や目的、方法等を理解し、評価活動に取組むことができるよう説明する責任がある。
- また、近年、医療・看護・保健などの専門職の養成課程においては、従来の詰め込み型教育（何を教えるか、何を学んだか）から**アウトカム基盤型教育（何ができるようになったか、何ができるか）**への転換が進められている。アウトカム基盤型教育を展開するためには適切な評価の実施が不可欠である。

実習過程と科目・通知・ガイドライン・評価の関係

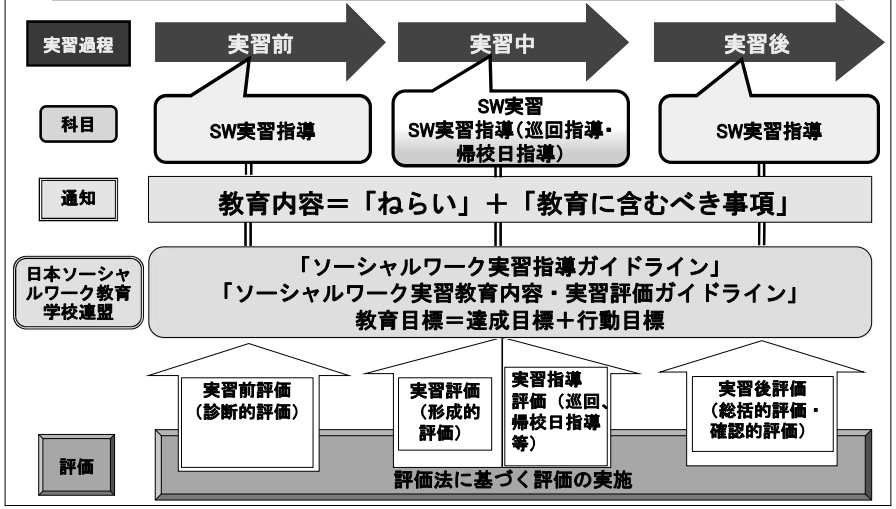

※これらの関係性・体系を実習生、実習指導者、教員（養成校）の共通認識とする

実習教育評価

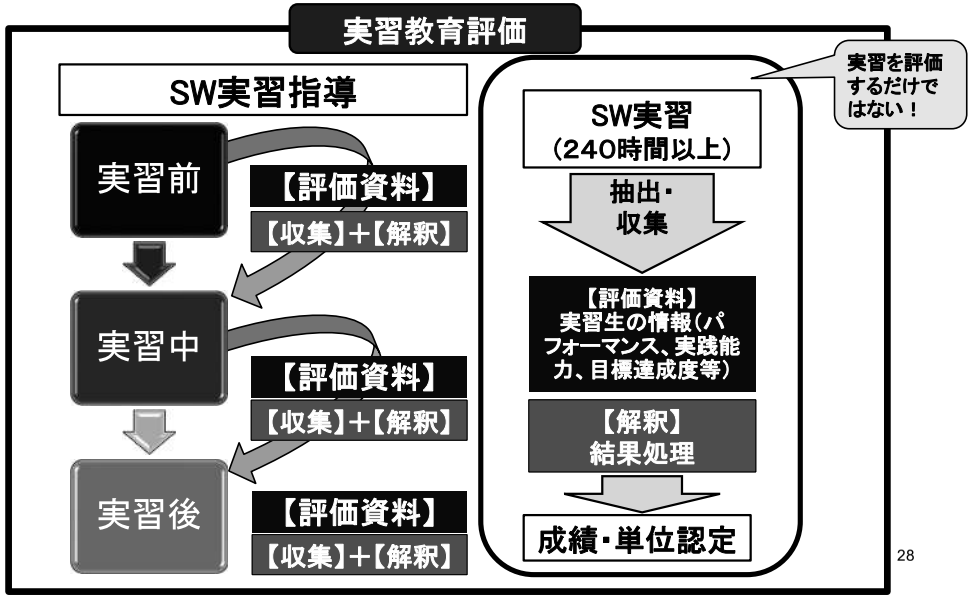

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

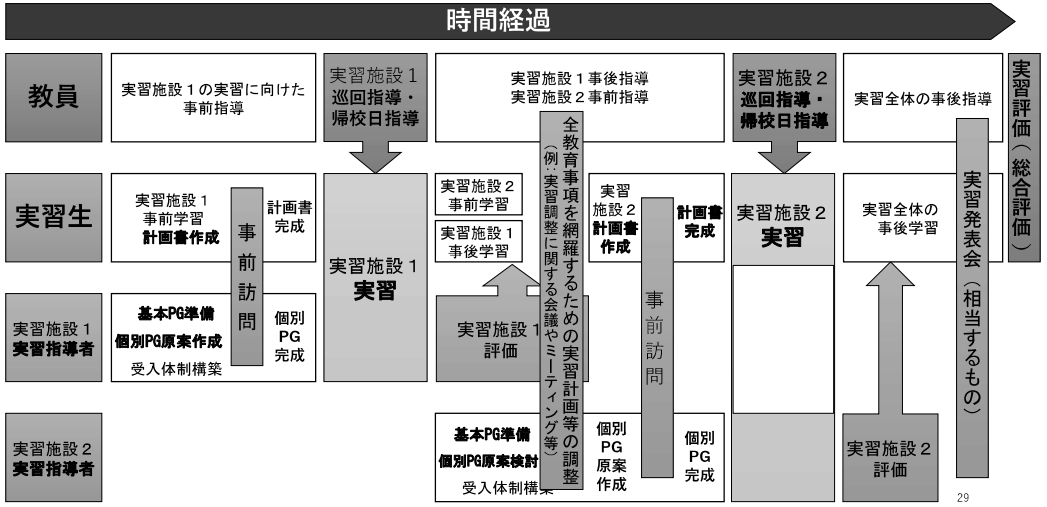

29

2. 評価を行うための基準（判断するための拠り所＝説明責任を果たすための資料）

- 適切な評価を行うためには、判断するための根拠が必要となる。実習においては、実習生の言動や思考に関する情報（評価資料）について判断し、評定するための基準となる。
- 国家資格という観点からいえば「養成に関する指針の規定」、さらに専門職養成教育という観点からいえば教育学やソーシャルワークの「理論や価値観」が基準となる。
- 教員は、評価法の意義や方法等を理解し、実習生が適切な教育・学習を受けることができるよう準備を整える必要がある。
- さらに、教え手側となる実習指導者も適切な評価活動を実施することができるよう、丁寧に説明し、理解を促す役割を担う。
- 実習生がソーシャルワーク専門職としてその役割を果たしていけるよう、実習指導における評価の対象を理解し、学習の向上につなげるよう指導を行う。

【評価において重要となる根拠・基準】

（1）開講する科目の確認に係る指針
（2）科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容
（3）日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」
（4）ソーシャルワーク・コンピテンシー

資料編－77

（1）開講する科目の確認に係る指針

【社会福祉士養成】

(8)ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

引用：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1122号社援発0306第23号令和2年3月6日）

【精神保健福祉士養成】

(10)ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

引用：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1129号社援発0306第8号令和2年3月6日）

31

指針に規定された「評価」に関する規定

① 実習後に実習内容の達成度を評価し個別指導を行う
② 実習の評価基準を明確にする
③ 実習指導担当者※からの評定に考慮する
④ 実習生本人の自己評価に考慮する

※ 通知原文ママ

【教育評価の観点から重要となる用語】
①達成度評価、②個別指導、③評価基準、④評定、⑤自己評価

32

①達成度評価

達成度評価の前提
⇒目標・内容の明確化と共有化

通知：教育内容「ねらい」及び「教育に含むべき事項」

☆評価規準のひとつ
☆実習指導者と教員の双方が指導すべき事項、共通する評価対象

【到達度評価の可能性】
到達度測定の持つ底力は、一人ひとり全ての生徒の学習を推進させることができるというその能力に横たわっている。　ブロック（Block,J.H.1971）

33

「達成」とは
どのような領域、場面に用いるのが適切とされるか

思考・応用・創造・態度のように、ほとんど際限のない目標領域であって、何人もこれをマスターすることはできない。個人の能力に応じて、できるだけこれを伸ばすほかないような目標（発展的目標）

34

【到達度評価】
⇒到達と達成はほとんど同義語と解しても特に大きな支障はないが、達成と区別するならば

到達は各教科における基礎知識のように、その目標領域の範囲が限定されている。十分な時間をかければ誰でもそれをマスターすることのできる目標といえる。

35

【達成（到達）の段階の分け方】
2段階⇒「達成している」「達成していない」
3段階⇒「十分達成」「おおむね達成」「達成が不十分」など

【段階の設定（達成の基準）】
知識、理解、思考、技能、態度といった目標領域を明確にしてから、具体的な行動目標を立てる

達成基準（分割点）・・・達成度を判定するために必要となる尺度

例：評価（評定）との関係

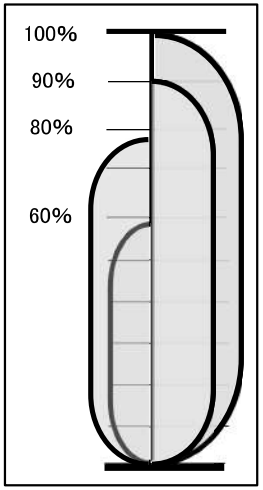

A：課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が90%以上）

B：課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

達成（到達）の連続体

- 100%完全習得のみを到達とする考え方は、完全を求めすぎており現実的ではない。
- 到達は0%から100%の到達までの連続体をなすとする考え方。
- 到達度測定は、達成の連続体を測定の基準、あるいは尺度として、一人ひとりの学生の習得が尺度のどの点に位置しているかを決定する。

②個別指導

通知の記載内容

➡「実習後の達成度評価を踏まえて個別指導を行うこと」

個別指導の前提

的確な達成度評価

達成度評価と個別指導
⇒連続性のある一体的な教育活動

【個別指導の内容】
- 実習内容や目標の到達状況（達成状況）を評価によって把握。
- 目標の達成・未達成に関する情報をフィードバックする。
- 到達していない部分について相互に確認し、スーパービジョンを展開。

③評価基準

- ソーシャルワーク実習全般に関する能力と行動を評価するための基準。
- 教育目標がどの程度達成できたのかを測定するための基準。

英語では
“criterion-referenced evaluation”といい、
「規準に準拠した評価」という意味になる

「規準」と「基準」の意味

「規準」
「～ができる」「〇〇が言える」「△△が分かっている」というように、具体的な行動の形で表現することができる行動的目標の一定領域。

ソ教連ガイドライン
⇒教育目標（達成目標と行動目標）が該当

「基準」＝スタンダード
質的規準として掲げた目標について「どの程度できたか」、また「十分達成・おおむね達成・達成が不十分」というように**程度を確認**する。

④評定

辞書「一定の基準に従って価値・価格・等級などを決めること」「一定の基準に従って人や事物の評価を定めること」

教育評価における評定
3段階評定や5段階評定というように、学業成績等について評価した結果を数字や文字など抽象的な符号で総括的に表したもの。

【評定の注意点】
- 実習内容によっては尺度や選択肢通りにできない場合がある。例えば、教育目標の中に頻度が問われる活動があった際、もし実習中に実施する機会が1回しか得られない場合は、評定尺度に対する行動が合っていないということになる。
- 実習生があるプログラムの実施回数が少ない場合、質的な側面の評価は困難となる。
- 教員または実習指導者は、実習生から、設定した目標（ゴール）は何か、何を意識して取り組んだのかを確認することが必要。

42

⑤自己評価

- 評価資料収集のための技法の一つ。
- 学生自身が評価の主体となって自分の現状を振り返り、何らかの方法でそれを記述すること。

教員や実習指導者などによる評価を「他者評価」、学生同士によるものを「相互評価」という。

43

【自己評価が重視される理由】

① 自己評価そのものが効果的な学習活動である。
② 他者評価に伴いやすい他律性、受動性、不安等の弊害を免れる。
③ 教師による評価の限界と不足を補うことができる。
出典：応用教育研究所編，橋本重治『教育評価法概説＜2003年改訂版＞』図書文化，90ページ，2003年

【看護学実習の評価における自己評価の有用性】

① 実習における学生の行動について討議し、その能力に対する学生自身の知覚を明らかにする。
② 教師・学生両者の視点から、学生のすぐれている点とさらに学習が必要な点を明らかにする。
③ 学生にフィードバックを提供し、能力の向上に向けてさらに学習を要する点を明らかにする。
④ 教師と学生のコミュニケーションを促進する。
出典：マリリンH.オーマン・キャスリーンB.ゲイバーソン著、舟島なをみ監訳『看護学教育における講義・演習・実習の評価』医学書院，22ページ，2001年

【メタ認知的方略】

学習者が学習スキルを習慣化し、有効に活用できるようにするためには、学習者自身が自分の理解状態をモニター（監視）したり、当該の問題解決にどんな知識や方法が有効かを考え、行動をコントロールする「メタ認知的方略」を修得する必要がある 。
出典：水野治久・石隈利紀他編『よくわかる学校心理学』ミネルヴァ書房，117ページ，2013年

【注意点】

- 単独で成績評定の材料・根拠にはできない
- 例）実習目標とは関係なく実習経験について著しく厳しい（もしくは著しく甘い）評価をつけたり否定的（もしくは肯定的）に捉えたりする実習生の場合

  ⇒目標に対する達成度や理解度等を適切に評価することが困難
- 自己評価＋実習指導者の評価+教員の評価＝妥当な評価

（2）科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

科目「ソーシャルワーク実習」の教育内容（通知）

教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

科目「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容（通知）

教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ②多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨巡回指導 ⑩実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪実習の評価及び全体総括会

（３）ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン（参考資料に掲載）

- 「実習教育内容・実習評価ガイドライン」は、通知に規定された教育内容をより具体的かつ効果的に展開するために作成された。実習評価の拠り所となる。
- 本ガイドラインは、国家資格養成の通知に準拠しつつ、教育評価の観点から目標設定や計画立案の基準及び規準となるため、実習生、実習指導者、教員が共通認識を持つことが重要。
- ソーシャルワーク実習の目標となるのは、通知の「教育のねらい」が該当する。しかしながら、実習評価の項目としては抽象的でやや大枠であるため、評価軸としては妥当ではない。また、通知の「教育に含むべき事項」は、ソーシャルワーク実習のねらいを達成するための最低限の実習経験が示されたミニマム・スタンダートに過ぎない。
- また、通知の「ねらいと教育に含むべき事項」は具体的な行動目標として設定されたものではなく、実習種別や対象によって実習内容や学習経験は異なるため、達成度を測定するのは困難である。
- それらの問題を解決するため、教育内容をより具体的に示したのが「実習教育内容・実習評価ガイドライン」である。

- 科目「ソーシャルワーク実習」の通知に規定されている「教育に含むべき事項」に対応した「教育目標」を設定している。教育目標は、「達成目標」と「行動目標」で構成される。
- 「達成目標」は、実習生が実習を終えた時点において「どのような行動ができるようになっているか」を示したものであり、実習の結果としての状態を表している。達成目標の習得の深度や段階は、実習施設の種別や法人の理念等に基づき、実習前に教員と実習指導者との間で調整して設定する。
- 「行動目標」は、達成目標を細分化し，「説明できる、図示できる、実施できる、作成できる」など，より具体的かつ観察可能な行動を示している。
- ソーシャルワーク実習では、実習施設の種別を問わず、ミクロ・メゾ・マクロ※の全てのレベルにおいて支援（介入）の対象が存在しているため、実際に活用する際は、それぞれのレベルで想定される対象を念頭に置いた行動目標を設定する。
- なお、教育に含むべき事項①～⑨の項目配列の順序は実習過程の順序を示したものではないため、実習施設・機関および実習生の状況に合わせ、各項目を関連付けて目標を達成するための実習計画を立案する。

※ミクロレベル：直接援助の対象である個人と家族への介入。
メゾレベル：家族ほど親密ではないが、グループや学校・職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライエントに直接、影響するシステムの変容をめざす介入。
マクロレベル：対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化。

（4）ソーシャルワーク・コンピテンシー（コンピテンシーと具体的行動）

CSWEは，関連するヒューマンサービスと歩調を合わせ2008年にEPASにコンピテンシー基盤型教育フレームワークを採用し，これまでの「内容（何を教えるべきか）と構造（教育構成要素の形式や構成）」を重視したカリキュラム設計から，学生の学習成果を重視したカリキュラム設計へと方針を転換した．これは，アウトカム基盤型アプローチとして，教育方針に規定されたコンピテンシーについて，学生が何を達成したのかを特定し評価するもの。

出典：日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020
原典：ソーシャルワーク教育認定機関「2015 Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's Social Work Program」

①倫理的かつ専門職としての行動がとれる
- 倫理綱領や関連法令、倫理的な意思決定モデル、調査の倫理的な実施等に基づいて、倫理的な意思決定をする。
- 実践場面で自身の個人的な価値に気づき、専門職としてのあり方を維持するために振り返りと自己規制を行う。
- 行動、外見、口頭・書面・メールでのコミュニケーションで、専門職としての態度を示す。
- 実践結果を促進するために、技術を倫理的かつ適切に使う。
- 専門的な判断と行動となるように、スーパービジョンとコンサルテーションを活用する。

②実践において多様性と相違に対応する
- 人生経験を形づくるうえで多様性や相違が重要であることを、実践のミクロ・メゾ・マクロレベルにおいて適用し、伝える。
- 自分自身を学習者として提示し、クライエントや関係者には彼ら自身の経験のエキスパートとしてかかわる。
- 多様なクライエントや関係者とともに取り組む際には、自分の偏見や価値観の影響を抑えるために、自己覚知や自己規制（自らの気づきを高め、自身をコントロールする）を行う。

③人権と社会的・経済的・環境的な正義を推進する
- 個別およびシステムレベルにおける人権擁護のために、社会的・経済的・環境的な正義についての理解を適用する。
- 社会的・経済的・環境的な正義を擁護する実践を行う。

④「実践に基づく調査」と「調査に基づく実践」に取り組む
- 科学的な研究と調査のために、実践経験や理論を活用する。
- 量的・質的な調査方法や調査結果を分析する際には、クリティカル・シンキングを行う。
- 実践や政策、サービス提供について情報提供したり、改善したりするために、調査による根拠を使用したり、わかりやすく伝えたりする。

⑤政策実践に関与する
- 福利、サービス提供、社会サービスへのアクセスに影響する地方、州、連邦レベルでの社会政策を特定する。
- 社会福祉と経済政策が社会サービスの提供とアクセスにいかに影響するか評価する。
- クリティカル・シンキングを適用して、人権と社会的・経済的・環境的な正義を促進する政策を分析、策定、擁護する。

⑥個人、家族、グループ、組織、コミュニティとかかわる

- クライエントや関係者に関わるために、人間行動や社会環境、環境のなかの人、そして他の学際的な理論的枠組の知識を適用する。
- 多様なクライエントや関係者に効果的に関わるために、共感、反射、対人スキルを活用する。

⑦個人、家族、グループ、組織、コミュニティのアセスメントを行う

- データを収集、整理し、クリティカル・シンキングによってクライエントや関係者からの情報を解釈する。
- クライエントや関係者からのアセスメントデータを分析する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理論的枠組の知識を活用する。
- クライエントと関係者のストレングス、ニーズ、困難についての重要なアセスメントにもとづいて、相互に合意できる介入目標と課題を設定する。
- アセスメントや調査による知見、クライエントと関係者の価値と選好にもとづいて、適切な介入の戦略を選ぶ。

⑧個人、家族、グループ、組織、コミュニティに介入する

- 実践目標を達成し、クライエントや関係者の能力を強めるために、注意深く介入を選んで実施する。
- クライエントや関係者に介入する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理 論的枠組みについての知識を活用する。
- 有益な実践結果を得るために、必要に応じて専門職間で連携・協働する。
- 多様なクライエントや関係者と、そして彼らに代わって、交渉、仲介、代弁をする。
- 相互に合意した目標に向かって進めるような効果的な移行と終結を促進する。

⑨個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの実践を評価する

- 結果評価のために、適切な方法を選んで使う。
- 結果評価の際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、その他の学際的な理論的枠組についての知識を活用する。
- 介入およびプログラムのプロセスと結果を注意深く分析し、モニターし、評価する。
- 評価で発見したことを、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践効果を改善するために活用する。

3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動

評価主体＼実習過程	実習前	実習中	実習後
教員	【指導目的】 ・評価の概要の説明 ・通知、ガイドライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ルーブリック作成	【指導目的】 ・巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認 ・計画の進捗状況の確認 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【指導目的】 ・評価表の記入内容の確認と指導 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
	【管理目的】 ・ポートフォリオ評価の準備と指導 ・授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物等の返却と確認。 ・成績の基準、単位認定の説明 ・国家試験受験の説明 ・実習の要件（実習時間、実習施設の資格要件）の確認 ・実習契約書、合意書の説明	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認	【管理目的】 ・実習日数の最終確認 ・実習記録ノートの確認 ・単位認定 ・実習指導者への評価内容の確認（必要に応じて実施）
	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・評価方法の検討	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【研究目的】 ・授業評価の実施 ・事後アンケート調査の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
実習生	【学習目的】 ・評価の概要（意義・目的・方法等）の理解 ・通知の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）の確認 ・実習指導ガイドライン、実習ガイドライン（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）の確認 ・評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の確認 ・評価表の内容の確認 ・実習準備状況、習熟度、達成目標等の確認 ・施設の事前訪問の実施	【学習目的】 ・自己評価（評価表を用いて中間評価を実施） ・実習計画の進捗状況の確認 ・ガイドラインと実習内容との対応関係の確認 ・実習課題の達成状況の確認 ・実習記録の確認	【学習目的】 ・自己評価（評価表の記入） ・教員との評価表の確認 ・相互評価（他の実習生とのグループワーク） ・実習報告書の作成（実習の総括） ・実習後のアンケート等の実施 ・実習報告会での報告（実習の総括）
	【管理目的】 ・履修要件、進級要件の確認 ・実習契約書、合意書の確認 ・実施日数、期間、時間の確認 ・ポートフォリオの作成	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認
実習指導者	【指導目的】 ・事前訪問の実施 ・実習計画書作成の指導 ・事前訪問の実施	【指導目的】 ・実習状況の確認（学生の言動の観察、職員からの情報収集） ・評価表の記入（中間評価）	【指導目的】 ・評価表の記入（総括評価） ・実習報告会への出席
	【管理目的】 ・実習契約書、合意書の確認 ・実習期間、時間の確認 ・実習記録ノートの提出方法の確認	【管理目的】 ・出勤状況、日数、時間の確認	【管理目的】 ・修了証明書の発行
	【研究目的】 ・実習受け入れや指導に関するアンケート調査等の実施	【研究目的】 ・実習指導、実習内容等に関する実習生の意見の確認	【研究目的】 ・実習生へのアンケートの実施 ・実習受け入れおよび指導に関する研究会の実施

①教員が行う評価活動の例

実習前	実習中	実習後
【指導目的】 ・評価の概要の説明 ・通知、ガイドライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ルーブリック作成	【指導目的】 ・巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認 ・計画の進捗状況の確認 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【指導目的】 ・評価表の記入内容の確認と指導 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
【管理目的】 ・ポートフォリオ評価の準備と指導 ・授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物等の返却と確認。 ・成績の基準、単位認定の説明 ・国家試験受験の説明 ・実習の要件（実習時間、実習施設の資格要件）の確認 ・実習契約書、合意書の説明	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認	【管理目的】 ・実習日数の最終確認 ・実習記録ノートの確認 ・単位認定 ・実習指導者への評価内容の確認（必要に応じて実施）
【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・評価方法の検討	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【研究目的】 ・授業評価の実施 ・事後アンケート調査の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認

②実習生が行う評価活動の例

実習生が以下の評価活動を行うことができるよう、教員が指導を行う

実習前	実習中	実習後
【学習目的】 ・評価の概要（意義・目的・方法等）の理解 ・通知の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）の確認 ・実習指導ガイドライン、実習ガイドライン（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）の確認 ・評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の確認 ・評価表の内容の確認 ・実習準備状況、習熟度、達成目標等の確認 ・施設の事前訪問の実施	【学習目的】 ・自己評価（評価表を用いて中間評価を実施） ・実習計画の進捗状況の確認 ・ガイドラインと実習内容との対応関係の確認 ・実習課題の達成状況の確認 ・実習記録の確認	【学習目的】 ・自己評価（評価表の記入） ・教員との評価表の確認 ・相互評価（他の実習生とのグループワーク） ・実習報告書の作成(実習の総括) ・実習後のアンケート等の実施 ・実習報告会での報告（実習の総括）
【管理目的】 ・履修要件、進級要件の確認 ・実習契約書、合意書の確認 ・実施日数、期間、時間の確認 ・ポートフォリオの作成	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認

③実習指導者が行う評価活動の例

実習指導者が以下の指導・評価を行うことができるよう、教員が実習教育の評価の意義、方法、留意点などを事前に説明し、実習終了までサポートする。

実習前	実習中	実習後
【指導目的】 ・事前訪問の実施 ・実習計画書作成の指導 ・事前訪問の実施	【指導目的】 ・実習状況の確認（学生の言動の観察、職員からの情報収集） ・評価表の記入（中間評価）	【指導目的】 ・評価表の記入（総括評価） ・実習報告会への出席
【管理目的】 ・実習契約書、合意書の確認 ・実習期間、時間の確認 ・実習記録ノートの提出方法の確認	【管理目的】 ・出勤状況、日数、時間の確認	【管理目的】 ・修了証明書の発行
【研究目的】 ・実習受け入れや指導に関するアンケート調査等の実施	【研究目的】 ・実習指導、実習内容等に関する実習生の意見の確認	【研究目的】 ・実習生へのアンケートの実施 ・実習受け入れおよび指導に関する研究会の実施

4. 実習指導者の評価・評定の取扱い

（1）実習指導者の評定の通知上の位置づけ

「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」
ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

実習指導者の評定
⇒養成校が作成した評価表を利用するのが一般的

【評価表を使用する際の留意点】

- 評価基準について丁寧に説明し、協議を行い、共通認識を予め図っておく
- 評価項目や評定基準など具体的な内容について事前に確認しておく。
- 事前指導において、評価基準や内容を確認し、必要な指導および学習を行う。

「ＳＷ実習」の総括的評価および単位認定は教員が行う

（評価主体である三者の評価情報を総合的に評価した結果）

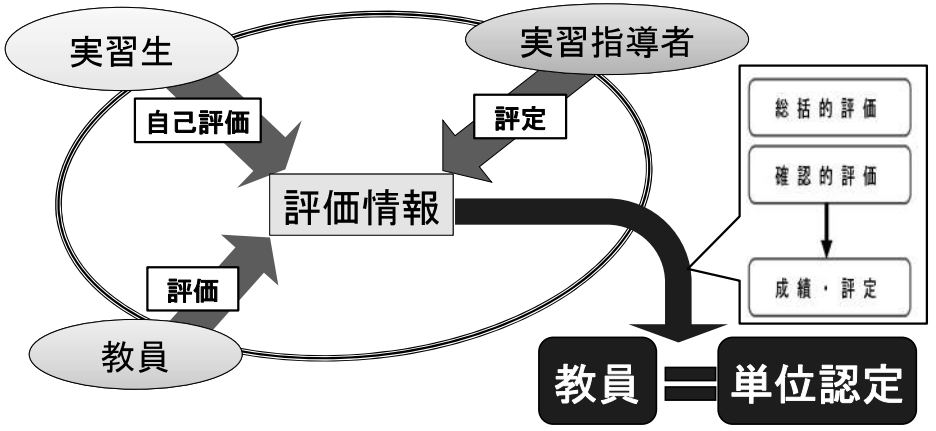

教員は実習指導者に対して、実習生の学習状況について情報を提供するよう事前に説明しておく

【実習評価表の使用上のポイント】

実習生・実習指導者・教員が評価の目的、評価規準（目標）等を理解し、共通認識のもと活用

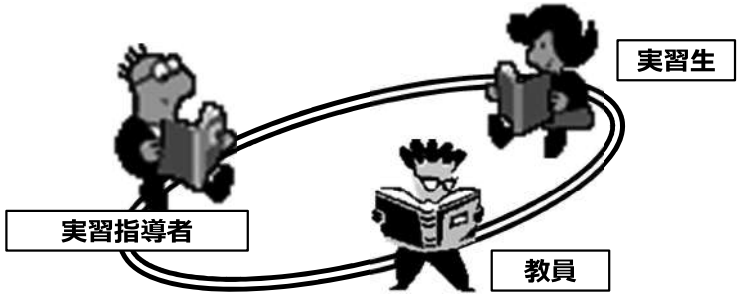

共通の評価表（同じ目標・基準・尺度）を使用することで、自己評価と他者評価が適切に行われる

61

【評価表】

総括的評価（中間・終了時）として実習施設の実習指導者と実習生が記入

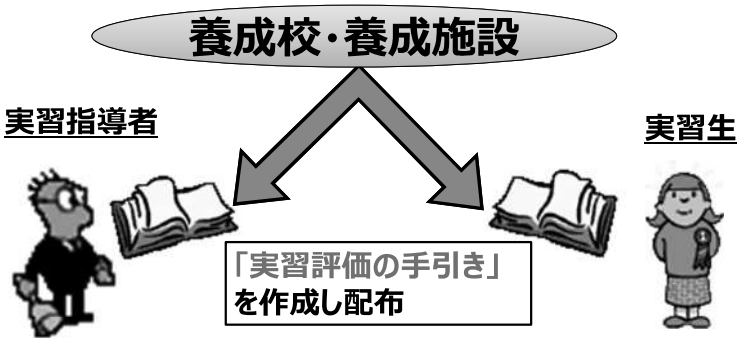

62

評価表の主な活用方法

実習過程	方法
実習前	① 評価表、評価項目（目標）の説明、解説 ② 評価表の理解度の確認 ③ 目標を達成するための具体的な行動を検討する ④ ③の結果を基に実習計画書を作成する
実習中	① 評価表の記載内容と照合し、実習計画や目標達成状況等を確認する ② 中間評価を実施する ③ 中間評価の結果を踏まえ、実習指導者ならびに教員からスーパービジョンを受ける ④ 巡回指導時に評価内容について教員・実習指導者・実習生の三者による共有化を図り、今後の学習課題や新たな目標を設定する
実習後	① 総括的評価として、実習指導者ならびに実習生の双方が評価主体となって評価表に ② 記入する ③ ①の評価結果を踏まえ、二者（実習指導者と実習生）によるふりかえりとスーパービジョンを実施する ④ 全日程が終了し、大学での実習指導の授業において、実習指導者と実習生の評価表を照らし合わせ、教員からスーパービジョンを受ける ⑤ 実習報告書（レポート）の作成に活用する ⑥ 実習報告会に向けた準備に活用する

63

5. 実習教育の内容に関する評価（実習施設・指導者による養成校の評価）

- 公式な評価表や達成度評価には記載されない実習指導者や実習施設職員の意見
- 養成校の実習教育体制、指導方法、プログラムなど、管理的、教育的、研究的側面から評価を受ける

【実習教育の向上のための取り組み例】
◆実習指導者や実習施設職員との意見交換会、懇談会等の開催
◆実習教育に関する調査、評価の実施
◆実習報告会への参加
◆ソーシャルワーク演習、実習指導でのレクチャー　など

64

３．評価における留意点

（1）寛容さによって生じる問題

■実習生を尺度の高得点に偏って評定する場合に生じるもの。
■自分の好きな実習生に高得点を与える傾向にある場合に生じる。

（2）厳格さによって生じる問題

■すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する場合に生じる。
■実習生ができなかったこと、十分でないことのみに着目し、抽出することが評価ではない

（3）尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題

■判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる。
■実習生全体に対する評定の妥当性の問題につながるとともに、実習生間の行動の違いの識別を困難にし、評定の信頼性を損なうことになる。

（4）ハロー効果による問題

日頃の印象に基づいて学生を判断する

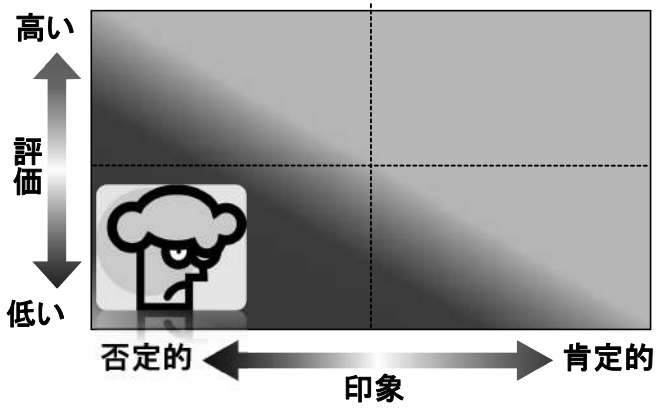

(5)個人的な偏見による問題

批判的な発言、性別、学力、容姿、出身地などで学生を評価



結論を出す際、個人的な価値観や態度、思想、信念が影響しないよう注意する

69

(6)論理的関連による問題

■わずかの行動を観察・検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう。
■学生の行動を多角的に観察し、評定をしなければならない

70

(7)評価情報不足による問題

- 十分な情報を収集した上で、学生の行動について結論を出す。評定前に少なくとも2回以上観察する。
- 実習期間全体を通して、様々な場面で一連の行動を観察する。不可能な場合には、適正に評価するために他の評価方法を実施し、別の時期に改めて評価する。
- 情報が得られない場合や結論を出すのに十分な情報がない場合は、その項目は評定せず、その理由を特記事項として明記する。

71

(8)印象で判断することによる問題

- 第一印象は正確さに欠けるため、これに頼ってはならない。
- 目標に準拠した評価であること。実習目標や習得を目指す行動に焦点を絞って観察する。
- 観察した結果や認識を実習生に説明し、実習生が自分の行動をどのように理解しているのかを確認する。またそれにより新たな情報が得られた場合には、必要に応じて評定を修正する。

72

参考文献

応用教育研究所編，橋本重治『教育評価法概説＜2003年改訂版＞』図書文化，2003年

西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化，2003年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導　ソーシャルワーク実習」中央法規出版、2021年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020年

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　演習資料

実習指導方法論Ⅳ
（演　習）

日本福祉大学　添田正揮

演習の目標

1. 「ソーシャルワーク実習」の「教育のねらいと教育に含むべき事項」（指針）」と「達成目標・行動目標」（ガイドライン）の対応関係を踏まえた評価を行うための方法を習得する。
2. 達成度評価とルーブリック（評価指標）の理論を踏まえ、ルーブリックの作成手順に沿って具体的な実習施設を想定した評価基準表を作成する。
3. 評価基準表の作成を通じて、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴を考え、提示できるようになる。

実習評価におけるルーブリック評価と達成度評価

- ルーブリック評価とは、客観テストでは判断できない「パフォーマンス系（思考・判断、スキルなど）」の学習の達成度を判断するための評価方法である。
- 典型的なルーブリック（評価指標）は、達成の度合いを示す数段階程度の尺度（優・良・可・不可、S・A・B・C・Dなど）と、尺度に対応するパフォーマンスの特徴の説明によって構成される。つまり、「優」と判断する実習生のパフォーマンスは何か、
- 実習生と実習指導者が、実習の目標（ゴール）について同じイメージを持つことができるようにすると共に、行動することができるようにするための枠組みとなる。
  ①実習生が、「何ができるようになるか」を具体的にイメージできるようになるため。
  ②実習指導者が実習生に対して、「何ができるようになるか」を具体的に指導できるようになるため。

基本的な作成の手順

① 実習施設の種別を設定する。
② 指針の「教育に含むべき事項」の中から、今回検討したい項目を選択し、表に記入する。
③ 教育目標実習教育・評価ガイドラインの「教育目標」を参考に、指針の「教育に含むべき事項」に対応する「達成目標」を記入する。
※教育目標は、教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合ってどの項目にするか決める。
③ 達成目標に対応する「行動目標」を決め、表に記入する。※行動目標は、達成目標に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合ってどの項目にするか決める。
④ 目標の達成状況を確認するために利活用できると考えられる資料を記入する。例）実習日誌、レポート、面談、口頭による試験、観察など）
⑤ 達成目標に対して期待される具体的な行動・成果のうち、最も水準の高い行動目標を記載する。
⑥ 最低水準を記載する。
※形式的には最も高い水準の記述の全否定を書けばよいが、ルーブリックは評価とともにフィードバックとしての機能が重要であるため、できるだけ肯定的・建設的な表現とすることが望ましい。

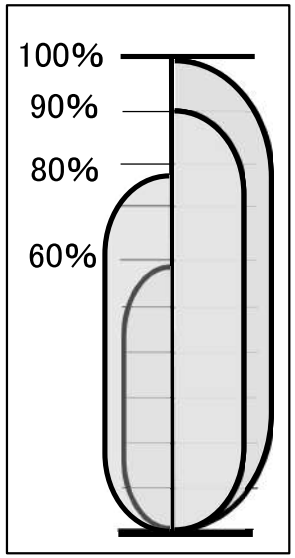

A：小項目の課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が90%以上）

B：小項目の課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：小項目の課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：小項目の課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

ルーブリックの理論に基づく評価基準表

記入例

実習施設種別：①児童養護施設

厚労省指針 ソーシャルワーク実習	実習における具体的な評価規準：教育目標（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項 ②	達成目標 ③	行動目標 ④	⑤	A（Aに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑥	B（Bに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑧	C（Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D（Dに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑦
③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる	観察（実習生の行動の様子の観察） 面談（実習生との面談の結果） 実習日誌 アセスメントシート	児童の身体的・精神的・社会的側面から児童の情報を総合的に収集し、それらの関係性を説明し、ノートや実習日誌に記録する	3つの側面から児童の情報を収集し、ノートや実習日誌に記録する	3つのうち2つの側面から児童の情報を収集する	3つの側面から情報を収集することができていない

ルーブリックの理論に基づく評価基準表

①～⑧の番号は作業手順の例

実習施設種別：①

厚労省指針 ソーシャルワーク実習	実習における具体的な評価規準：教育目標（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A（Aに対応する最も妥当なパフォーマンス）	B（Bに対応する最も妥当なパフォーマンス）	C（Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D（Dに対応する最も妥当なパフォーマンス）
指針の中から選択する ②	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある） ③	達成目標に対応する目標を選択する（達成目標に対して複数設定している項目もある） ④	目標の達成状況を確認するために利活用できる各種資料を記入する ⑤	⑥	⑧		⑦

⑤～⑦については、必ずしもこの順番で検討しなくても結構です。話し合いながら、考えがまとまる順番で進めてください。

実習指導方法論Ⅳ　演習編　教育目標と評価計画

○ 厚労省通知「教育に含むべき事項」の欄には、通知を参照して①～⑨のいずれかを選択し、番号を記入する。
○ 「実習における具体的な評価規準（ガイドライン）」の欄には、ガイドラインを参照して項目を選択し、番号を記入する。
○ 「評価資料」の欄には、実習生の学習の達成状況・実現状況を判断するための「評価資料」を記入する。その際、講義編の「学力評価の方法」を参照して、一つの目標に対して一つの評価資料を記入する。また、行動目標については、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」といった評価の観点を参考に、それらの達成度や実現度を測定するための方法を考えるとよい。
○ 「評価基準」の欄には、評価規準に対して、A～D の尺度の到達レベルを満たす、最も妥当と考えられる実習生のパフォーマンスの特徴を記入する。なお、尺度（優良可、１２３４、ABCD など）および達成度は各グループで検討し、変更してもよい。以下は参考。
A：評価規準となる目標を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が 90%以上）
B：評価規準となる目標をほとんど達成した（達成度 80%以上 90%未満）
C：評価規準となる目標をある程度達成した（達成度 60%以上 80%未満）
D：評価規準となる目標をあまり達成できなかった（達成度 60%未満）

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」		実習における具体的な評価規準（ガイドライン）		評価資料	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度 A から D の到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （A に対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （B に対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （C に対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （D に対応する最も妥当なパフォーマンス）
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。				
	②利用者やその関係者（家族・親族、友人等） との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる	①クライエント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ②クライエント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③クライエント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。					
			④実習指導者や職員がクライエントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。					
		（3）クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	①クライエントの尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ②クライエントの情報の取扱いや共有の方法を理解し、適切な言動をとることができる。 ③クライエント等の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ④実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組（法制度、事業等）を説明することができる。 ⑤クライエント等の権利保障のために実習指導者や職員が行っている実践を確認し、説明することができる。 ⑥実習指導者や職員によるエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。					
	③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	（4）クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	①現在または過去のクライエント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。 ③クライエント等のエコマップを作成し、クライエント等を取り巻く環境（クライエントシステム）や関係性を把握し、説明することができる。 ④クライエントの了解のもと、本人の家族や利用しているサービス事業者から情報を収集し、クライエントを強みの視点から理解・説明することができる。 ⑤収集した情報を統合してアセスメントし、クライエント等のニーズを明らかにすることができる。 ⑥収集した情報を指定の様式や用紙に記録することができる。					
		（5）地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる	①地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。 ②地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻く環境との関係を説明することができる。 ③収集した情報を統合して SWOT 分析を行い、地域特性や地域の強み（ストレングス）、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。 ④地域課題について多角的に判断し、取組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。					
		（6）各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる	①実習で関係するミクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画（個別支援計画、事業計画、各種行政計画等）の作成・策定の要点や方法を説明することができる。 ②アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成し（状況に応じてクライエント等と一緒に）説明することができる。 ③自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。					
		（7） 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる	①現在または過去のケース記録等を参考に、モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。 ②特定のクライエントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。					

			③実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。		
	④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	（８）実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる	①実習施設・機関等の各職種の種類について把握し、それぞれの職務および機能と役割を説明することができる。 ②チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。 ③具体的な問題解決の事例を踏まえて連携や協働の必要性を説明することができる。		
		（９） 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる	①関係する社会資源をマッピングした上で、それらの役割や機能等について説明することができる。 ②関係する専門職の役割・業務内容等について説明することができる。 ③事例検討会・ケースカンファレンス等に同席し、出席している各機関・施設の視点や連携するための工夫等について説明することができる。		
		(10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤地域包括ケアシステムにおける社会福祉士の機能と役割を説明することができる。		
		(11) 各種会議を企画・運営することができる	①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。		
	⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる	①実習施設・機関等が地域を対象として具体的に取組んでいる事業や活動の理念や目的を明らかにし、説明することができる。 ②事業報告書、月次報告書、実績報告書、調査報告書等を閲覧し、課題等を発見し、説明することができる。 ③クライエントや地域の問題解決に向けた実習施設の役割について検討することができる。		
		(13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①地域住民に働きかける方法（地域組織化・当事者組織化・ボランティア組織化や事業企画実施等）を実践することができる。 ②関係機関や住民組織等に対して、問題解決に向けた連携・協働の必要性を説明し、関係構築を実施することができる。 ③情報発信の具体的な取組みと方法を実践することができる。		

	⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる	①実習施設・機関等の事業や活動と関係のある社会資源とその内容をマッピングし、実習施設・機関等を取り巻く社会資源の状況を説明することができる。 ②実習施設・機関等の事業やサービスを中心として、分野横断的・業種横断的な社会資源との関係性について明らかにし、説明することができる。 ③地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係を形成するための方法を説明することができる。 ④地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。 ⑤地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。		
	⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる	①実習施設・機関等の経営理念、経営戦略について説明できるとともに、SWOT 分析等に基づいて意見を提示できる。 ②実習施設・機関等の理事会や評議員会など、意思を決定する組織体の機能について説明することができる。 ③各種委員会の役割や合意形成の過程と方法を説明することができる。		
		(16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる	①実習施設・機関等が設置されている法的根拠や関連する通知等を自ら確認し、説明することができる。 ②実習施設・機関等における運営方法を決定する機関等を自ら理解し、説明することができる。 ③事前学習で調べた組織図、事業報告書及び決算書に関して質問をし、不明点や疑問点等を適切に指摘することができる。		
	⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる	①実習指導者業務を観察し、クライエントや地域住民、関係者等との関わり場面、問題解決過程、チームアプローチ場面等を振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出することができる。 ②①により抽出した倫理的判断に基づく実践のうち、倫理的ジレンマが生じた場面に気づき、その解決のプロセスを説明することができる。 ③自分自身に倫理的ジレンマが生じた場面をソーシャルワークの価値・倫理に基づいて振り返り、解決することができる。 ④多職種によるカンファレンス等において、クライエントや地域住民、関係者との問題解決に向けて社会福祉士の専門性や立場から発言することができる。 ⑤個人情報保護のための取組について説明することができる。		
		(18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる	①実習施設・機関等が組織運営をするために必要な規則等が体系的に整備されていることを理解し、説明することができる。 ②実習施設・機関等の規則等のうち、職員が遵守すべき事項と労働条件が規定されている就業規則等を理解し、説明することができる ③実習施設・機関等の規則等のうち、事務分掌や職務権限を規定する規則等を理解し、説明することができる ④実習施設・機関等の規則等のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等を理解し、説明することができる		
	⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ	(19) 以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる	①具体的な事例を踏まえ、各技術の目的、方法、留意点について説明することができる。 ②各技術を実施することができる。 （アウトリーチ） (5)-③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等と関連して、当事者自身が声を上げられない状態にあるなどの理由で潜在化して		

	・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	いる問題や困難に気づき、解決に向けて当事者の居場所に出かけていくことができる。 （ネットワーキング） (8)-③・(9)・(10)-①②③・(11)・(13)-②・(14)-①②③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等の立場からミクロ・メゾ・マクロレベルの問題解決に必要な職種・機関を検討し、その必要性を対象となる地域住民、各職種・機関に説明することができる。 （コーディネーション） (10)-③・(11)・(14)-④への取り組みを踏まえて、問題解決に必要な資源を把握し、その資源を円滑に活用できるよう調整することができる。 （ネゴシエーション） (5)-③・(10)-③・(11)-②への取り組みを踏まえて、必要な情報を集めて交渉の戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けてその戦略を実施することができる。 （ファシリテーション） (10)-①②・(11)-②⑥・(13)への取り組みを踏まえて、カンファレンスや地域の会議、ネットワーク会議等における意思決定のプロセスが円滑になるようはたらきかけることができる。 （プレゼンテーション） (1)-④・(2)-②・(4)-④・(10)-④・(11)-⑤の取り組みを踏まえて、適切に説明する内容をまとめ、場に応じた方法でその内容を発表することができる。 （ソーシャルアクション） (1)-⑤・(13)・(14)-⑤の取り組みを踏まえて、人がより良く生きることを阻害している法律・制度等の存在に気づくことができるとともに、それを変えるための戦略を検討し、実施することができる。		

【ソーシャルワーク実習　教育のねらい】
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」	実習における具体的な評価規準（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度Ａから Ｄ の到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （A に対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （B に対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （C に対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （D に対応する最も妥当なパフォーマンス）
①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（１）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。	実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告 同席した職員からの報告 実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告 実践場面の観察 実習日誌 実践場面の観察 実習日誌 実践場面の観察 実習日誌 作成した広報や原稿等の作品の確認				

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　演習ワークシート（記入用）

想定する実習施設（種別）：

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」	実習における具体的な評価規準（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する情報）	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度Aから Dの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （Aに対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （Bに対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （Dに対応する最も妥当なパフォーマンス）
指針の中から選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）	達成目標に対応する目標を選択する（達成目標に対して複数設定している項目もある）	目標の達成状況を確認するために利用することが想定される各種情報を記入する				

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会

社会福祉士　実習指導者講習会

実習プログラミング論（仮称）

（モデル講習会ver.）

北星学園大学　畑亮輔

社会福祉士　実習指導者講習会（国通知）

科目名	内容	時間
実習指導概論	1．社会福祉士の意義と役割 2．実習の制度上の枠組みと意義 3．ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4．個人情報保護と実習での対応 5．実習指導における専門職の役割	2時間 （講義）
実習マネジメント論	1．実習マネジメントの意義と対象 2．施設・機関内における実習マネジメント 3．施設・機関外における実習マネジメント 4．実習におけるリスクマネジメント 5．実習マネジメントの実際	2時間 （講義）
実習プログラミング論	1．実習プログラムの考え方 2．実習プログラミングの方法 3．実習の展開方法 4．実習プログラム構築の具体例	3時間 （講義）
実習スーパービジョン論	1．「スーパービジョン」の基礎理解 2．実習スーパービジョンの特質 3．実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4．実習スーパービジョンの実際	2時間 （講義） 5時間 （演習）

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム （実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習内容として明記したもの （基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム （基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき事項」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育事項のメニュー表的位置づけで、各実習生の具体的な実習予定を示すものではない）。基本PGをもとに実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム （個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画等に応じて作成される具体的な実習内容と順序を設定した予定表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書） （計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で実習生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

本科目で使用する用語の留意点について ①

・国通知

→社会福祉士養成に関する国（主に文部科学省や厚生労働省）からの通知を、本講義では**国通知**と表記しています。主に参照する国通知はソーシャルワーク実習指導・実習・演習等の教育内容等を規定する「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」であり、そのうちソーシャルワーク実習の教育内容について規定している部分を「**ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）**」と表記しています。

・教育ガイドライン・評価ガイドライン

→日本ソーシャルワーク教育学校連盟が策定している「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を**教育ガイドライン**、「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」を**評価ガイドライン**と表記している場合があります。

本科目で使用する用語の留意点について ②

・ソーシャルワーク

→ソーシャルワークはスライド紙面の兼ね合いから**SW**と表記している場合があります。

・実習施設

→社会福祉士の実習受入施設には入所・通所施設や相談機関など多様な形態があります。社会福祉士養成に関する国通知では「実習施設等」と表記されており、本講義ではこれをもとに全ての実習受入施設を意味する用語として**実習施設**を用いています。

・教育事項

→「ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）」の別表１ではソーシャルワーク実習の教育内容について「ねらい」と「教育に含むべき事項」が掲載されています。本講義において「ねらい」については**教育のねらい**という表現を、「教育に含むべき事項」については**教育事項**という略称を用いている場合があります。

本科目の目的と目標

本科目の**目的は大きく３つ**あります。

１．実習プログラムの理解形成

ソーシャルワーク実習受け入れに向け、実習指導者として準備すべき**「実習プログラム」を理解する**ことです。達成目標として、以下の２つの水準を設定します。

- 実習指導者が所属する施設・機関の上司や他職員に対して「実習プログラム」とは何か、なぜ必要なのかを説明できるようになる。
- 養成校教員・実習生と共通認識をもって実習PGに関する連絡調整が行えるようになる。

２．実習プログラミングの理解形成

実習プログラムの作成方法及び過程である**「実習プログラミング」について理解する**ことです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- プログラミングシートを用いた実習PGの作成方法についてチームに説明できるようになる。

３．実習評価の目的と方法の理解形成

実習プログラムに基づいて実施した実習における**「実習評価の目的と方法」について理解する**ことです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- 実習評価の目的と方法について実習施設関係者や実習生に説明できるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下の通りです。

１．実習プログラムの考え方（４５分）	① ソーシャルワーク実習（２か所）における実習プログラムの位置づけ ② 実習プログラムの意義と視点
休憩（10分）	
２．実習プログラミングの方法（１００分）	① 基本実習プログラムの実習プログラミング ＜休憩（５分）＞ ② 個別実習プログラムの実習プログラミング
休憩（５分）	
３．実習の展開方法と実習評価（３０分）	① 実習プログラムの具体例 ② 実習プログラムに基づいた実習展開 ③ 実習評価の視点と方法

１．実習プログラムの考え方

①ソーシャルワーク実習（２か所）における実習プログラムの位置づけ

②実習プログラムの意義と重要性

社会福祉士養成カリキュラムの変遷

旧・旧カリキュラム（～2010年）
社会福祉従事者の養成

- 経験知伝達型の実習指導
- 現場への放り込みによる全体を観察する実習
- 専門職再生産過程としては不確定要素が多く安定性に欠ける

旧カリキュラム（2011～2020年）
ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成

- 「理論学習⇒演習教育⇒実習教育」の一環としての位置づけ
- 経験主義ではない根拠と理論を伴った形式知による体系的な実習指導
- 「知る」「分かる」から「実行する」「できる」への引き上げ

新カリキュラム（2021年～）
ＳＷ専門職としての社会福祉士養成の強化

- 「相談援助」から「ソーシャルワーク」への転換（各科目）
- 「講義－演習－実習」の学習循環
- 地域における包括的支援体制構築などマクロ実践の強化
- 実践能力を有する人材養成
- 実習時間・実施施設数の増加

・実習時間がケアワーク等に費やされ、ソーシャルワークとしての実習が成立していない実態
・実習指導者が無資格者であり、ソーシャルワークが意識化されていないという問題
・漠然と現場の業務を見学する実習への不満
⇒**ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成への転換**

・地域共生社会の実現に向けて、新たな福祉ニーズに対応することが喫緊の課題
・多機関協働の包括的支援体制や、地域住民による主体的地域課題解決に向けた体制構築の必要性
・実習体験の不足（時間数や実習体験領域）
⇒**ＳＷ専門職としての社会福祉士養成の明確化と強化**

これまでの実習プログラムにおける課題

ソーシャルワークとズレた実習内容での実施

- 指導する時間が取れず、介護中心のプログラムになってしまっていた。
- 「ケアワーク」や「コミュニケーション」だけにとらわれた実習をしていた。

技術習得が難しい見学実習のみの実施

- ソーシャルワーク視点がなく、講座・各係見学・施設見学・業務同行で終わっていた。
- 各部署体験や業務全般の見学に終わり、何を伝えるべきかが明確になっていなかった。

実習指導者自身が指導に自信が持てない

- 社会福祉士でありながら、ソーシャルワークが何かを理解できておらず、指導に自信がもてない。
- 自身が業務の中で専門性を意識することがなく、価値知識技術を言語化できておらず、実践にあてはめて考えることができていないことに気付いた。

実習指導者自身の実習指導に向けた準備不足

- 実習生に薦める事前学習課題図書が思いつかず、自分自身の勉強不足を感じる。
- 各実習体験で伝えたい「ねらい」や意図を明確に伝えていなかった。
- これまで事前指導や事前の調整・準備に十分時間を取っていなかった。

実習生がソーシャルワークの実践能力を獲得できるようにするために、**どのような内容・方法で実習を行えばよいのかを検討するプロセスこそが実習プログラムの作成、つまり実習プログラミング**であり、その取り組みは上記の課題解消につながるものといえます。
２か所での実習が必須になった現在、実習プログラムの重要性はますます高まっています。それでは、ソーシャルワーク実習全体の流れから実習プログラムの位置づけを考えてみましょう。

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

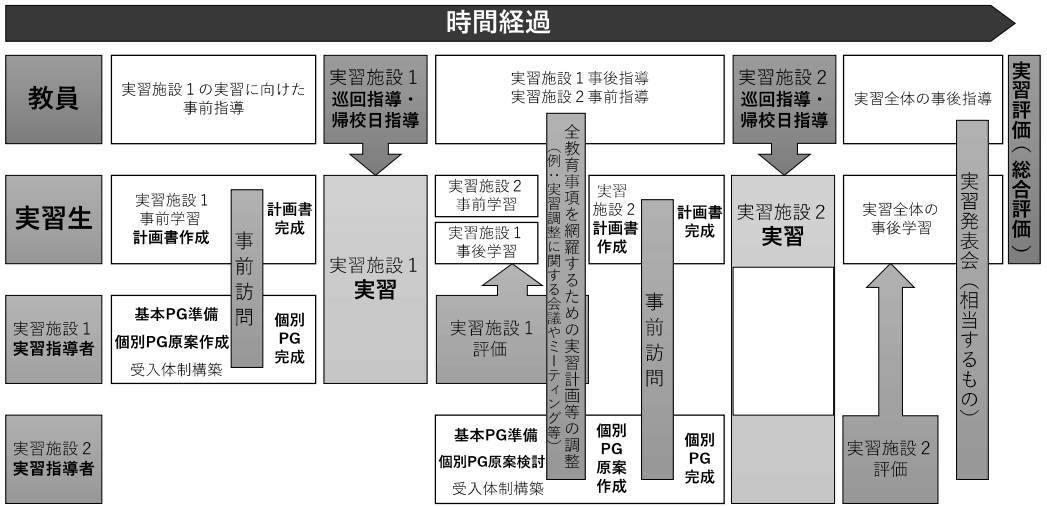

ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

※ソーシャルワーク実習：２４０時間、機能の異なる２か所以上※の実習施設で実施
（※内１か所は１８０時間以上）
⇒ただし、養成校によって実習の実施方法（期間、展開、学年）は多様

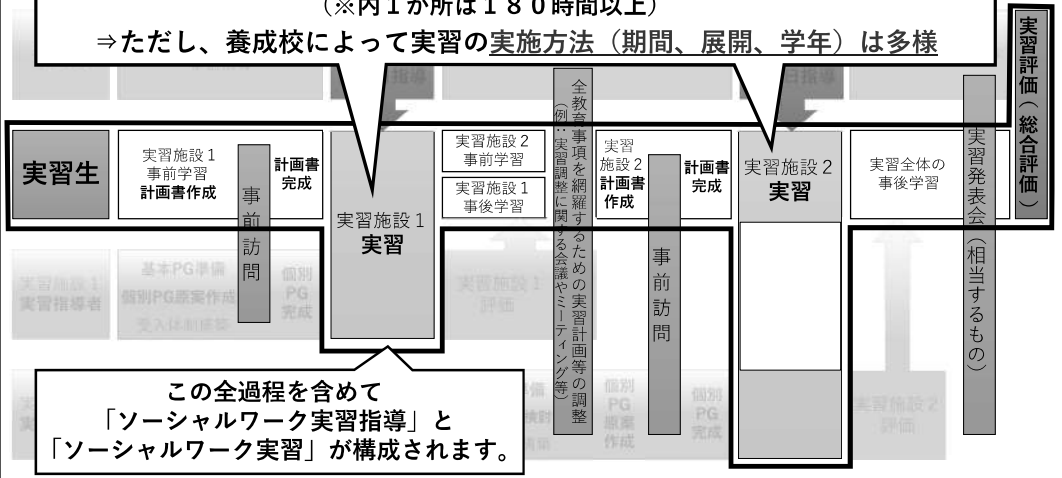

この全過程を含めて
「ソーシャルワーク実習指導」と
「ソーシャルワーク実習」が構成されます。

ソーシャルワーク実習の実施バリエーション（例）

パターンA：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間実習

	１８０時間実習	６０時間実習
Ａ－１	２年次実施	３年次実施
Ａ－２	３年次実施	３年次実施
Ａ－３	３年次実施	４年次実施

パターンB：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間実習

	６０時間実習	１８０時間実習
Ｂ－１	２年次実施	３年次実施
Ｂ－２	３年次実施	３年次実施
Ｂ－３	３年次実施	４年次実施

※上記は福祉系４年制大学の例のイメージです。一般養成施設や短期大学の場合は学年のバリエーションが異なります

厚生労働省Ｑ＆Ａで「１か所の実習期間が著しく短い場合には、充分な教育効果が期待できないことから望ましくない」とあり、極端な時間配分（230時間＋10時間等）は実施されないと思われます。ただし上記以外にも200時間＋40時間や3か所実習（180＋30＋30等）等、多様な実施がありえます。

多様なソーシャルワーク実習の実施　例１

パターンＡ：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間

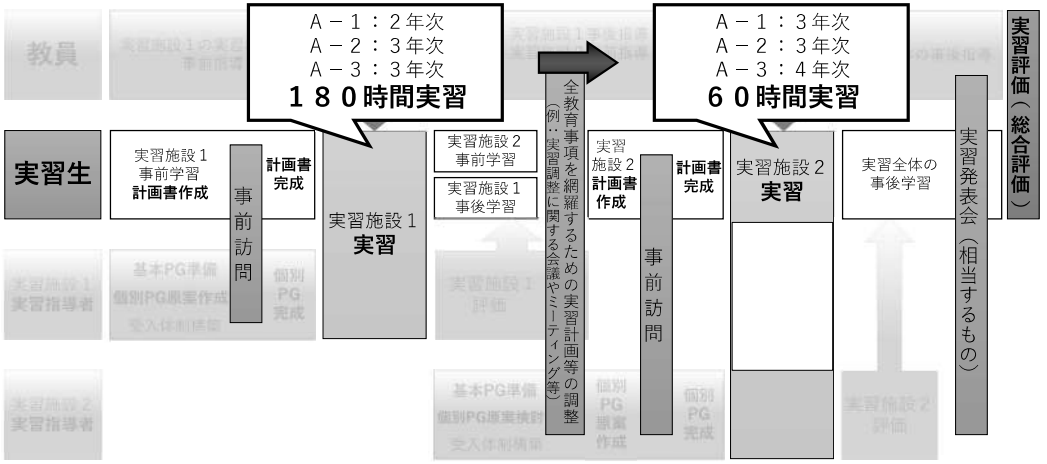

多様なソーシャルワーク実習の実施　例２

パターンＢ：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間

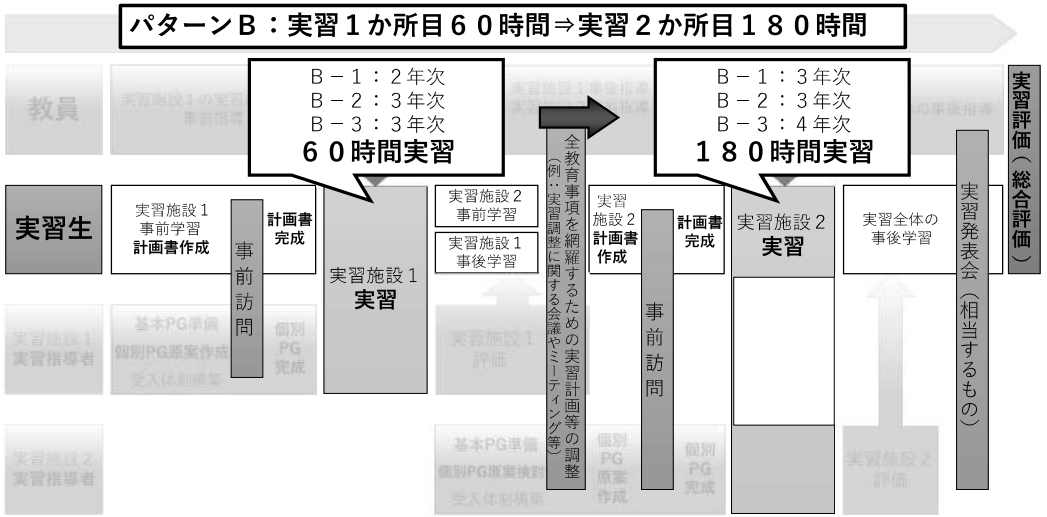

実習プログラムとソーシャルワーク実習との関係性

各実習は、それぞれの実習プログラム（個別PG）に基づいて実施されます。
ここで重要な点は**２か所の実習の個別PGを合わせたときに、ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項が網羅される必要がある**ということです。

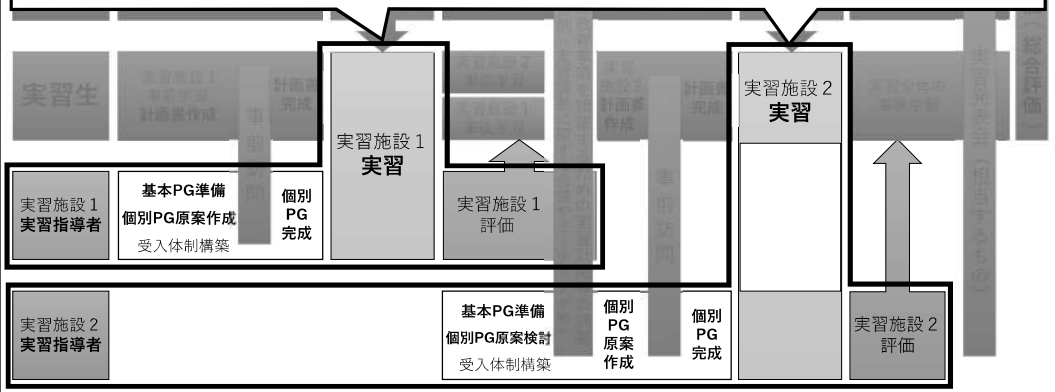

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション 4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

２か所での実習を合わせて、この①～⑩の内容を網羅することが必要になります。

そのためには、実習指導者が実習生の実習実施方法（期間・学年）や他の実習先での学び等に応じて個別PGを調整することがとても重要になってきます。

この点について、**固定的な実習PGで実習を実施したらどのような問題が生じるのか**を確認した上で、**国通知・基本PG・個別PGがどのような関係性にあるべきか**を整理していきましょう。

教育に含むべき事項
① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション 4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

固定的な実習プログラムによる実習実施の弊害

（※図中の180時間と60時間は一例です）

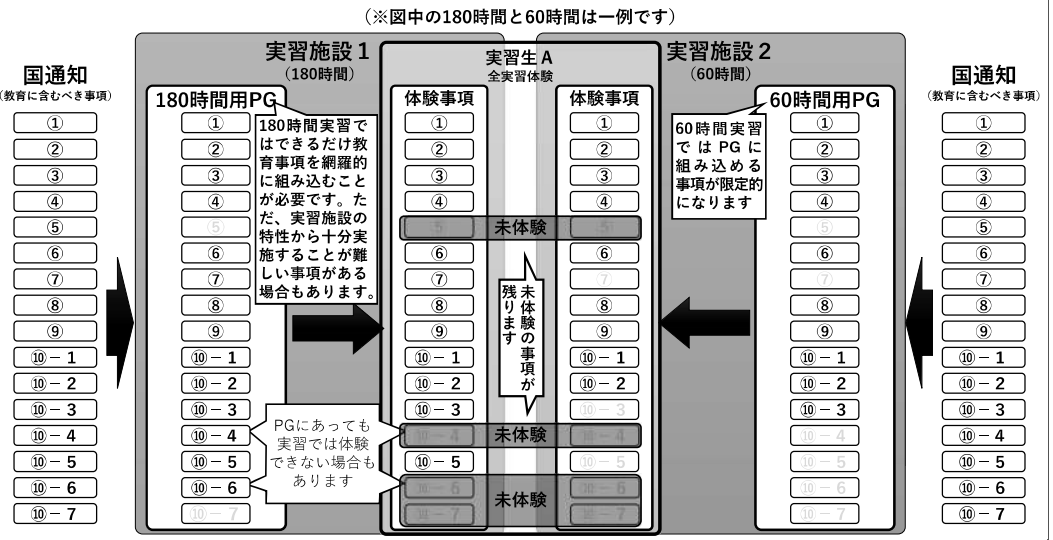

個別PG調整によるソーシャルワーク実習の実施

（※図中の180時間と60時間は一例）

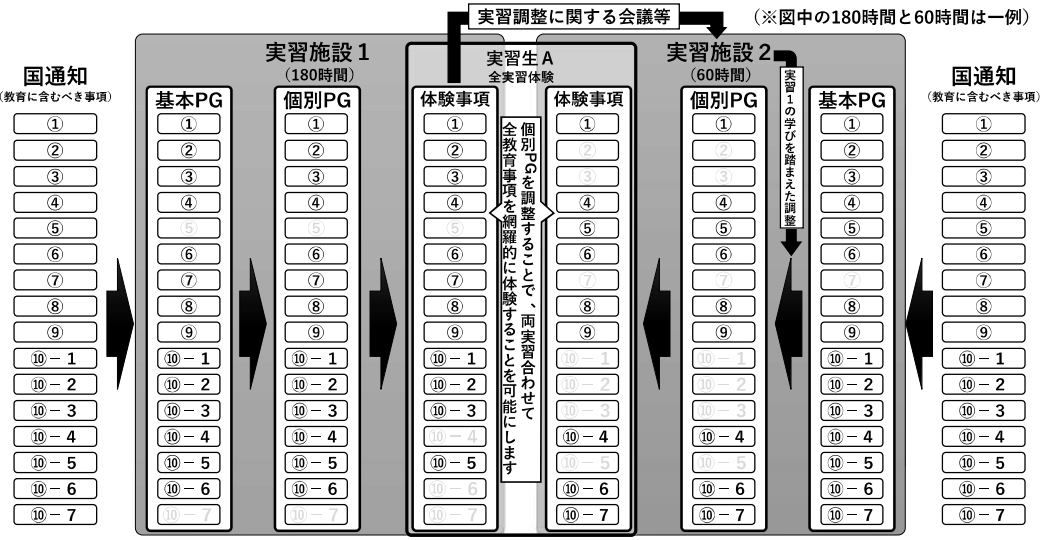

基本実習プログラムの位置づけ

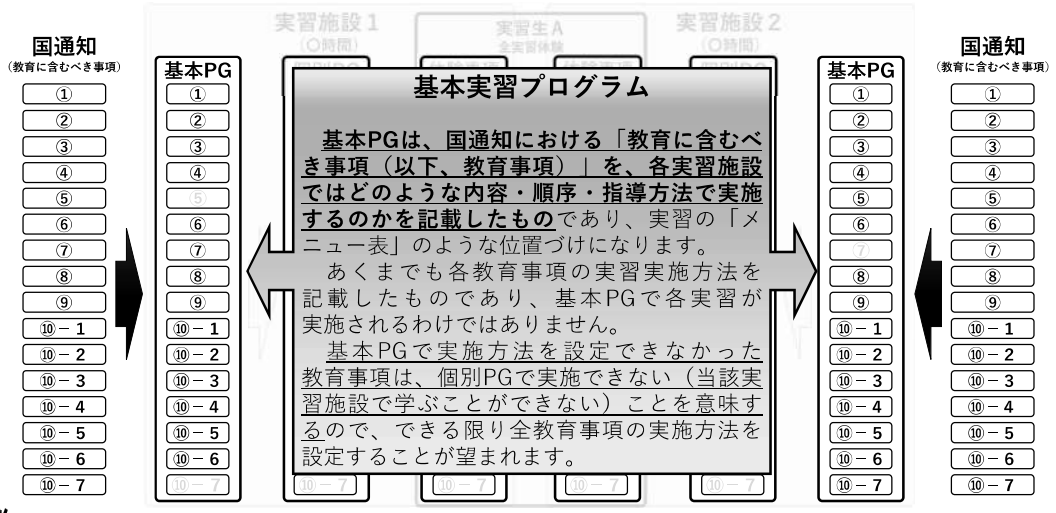

であり、実習の「メニュー表」のような位置づけになります。

あくまでも各教育事項の実習実施方法を記載したものであり、基本PGで各実習が実施されるわけではありません。

基本PGで実施方法を設定できなかった教育事項は、個別PGで実施できない（当該実習施設で学ぶことができない）ことを意味するので、できる限り全教育事項の実施方法を設定することが望まれます。

基本実習プログラムの概要



基本PGのプログラミングシートです。このプログラミングシートに記入して完成したものが当該実習施設の「基本実習プログラム」になります（個別PGを作成するためのメニュー表的位置づけ）。

この基本PGを作成するために、プログラミングシートに記入していく過程を基本PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

基本PGの作成は、**実習指導者を中心とした実習施設の職員がチームとなって取り組みます**。また作成したプログラムの実行性を担保するためには、作成チームのメンバーだけでなく、実習施設や関連施設等の関係者からもその内容に合意を得ることが必要です。

■ どのように作るのか？

基本PGのプログラミングシートを用いて作成し、完成版には関係者の合意を得ます。具体的な作成方法は「実習プログラミングの方法」で説明します。

基本実習プログラムの位置づけ



です。

つまり、個別PGが実習プログラムとして一般的にイメージされる各実習生の実習予定表となります。

個別実習プログラムの概要



個別PGのプログラミングシートです。本プログラミングシートに記入して完成したものが各実習生の実習プログラムになります。

実習生ごとに本プログラミングシートを用いて個別PGを作成する過程を個別PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

個別PGは実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえて作成することが国通知によって規定されています。この三者協議を踏まえて実習指導者と実習施設の職員が個別PGを作成することになりますが、それと対応するように実習生も教員の指導を受けて実習計画書を作成します。

■ どのように作るのか？

具体的な作成方法は「実習プログラミングの方法」で説明しますが、個別PGは各実習の多様な実施方法に対応して作成することが求められるため、実習生ごとに作成する必要があるを理解しておきましょう。

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

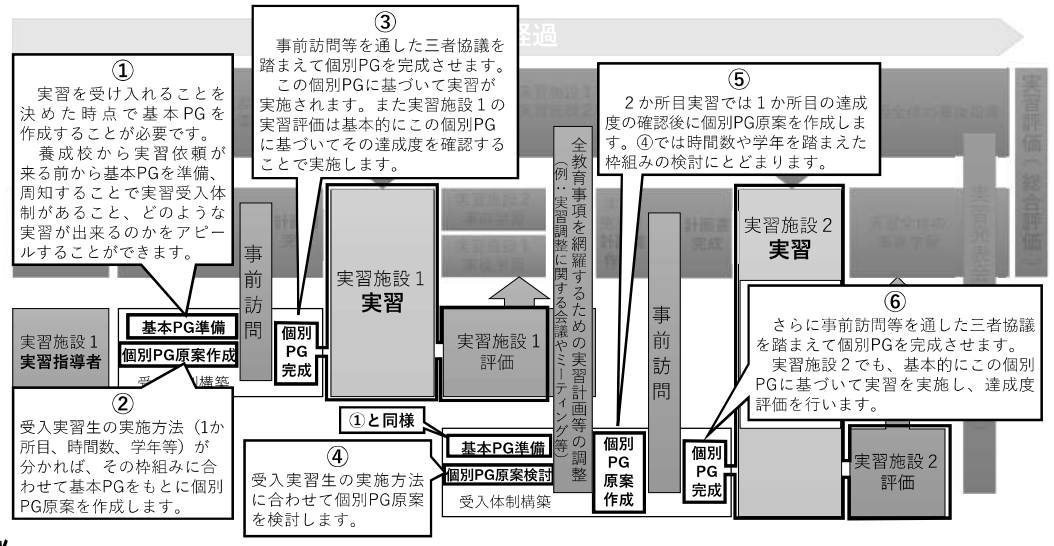

【再掲】本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム（実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習内容として明記したもの（基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム（基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき事項」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育事項のメニュー表的位置づけで、各実習生の具体的な実習予定を示すものではない）。基本PGをもとに実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム（個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画等に応じて作成される具体的な実習内容と順序を設定した予定表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書）（計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で実習生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

1．実習プログラムの考え方

①ソーシャルワーク実習（2か所）における
実習プログラムの位置づけ

②実習プログラムの意義と視点

実習プログラム作成の意義

2か所でソーシャルワーク実習を実施するにあたり、実習生の学びを保障するために実習PGがとても重要であることを確認しました。しかし、実習PG作成の意義はそれに止まりません。**実習指導者、養成校教員、実習生の3つの視点から実習PG作成の意義を整理しましょう。**



実習プログラム作成の視点

実習PG作成には多くの意義があることが分かりました。それでは具体的な実習プログラミングの方法について学ぶ前に、実習指導者は**どのような視点に基づいて実習PG作成に取り組む必要があるのか**確認しておきましょう。

実習プログラム作成時に求められる５つの視点

① **ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー**を養成するためのプログラム

② **ソーシャルワークを実践的科学・形式知として伝達**するためのプログラム

③「**社会福祉士像**」**を伝達する**ためのプログラム

④「**教育のねらい（国通知）**」を達成できるプログラム

⑤「**教育に含むべき事項（国通知）**」を実施・体験できるプログラム

① ジェネラリスト・ソーシャルワーカーを養成するためのプログラム

ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成

養成校

ジェネラリスト・ソーシャルワークの学び
（ジェネラリストとしてのソーシャルワーカーに必要な価値・知識・技術の習得）

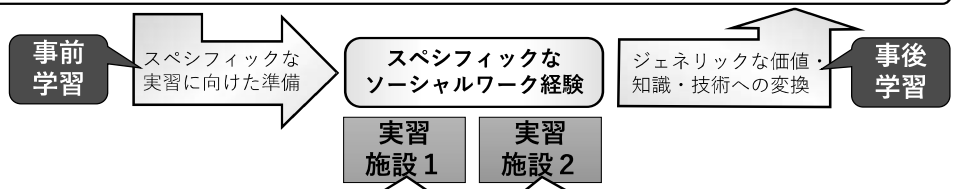

各種別の社会福祉士養成ではなく、**“ジェネラリスト・ソーシャルワーカー”**を養成する視点から実習PGを作成する必要があります。

⇒“各実習施設・実習指導者の業務”ではなく、**“各実習施設・実習指導者の立場からのソーシャルワーク”**の理解に向けた実習体験・理論的説明を設定する（**基本PG**）

⇒実習前の履修状況や実習後の学習を意識して、実習体験・理論的説明を設定する（**個別PG**）

② ソーシャルワークを実践的科学・形式知として伝達するためのプログラム

■ ソーシャルワークのグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメント と解放を促進する、**実践に基づいた専門職であり学問である**。

経験主義による暗黙知の伝達
職人芸の開示

理論と根拠に基づいた形式知の伝達
EBPとしてのソーシャルワークの開示
（Evidence Based Practice：科学的根拠に基づいた実践）

専門職としてのソーシャルワーカー養成にはただ現場実践を開示するだけではなく、実践と理論とを結び付けた実践的科学・形式知としてのソーシャルワークを伝達することが必要です。このためには実習指導者に「**実践を言葉にする力**」が求められますが、これは倫理綱領の「説明責任」にもつながるものです。

⇒実習生の学年や履修状況等を踏まえた理論的説明の機会・方法を設定する（**個別PG**）

③「社会福祉士像」を伝達するためのプログラム

ソーシャルワーク実習 ＝ **社会福祉士 後継者育成**

しかし

問６．就職予定先・就職活動先の選択への実習経験による影響

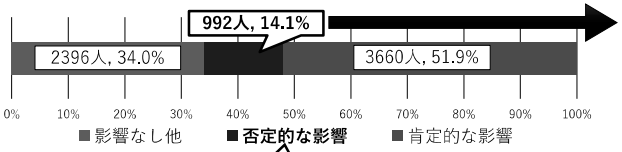

問７．実習経験で誰・何から影響を受けたか

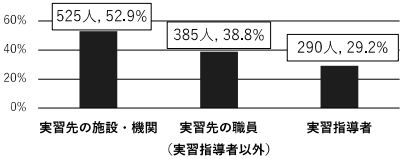

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験 受験者への進路意向等アンケート調査結果（速報）

実習経験が社会福祉士への志に否定的な影響を及ぼしている例（実習の逆機能）も１割以上発生しています。実習では、実習生が社会福祉士（ソーシャルワーカー）への志を確立できるよう、実習指導者の社会福祉士としての価値観や姿勢、社会福祉士という仕事への思いや気持ちを伝えることで**「社会福祉士像」を伝達する**ことが最も重要です。

⇒実習初期段階に実習指導者が考える「社会福祉士像（学ぶべき専門性）」を説明する時間を設定する

⇒「所属組織の職員」だけでなく**「社会福祉士として」という視点**から現場を考察するための指導を行う

④「教育のねらい（国通知）」を達成できるプログラム

教育のねらい
（ソーシャルワーク実習の教育内容：国通知）

① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。

③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。

④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習を通して、これらの「教育のねらい」を達成できるプログラムを作成することが求められます。
具体的には以下の内容を意識したプログラム作成を行いましょう。

① 実践と理論を結び付けるための実践体験とスーパービジョンの循環的実施

② クライエント（以下、CL）や地域と直接関わる機会の設定

③ CLに対する支援計画作成・実施・評価の一連の支援過程の体験（**個別PG：180時間実習**）

④ 「地域社会」という視点から施設・機関の役割を理解する機会の設定

⑤ 多職種・他機関・地域住民との具体的な連携場面や協働事業に参画する機会の設定

⑤「教育に含むべき事項（国通知）」を実施・体験できるプログラム

教育に含むべき事項
ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成
③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価
④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価
⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解
1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション
4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション
6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

実習生の網羅的な体験を保障するため、**基本PG**ではできる限り①～⑩を体験するための実習内容を設定します。
そのためには、**体験水準を調整する方法が効果的**です。

自らの実習施設の業務・実践において
具体的な実践場面を直接体験する

関連施設・機関との連携で（1日実習等）
具体的な実践場面を直接体験する

当該教育事項と関連する実践場面の体験と理論的説明で**間接的に理解する**

実習指導者等の経験事例（現在・過去）の提示と理論的説明から**間接的に理解する**

当該教育事項の実習体験の設定は困難

2．実習プログラミングの方法

①基本実習プログラムの実習プログラミング

②個別実習プログラムの実習プログラミング

【再掲】基本実習プログラムの概要


ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：　作成メンバー：

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）	達成目標（評価ガイドライン）	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						
		実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容			
					職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践開発
全体								
①	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションを[illegible]ことができる							
②	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる							

基本PGのプログラミングシートです。このプログラミングシートに記入して完成したものが当該実習施設の「基本実習プログラム」になります（**個別PGを作成するためのメニュー表的位置づけ**）。
この基本PGを作成するために、プログラミングシートに記入していく過程を基本PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

基本PGの作成は、**実習指導者を中心とした実習施設の職員がチームとなって取り組みます**。また作成したプログラムの実行性を担保するためには、作成チームのメンバーだけでなく、実習施設や関連施設等の関係者からもその内容に合意を得ることが必要です。

■ どのように作るのか？

基本PGのプログラミングシートを用いて作成し、完成版には関係者の合意を得ます。具体的な作成方法を以下で説明していきます。

ＳＷ実習における基本PGの位置づけ

実習を受け入れることを決めた時点で、基本PGを作成することが必要です。
養成校からの実習依頼が来る前から基本PGを準備、周知することで、実習受入体制があること、どのような実習ができるのかをアピールすることができます。また実習施設内部にも社会福祉士の専門性や実習実施をアピールすることにつながります。

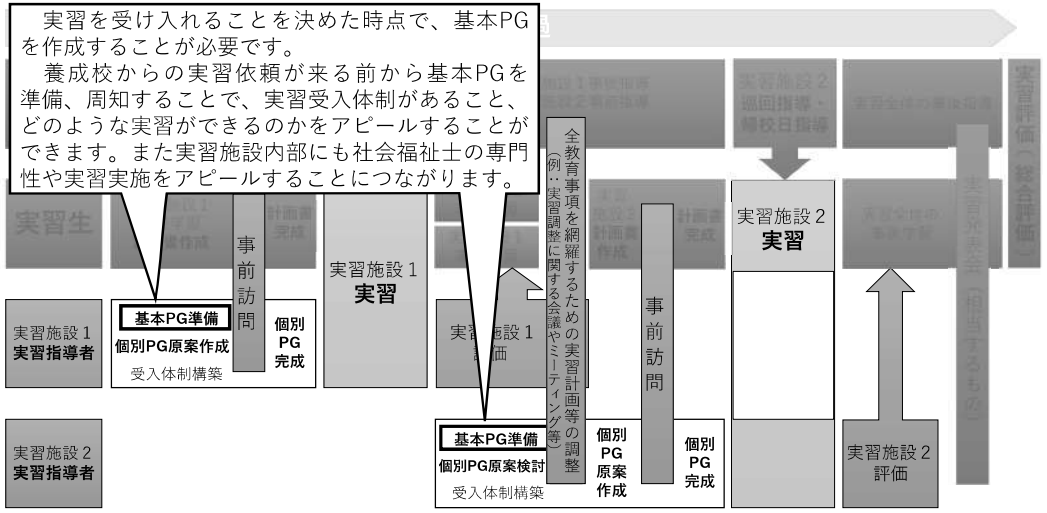

基本PGのプログラミングの流れとポイント

実習施設としてまず準備するのが基本PGです。基本PGのプログラミングの流れとポイントを確認しましょう。

基本PGのプログラミングの流れ

実習指導者を中心とした実習施設の職員で基本PG作成チームを結成する

実習施設・実習指導者・関連施設等の業務や取り組みから教育事項（国通知）に対応するソーシャルワーク実践を抽出し、各教育事項の実施可能水準を確認・記載する

設定した実施可能水準を踏まえて、各教育事項の具体的実習内容を設定する

具体的実習内容から、学生に求める事前学習、指導上の留意点、活用する教材を設定する

実習施設・関連施設等の責任者や職員から完成版基本PGについて承認を得る

・チームでプログラミングに取り組む意義

- 実習受入及び実習指導を「実習指導者個人の業務」ではなく**「実習施設全体の正式な業務」として位置づける**。
- チームでプログラミングに取り組むことに組織から公式な承認を得ておくことは、**完成した基本PGに組織の責任者や関係者から承認を得ることにもつながる。**

・プログラミングシートを用いた基本PG作成時のポイント（まとめ）

- 社会福祉士の専門性を表明する機会であること（**意義**）
- 実習施設・実習指導者として不十分なソーシャルワークを点検する機会であること（**意義**）
- 実習施設・実習指導者の業務ではなく、その立場からのSW実践を学ぶための具体的実習内容を設定する（**視点①**）
- 各教育事項（国通知）を学べるよう、体験水準の調整を行いながら具体的実習内容を設定する（**視点⑤**）

基本PG作成チームの結成《ミニワーク》

あなたが所属する施設・機関で基本PGを作成するためのチームを結成する場合、どのようなメンバーで構成するのか考えて書き込んでみましょう。

メンバーの名前（役職・資格）※あなた自身も記入してください
・
・

ポイント
メンバーは基本的に同じ実習施設の職員３～５人程度で構成するのが良いでしょう（集まりやすさや検討のしやすさの観点）。社会福祉士を基本としつつ、必要に応じて他専門職にも加入してもらいます。役職者もいると承認を得る時に助かります。

チームで作成した完成版基本PGについて、施設・機関の公式な承認を得るためには当該基本PGを誰に提出すればよいか書き込んでください。

基本PGの承認を得るために完成版基本PGを提出する人物（役職・資格）
・

ポイント
これが誰なのかを書けるようになること自体が組織アセスメントであり、社会福祉士に必要な視点です。すぐに書けなかった方は研修終了後に是非確認してみましょう。

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202 年 月 日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開							
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容				指導上の留意点 活用する資料・参照物
						理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践例（発展的）に関する内容	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項									
	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業									

※網掛けしているセルは入力不要

■基本情報の入力

基本PGのプログラミングに取り組む際、まずは基本情報を記入しましょう。

・実習施設名：実習受け入れを行う施設・機関・事業所名を記入します。

・作成メンバー：基本PG作成チームのメンバー全員の氏名を記入します。

・作成日：ここには基本PGを作成し始めた年月日ではなく、基本PGが完成した年月日を記入しましょう。できれば記入し終わった時点ではなく、施設・機関・事業所の責任者や他の職員から承認された日を記入します。

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式



■具体的実習内容の設定（※実施可能水準の設定も連動して実施）

各教育事項を学ぶための具体的実習内容を検討する際のポイントは以下の５点です。

(1) 評価ガイドライン（ソ教連）における達成目標・行動目標の達成に向けた内容を設定する。

(2) 何を行うのかイメージできるように「具体的な体験内容」を記述する

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

(4) 実践のプロセスだけでなく実習生の理解度も踏まえた段階的な具体的実習内容を設定する

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(1) 評価ガイドラインの達成目標・行動目標の達成に向けた内容を設定する

■評価ガイドラインの構成

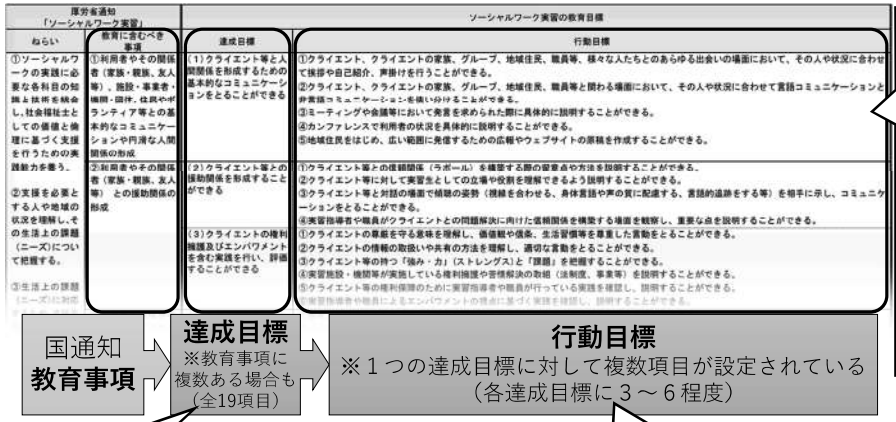

まず評価ガイドラインから各教育事項における達成目標・行動目標を基に「どのような行動ができるようになる必要があるのか」を確認します。そしてその達成目標・行動目標の達成に向けた具体的実習内容を検討・設定しましょう。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(2) 何を行うのかイメージできるように「具体的な体験内容」を記述する

ＮＧ例	理由と修正ポイント
・事業所の法令根拠と実態を知る ・利用者のニーズを理解する	「知る」「理解する」は体験ではなく目的です。 ⇒できるだけ具体的に「何をするのか」を書きましょう。 例：事業所の法令根拠について実習指導者より講話を行う 例：利用者のニーズ理解に向けて利用者との面談に同席する

具体的な体験内容のレパートリー（例示）	
受動的体験（※能動的要素含）	**能動的体験**
・実習指導者や他職員による説明・講話	・ＣＬや地域住民等との交流・コミュニケーション
・資料（支援記録・経営資料・報告書等）の閲覧	・資料（支援記録・報告書等）の作成
・実習指導者や他職員の業務への同行	・他職員、ＣＬ、地域住民等へのヒアリング
・場面（クライエント（以下、ＣＬ）との面接、委員会や会議、地域活動等）への同席・見学・観察	・場面（委員会・会議・地域活動等）への参加 ・イベント等の企画・運営・実施
・実習指導者とのロールプレイ（制度説明・面接）実施	・ＣＬへのアセスメント・支援計画作成・実施
・ＣＬとの面接の実施（記録やプロセスレコード作成含）	・支援結果や実習での学びの報告（発表会）

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

【例】（国通知）教育に含むべき事項⑥

当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

検討

水準Ａ	不可能	水準Ｂ	不可能	水準Ｃ	不可能	水準Ｄ	不可能	Error
自らの実習施設の業務・実践で**具体的な実践場面を直接体験する**		関連施設・機関との連携で（１日実習等）**具体的な実践場面を直接体験する**		当該教育事項と関連する実践場面の体験と理論的説明で**間接的に理解する**		実習指導者等の経験事例（現在・過去）の提示と理論的説明で**間接的に理解する**		実施不可
可能		可能		可能		可能		
例：社協 実習指導者が立ち上げから支援を担当するサロン活動に参加する		**例：病院** 同法人が運営する包括で１日実習を行う ・包括職員が講師を担当する町内会の研修に同行する ・研修の終了後、住民から病院に期待する地域での役割についてヒアリングする		**例：障害者支援施設** ・入居者家族から当施設による生活への影響について話を聞く ↓ ・当施設の存在自体が地域社会に与える影響について、入居者家族への影響と関連付けて説明する		**例：児童養護施設** ・当施設を創設するときに生じた地域住民からの反対運動と、その時の地域住民に対する説明や説得活動の事例を説明する		
例：特養 他職員が担当する地域の要支援者への配食活動（地域公益的取組）に同行する								

決定した体験水準（A～E）を基本プログラミングシートの「実施可能水準」に記入します。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

【留意点】体験水準と達成目標・行動目標との関係性

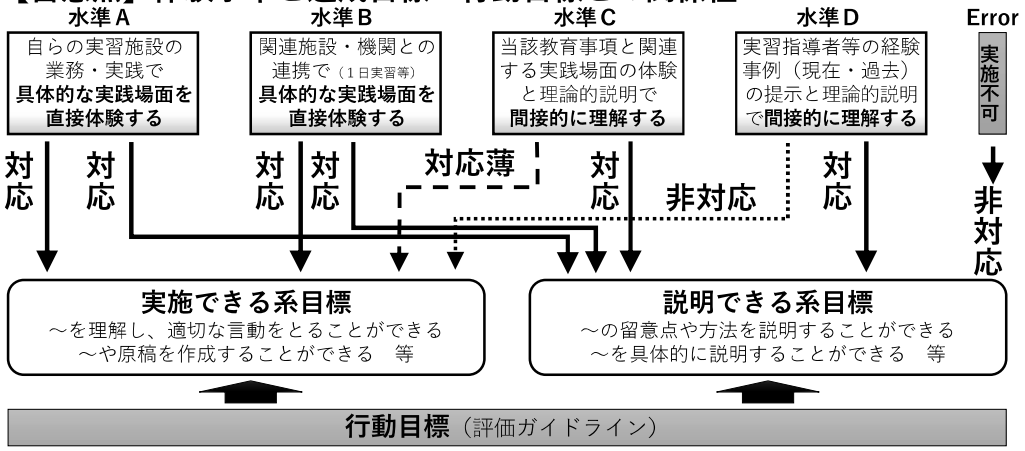

各教育事項に対する体験水準の検討《ミニワーク》

各教育事項に対する実施可能な水準を検討して、それぞれＡ～Ｅを記入してください。

	教育事項	体験水準
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　（　　）　2 ネットワーキング　（　　）　3 コーディネーション　（　　） 4 ネゴシエーション　（　　）　5 ファシリテーション（　　）　6 プレゼンテーション　（　　） 7 ソーシャルアクション（　　）	1 ～ 7 の（）にそれぞれ記入しましょう

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(4) 実践プロセスと実習生の理解度を踏まえて段階的な具体的実習内容を設定する

各教育事項の理解には、実践のプロセスに合わせて複数の体験内容を段階的に設定することが必要です。その際、**実習生の実習への慣れ（順応度）**、**実習における学びの到達度**も合わせて考慮することで、より効果的なプログラムを組むことが可能になります。

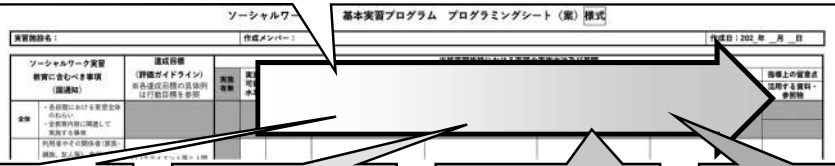

職場理解に関する内容

【実習の順応度】
緊張感が強いため、受動的体験と簡単な能動的体験で構成する

【学びの到達度】
最初はＳＷ実践の環境を構成する職場理解を中心に

職種理解に関する内容

【実習の順応度】
実習に慣れてくるため、能動的体験の強度・割合を増やしていく

【学びの到達度】
ＳＷ実践のワーカーシステムである職種理解を中心に

ＳＷ実践理解に関する内容

【実習の順応度】
実習に慣れるため、ＳＷ実践を理解するための能動的体験を中心に構成する

【学びの到達度】
ＳＷ実践の実践的理解や能力涵養に焦点を移していく

ＳＷ実践理解に関する内容（発展的）

【実習の順応度】
より積極的な能動的体験を組み込む（実習生主体の支援やイベントの開催等）

【学びの到達度】
各教育事項での学びを統合していく学びを意識する

ソーシャルワークと段階的な具体的実習内容との関係

職場理解の段階
実習施設が、どのような地域に、どのような人々を対象として、何を目的に、どのような体制で、どのような支援や活動を行っているのかを学ぶことで、ＳＷの環境面の理解を形成します

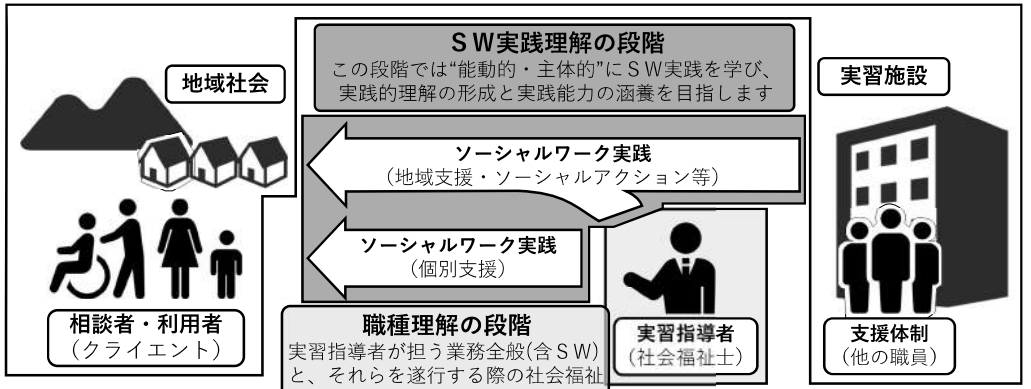

段階的な具体的実習内容の設定における留意点

実習生の実習慣れや理解の到達度に対応するために、職場理解の段階、職種理解の段階、ＳＷ実践理解の段階という学びの段階を踏まえて実習PGを作成する方法を説明しました。

ここでの留意点は、ソーシャルワーク実習の学びの焦点は実習期間全てを通してソーシャルワークであるということです。実習プログラミングにおける学びの焦点は常にソーシャルワークにあり、理解しやすくするために段階を踏んだ実習内容を設定していることを忘れないようにしましょう。

段階はあくまでも「何に重点を置くか」という視点であり、全実習期間を通してソーシャルワークを学ぶプログラムを組む

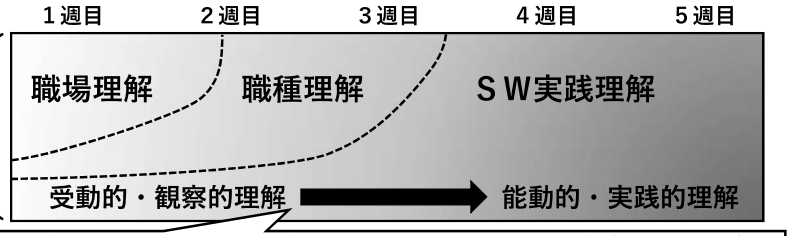

実際の実習では全体を圧縮して実施する場合や一部を切り取って実施する場合（60時間実習等）、2週目・3週目に設定した内容から始める場合（２か所目実習等）など様々な形態があります

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(4) 実践プロセスと実習生の理解度を踏まえて段階的な具体的実習内容を設定する

【例】（国通知）教育に含むべき事項⑥

当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

例：社協

実習指導者が立ち上げから支援を担当するサロン活動に参加する場合

職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容
・各町内会のキーパーソン、住民気質等を説明する ・町内会の会合に同行する	・実習指導者のサロン参加者との関わり方を観察する ・面接技法の活用についてのSV	・サロン活動立ち上げのきっかけと経過を説明する ・サロンの催しを企画する	・実習生が企画したサロンの催しを実施する ・実施結果を報告書にまとめる

例：特養

他職員が担当する地域の要支援者への配食活動（地域公益的取組）に同行する場合

職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容
・配食活動を行っている地域の概況について説明する ・公益的取組についての講話	・実習指導者（生活相談員）の実践が公益的取組に与える影響を担当職員にヒアリング	・配食活動に同行し、サービス利用者から生活上の困りごとを聞き取る	・地域住民の困りごとから、今後法人が取り組むべき公益的取組の企画書を作成

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する



※見やすくするためにプログラミングシート（案）を一部改編しています

「段階的な具体的実習内容の設定」を**シートの横軸の流れ**について説明したものとすれば、「教育事項同士の関連性を踏まえた具体的実習内容の設定」は**シートの縦軸の関連性**についての説明といえます。

教育事項同士の関連性を踏まえた具体的実習内容設定のポイントとしては、以下の２点があります。

- １つの具体的実習内容が複数の教育事項に共通して必要・有効な場合があることを意識して具体的実習内容を設定する。
- 教育のねらい③「～支援計画の作成、実施及びその評価を行う」の達成に向けて、複数の教育事項を関連付けながら具体的実習内容を設定することで、一連の支援の流れを学べるようにする。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

１つ目のポイントである「具体的実習内容が複数の教育事項に共通して必要・有効な場合があることを意識して具体的実習内容を設定する」を確認してみましょう。

例：社協

１週目
職場理解の段階

・各町内会のキーパーソン、住民気質等を説明する
・町内会の会合に同行する

先ほどは「⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ」の職場理解の段階に設定しました。
この具体的実習内容が必要・効果的な教育事項が他にもないか確認します。

① ～住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
➢会合での住民との交流

⑩－１ アウトリーチ
➢社会福祉士から出向き、会合でニーズキャッチをする様子の観察
※SVでの理論的説明で補足

例：特養

１週目
職場理解の段階

・配食活動を行っている地域の概況について説明する
・公益的取組についての講話

これも先ほどは⑥の職場理解の段階に設定しました。
他の教育事項への必要性や効果を検討します。

⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
➢社会福祉法人の経営における地域公益事業・地域公益的取組の説明

⋮
他の教育事項にも関連

具体的実習内容は無数に考えられます。しかし実習期間は限られているため、基本PGではあらゆる具体的実習内容を検討するより多くの教育事項に寄与する重要な具体的実習内容を検討することが重要です。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

教育のねらい「③～支援計画の作成、実施及びその評価を行う」の達成に向けて、複数の教育事項を関連付けながら具体的実習内容を設定する方法について確認します（**一例**）。

教育事項①～⑤が支援計画作成～実施という一連の支援の体験に関連しやすくなります

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		当該実習施設における実習の実施方法及び展開 具体的実習内容 職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容（発展的）
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	・利用者との交流（日常場面での会話） ・利用者や家族からの相談に対応する面接への同席			
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成		・実習指導者による初回面接場面への同席・観察 ・担当する利用者との援助関係形成に向けた説明		
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価			・担当利用者との交流を通したアセスメント ・担当利用者の支援計画の作成と本人への説明	・支援計画に基づく支援の実施 ・支援の評価に向けた利用者へのヒアリング
④					
⑤				・担当利用者に関する情報収集のための他職員へのヒアリング	・支援実施のための他職員への説明と協力依頼

様々な教育事項における具体的実習内容を関連付けながら、一連の支援の流れを学べるプログラムを作成します。

※見やすくするためにプログラミングシート（案）を一部改編しています

各教育事項の体験開始時期の検討《ミニワーク》

実習生の実習慣れ（順応）、学びの到達度、各教育事項の関連性を考慮した場合、それぞれ何週目から各教育事項の具体的実習内容を始めるのが適当なのかを検討し、検討結果を記入してください。

	教育事項	開始時期
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	週目
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	週目
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	週目
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	週目
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	週目
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	週目
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	週目
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	週目
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	週目
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ （ 週目） 2 ネットワーキング （ 週目） 3 コーディネーション （ 週目） 4 ネゴシエーション （ 週目） 5 ファシリテーション （ 週目） 6 プレゼンテーション （ 週目） 7 ソーシャルアクション （ 週目）	1 ～ 7 の（ ）にそれぞれ記入しましょう

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：　作成メンバー：　作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開 実施有無	実施可能水準	具体的実習内容 職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践理解（発展的）に関する内容	指導上の留意点 活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる							
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等と援助関係を形成することができる							

■実習生に求める事前学習の設定

それぞれの教育事項に関する具体的実習内容に取り組む上で、実習生に求められる事前学習を設定します。個別PGではこの欄は「事前学習・事前訪問」となり、事前訪問で実施する内容についても記入しますが、その内容は個別性が高くなるため基本PGではあくまでも当該教育事項に関連して求められる事前学習のみ設定します。ポイントは以下のとおりです。

・実習生に求める事前学習：具体的かつ実行可能な内容を設定する（参照物も意識する）

基本実習プログラミングシートの作成

・実習生に求める事前学習：具体的かつ実行可能な内容を設定

事前学習のカテゴリー	具体例
・実習施設に関連する法制度の理解（目的や支援体制）	・社会福祉協議会の法的根拠とそこで規定される目的を調べる（**福祉六法、e-gov等**） ・介護保険制度の概要についての学習（**教科書並びに市の介護保険パンフ等参照**）
・実習施設が所在する地域（市町村等）の理解	・市の人口・高齢化率・自治体組織率を調べる（**市のホームページを参照**）
・実習施設が対象とする人々（クライエント）の理解	・特養の入居条件（制度的原則的）とその人々の身体的・認知的な特徴を調べる（**教科書並びに市の介護保険パンフ等参照**）
・実習施設そのものについての理解	・実習施設である特養の法人理念、入居定員数、配置している専門職と職員数、サービス特色について調べる（**ＨＰや特養パンフ等参照**）
・ソーシャルワーク実践の理論的な理解	・アウトリーチの理論と具体例を調べる（**教科書等参照**）

参照物を併記すると実習生が取り組みやすくなります

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年_月_日

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容			
						職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践開発（発展的）に関する内容
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをおこなうことができる							
②	利用者やその関係者（家族、友人等）との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる							

■指導上の留意点、活用する資料・参照物の設定

それぞれを検討する際には、以下のポイントを意識しましょう。

・指導上の留意点：実習指導者だけでなく、関連職員に気を付けてもらいたい点も記入する

・活用する資料・参照物：実習生が入手・閲覧可能な一般資料と組織内部資料を設定する

基本実習プログラミングシートの作成

・指導上の留意点：実習指導者だけでなく、関連職員に気を付けてもらいたい点も記入する

指導上の留意点には何を書いても構いませんが、ポイントとしては実習を行う上で意識すべきこと、忘れてはいけないを記載します。具体的には担当者や実施場所、指導方法、リスクマネジメントとして利用者や実習生に配慮すべき点、スーパービジョンで確認すべき点や伝え方などが挙げられます。

具体的な記載内容の例は「基本PGの具体例」を参照してください。

・活用する資料・参照物：実習生が入手・閲覧可能な一般資料と組織内部資料を設定する

一般資料のカテゴリー例	組織内部資料の例
・社会福祉士養成の教科書	・支援記録、ケース記録、カルテ
・社会福祉やソーシャルワークに関する専門書	・事業計画書、事業報告書
・行政が運営する公的なＨＰ（法制度や地域）	・アクシデント・インシデント報告書
・行政が発行するパンフレット	・引継ぎノート
・実習施設が発行する案内やパンフレット	・組織図と業務分掌表
・職能団体や事業者団体のＨＰ	・各マニュアル（事故・苦情・災害対応マニュアル等）

基本PG作成における養成校教員との連携

基本PG作成において最後に押さえておきたいのが「養成校教員との連携」です。以下２つの目的に向けて養成校教員との連携が有効であると考えられます。

実習を施設全体の正式な業務として位置づける

基本PG作成チームへの養成校教員の参画
・アドバイザー
・スーパーバイザー　等

養成校教員による責任者への説明・依頼
・チームでの基本PGの作成
・実習施設全体での完成版基本PGの実施

ＳＷ理論を踏まえて実習施設・実習指導者の業務・取組を具体的実習内容に落とし込む

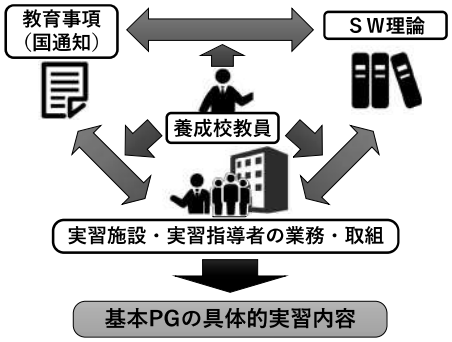

基本PG作成に向けたヒント

以上、基本PG作成に向けた基本実習プログラミングシートの記入方法について学んできました。研修を受講した皆さんが今後基本PGを作成するにあたって、最後に以下の点を確認しておきたいと思います。

基本実習プログラム作成に向けたヒント

・最初に作成する時点で「完璧で充実した」基本PGを目指す必要はない
（⇒全ての具体的実習内容のセルを埋める必要はありません）

・まずは180時間実習をするに十分な内容の基本PG作成に取り組む
（⇒この理由については次の個別PG作成で説明します）

・体験水準を調整してできる限り全教育事項に関する具体的実習内容を設定する

・“作成⇒実習実施⇒加筆・修正⇒実習実施⇒加筆・修正”の循環で基本PGの完成度を高めていく（具体的実習内容の量と質を向上させる）

2．実習プログラミングの方法

①基本実習プログラムの実習プログラミング

②個別実習プログラムの実習プログラミング

【再掲】個別実習プログラムの概要



個別PGのプログラミングシートです。本プログラミングシートに記入して完成したものが各実習生の実習プログラムになります。
実習生ごとに本プログラミングシートを用いて個別PGを作成する過程を個別PGの実習プログラミングといいます。

■ **誰が作るのか？**

個別PGは実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえて作成することが国通知によって規定されています。この三者協議を踏まえて実習指導者と実習施設の職員が個別PGを作成することになります。

■ **どのように作るのか？**

個別PGは各実習の多様な実施方法に対応するため、実習生ごとに作成する必要があることへの理解が必要です。上記の通り三者協議が必要とされていますが、協議前後に原案と完成版を作成するのは基本的に実習施設側（実習指導者）です。それでは、個別PGの実習プログラミングを確認していきましょう。

ＳＷ実習における個別PGの位置づけ ①

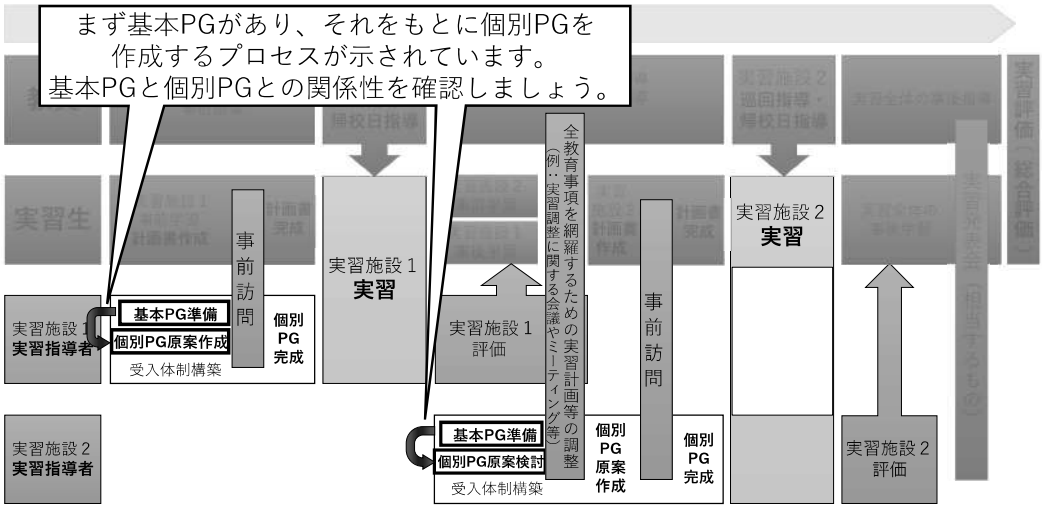

基本PGと個別PGとの関係性

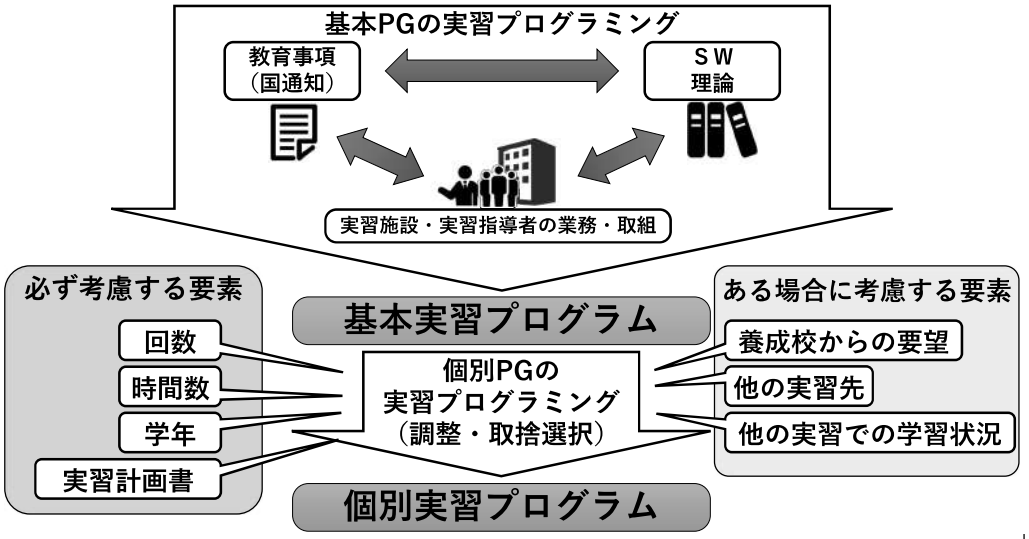

ＳＷ実習における個別PGの位置づけ ②

ソーシャルワーク実習は、個別PGに基づいて実施されることになります
⇒個別PGが各実習生にとっての具体的な実習予定表

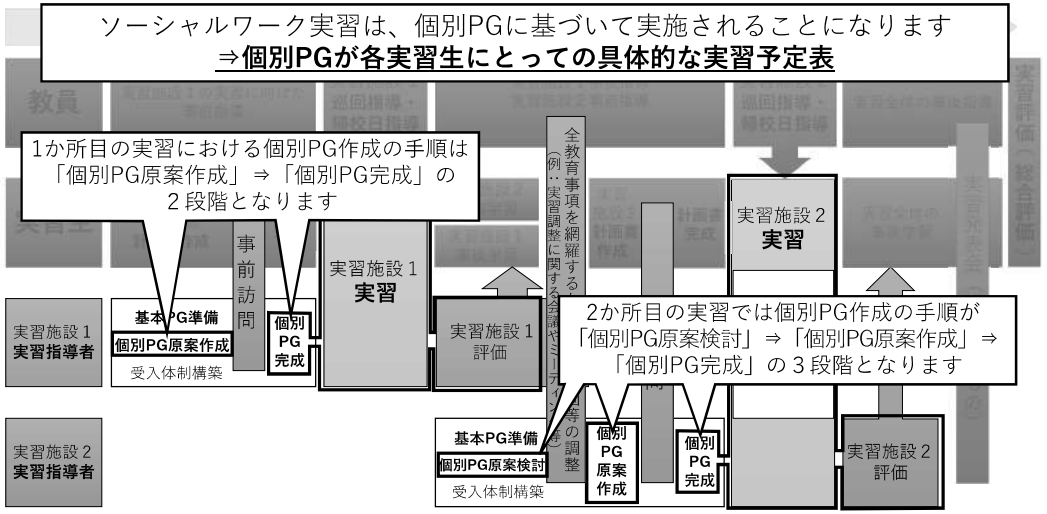

ソーシャルワーク実習における個別PGのパターン

前スライドで確認した通り、１か所目実習と２か所目実習では個別PG作成の手順が異なります（２か所目実習の方が手順や考慮する要素が多くなる）。

また、新カリキュラムでは１か所で180時間以上の実施が規定されているため、「180時間以上の実習」と「60時間以下の実習」が行われることになり、時間数によって個別PGの内容は異なります。

この２点を整理すると、以下の表のとおり個別PGには大きく４つのパターンがあることが分かります。

		実習の実施回数	
		１か所目	２か所目
実習時間数	180時間	① 180時間（１か所目）	② 180時間（２か所目）
	60時間	③ 60時間（１か所目）	④ 60時間（２か所目）

※ 実際には「210時間＋30時間」や「180時間＋30時間＋30時間」等の多様なバリエーションがありえますが、今回は上記4パターンについて学習します。

180時間の個別PG作成

まず180時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

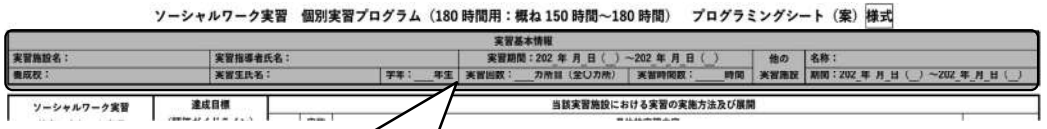

■実習基本情報の入力

個別PGのプログラミングに取り組む際、まずは基本情報を記入しましょう。

- **実習施設名：基本PGと同じです。**
- **実習指導者氏名：主たる実習指導者が決まっている場合にはその氏名を記入します。**
- **実習期間：実習を受け入れる期間を記入します。**
- **養成校、実習生氏名、学年、実習回数、実習時間数：それぞれ受け入れる実習生に応じて入力しましょう。**
- **他の実習施設：受け入れる実習生が行う他の実習先の情報を分かる範囲で記入します。１か所目の場合は２か所目が決まっておらず入力できない場合があります。**

180時間の個別PG作成

まず180時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

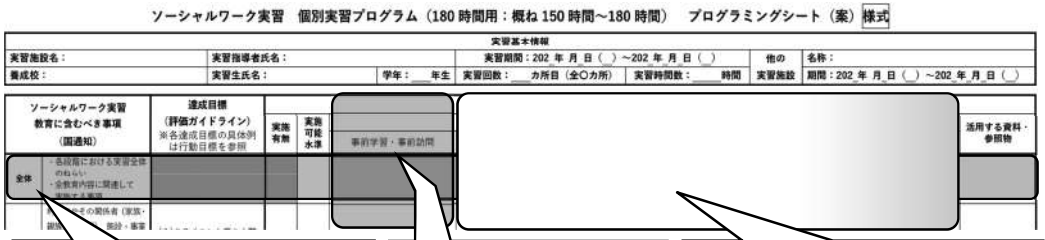

個別PG特有の行で、全教育事項に関連する具体的実習内容を記載します。具体的には以下のような内容です。
- 1週目：初日オリエンテーション
  事前学習（課題）の達成度確認
  1週目振り返りのSV　等々
- 2週目：実習指導者への1日同行
  2週目振り返りのSV
- 3週目：3週目振り返りのSV
- 4週目～：支援計画・支援・評価の発表
  実習終了の挨拶周り

基本PGでは実習生に求める事前学習でしたが、個別PGでは事前課題に加えて事前訪問で実施することも記載します。一部の教育事項と強く関連する場合は①～⑩の該当する行に記載しますが、全教育事項に関連する内容であれば一行目の「全体」のセルに記載しましょう。

基本PGのプログラミングシートに記載した具体的実習内容の「職場理解」から「SW実践理解」に対応しています。基本PGの内容をそのまま貼り付けるだけではなく、実習生の実習時間、実習回数、学年、計画書、他の実習先の種別や学びの状況、養成校からの要望などを勘案して、基本PGの内容から調整・取捨選択して個別PGの具体的実習内容を設定します。

180時間（１か所目）の個別PG作成

まずは**最も基本となる**180時間実習（１か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

養成校からの実習依頼

基本情報

- **回数：１か所目**
- **時間数：180時間**
- **学年：●年生**

要確認情報

- **養成校からの要望**
- **他の実習先**

考慮

基本PG

調整・取捨選択

個別PG原案作成
・１か所目向け
・180時間用

事前訪問等
- **実習計画書**
- **養成校要望**

調整

個別PG完成
・１か所目向け
・180時間用
・計画書に対応

養成校から実習への要望がある場合、それを踏まえて個別PGに含む教育事項と具体的実習内容の取捨選択を行います　**※180時間（１か所目）実習の調整幅は少ない。**

実習計画書の内容を踏まえて最終調整を行います。個別PGが計画書に添えない場合には、計画書の修正を求めます（両者を調整する）。
※「三者協議」の一部を担う手順

２か所目の種別が決まっていれば、他の実習先で学べる教育事項を少なくする、他方では学びにくい教育事項の体験を増やすという調整が可能です。
※180時間（１か所目）実習ではあまり調整しなくても大きな問題はない

180時間（１か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

養成校から依頼があり、実習の基本情報を確認したら基本PGを調整・取捨選択して個別PG原案を作成します。180時間実習の個別PG作成は基本PGの完成度に大きく依拠します。

理由として、基本PGのプログラミングシートは具体的実習内容を「４週目～」まで設定していますが、180時間実習は5週目（4週と3日間：1日8時間、1週5日で計算）まであるためです。**基本PGがミニマムで構成されている場合には、基本PGを調整・取捨選択するまでもなく、それがそのまま180時間実習の個別PGとなります。**

基本実習プログラム	個別実習プログラム
①ミニマムな内容	そのまま（調整不能）
②各教育事項における具体的実習内容が充実	各教育事項における具体的実習内容を取捨選択
③各教育事項における発展的な具体的実習内容が充実	各教育事項で実施する具体的実習内容の段階を調整・取捨選択

基本PGと180時間個別PGとの関係性

① 基本PGの具体的実習内容がミニマムな場合

基本実習プログラム

【イメージ図】面積が基本PGの具体的実習内容量を表す

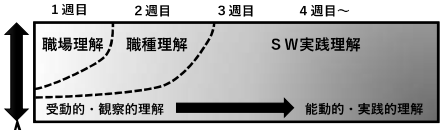

イメージ図の縦の長さは各教育事項の**具体的実習内容の充実度**を表します
※各教育事項の具体的実習内容が充実すると縦幅が拡がる

イメージ図の横の長さは教育事項の**各段階における具体的実習内容の充実度**を表します
※発展的な具体的実習内容が多く設定されると横幅が拡がる

180時間個別実習プログラム

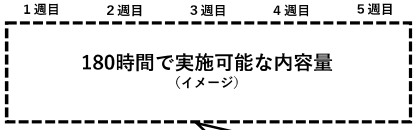

ちょうど180時間で実施できる実習内容であるため調整する余地がない（**調整不要ではなく調整不能**）

つまり基本PGには最低水準として180時間実習に相当する具体的実習内容を設定しておくことが必要です。これが、基本PG作成のヒントで**「まずは180時間実習をするに十分な内容の基本PG作成に取り組む」**と述べた理由です。

基本PGと180時間個別PGとの関係性

② 基本PGの各教育事項における具体的実習内容が充実している場合

基本実習プログラム

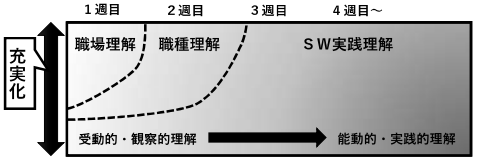

180時間個別実習プログラム

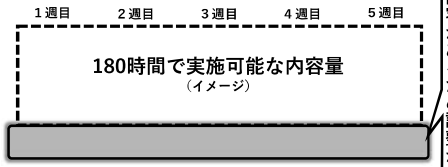

実施できない内容があるため調整が必要

調整パターンとイメージ図

実習慣れしていない実習生
職場／職種理解をしっかりと行う
※１か所目実習は基本このパターンで調整



初期のSW実践理解の体験が少なく職場／職種理解に比重を置いたPG

実習慣れしている実習生
SW実践理解に比重を置く
※２か所目実習に適している

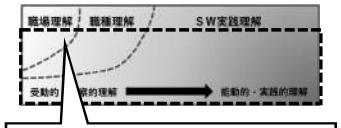

職場／職種理解の内容を圧縮・省略してSW実践理解の体験を多くしたPG

目標やテーマが明確な実習生
目標やテーマに応じて取捨選択する



※白抜きは不実施をイメージ

目標やテーマに応じて実施する部分を取捨選択・調整したPG

基本PGと180時間個別PGとの関係性

③ 基本PGの各教育事項における発展的な具体的実習内容の段階が充実している場合



調整パターンとイメージ図

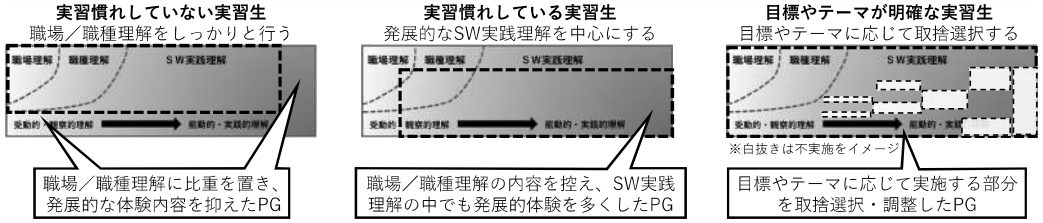

180時間（１か所目）の個別PG作成

２．個別PG原案の調整による個別PGの完成

個別PG原案ができたら、実習生の計画書や養成校教員からの要望を踏まえて個別PG原案の調整を行い、個別PGを完成させます。このプロセスにおいて実習指導者・実習生・養成校教員による三者協議を行います（※三者が一堂に会して協議を行う場合もあれば、直接三者が集まるのではなく電話やメール等を用いて間接的に協議を行う場合もある）。

個別PG原案は事前訪問時に、個別PG完成版は実習初日までに実習生に渡しましょう。

180時間（１か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

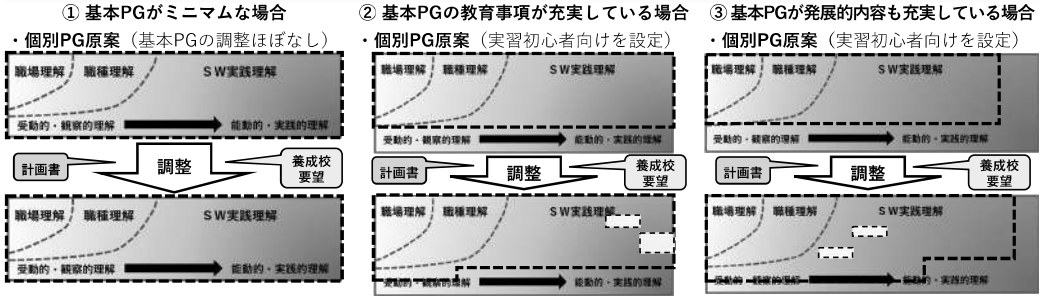

180時間（１か所目）の個別PG作成

以上が180時間（１か所目）の個別PG作成の手順です。最後に180時間（１か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

180時間（１か所目）の個別PG作成に向けたヒント

・基本的に個別PG原案は“実習初心者向け”の内容で作成する
（⇒一度作成できれば他の実習生の原案としても使用できます）

・２か所目の実習先の情報の有無に関わらず、できるだけ教育事項を網羅的に体験できるプログラム作成を心掛ける
（⇒2か所目は60時間のため、180時間1か所目にできる限りの教育事項を含める）

・ある意味、180時間（１か所目）実習の場合、60時間（２か所目）実習が未体験の教育事項を実施できるように調整する役割を担っていると考える
（⇒養成校によって具体的な要望がある場合が対応する）

180時間（２か所目）の個別PG作成

次に180時間実習（２か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

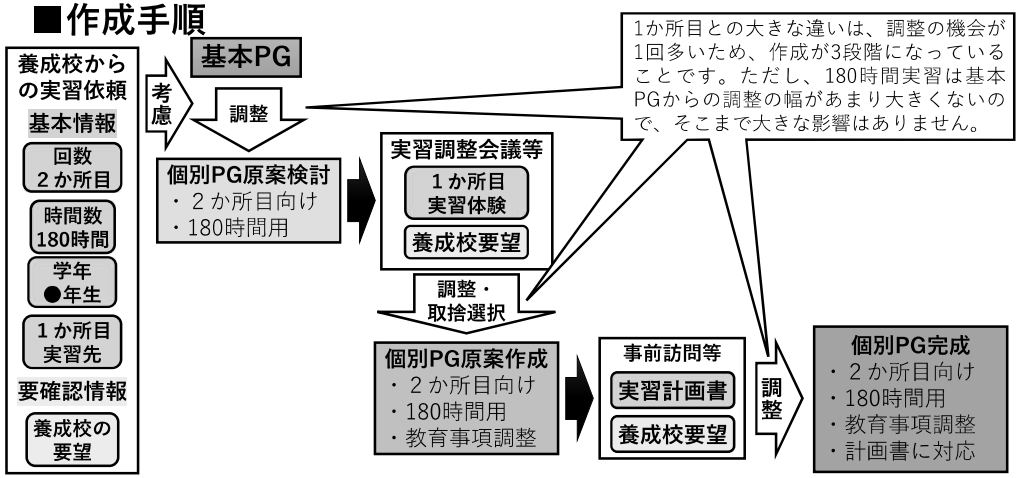

180時間（２か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整による個別PG原案検討

養成校から依頼があり実習の基本情報を確認した際に180時間（2か所目）だった場合、すぐに個別PG原案を作成するのは難しいかもしれません。その理由として、60時間（1か所目）実習における実習生の実習慣れや体験内容を確認した後でなければ、作成した原案の適切性を判断できないということが挙げられます。

そのため、2か所目の実習では1か所目と異なり、実習調整会議等を通して実習生の1か所目での実習態度や体験内容が確認できるまでは、個別PG原案の検討に留めることが無難です。具体的にできることとしては、個別プログラミングシート（180時間用）を準備することと、実習受入期間に実習施設で体験できる内容を確認する程度です。

Q. **180時間（２か所目）が分かった時点で「実習慣れしている実習生向け」の180時間個別PGを原案として準備してはどうか？**

A. **あり得ますが、60時間（１か所目）実習を終えたからといって実習生が「実習慣れしている」と考えることには慎重になる必要があります。１か所目実習の学びや体験に対する実習生自身の主観的な評価も勘案していく視点が重要です。**

180時間（２か所目）の個別PG作成

２．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

実習調整会議等で実習生の１か所目における実習慣れや体験内容が確認できたら、それらを踏まえて個別PG原案を作成します。

３．個別PG原案の調整による個別PGの完成

実習生の計画書や養成校教員の要望を踏まえて原案を調整し、個別PGを完成させます。

180時間（２か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

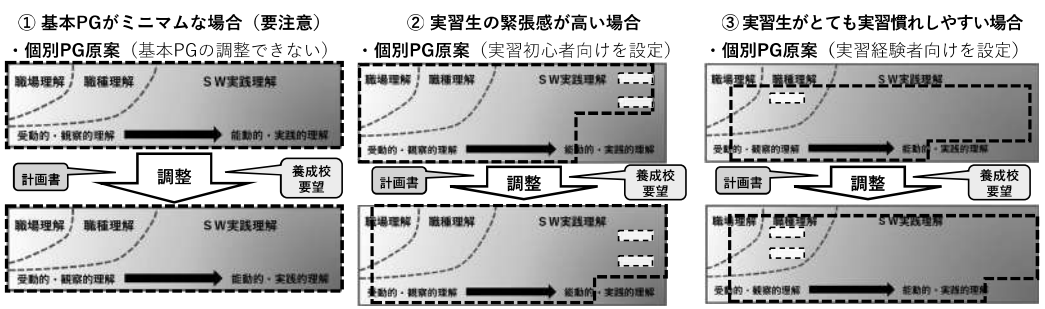

180時間（２か所目）の個別PG作成

以上が180時間（２か所目）の個別PG作成の手順です。最後に180時間（２か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

180時間（２か所目）の個別PG作成のヒント

・２か所目という理由だけで実習経験者向けを準備することは避ける
（⇒実習経験者向けPGも一度準備したら他実習生にも活用できるものの扱いは慎重に）

・１か所目の実習先の体験を踏まえて、教育事項ごとの体験量を調整してを個別PGを作成するが、実習中には柔軟に対応することを忘れずに
（⇒１か所目の実習生の情報が２か所目も当てはまるかはやってみないと分からない）

・基本PGがミニマムな場合、180時間（２か所目）に適した調整ができない可能性があるため、基本PGの充実化を図ることが必要
（実習生の緊張感が強い場合等、基本PGがミニマムでも問題ないこともある）

60時間の個別PG作成

60時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

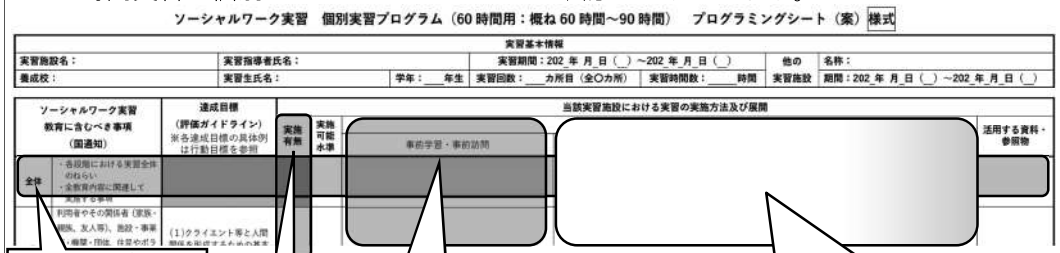

180時間用プログラミングシートと同様

60時間実習では限られた時間で各教育事項を実施するか否かの選択を行う必要性が出てきます。実施の有無を決めて○×を入力します（180時間実習も入力する）。

180時間用プログラミングシートと同様ですが、60時間という限られた時間で学びを最大化させるための工夫が必要です。
（例）
・1か所目：事前訪問時に緊張感を和らげるための内容
・2か所目：1か所目の学びを2か所目実習に結び付けるための事前課題　等

60時間実習は集中の場合2週しかないため、4週分以上の具体的実習内容を記載している**基本PGからの調整幅が大きい**ことがその特徴です。この調整・取捨選択の方向性について学習していきましょう。

60時間（１か所目）の個別PG作成

プロセスは180時間と変わりませんが、考慮すべき要素が多少異なります。

■作成手順

養成校からの実習依頼

基本情報

- 回数：１か所目
- 時間数：60時間
- 学年：●年生

要確認情報

- 養成校からの要望
- 他の実習先

考慮

基本PG

調整・取捨選択

個別PG原案作成
・１か所目向け
・60時間用

事前訪問等
- 実習計画書
- 養成校要望

調整

個別PG完成
・１か所目向け
・60時間用
・計画書に対応

60時間（１か所目）の場合、**養成校からの要望（60時間（１か所目）実習の方針・位置づけ）**が個別PG作成に大きな影響を及ぼします。

実習計画書の内容を踏まえて最終調整を行います。個別PGが計画書に添えない場合には、計画書の修正を求めます（両者を調整する）。
※「三者協議」の一部を担う手順

2か所目の種別が決まっていたとしても、60時間（１か所目）の場合それを考慮したPG作成には難しさがあります。
※実習慣れしていない上、2週間弱しか期間がない

60時間（１か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

180時間実習と同じく、養成校から依頼があり、実習の基本情報を確認したら基本PGから調整・取捨選択して60時間実習の個別PG原案を作成します。60時間実習では基本PGからの調整幅が大きくなります。基本的に各個別PGはオーダーメイドで作成する必要がありますが、 60時間実習でも基本的な「**実習初心者向け個別PG**」を作成すれば、多くの実習生（主に１か所目）の個別PG原案として活用することが可能になります。この基本的な「実習初心者向け個別PG（60時間実習）」を確認しましょう。

基本実習プログラム

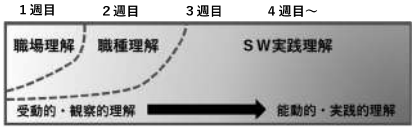

60時間個別実習プログラム



基本PGがミニマムでも実施できない内容の方が多い
⇒非常に調整幅が大きい

60時間実習における実習初心者向け個別PGの作成

実習初心者向け個別PGのNG例

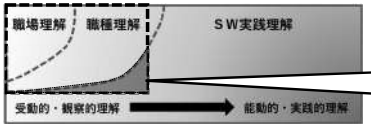

SW実践理解の内容が少なすぎる
⇒60時間（１か所目）も“ソーシャルワーク実習”

目指すべき実習初心者向け個別PG

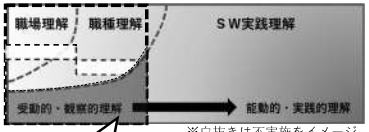

※白抜きは不実施をイメージ

職場・職種理解を一部割愛する等して
SW実践理解の内容をしっかりと組み込む

or

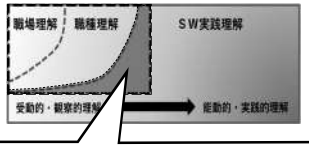

実習内容を圧縮

職場・職種理解を実施しながらも
SW実践理解に向けた能動的な体験内容を重点実施

60時間実習個別PGと養成校からの要望の関係性

養成校からの要望 パターン①

実習慣れを目標に基本的な職場・職種理解を押さえたPG





実習施設として作成した実習初心者向け個別PGをそのまま原案に使用

養成校からの要望 パターン②

2か所目の種別を考慮して教育事項の比重を調整したPG



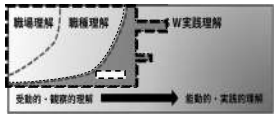

実習初心者向け個別PGを元に養成校から要望を参考に教育事項を取捨選択して原案作成

養成校からの要望 パターン③

実習施設として最も特色あるSW実践に比重を置いたPG

※あくまでもイメージ



※要注意※
上記イメージ図の個別PGは２か所目で実習慣れしている実習生向けの内容となる（実習経験者向け個別PG）
⇒実習初心者向け個別PG自体を特色あるSW実践をしっかりと学べるよう工夫したものとして作成しておく

60時間（１か所目）の個別PG作成

２．個別PG原案の調整による個別PGの完成

個別PG原案ができたら、実習生の計画書や養成校教員からの要望を踏まえて個別PG原案の調整を行い、個別PGを完成させます。原案作成時にも養成校からの要望を踏まえることを説明しましたが、それは「**養成校全体としての１か所目60時間実習に関する方針**」に関する要望です。原案作成後の調整における養成校教員からの要望は、実習生の計画書、特徴、２か所目の実習先等を踏まえた**実習生ごとの個別的な要望**を意味します（三者協議の位置づけ）。

また60時間実習では調整幅が大きいため、個別PG原案から完成版作成において調整しすぎてしまわないように注意することも必要です。

60時間（１か所目）の個別PG原案から完成版作成に向けた調整方法

具体的実習内容の取捨選択
- 教育事項の取捨選択（行全体）
- 段階の取捨選択（列全体）
- 教育事項の各段階における具体的実習内容の取捨選択（各セル内）

実習中の実施方法の調整
- 個別PGに記載する具体的実習内容は変更せずに、実習中の実施方法の調整で対応

60時間（１か所目）の個別PG作成

以上が60時間（1か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（1か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

60時間（１か所目）の個別PG作成のヒント

- **様々な実習生の個別PG原案に使用できる実習初心者向け個別PGを作成する**
（実習施設として特色あるSW実践をしっかり学べるような工夫をしたPG作成を意識する）
- **養成校からの60時間（１か所目）実習の方針を踏まえて個別PG原案を作成**
（養成校からの方針を踏まえつつも、１か所目実習では実習生自身の緊張感が強いことを踏まえて原案作成は慎重に（２か所目としっかり区別する））
- **三者協議を踏まえた個別PG原案からの完成版決定では調整しすぎに注意**
（具体的実習内容の調整・取捨選択だけでなく実習中の実施方法調整での対応も検討）

60時間（２か所目）の個別PG作成

最後に60時間実習（２か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

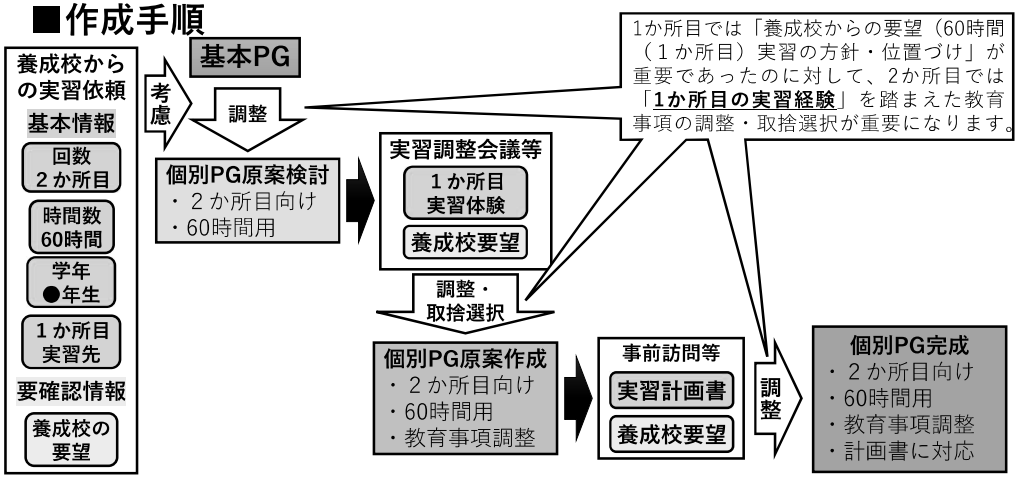

60時間（２か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整による個別PG原案検討

60時間実習（2か所目）の場合も養成校から依頼があってからすぐに個別PG原案を作成するのは難しくなります。その理由は、60時間（2か所目）実習は、180時間（1か所目）実習における教育事項の体験状況を踏まえた調整弁として機能することがより強く求められるためです。

そのため、60時間実習においても、2か所目の場合は実習調整会議等を通して実習生の1か所目における実習態度や体験内容を確認するまでは、個別PG原案の検討に留めることが無難です。具体的にできることとしては、個別プログラミングシート（60時間用）を準備することと、実習受入期間に実習施設で体験できる内容を確認する程度です。

Q. 60時間（２か所目）が分かった時点で「実習経験者向け個別PG（60時間実習用）」を原案として準備してはどうか？

A. 現実的に実習経験者向け個別PG（60時間）を作成する実習施設が多いと思いますが、それを固定的な原案にすると完成版への調整幅が大きくなりすぎる可能性があるため注意が必要です。

60時間（２か所目）の個別PG作成

２．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

実習調整会議等で実習生の1か所目における実習慣れや体験内容が確認できたら、それらを踏まえて個別PG原案を作成します。

３．個別PG原案の調整による個別PGの完成

実習生の計画書や養成校教員の要望を踏まえて原案を調整し、個別PGを完成させます。

60時間（２か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

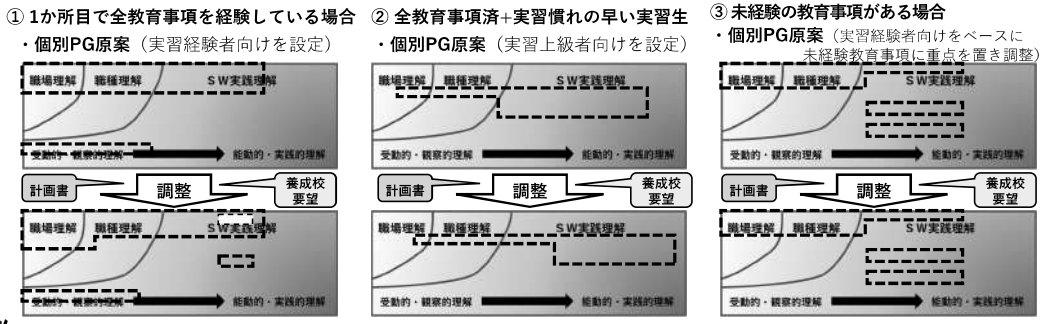

60時間（２か所目）の個別PG作成

以上が60時間（2か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（2か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

60時間（２か所目）の個別PG作成のヒント

・１か所目実習における各教育事項の体験・未体験を踏まえて原案を作成する

・全教育事項を経験済みの場合

⇒実習慣れ普通の実習生：実習経験者向け個別PG（60時間実習）を原案に
⇒実習慣れが早い実習生：実習上級者向け個別PG（60時間実習）を原案に

・未経験の教育事項がある場合

⇒実習経験者向け／実習上級者向け個別PGをベースに未経験の教育事項に重点を置いた個別PG原案を作成

・原案からの大幅調整はできるだけ避ける

⇒大幅調整が必要ないように原案作成に取り組む

実習プログラミングのまとめ

基本PGの作成、個別PGの作成、それぞれ確認してきました。個別PGは基本PGをもとにオーダーメイドで作成する必要がありますが、全実習生に毎回オーダーメイドで個別PGを作成するのは大変な労力です。

そこで、講義では多様な実習の個別PG原案に設定可能な5パターンの個別PGについて言及しました。それらのパターンを最後に改めて確認しておきましょう。

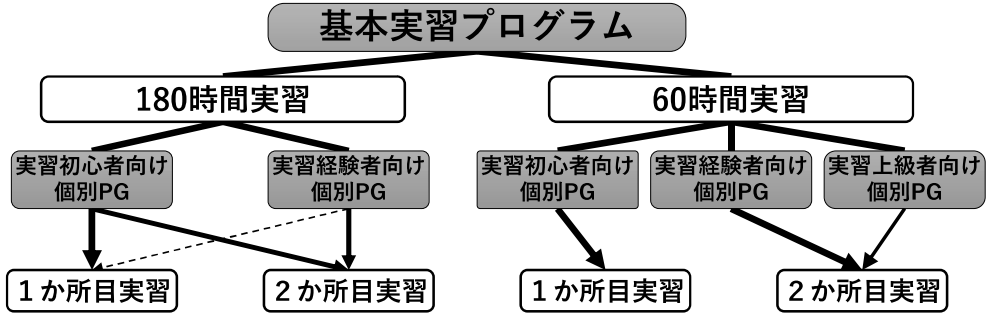

※各矢印は原案としての使用可能性を表しています

多様なSW実習の流れ（２か所実習連続実施の例）

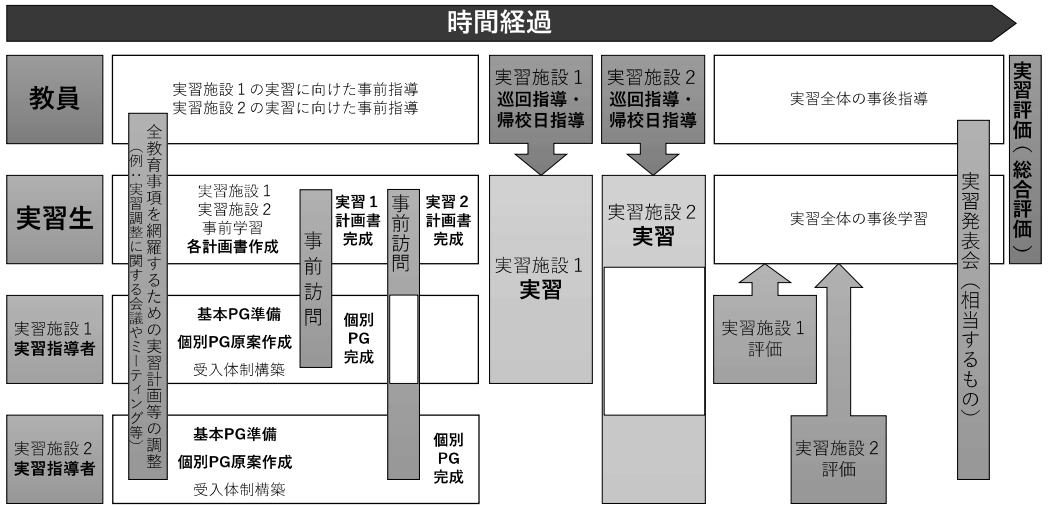

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例

②実習プログラムに基づいた実習展開

③実習評価の視点と方法

実習プログラムの具体例の確認

それでは、今まで学習してきた基本PGと個別PGについて、具体例を確認してみましょう。今回具体例として以下の７プログラムを準備しました。

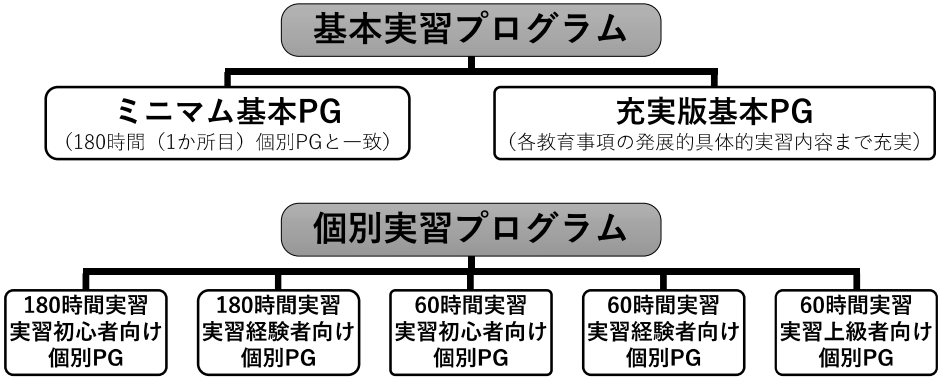

基本実習プログラムの具体例における確認点

基本PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **各教育事項の具体的実習内容における体験内容のレパートリー**
  （各教育事項に設定されている具体的実習内容にはどのような体験があるのか）
- **各教育事項の具体的実習内容における横軸の関係性**
  （職場理解⇒職種理解⇒SW実践理解の各段階にどのような体験内容が順序だてて設定されているのか）
- **教育事項間の具体的実習内容における縦軸の関係性**
  （異なる教育事項間に共通して設定されている具体的実習内容の確認）
- **ミニマム基本PGと充実版基本PGの関係性**
  （ミニマム基本PGの具体的実習内容の記載状況と設定された体験内容、それと比較した時の充実版基本PGに設定されている体験内容の特徴）

個別実習プログラムの具体例における確認点

個別PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **180時間実習初心者向け個別PGとミニマム基本PGとの関係性**
  （各教育事項の具体的実習内容が同一になる）
- **180時間実習経験者向け個別PGと180時間実習初心者向け個別PG／充実した基本PGとの関係性**
  （各教育事項の具体的実習内容の差異から経験者向けの意味合いを考える）
- **60時間実習初心者向け個別PGと基本PGとの関係性**
  （基本を押さえつつ実習施設の特色あるSW実践理解を組み込む視点を確認する）
- **60時間実習個別PGの初心者向け・経験者向け・上級者向けの関係性**
  （60時間実習の初心者向け個別PG、経験者向け個別PG、上級者向け個別PGの具体的実習内容の違い、事前学習にどのような違いがあるのかを確認する）

実習プログラミングの流れの再確認

基本PGと個別PGを合わせて非常に多くの実習プログラミングに取り組まなければならない、と頭を抱えているかもしれませんが、最初に作成すべきPGとその後の流れを再確認してみましょう。

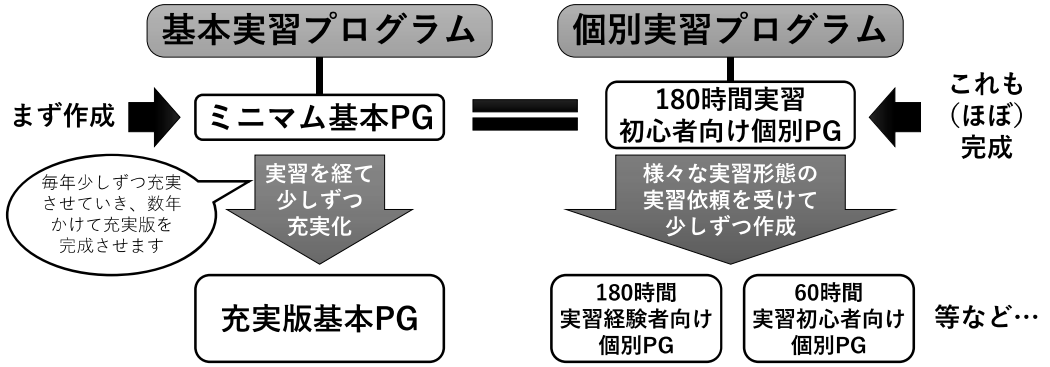

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例
②実習プログラムに基づいた実習展開
③実習評価の視点と方法

実習プログラムに基づいた実習展開

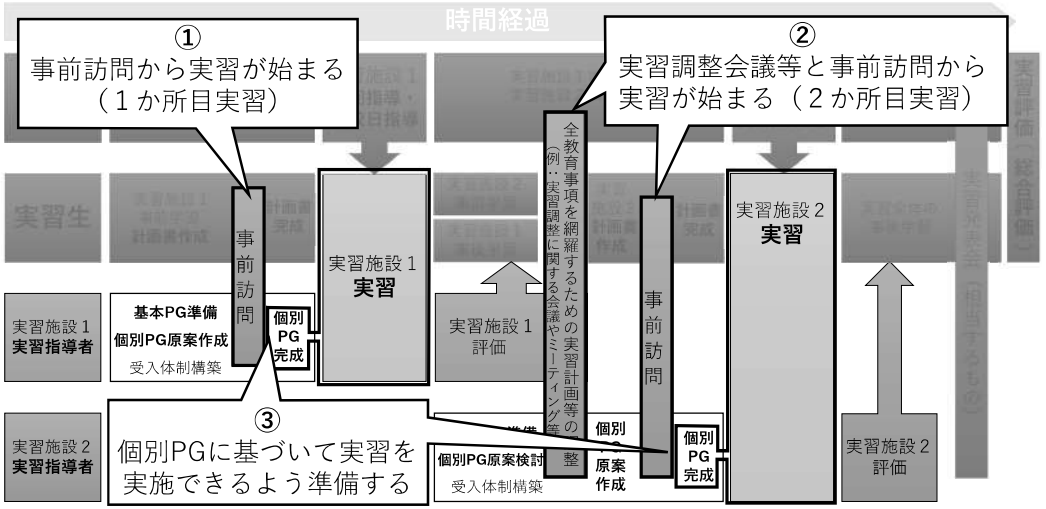

１か所目実習における事前訪問

１か所目実習では、実習指導者にとって事前訪問が実質的な実習スタートといえます。ある意味で事前訪問は実習生と実習指導者との「初回面接」であり「契約」の場面ともいえる重要な場面です。それでは、事前訪問で実施すべき内容を確認しましょう。

実習プログラム
- **個別PG原案提示**
- **個別PG原案と計画書の調整**
- **事前学習の伝達**
（実習初日までの課題）
等

実習マネジメント
- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
✓実習生の権利と義務
✓実習マナー・服装
✓リスクマネジメント
✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン
- **実習生アセスメント**
✓ 実習生の力量
✓ 実習生の関心
✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

＋

簡単な施設見学や職員への紹介、１日実習なども実施可能

２か所目実習における実習調整会議と事前訪問

２か所目実習では、事前訪問前に実習調整会議（実施方法や内容は養成校によって多様）が設定されます。その機会に実習生と直接会える場合には、実習としての第一歩が始まると認識することが必要です。実習調整会議で実習生とは会えない場合には、個別PG原案作成に向けた情報収集（実習生情報は第三者を媒介した二次情報）としての位置づけが強くなります。

実習調整会議で実習生に課すことも可能だが内容は慎重な検討が必要

実習調整会議で実習生と直接会える場合に実施可能（**実習生をアセスメントするという意識が重要**）

実習プログラム
- **個別PG原案提示**
- **個別PG原案と計画書の調整**
- **事前学習の伝達**
  （実習初日までの課題）

等

実習マネジメント
- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
  - ✓実習生の権利と義務
  - ✓実習マナー・服装
  - ✓リスクマネジメント
  - ✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン
- **実習生アセスメント**
  - ✓ 実習生の力量
  - ✓ 実習生の希望
  - ✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

個別実習プログラムに基づいた実習展開

個別PGが完成すれば実習開始です。実習を展開する際、実習施設・実習指導者は実習プログラミングで作成した個別PGを実習マネジメントで実施していきます。

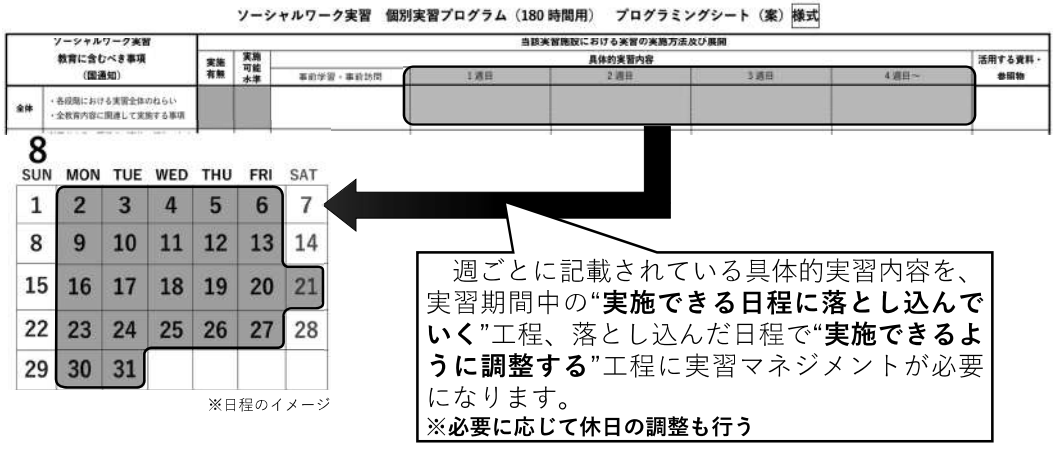

※日程のイメージ

週ごとに記載されている具体的実習内容を、実習期間中の“**実施できる日程に落とし込んでいく**”工程、落とし込んだ日程で“**実施できるように調整する**”工程に実習マネジメントが必要になります。
※必要に応じて休日の調整も行う

個別実習プログラムに基づいた実習展開

実際の日程を調整する際には、当該具体的実習内容に関して指導を担当する者のスケジュールと、参加・体験する実習内容の実施可能日の２軸から検討することが必要になります。完成した基本PGに対して組織全体からの承認を得ていると、この調整をスムーズに進めることができるようになります。

		実習生への指導を担当する者		
		実習指導者	実習施設の他職員（実習課題担当者）	関連する施設・事業所
参加・体験する実習内容	随時実施可能	実習指導者の業務を調整して実施日時を決定	担当する職員に調整を依頼して実施日時を決定	指導を依頼する関連施設・事業所の担当者に調整を依頼して実施日時を決定
	業務や取り組みを実施する日程に限定	業務や取り組みを実施する日程で実施できるよう実習日程を調整（休日調整含む）	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させてもらえるように担当職員や関係者に依頼	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させてもらえるように担当施設・事業所の担当職員や関係者に依頼

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例
②実習プログラムに基づいた実習展開
③実習評価の視点と方法

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

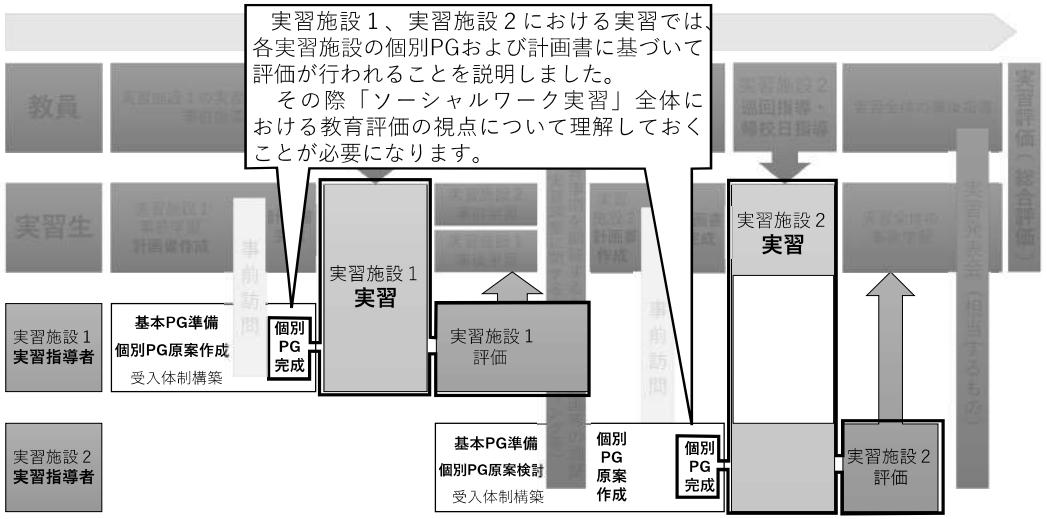

実習施設１、実習施設２における実習では、各実習施設の個別PGおよび計画書に基づいて評価が行われることを説明しました。

その際「ソーシャルワーク実習」全体における教育評価の視点について理解しておくことが必要になります。

実習評価の考え方

実習が終われば実施した個別PGに基づいて実習評価を行います。まず、日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」が提示する実習評価の考え方（34ページ）を確認してみましょう。

（１）実習評価の考え方

- 教育評価は、教育目標、学生の能力、指導計画、指導内容、指導法と並び、教育システムの形成に不可欠な教育活動として位置付けられており、評価の意義、評価の種類、評価の手順、評価資料の解釈方法などといった評価法を理解したうえで教育活動に取り組むことが重要となる。
- 実習教育は目標志向の教育であり、実習過程は実習目標を達成するために必要な実習経験を備えるかたちで展開される。そして、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」に規定された教育のねらいと教育・学習目標の達成度や理解度等を確認するための教育・学習活動が「実習教育評価」ということになる。
- **実習は、「実習前→実習中→実習後」という実習過程において、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の２つの科目が統合的かつ一貫性を持って行われる教育・学習活動である。**したがって、教え手側となる実習指導担当教員と実習指導者は、教育評価の枠組みを踏まえた指導を行うことが求められる。

実習過程と科目・通知・ガイドライン・評価の関係

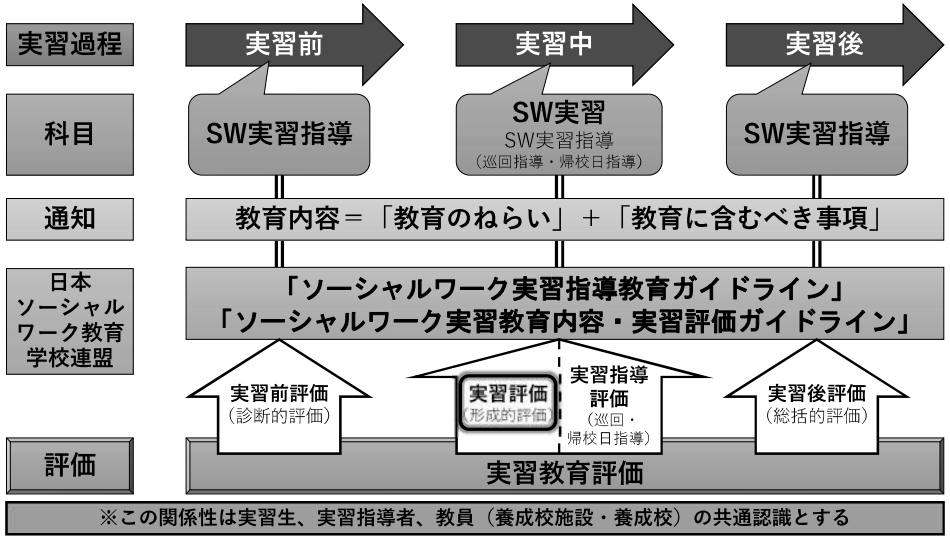

ＳＷ実習の教育内容（国通知）による評価の規定

それでは、国通知ではソーシャルワーク実習の評価についてどのように規定されているのか確認しましょう。

７　実習に関する事項

（８）ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

イ　実習後においては、その実習内容についての**達成度を評価**し、必要な**個別指導を行う**こと。

ウ　**実習の評価基準を明確**にし、評価に際しては**実習先の実習指導担当者の評定**はもとより、**実習生本人の自己評価**についても考慮して行うこと。

【教育評価の観点から重要となる用語は５つ】

①達成度評価、②個別指導、③評価基準、④評定、⑤自己評価

①達成度評価

達成度評価は、100%完全習得のみを目的とするものではなく、達成までの連続体をなすとする考え方です。つまり、**一人ひとりの学生の習得が評価尺度のどこに位置しているかを決定**するものといえます。

達成度評価の前提

1. 評価尺度を構成する目標・内容の明確化
2. 設定した評価尺度を関係者間で共有する

→目標・内容が国通知の「ねらい」と「教育事項」

■達成基準（分割点）

…達成度を判定するために必要となる尺度

A：項目の課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度90%以上）

B：項目の課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：項目の課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：項目の課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

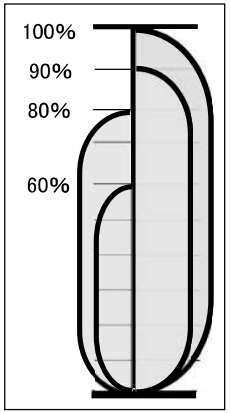

②個別指導

【個別指導の内容】

- 設定された実習プログラム目標の達成・未達成に関する情報をフィードバックする。
- 到達していない部分について相互に確認し、スーパービジョンを実施する。

的確な達成度評価（個別指導の前提）

つまり「達成度評価」と「個別指導」は連続性のある一体的な教育活動となります。**実習指導者は実習生の達成度を的確に評価し、その情報を養成校教員と実習生にフィードバックすることが求められます。**

③評価基準と④評定

評価基準

・ソーシャルワーク実習全般に関する能力と行動を評価するための基準
・教育目標をどの程度達成できたのかを測定するための基準

「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」
教育目標：達成目標と行動目標

評定

・一定の基準に従って価値・価格・等級などを決めること
・一定の基準に従って人や事物の評価を定めること

⑤自己評価

自己評価とは

・実習生自身が評価の主体となって自分の現状を振り返り、何らかの方法でそれを記述することをいう。
・評価資料収集のための技法の一つ。

自己評価のメリットとポイント

・学生本人の意欲や姿勢等を評価することができる。
・自己評価だけだと実習教育評価としては偏りが出る。
・自己評価は他者評価と組み合わせることによって客観性を得ることになり、それを学生にフィードバックすることで自己の変化などを確認することにもつながる。

ソーシャルワーク実習における総合的評価（まとめ）

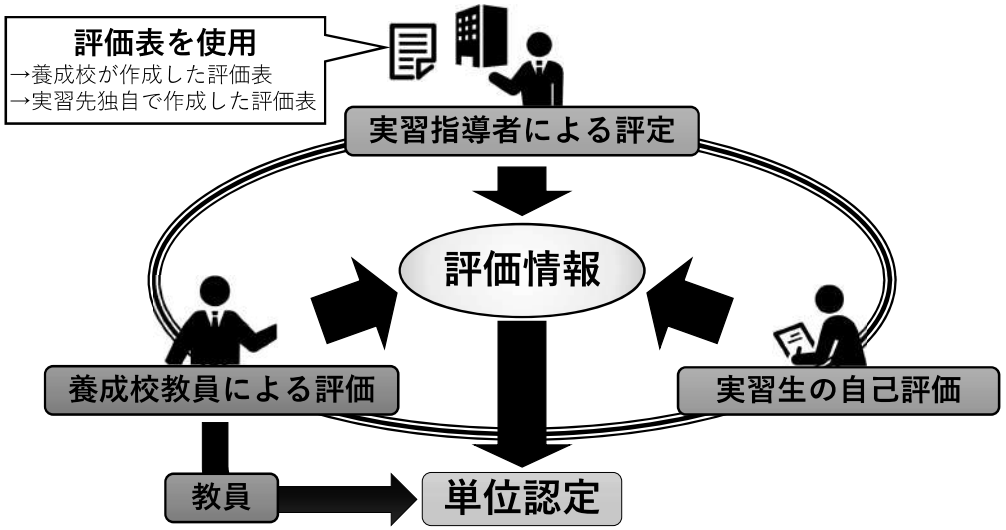

実習評価の実際

②　実習中に行う評価活動の実際

- 実習中に行う評価の対象となるのは、「**ソーシャルワーク実習指導**」と「**ソーシャルワーク実習**」の２つの科目に規定された**内容**となる。通知の教育に含むべき事項ならびに通知に対応して作成された「**実習教育内容・実習評価ガイドライン**」の**教育目標（達成目標と行動目標）の達成状況を確認**する。
- **ソーシャルワーク実習を直接的に評価するのは実習指導者**となる。したがって、実習指導担当教員から実習指導者に対して評価の意義や目的、方法等について説明し、一貫性のある教育評価となるようにしなければならない。
- 実習計画に記載した目標の達成状況、進捗状況の確認、評価を行う。
- 実習の評価対象の中には、利用者との関わりやコミュニケーション、実習生の姿勢や態度などというように、測定や数値化が難しいものがある。達成度評価だけでは測定できないものを、個別基準準拠評価をとおして意欲の側面を汲み取ることも重要となる。

ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン34～35ページ

ＳＷ実習教育内容・実習評価ガイドライン

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」		ソーシャルワーク実習の教育目標	
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の	①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。
	②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる	①クライエント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ②クライエント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③クライエント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。 ④実習指導者や職員がクライエントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。
		（3）クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	①クライエントの尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ②クライエントの情報の取扱いや共有の方法を理解し、適切な言動をとることができる。 ③クライエント等の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ④実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組（法制度、事業等）を説明することができる。 ⑤クライエント等の権利保障のために実習指導者や職員が行っている実践を確認し、説明することができる。 ⑥実習指導者や職員によるエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。
	③利用者や地域の状況を理解し、その生	（4）クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、二	①現在または過去のクライエント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。

国通知 **教育事項** → **達成目標**（※教育事項に複数ある場合も（全19項目）） → **行動目標**（※達成目標に対して複数項目が設定されている（各達成目標に３～６程度））

※評価ガイドライン(2021年3月時点)では教育事項が9つになっているが、令和2年3月の国通知で加筆された④権利擁護の達成目標は(3)に該当する

個別PGに基づいた評価の留意点①

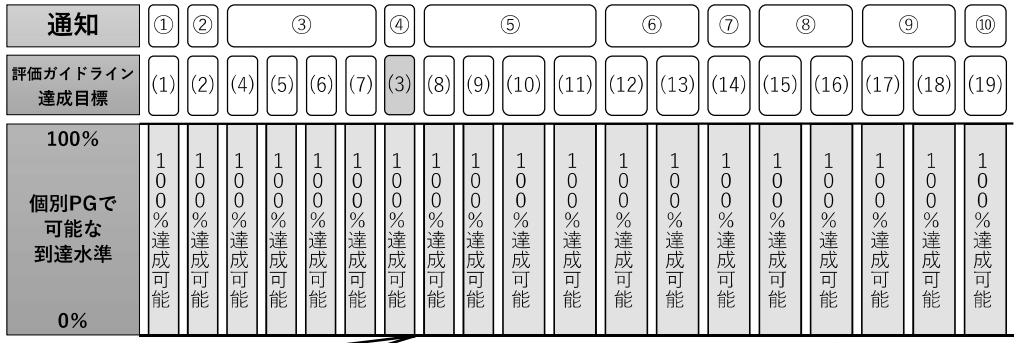

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

個別PGが評価ガイドラインの全ての達成目標・行動目標を100％達成できる内容であれば「各実習の評価」と「ソーシャルワーク実習の評価」にズレは生じません。しかし、２か所での実習が前提となるソーシャルワーク実習において、そのうち１回の実習で全ての達成目標・行動目標を100%達成できる個別PGを組むのは難しくなってきます（例えば体験水準をCやDに調整した教育事項では、達成目標・行動目標を100%達成することが困難になります）。

ソーシャルワーク実習の評価の構造

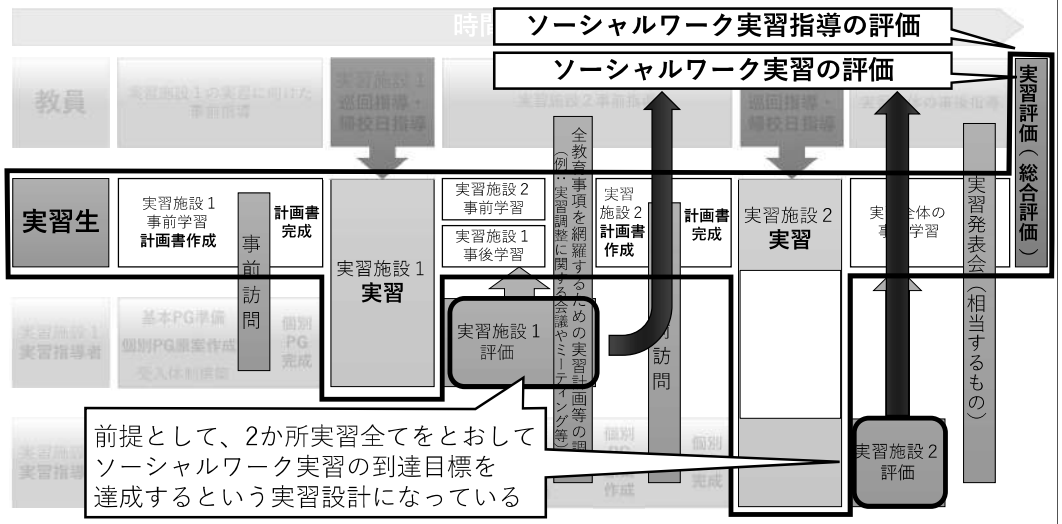

個別PGに基づいた評価の留意点②

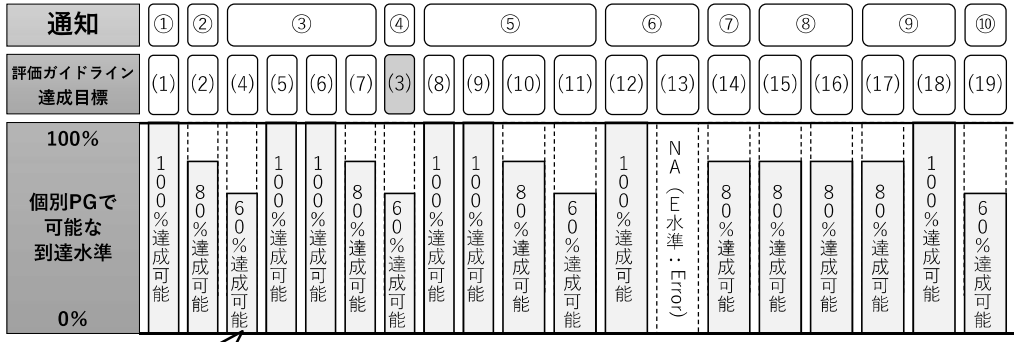

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

実際の個別PGでは各達成目標について100％達成できるもの、80％達成できるもの、60％の達成にとどまるもの、そして体験することができないもの（NA）などが生じてきます。

例えば、（4）で考えると**与えられた実習PGにおいて実習生は100％の成果を出しても、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では60％にとどまります**。この時、実習指導者は実習生の達成度をA（90％以上）と付けるべきか、C（60％程度）と付けるべきか悩むことになります。

個別PGに基づいた評価のポイント

個別PGに基づいた達成度評価と、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では、評定が変わってくる場合があることが分かりました。このような事態に向けて重要になってくるのが、評価基準について養成校教員と実習指導者が事前に協議を行い、共通認識を形成しておくことです。

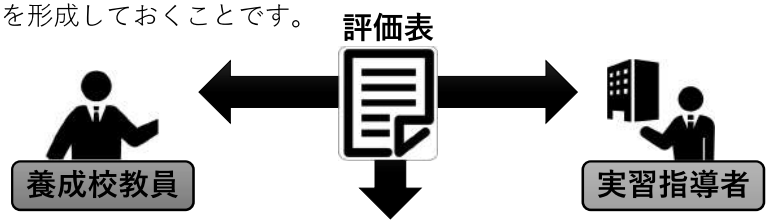

共通認識

- 達成度評価は個別PG・計画に基づいて実施か、評価ガイドラインに基づいて実施か、両方で実施かなど
- 評価ガイドラインに基づいた達成度評価の場合、個別PG・計画に基づいた達成度評価を実習生に伝達する方法はどうするのか？

評価ガイドラインから見た実習PG作成のポイント

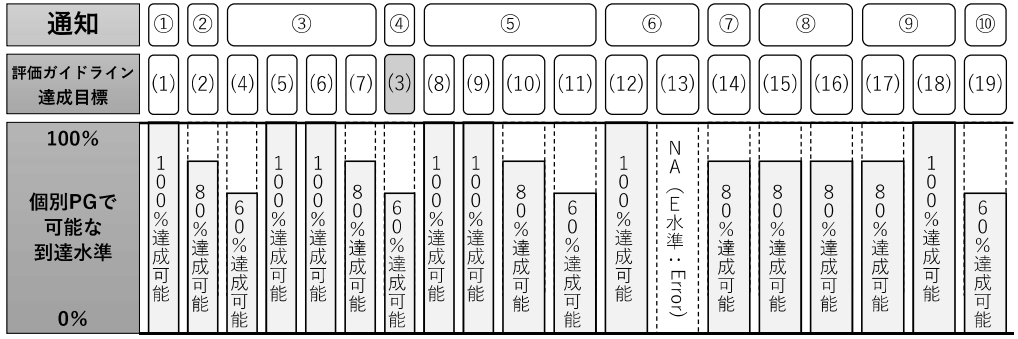

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

- 教育に含むべき事項についてどのような行動ができるような実習体験が必要かを検討する際には、評価ガイドラインの達成目標・行動目標の確認から始める
- できる限り評価ガイドラインにおける全ての達成目標・行動目標を100％達成できる具体的実習内容を設定するように実習プログラミングに取り組む

評定を行う際に生じる主な問題点

評価の目的と基準の理解が不足している場合に生じる問題
評価の目的と基準があいまいな場合は評定の根拠もあいまいとなり、説明することができない

寛容さによって生じる問題
すべての実習生を尺度の高得点に偏って評定する

厳格さによって生じる問題
すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する

ハロー効果による問題
日頃の印象に基づいて評定する

個人的な偏見による問題
発言、性別、学力、容姿、出身地などで評価する

論理的関連による問題
わずかな行動だけを観察、検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう

評価情報不足による問題
情報が不足しているにも関わらず評定する

尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題
判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる

おわりに

- 実習プログラム、実習プログラミングについて網羅的に確認してきました。
- 最も重要なことは、ソーシャルワーカーとしての資質を備えた社会福祉士の後継者を、現任の社会福祉士である皆さんと社会福祉士養成校の教員が協働して養成していくことです。
- そのためには社会福祉士としての達成目標・行動目標を達成できる実習プログラムを構築し、実習を受け入れ、実習生を指導していくことが必要不可欠です。
- 是非、皆さんの実習施設で、新たな社会福祉士養成に向けた実習プログラム（まずは基本PG）の作成に取り組んでください。

長時間、本当にお疲れ様でした!!

ソーシャルワーク実習 基本実習プログラム プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開							
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容				指導上の留意点
						職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践理解（発展的）に関する内容	活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項									
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる								
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる								
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の脆弱や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる								
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる								
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる								
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける								
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる								
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる								
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる								
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション								
2	ネットワーキング									
3	コーディネーション									
4	ネゴシエーション									
5	ファシリテーション									
6	プレゼンテーション									
7	ソーシャルアクション									

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（30 時間用：概ね 20 時間～50 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年_月_日（_）～202_年_月_日（_）		他の	名称：	
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年_月_日（_）～202_年_月_日（_）	

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開				
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容		活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	実習期間（1 週間程度※）	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					

※実習期間（１週間程度）の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
⑩ 2	ネットワーキング						
⑩ 3	コーディネーション						
⑩ 4	ネゴシエーション						
⑩ 5	ファシリテーション						
⑩ 6	プレゼンテーション						
⑩ 7	ソーシャルアクション						

※実習期間（１週間程度）の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（60 時間用：概ね 60 時間～90 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月 _日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）		実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月 _日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開					
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容			活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	前半（概ね１週目）※	後半（概ね２週目）※	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項							
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる						
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる						
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる						
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる						
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる						

※前半（概ね１週目）、後半（概ね２週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける						
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる						
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる						
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる						
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション						
⑩ 2	ネットワーキング							
⑩ 3	コーディネーション							
⑩ 4	ネゴシエーション							
⑩ 5	ファシリテーション							
⑩ 6	プレゼンテーション							
⑩ 7	ソーシャルアクション							

※前半（概ね１週目）、後半（概ね２週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（120 時間用：概ね 100 時間～140 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報						
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）		他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						活用する資料・参照物
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容				
					事前学習・事前訪問	1 週目	2週目	3週目～	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる							
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる							
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる							
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる							
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる							

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける							
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる							
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる							
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる							
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション							
⑩ 2	ネットワーキング								
⑩ 3	コーディネーション								
⑩ 4	ネゴシエーション								
⑩ 5	ファシリテーション								
⑩ 6	プレゼンテーション								
⑩ 7	ソーシャルアクション								

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（180 時間用：概ね 150 時間～180 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間		実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開								
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容						活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	１週目※	２週目※	３週目※	４週目～※		
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項										
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる									
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる									
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる									
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる									
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる									

※１週目、２週目、３週目、４週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける									
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる									
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる									
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる									
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション									
	2 ネットワーキング										
	3 コーディネーション										
	4 ネゴシエーション										
	5 ファシリテーション										
	6 プレゼンテーション										
	7 ソーシャルアクション										

※１週目、２週目、３週目、４週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（210 時間用：概ね 190 時間～220 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）		実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開									
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容							活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	1 週目※	2 週目※	3 週目※	4 週目※	5 週目～※		
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項											
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる										
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる										
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる										
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる										
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる										

※１週目、２週目、３週目、４週目、５週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や 定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける										
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる										
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる										
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる										
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション										
	2 ネットワーキング											
	3 コーディネーション											
	4 ネゴシエーション											
	5 ファシリテーション											
	6 プレゼンテーション											
	7 ソーシャルアクション											

※１週目、２週目、３週目、４週目、５週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や 定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式：枠割無し ver.

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 （国通知）		達成目標 （評価ガイドライン） ※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開 実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容	指導上の留意点 活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会 資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
2	ネットワーキング						
3	コーディネーション						
4	ネゴシエーション						
5	ファシリテーション						
6	プレゼンテーション						
7	ソーシャルアクション						

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム　プログラミングシート（案）様式：枠割無し ver.

実習基本情報						
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）		他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開				
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容		活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	実習期間	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
⑩ 2	ネットワーキング						
⑩ 3	コーディネーション						
⑩ 4	ネゴシエーション						
⑩ 5	ファシリテーション						
⑩ 6	プレゼンテーション						
⑩ 7	ソーシャルアクション						

【基本用語チェックシート】社会福祉士 科目担当教員・実習指導者講習会　精神保健福祉士　科目担当教員・実習指導者講習会

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
実習プログラム	定義：実習に関する予定表・計画表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し学ぶのかを、日々の実習項目として明記したもの（スライド 13） シラバスのようなもの（スライド 16） 作成者：現場でソーシャルワーク実践を行っている実習受け入れ施設・機関の実習指導者（社会福祉士）（スライド 14） 方法：テキスト・サブテキストで示されている視点や枠組みに準拠しつつ、自らの実践と理論を突合して作成。あらかじめ作成しておく。 内容：段階（日程ではなく事前学習、職場実習、職種実習、SW 実習）、実習課題（ねらい）、具体的実習内容（実習経験）、必要な価値・知識・技術、指導方法・指導上の留意点、教材の 5 要素で構成されている。 **まとめで使用する用語について** ・社会指導者：社会福祉士の実習指導者 ・社会教員：社会福祉士の実習担当教員 ・精神指導者：精神保健福祉士の実習指導者 ・精神教員：精神保健福祉士の実習担当教員	定義：記載なし 作成者：説明なし 方法：説明なし ⇒実習前指導の⑥実習計画作成において、「実習プログラムにどの程度組み入れてもらえるか」などについて指導を受けること、という表記があるのみで（スライド 35）、**実習プログラムとは何か、誰が作成するのかに関する記述は一切ない**。 （※他の科目含めて上記のみ） **まとめ** ・社会教員に対する実習プログラムに関する説明が不足 ・社会指導者、精神指導者、精神教員で、実習プログラムの構成要素が全く違う。精神指導者に関しては総論と各論で示されるものが違う。また精神では指導者と教員で示されるものが違う。	定義：「実習プログラム」とは、実習生にどこで何日間、何をどのように学んでもらうかという内容（総論スライド 15） 作成者：実習指導者（総論スライド 32）※立案という言葉を使っている 方法：実習プログラムの作成（総論スライド 36※ここでは作成という用語）は、実習生の学習形態（受講型、陪席型・同席型、参加型、体験型・試行型、見学型）と内容を検討し、実習段階や場面に基づき組み合わせる 内容：日程、プログラム、担当者、実習内容の 4 要素で構成されている（総論スライド 39） 内容：時期、実習生が学ぶ内容、具体的な実習指導方法、場所、担当の 5 要素で構成されている（各論スライド 8、9）	定義等の明確な記述はない ※精神保健福祉士としての知識・技術・価値・倫理を「実践的に学ぶ」ための実習プログラム 【プログラムの“outcome”】⇒「できるようになる！」ための基礎、基盤をつくる（スライド 7） 作成者：実習指導者が中心（スライド 9） ※ただし、スライド上の表記は「実習プログラミングの作成（実習プログラムの作成ではない） 方法：実習受入施設・機関における精神保健福祉士の業務⇒「何を学生に学んでもらいたいか」「どういう業務にどのくらい入ってもらうか」「いつ、どの場面に入って実習をするか」「連絡窓口及び実際に担当する指導者は誰か」「協力者や協力機関の有無」⇒実習プログラムの作成 内容：日程、ねらい、具体的内容（スライド 33）の 3 要素で構成されている ※地域機関でのプログラム例 ※養成校内でマネジメントを行うものの対象に「実習プログラム」が挙げられている。この場合の「マネジメント」は何を意味するのか？（指導Ⅰスライド 14）
基本実習プログラム	定義：実習生の「何がしたい」ということに左右されるのではなく、基本的に指導者側・教育者側が定型的な社会福祉士の実習プログラムとして用意するもの（スライド 15 説明） ⇒事前に（実習前に）養成校側と共有しておくべき（スライド 15 説明） ※「**基本プログラム**」という表記（スライド 55）	**一切の説明なし** （※他の科目でも） **まとめ** ・社会教員に対する基本実習プログラムに関する説明なし ・社会指導者、精神指導者、精神教員で、基本実習プログラムを表す用語がバラバラ「基本プログラム」「実習基本プログラム（ひな形）」「スタンダードな実習プログラム」。 ・精神指導者では、「実習基本プログラム（ひな形）」と「標準的な実習プログラム」という 2 つの用語が使われながらも関係性は言及なし	※「**実習基本プログラム（ひな形）**」があると実習生との間で計画の作成に役立つ（総論スライド 17） ※実習指導計画の立案に際し、**標準的な実習プログラム**を持ちながら実習生の計画とのすり合わせの中で組み立てていく（総論スライド 16）	※実習機関が用意している**スタンダードな実習プログラム**（実習プログラミングの過程）（スライド 11）という表記はあり ⇒「スタンダードな実習プログラム」が何か、という説明はスライド上記には記載されていない

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
個別実習プログラム	定義①：実際の受入時には、基本プログラムは、実習生の個別研究課題や実習生の力量等に沿って部分的に変更され得る（＝**個別プログラム**）（スライド 55） 定義②：「**基本プログラム**」と「実習計画書」は事前訪問で融合される。（スライド 87 説明）とあるが、これが「個別プログラム」という説明はない。 ⇒三者協議で実習計画（個別プログラム）を作成しなければならない（国通知）と規定されている。（スライド 85 説明）とある。学生が作成する実習計画と個別プログラムが混同？ ※「個別プログラム」という表記（スライド 55）	**一切の説明なし** （※他の科目でも） **まとめ** ・社会教員に対する個別実習プログラムに関する説明なし ・精神指導者、精神教員も基本実習プログラムと個別実習プログラムの説明は不足気味	→実習プログラムを立案するときには実習生の持参した「実習計画」を盛り込む配慮が必要（総論スライド 15 説明）という説明があるものの、それが「個別プログラム」にあたる等の説明はない **※個別プログラム、個別実習プログラムという用語は講義資料に一切出てこない**	※**学生個別の実習プログラム**の作成←実習指導者・学生・実習担当教員の 3 者で協議（実習プログラミングの過程）（スライド 11）という表記あり ⇒**「学生個別の実習プログラム」が何か、という説明に関する記述はない**
実習プログラミング	定義①：実習プログラムを作成すること（スライド 17 説明） 定義②：実習プログラムを作成する行為あるいは過程（スライド 53） 実施者：実習指導者が中心となって作成（スライド 53） ⇒基本実習プログラムを作成することを**基本プログラミング**といっている（スライド 17 説明） 方法：通知や基礎的通俗的 4 領域体験、ソ教連ガイドライン等に示されている実習プログラムの考え方・枠組みを踏まえて、各現場／各人の SW 実践を抽出し、意味付け／順序付けし、体系化し、理論づけし、どのように伝えるかを明文化する	定義：記載なし 実施者：説明なし 方法：記載なし ⇒実習プログラム同様、実習前指導の⑥実習計画作成において、「→実習プログラミングに関する 3 者協議へ」という記載のみで、**実習プログラミングとは何か、誰が行うことなのかということに関する記載は一切されていない** （※他の科目含めて上記のみ） **まとめ** ・社会教員に対する実習プログラミングに関する説明なし ・精神指導者の講習では実習プログラミングという用語は使われない⇒ただしプログラムを立案と作成の 2 用語で説明される ・精神教員で実習プログラミングという用語は使われているが記述が混乱しており説明も不足（実習プログラミングの作成、等）	**※実習プログラミングという用語は一切使われていない**	※意義の記述はあるが、**実習プログラミングとは何をすることなのか、その定義は一切記述されていない** ※**実習プログラミングの作成**（スライド 9）という表記あり
職場実習・職種実習 ソーシャルワーク実習	説明用語：二段階モデル（スライド 29 説明） ※「実習**指導**における 3 段階モデル」という用語も出てくる（（実習指導概論スライド 49）	用語説明：相談援助実習プログラムの展開：3 段階モデル（①職場実習、②職種実習、③ソーシャルワーク実習） **まとめ** ・社会と精神で「三段階モデル」と「三層構造」という別の用語で捉えている ・三に関しては漢数字とアラビア数字がごっちゃに表記 ・精神教員では三段階モデルの説明が不足傾向	説明用語：実習プログラムの立案の際、現場実習を下記のような 3 **層構造**で捉えると分かりやすい	※2018 年までは指導Ⅳのスライド 8～9 までに「実習の**三層構造**」という名称で説明されていた。 2019 年度以降は指導Ⅱでも指導Ⅳでもこの「職場、職種、ソーシャルワーク実習」についての説明は一切ない。

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
実習指導	実習指導とは何か、という**定義に関する説明はない** **まとめ** ・そもそも「実習指導」が何か、どこまでを含める概念なのか、ということについて、全ての講習会においてほとんど明確に説明することなく、「まあわかるでしょ？」というような前提で話が進められている状態。	定義：相談援助実習指導：相談援助実習を効果ある学習とするための事前・事後学習です。（実習指導概論、2019 年資料、P.6 下スライド）	**実習指導とは何か、という定義はない。** ※実習指導のプロセスと実際で、そのプロセスに「事前準備」、「事前訪問の受入、オリエンテーション」、「実習初日の始業時のオリエンテーション」、「1 日単位の指導」、「数日単位の指導」、「教員の巡回指導」、「実習評価表への評価」という内容が示されており、プロセスの全体像とされている。	**実習指導とは何か、という定義はない**
実習指導計画	**※実習指導計画、という用語は出てこない。概念として存在しない？** **まとめ** ・社会福祉士養成では、「実習指導計画」という概念が存在しない ⇒実習プログラムに指導計画に関する内容も含まれているイメージ ・精神保健福祉士養成では、一方で指導者に対して実習指導計画を念入りに解説しつつ、他方で教員講習会には「実習指導計画」は用語すら出てこない	**※実習指導計画、という用語は出てこない。概念として存在しない？**（他の科目でも）	定義：実習指導計画とは、現場体験を持たない実習生が、精神保健福祉士として考え、行動してみたり SV を活用して振り返ったりして考察するために、指導者が意図的に実習生に用意する体験場面や指導方法の計画のこと（総論スライド 15） 作成者：実習指導者（総論スライド 32）※立案という言葉を使っている ※実習指導計画に基づかない実習プログラムであってはならない（総論スライド 15 説明） →実習指導計画が基盤となって実習プログラムが作成されることを想定している（ただし調査結果では実習プログラム作成者の方が多いよう・・・）。 ※実習指導計画の立案に際し、**標準的な実習プログラム**を持ちながら実習生の計画とのすり合わせの中で組み立てていく（総論スライド 16） →この書き方だと実習プログラムがあり実習指導計画が立てられるイメージ。上記と食い違う 作成者：実習指導の骨組みとして指導者が指導目標に従って準備する 内容：実習生が学ぶ内容、具体的な実習指導方法（社会福祉士では実習プログラムにこの内容が組み込み済み）	**※実習指導計画という用語は一切記載されていない**

演習分野講習会

令和二年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員講習のあり方に関する調査研究事業

演習担当教員講習会（試行講習会）　開催要項

１．本事業及び試行講習会の目的

日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員講習のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに 2021 年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されることとなりました。本事業では、この見直しを受けて国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員が共有すべき内容と講習の検討及び試行等に関する調査研究事業を行っております。

試行講習会は「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」（令和２年３月６日社援発 0306 第 26 号厚生労働省社会・援護局通知）、並びに「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について」（令和２年３月６日一部改正障発 0306 第７号）に基づき、2021 年度以降のカリキュラムに対応した教員講習会の実施にあたって検討・研究した内容を試行的に実施します。また、受講する教員からのフィードバックを受け、内容を分析の上、教育内容の検討や質の向上を図ることを目的とします。

２．試行講習会の概要

本講習会は、現在実施している社会福祉士、精神保健福祉士両資格の演習担当教員講習会のプログラムを見直し、教育内容の修正変更や追加等の検討をもとにプログラム作成したものを実施します。新型コロナウイルス感染症の影響並びに拡大防止のため、全４日間のスケジュールを２日間にまとめたオンライン講習会です。講義形式の科目の要点や事例を活用した演習のポイントの説明等を実施します。

３．講 師（演習担当教員講習会部会）

（敬称略）

保正友子　（日本福祉大学）　　藏野ともみ（大妻女子大学）
中村佐織　（京都府立大学）　　山本博之　（田園調布学園大学）
行實志都子（神奈川県立保健福祉大学・日本精神保健福祉士協会）
齊藤晋治　（健康科学大学・日本精神保健福祉士協会）

４．受講要件

次のいずれか、または両方に該当し、２日間の受講が可能な方　20 名

１．社会福祉士養成あるいは精神保健福祉士養成にかかる演習分野担当教員講習会の講師としての経験のある教員の方、これに準ずる方
２．2021 年度からのカリキュラムに沿った養成テキスト作成において「ソーシャルワーク演習」科目にご執筆いただいた教員の方、これに準ずる方
※1 日のみの受講をご希望の際は、次ページの「10.問合せ先」にご連絡ください。

５．受講費用

無料です。本講習会は ZOOM ミーティングにて実施します。
PC 及び web カメラ・マイクをご準備ください（通信費用についてはご負担願います）。

６．試行講習会日程

【1 日目】2021 年　2 月 8 日（月）10 時 20 分～14 時 30 分
概論・シラバスに関する講義・演習

【2 日目】2021 年 2 月 15 日（月）10 時 20 分～15 時 20 分
地域事例等演習方法に関する講義・演習

詳細は、次ページのプログラムをご参照ください。

７．プログラム

日程	科目	授業形式	本時間数	内容	予定時間
1日目 2/8（月） 10:20～14:30	ソーシャルワーク演習概論 ※精神保健福祉援助演習概論Ⅰ	講義	1.5	1. ソーシャルワーク演習の構成と内容 2. 演習の共通理解 ※①精神保健福祉援助の内容と構成 ※②演習の基礎知識共通理解	40 分
	グループを活用した効果的な演習教育 ※精神保健福祉援助演習概論Ⅱ	講義	3	1. グループワークの理論 2. グループワークを活用した演習の進め方 3. 演習展開における課題 ※①精神保健福祉士養成における演習の意義と目的 ※②グループを活用した効果的な演習教育	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ	講義	2	1. シラバスの作り方 2. 評価方法の理解 ※シラバスの作り方	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ	演習	4	1. シラバス作成の実際 2. 学生指導と評価の実際 ※成績評価の内容と方法	60 分
2日目 2/15（月） 10:20～15:20	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	講義	2	演習教材の概要	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ	演習	4	地域で活用されるソーシャルワークの技術の実際 ※事例を活用した効果的な演習方法	60 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	講義	2	演習方法の概要	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ	演習	4	地域を基盤とした総合的かつ包括的なソーシャルワークの技術の実際 ※事例を活用した効果的な演習方法	60 分
	アンケートフォームの入力 受講インタビュー	―	―	入力フォームへの記載依頼 ご意見・アイデアの聞き取り	30 分程度

８．受講時の協力依頼事項

（１）全プログラムをご受講ください。１日のみ受講等のご相談は下記にお問合せ願います。
（２）試行講習会終了後のアンケートフォーム並びにインタビューへの回答にご協力ください。
※録画・音声録音・静止画撮影及び提示した講習資料データ全ての複製・再配付を禁じます。

９．申　込

2021 年 1 月 29 日（金）までに E-mail（2020suishin@jaswe.jp）に以下の内容を記載の上、送信願います。
件名：「演習分野試行講習会」申込
本文：「ご所属」「お名前」その他、お問合せ事項等

10. 申込・問合せ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　担当／栁澤・大泉
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館５階
Tel：03-5495-7242　Fax：03-5495-7219　E-mail:2020suishin@jaswe.jp

ソーシャルワーク演習概論

日本福祉大学　保正友子



はじめに：ソーシャルワーク演習概論の流れ

項目	内容
はじめに	・ソーシャルワーク演習概論の流れ ・ワーク：認知症のある高齢者の事例
Ⅰ．ソーシャルワーク演習の目的と意義を理解する	・講義・演習・実習の関連性 ・ソーシャルワーク演習の目的と意義 ・ソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンス ・ソーシャルワーク演習に係る要件（時間・教員）
Ⅱ．ソーシャルワーク演習に含むべき内容	・ソーシャルワーク演習に含むべき内容 ・倫理綱領にみるソーシャルワークの価値 ・ソーシャルワークの基本的な視点と知識 ・ソーシャルワークの対象 ・ソーシャルワークの実践レベル ・ソーシャルワークの実践方法 ・ソーシャルワークの実践プロセス
Ⅲ．ソーシャルワーク演習の組み立て方	・毎回の授業の組み立て方のイメージ ・ソーシャルワーク演習の方法例 ・ワーク：認知症のある高齢者の事例 ・演習の組み立て方（例示）
おわりに	

ワーク：軽度認知症のある高齢者の事例

次の事例を演習で教える際、どのような演習課題（目的）を設定しますか。

軽度認知症のある高齢者宅に、このところ頻繁にセールスマン風の人物が「金」を売りに来ています。もしかすると高齢者は、すでに「金」を買っているかもしれません。

この高齢者の子ども達は隣県に住んでおり、頻繁に会いに来ることができません。その状況を知って不審に思った近隣住民より、地域包括支援センターに連絡が入りました。

地域包括支援センターのソーシャルワーカーは、さっそく高齢者宅に訪問し、状況を把握することにしました。



演習課題（目的例）

- 悪徳商法に脅かされる認知症高齢者の生活支援
- 認知症高齢者を地域で見守るシステムづくりのワークをとおして、見守りシステムとシステム間の相互交互作用を理解する



Ⅰ．ソーシャルワーク演習の目的と意義

１．講義−演習−実習の循環



２．ソーシャルワーク演習の目的と意義

①総合的・包括的な理解

テーマや課題に焦点を当てた総合的な学習をとおして、科目ごとに学習する内容の関連性について気づき、総合的・包括的に理解できることを目指す。

②専門的な実践力の習得

具体的な課題や状況について、能動的な活動を組み合わせることによって、自分や社会への気づきを得て理解を深め、それらを実践に応用するスキルを身につけることを目指す。

③ソーシャルワーク実習・実習指導との相乗作用による学習効果

実習前の演習では、実習へのレディネスを高めることによって、実習での学びの質を高めることができる。実習後の演習では、実習体験を活用することによって、実習での学びをさらに深め、般化することができる。

３．ソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンス

①ソーシャルワークの価値にもとづいて、実践で何を目指すべきかを述べることができる

②ソーシャルワークの基本的な視点と知識にもとづいて、クライエントの状況を多面的に理解し、他者がわかるように説明することができる

③ミクロ・メゾ・マクロのそれぞれのレベルでのアプローチについて理解しており、基本的なスキルを身につけている

④ソーシャルワーク実践の評価について理解しており、実践についての自己評価ができ、それを実践の改善に役立てることができる

４．ソーシャルワーク演習にかかる要件

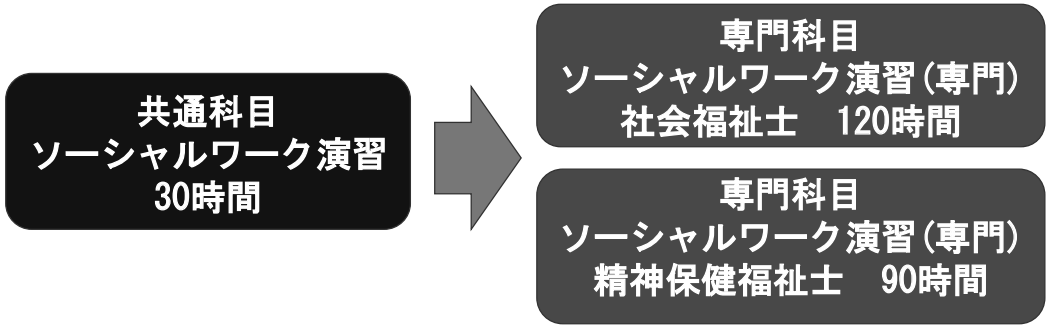

５．担当教員：共通科目「ソーシャルワーク演習」

①大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
②専修学校の専門課程又は各種 学校の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
③社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
⑤「社会福祉士実習演習担当教員講習会」において、当該科目の指導に係る課程を修了した者
⑥「精神保健福祉士 実習演習担当教員講習会」を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者。

５．担当教員：
社会福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」

①大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を５年以上担当した経験を有する者
②専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を５年以上担当した経験を有する者
③社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④「社会福祉士実習演習担当教員講習会」において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

５．担当教員
精神保健福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」

①大学（大学院及び短期大 学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
②専修学校の専門課程 又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
③精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

Ⅱ．ソーシャルワーク演習に含むべき内容

１．ソーシャルワーク演習に含むべき内容

①ソーシャルワークの価値（倫理・理念・原則を含む）
②ソーシャルワークの基本的な視点と知識
③ソーシャルワークの対象
④ソーシャルワークの実践レベル
⑤ソーシャルワークの実践方法
⑥ソーシャルワーク実践のスキル・技術
⑦ソーシャルワークの実践プロセス

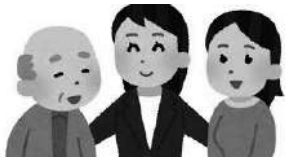

共通科目「ソーシャルワーク演習」（30 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 **① 自己覚知** ・自己理解と他者理解 **② 基本的なコミュニケーション技術** ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約 等） ・非言語技術（表情、態度、身ぶり、位置取り 等） **③ 基本的な面接技術** ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅 等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） **④ ソーシャルワークの展開過程** 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア **⑤ ソーシャルワークの記録** ・支援経過の把握と管理 **⑥ グループダイナミクスの活用** ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） **⑦ プレゼンテーション技術** ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション

社会福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」（120 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	**＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞** 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 **① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。** ・虐待（児童・障害者・高齢者 等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例 **②①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。** ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア **③②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。** ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション **④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。** ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用、調整、開発 ・サービスの評価 **＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞** ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。 **① 事例研究、事例検討** **② スーパービジョン**

精神保健福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」（90 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。 ② 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。 ③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。 ④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。 ⑤ 精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。	以下の内容については、ソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。 **① 領 域** ・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所） ・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援 等） ・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク 等） ・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設 等）　・教育機関（学校、教育委員会） ・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所 等）　・産業・労働（一般企業、EAP 機関 等） ・児童（児童相談所、児童養護施設 等） ・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審 査会、医療観察法審判期日等） ・その他（独立開業 等） **② 課 題** ・社会的排除、社会的孤立　・受診・受療、課題発見　・退院支援、地域移行支援　・地域生活支援　・自殺対策 ・ひきこもり支援　・児童虐待への対応　・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・家族支援　・就労（雇用）支援　・職場ストレス、リワーク支援　・貧困、低所得、ホームレス支援 ・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援　・その他 **③ 法制度・サービス** ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　・障害者基本法、障害者総合支援法　・障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・医療観察法　・生活保護制度、障害年金制度、各種手当　・障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法　・児童福祉法、児童虐待防止法　・アルコール健康障害対策基本法 ・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法 等　・自殺防止対策基本法　・当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度 等） **④ 援助技術** ・ソーシャルワークの過程を通した援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア） ・個別面接　・グループワークの展開　・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）　・アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開 ・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言　・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成 等）　・その他

２．倫理綱領にみるソーシャルワークの価値

＜クライエントに対する倫理責任＞

５．クライエントの自己決定の尊重

社会福祉士は、クライエントの自己決定を尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライエントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

11．権利擁護

社会福祉士は、クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

①エコロジカル・モデル

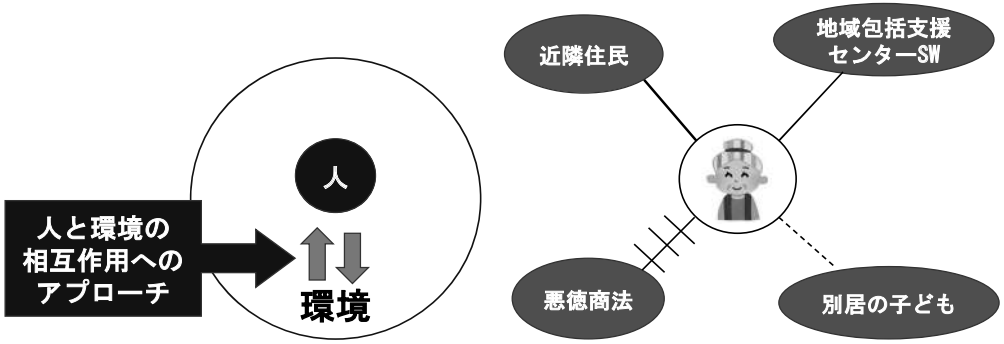

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

②システム理論

相互に作用し合う要素の集合

例）家族システム

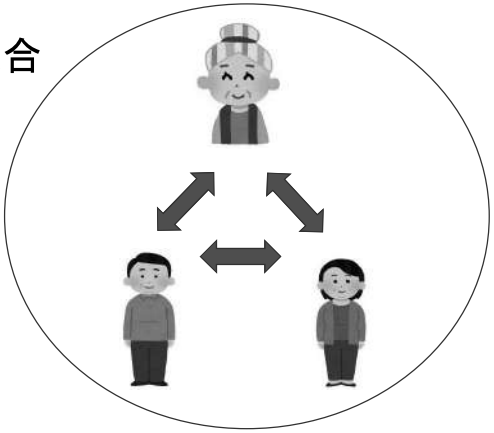

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

③バイオ・サイコ・ソーシャル・モデル

サイコ（精神的・心理的状態）
・人と話すのが好き
・同情心強い

バイオ（生理的・身体的状態）
・ADL自立
・軽度認知症



ソーシャル（社会環境的状態）
・近所によく話す友人がいる
・子どもと達とは頻繁に会えない
・福祉サービス未使用

４．ソーシャルワークの対象

困難に直面している
対象者への支援

困難に直面するリスクのある
対象の早期発見・早期対応

困難に直面していない
対象への困難発生予防
および社会参加・活動支援







５．ソーシャルワークの実践レベル



６．ソーシャルワークの実践方法

メゾレベル
・グループワーク
・カンファレンス
・ネゴシエーション
・小地域での福祉活動
・・・

ミクロレベル
・アウトリーチ
・カウンセリング
・臨床ソーシャルワーク
・ケアマネジメント
・家族療法・・・



マクロレベル
・行政機関の管理運営
・コミュニティワーク
・政策や制度への関与
・ソーシャルアクション
・・・

７．ソーシャルワークの実践プロセス

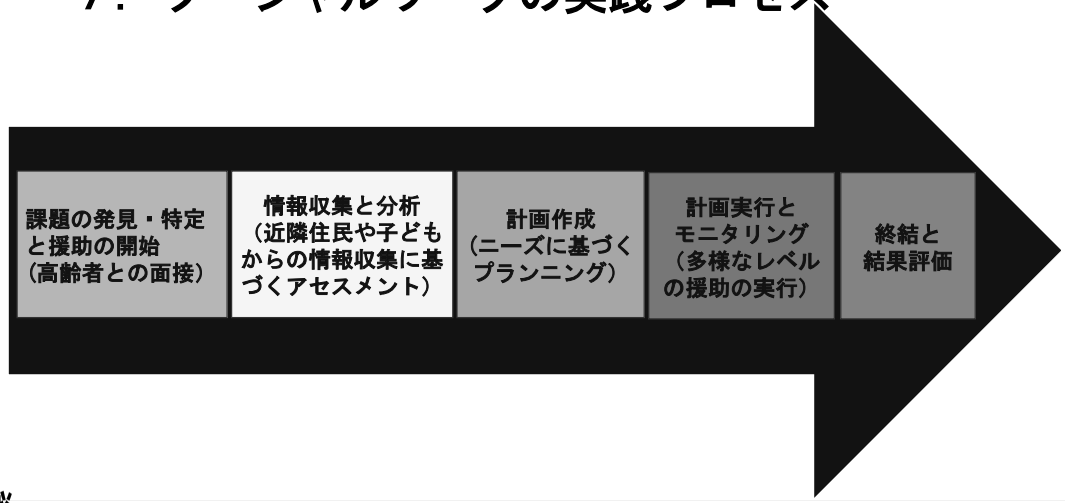

Ⅲ．ソーシャルワーク演習の組み立て方

１．毎回の授業の組み立て方のイメージ図

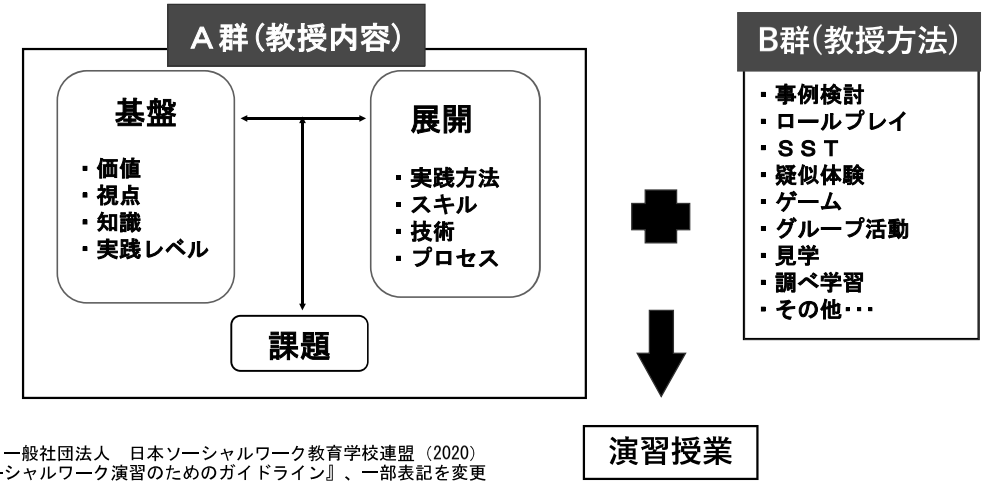

引用：一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）
『ソーシャルワーク演習のためのガイドライン』、一部表記を変更

２．ソーシャルワーク演習の方法例

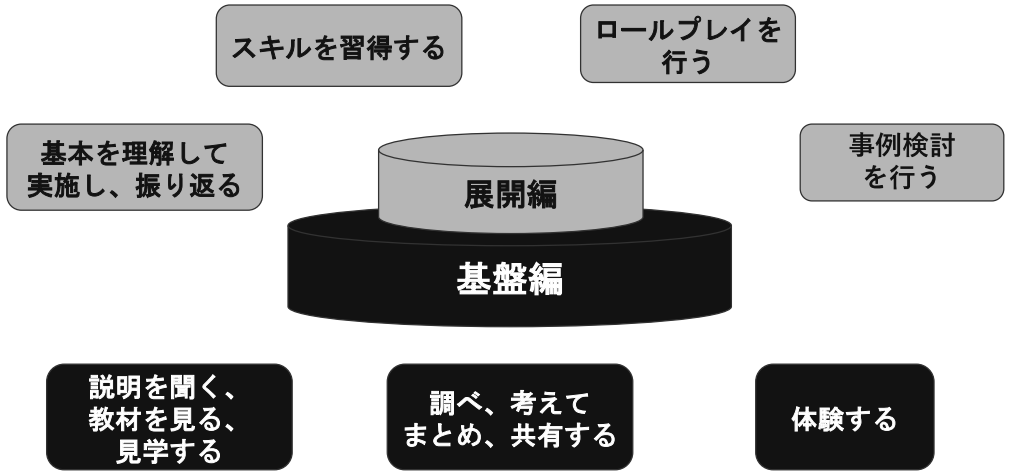

ワーク

「軽度認知症の高齢者の事例」を使った演習展開について、図に即して考えてみましょう。

軽度認知症のある高齢者宅に、このところ頻繁にセールスマン風の人物が「金」を売りに来ています。もしかすると高齢者は、すでに「金」を買っているかもしれません。
この高齢者の子どもたちは隣県に住んでおり、頻繁に会いに来ることができません。その状況を知って不審に思った近隣住民より地域包括支援センターに連絡が入りました。
地域包括支援センターのソーシャルワーカーは、さっそく高齢者宅に訪問し、状況を把握することにしました。



３．演習の組み立て方（例示）

悪徳商法に脅かされる認知症高齢者の生活支援

Ａ群

①価値

人権擁護・ソーシャルワーカーの保護的機能・当事者の自己決定権と保護の倫理的ジレンマ

②視点・知識

- 認知症高齢者を地域で見守っていくためのシステム
- システム間の相互交互作用で生じている課題
- エコシステムの見方
- クーリングオフの制度や消費者センター機能についての知識

３．演習の組み立て方（例示）

③実践レベル

地域ネットワークから消費者保護法のメゾからマクロレベルを中心に、ミクロの問題を解決するためのメゾ・マクロへの展開

④プロセス

認知症高齢者の生活上の問題発見を、どこでどのようにすることが可能であるかを考えさせるような展開

Ｂ群

教授法と教材開発

これらの教授内容を効果的に伝えるためのものを選択

４．演習の組み立て方（例示）

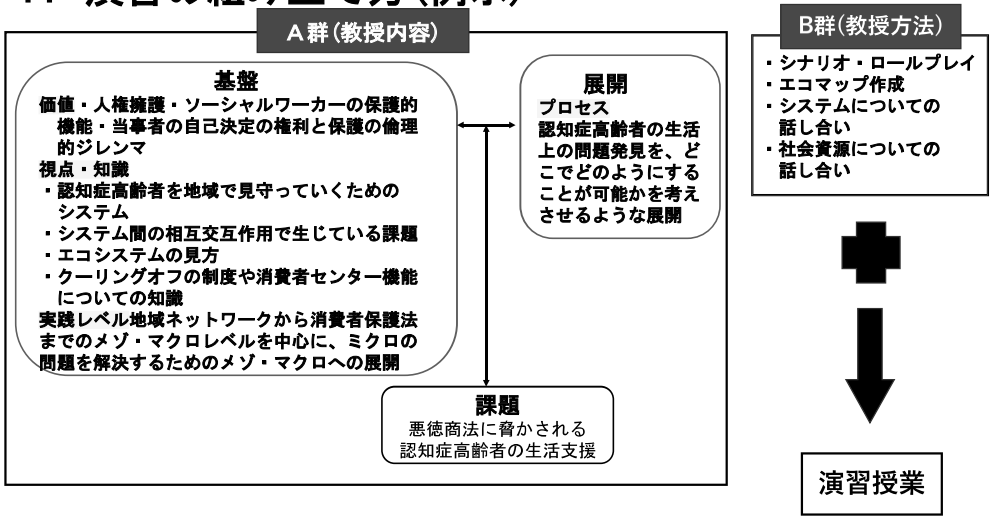

おわりに

- ソーシャルワーク演習は、多様なバリエーションが可能です。
- 目の前の学生の状況から出発し、創意工夫を凝らして展開してみてください。



ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ

シラバスの作り方　評価方法の理解

健康科学大学　齋藤晋治

この科目のねらい

Ⅰ．シラバスについて理解する

Ⅱ．演習授業でのシラバスについて

Ⅲ．演習シラバスの具体的内容について

Ⅳ．教員用シラバス（授業計画）の理解

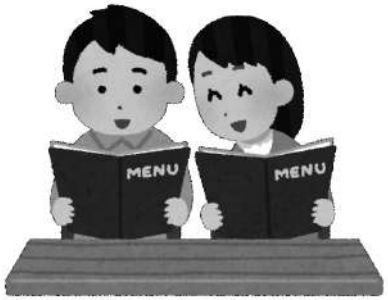

シラバス作成は必須なの？

大学設置基準　第25条の２
大学は学生に対し、授業の方法及び内容ならびに一年間の授業の計画はあらかじめ明示するものとする。

同第25条の２第２項
大学は、学修成果に係る評価基準及び卒業の認定に当たっては、客観的及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

シラバスとは①

各講義科目の目的や目標、全体の講義概要、各回の授業内容、履修条件、評価方法、教科書や参考図書などを示したもの。

- カリキュラム（課程）は、一定の教育目的のために、必要な教育内容を含むように科目群を構造化したもの
- シラバスは、個々の授業科目について担当者がその目的や内容、授業計画などを具体的に示したもの
  （同科目のクラスが複数ある場合は、共通シラバスもあり）

シラバスとは②

- 教員は、シラバス作成のために事前に考え準備することで、授業をより体系的で内容の濃いものにすることができる。
- 授業のねらいや位置づけ、目標、内容、スケジュール、評価方法などについて明示することで、学生と教員および関係者の間で共通認識をもつことに役立つ。
- 学生と教員（大学）の間の“契約”となり、役割と責任、条件等を明確にし、誤解や混乱を減らす。
- 学生は、シラバスをみることで、授業について見通しをもって主体的に学習を進めることができる。
- 授業のプロセス評価や結果評価の基準となる。→教育の質の向上

シラバス作成の目的・意義①

１）科目履修の目的の明確化

シラバスに含まれる項目
授業科目名と担当教員名、目的と学習到達目標、
科目の専門分野とカリキュラムにおける位置付け、
履修条件と関連科目、履修年次・学期･時限・単位数・講義教室、
全体の授業概要、各回の授業内容、予習・復習・課題事項、
教科書・参考書・資料、評価方法と基準、
教員との連絡方法

シラバス作成の目的・意義②

２）学生との契約

２重の契約
学生と大学：電子掲示システム上にアップされるシラバス
学生と教員：教室で教員が学生に配布するシラバス



３）教員の授業改善

教員間で互いの授業科目の内容を理解・共有することで、学科等での
一貫性のあるカリキュラムを構築することに役立つ
PDCAサイクルにいり、授業改善に役立つ
シラバスの作成(P)→授業の実施(D)→授業の振り返り(C)
→来年度のシラバスに反映(A)

シラバスの内容

1. 授業科目名と担当教員名
2. 目的と目標（ねらいと学習到達目標）
3. 科目のカリキュラムにおける位置づけ
4. 履修条件と関連科目
5. 履修年次・学期・曜日・時限・単位数・教室
6. 全体の授業概要
7. 各回の授業内容
8. 予習・復習・課題事項
9. 教科書・参考書・資料
10. 評価方法と基準
11. 教員との連絡方法
12. その他

ソーシャルワーク演習シラバスの作り方

演習シラバス作成の目的（ポイント）
　シラバス作成は大学教育においての必須作業
　カリキュラムに示された教育内容のシラバスへの反映

　AP（アドミッション・ポリシー）
　CP（カリキュラム・ポリシー）
　DP（ディプロマ・ポリシー）
　カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー

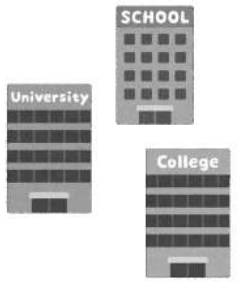

シラバスに含まなければならない事項

以下に示されたカリキュラムの「ねらい」と「教育に含むべき事項」との整合性が必要。

（社会福祉士）
　厚生労働省社会・援護局長通知
「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
（令和２年３月６日社援発0306第21号）別添１「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」

（精神保健福祉士）
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知
「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」
（令和２年12月25日障発1225第1号）別添「精神保健福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」

ソーシャルワーク演習をどのように配置するかという大きな枠組み設定

- 他のソーシャルワーク科目の履修との兼ね合い
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップの理解
- 学生の理解度

カリキュラムツリーとは

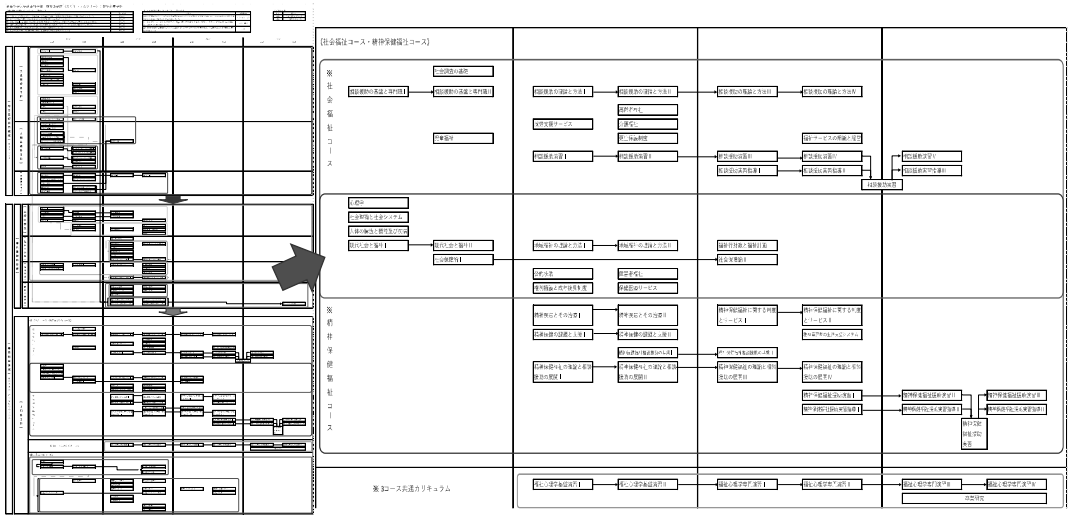

カリキュラムマップとは

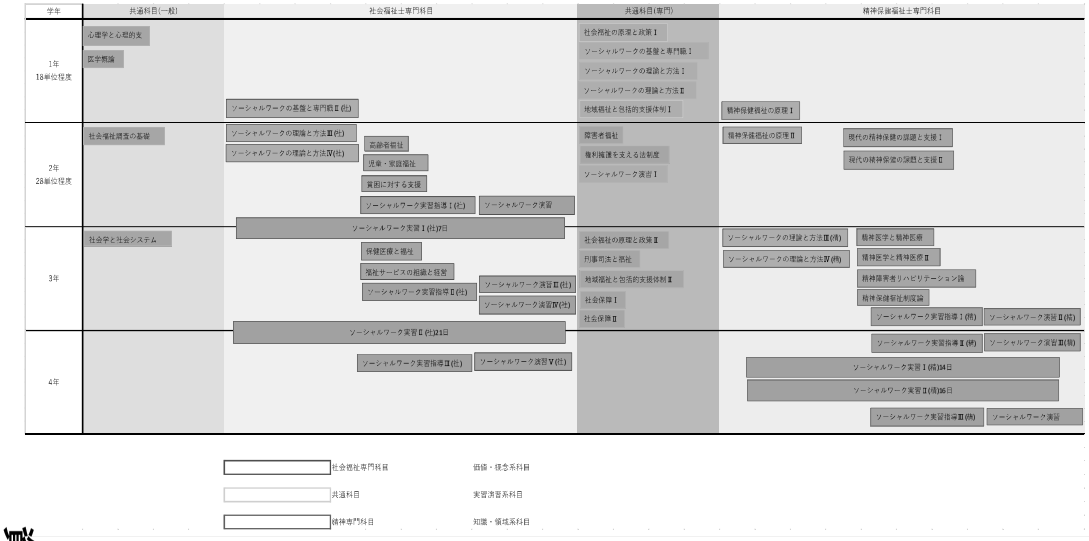

演習教育の位置づけ

改正社会福祉士及び介護福祉士法（2019年３月）

名称変更：「相談援助」→「ソーシャルワーク」
演習時間数変更：150時間（時間数に変更はないが、30時間は精神保健福祉士養成と合同）

健康科学大学大学　ソーシャルワーク演習（２年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）a（２年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）b（３年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）c（３年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）d（４年次開講　前期：30時間）
※ソーシャルワーク演習（専門）dは実習後に実施する

演習授業の組み立て

第１段階
ソーシャルワーク演習をどのように配置するかという大きな枠組み設定

→

第２段階
１学期間（大学は15回）の授業計画の策定とシラバス作成

→

第３段階
１学期間の授業計画全体のなかでの個々の授業の具体化

シラバス作成の実際（テキスト69-74ページ）

演習シラバス例
「大学の授業概要で用いるシラバス例」
：大学と学生の契約としてのシラバスとの位置付け
①基本事項
②演習の位置付けと目的
③演習の目標と内容
④演習の方法
⑤評価方法
⑥テキスト・参考図書
⑦留意点
⑧授業スケジュール

①シラバスの基本事項

- 科目名、開講時期、単位数、開講日時、教室、担当者名、

  履修年次、個人研究室、連絡先（電話番号、メールアドレス）

- 授業に関する基本的な項目

科目名	ナンバリング	区分（必修・選択）	単位数	履修年次	開講学期等
			2		
担当教員	研究室	電子メール ID		オフィスアワー	

②演習の位置付け

- 授業をとおして修得する達成目標の明記
- 達成目標に沿った授業内容のポイント
- ディプロマポリシーとの関連性の明記

授業の目的・概要	<目的> <概要>
学習上の助言	
教科書	
参考書	

	学生が達成すべき行動目標	関連卒業認定・学位授与方針
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

③演習の目標と内容

（健康科学大学では）ソーシャルワーク演習

【学生が達成すべき行動目標】

「～できるようになる」という表現（学生を主語として作成する）

- ソーシャルワーク実践するために必要なコミュニケーションや面接についての基本的な技術と共感的な姿勢を身につけ実践できるようになる。
- 社会福祉専門職として基本的な倫理・原則を習得し、ソーシャルワーク場面等において適切な考え方や行動が判断できるようになる。
- 人々が抱える生活課題を発見し、その解決に向けたプロセスについて理解し説明できるようになる。

④演習の方法

- 演習講義内で用いる方法の明記

  ロールプレイ

  グループワーク

  事例検討

  プレゼンテーション

- 様々な手法を通して実践と理論を結びつける授業であることを示す

⑤－１評価方法

100点満点での評価
評価基準
①試験　②レポート　③成果発表　④ポートフォリオ　⑤その他
※出席点について４回以上欠席・遅刻した者には単位を与えない
　欠席と遅刻は同評価が妥当か？何分までに遅刻が許容範囲か？
　欠席規程の存在？
　そもそも出欠を成績評価に反映することは妥当か？
※全学的判断が必要となる。



⑤－２評価方法及び評価基準の記入例

（講義・演習系）
- 学期末試験の結果に、授業時に提出されたレポートの得点を加点して評価する。
- 学期末試験（60%）、課題（30%）、成果発表（10%）として評価する。
- レポート課題（50%）、コメントシート（30%）、授業中の活動（20%）として評価する。
- OSCE等の活用による実技点
- 毎授業時に実施する小テストの結果に、授業態度を加味して評価する。

⑥テキスト・参考図書

「ソーシャルワーク演習」中法法規出版
F.P.バイスティック著、尾崎新ほか訳『ケースワークの原則』誠信書房）
参考図書・文献は適宜紹介する。
また必要に応じて、レジュメや資料を配布する。

学生が単元ごと何を準備して授業に臨めば良いか不明瞭。
必要に応じたレジュメ、資料についての学生の取組が明記される必要がある、と考える →教員と学生の契約としてのシラバス

⑦留意点

- 演習を履修する上での履修条件（履修要件等）
- 履修上での心構え
- 履修上の注意事項等
- レポート課題のテーマの提示

⑧授業スケジュール

- 15回分の授業の１回１回の内容
- 授業計画を具体的に15回の授業に落とし込み、授業テーマを考える

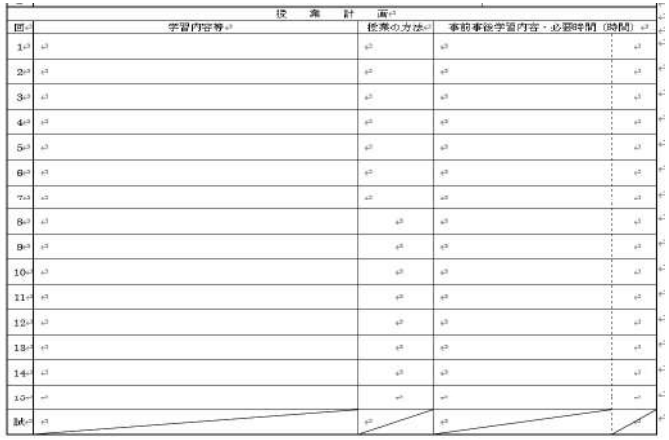

回	学習内容等	授業の方法	事前事後学習内容・必要時間（時間）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
計			

事前・事後学習の内容

例）シラバスにて授業内容を（あらかじめ）確認し、該当部分を下調べしてから授業に臨むこと（事前学習についての説明）

大学授業の場合、90分を２時間とカウント
１単位につき45時間の学習時間が必要とされている
つまり、学生は授業前の予習と授業後の復習に15時間を必要とする
→結果、毎授業「予習0.5時間、復習0.5時間」が必要となる。

大学設置基準第21条第２項

「…単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし…」

45時間－30時間（１回２時間の授業×半期15回）＝15時間
１回の授業に対する事前、事後学習に必要な時間は１時間

90時間－30時間＝60時間÷15＝4時間（半期２単位）

授業展開を具体化する授業計画の作成

- 授業計画とは
- 授業時間内での教授内容(A群)と教授方法(B群)のバランス
- どのような方法を用いるかを検討する
- グループの展開過程を意識する

授業計画による教育の質担保

- 当該授業の位置づけ：どれくらいの学習が進んだ段階で実施するのが望ましいかを他の講義との関連のなかで示す。
- 授業の目標(ねらい)：演習を行うことでのねらい
- 授業の目標(獲得するコンピテンシー)：演習を行うことにより獲得するコンピテンシー
- 授業スケジュールの項目・時間配分：演習の流れに沿って取り組む項目とおおよその時間配分
- 内容・方法：項目ごとに行う内容とその方法
- 教育上の留意事項/考察・準備事項：教員側の留意点や動き
- アセスメントのポイント：受講生(学生)の学習状況やレベルなどの教員側が学生の状況をアセスメントする際のポイント

演習の組み立て方(例示)

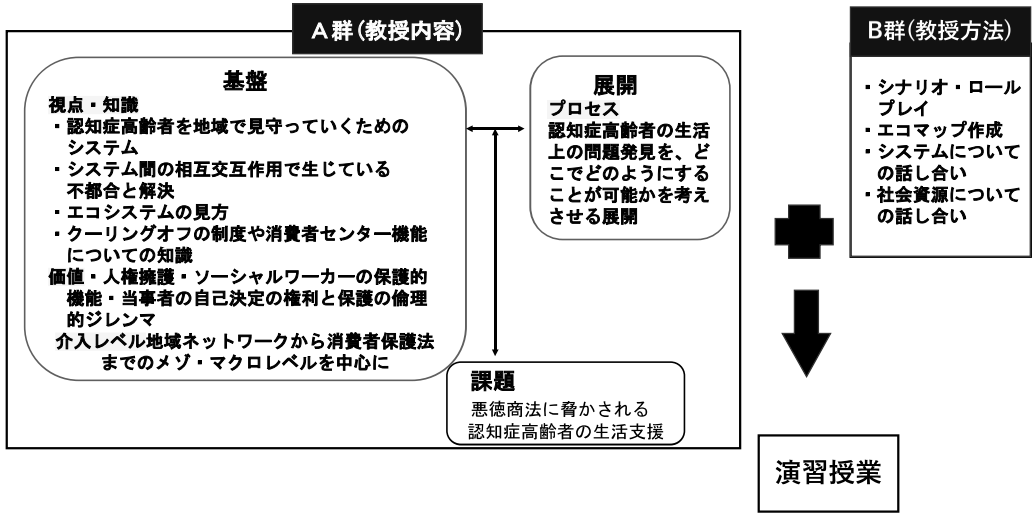

授業展開例

項目・時間配分	内容・方法	グループへの働きかけ	教育上の留意事項/備考・準備事項	授業展開のポイント 学生へのアプローチ
1. はじめに (5分)	・本日行う課題のねらいと事例概要を伝える	・2人組の形成を行う	・認知症高齢者の事例を準備する。その際、事例の一部はロールプレイのシナリオ形式にする	・一部シナリオ形式にするか、全部シナリオ形式にするかは、学生の状況をみて判断する
2. シナリオ・ロールプレイ (15分)	・2人1組になる ・シナリオを読み合った後に、気づいた点について話し合う	・2人での目的、ゴールを共有する	・2人1組になるように促す	・ペアワークの際には、レベルが異なり過ぎないように心がける ・グループ作業の進捗状況を把握する
3.エコマップ作成(20分)	・5～6人のグループを作成する ・各人で地域の社会資源を書き込んでエコマップを作成する ・グループで共有する	・グループを形成する グループ構成の配慮を考える ・グループの目的が共有できるように説明をする	・エコマップ作成の過程で必要に応じて助言を行う	・エコマップの書き方を正しく理解しているかどうか確認する ・認知症による生活への影響についての具体的イメージができているかどうかを確認する
4. システムについての話し合い (20分)	・システム整理シートに書き込む ・システムとして機能するための形成の方法論をグループで話し合う ・発表を行う	・グループがどのように展開しているかを確認する グループの展開過程がどの段階にあるかを把握し、段階に応じた介入をおこなう。	・4つのシステムの整理シートを作成して配布する ・適切なシステムに該当しているかどうかを確認し、必要に応じて助言を行う	・4つのシステムが適切に整理されているかどうかを確認する
5. 社会資源についての話し合い (20分)	・必要な社会資源についてグループで検討 ・発表を行う	・グループの相互作用に着目し、各自が役割をもち、活動できているかを確認する	・必要な社会資源について思いつかない場合に、必要に応じて助言を行う	・必要な社会資源がイメージできているかどうかを確認する
6. まとめ (10分)	・本日の演習のまとめを行い、次回までの課題があれば提示する	・グループ終了のアナウンスを行う ・グループの終結に向け、グループ内での“褒の作業”を行うよう促す。	・場合によってはホワイトボード等を使い、クラス全体で共有することも望ましい ・必要に応じて次回までの課題を提示する	・学生の学習状況に応じた課題を提示する

総 括

シラバスは学生との契約

演習授業は理論と実践を結びつける科目であり、他の関連科目との関連を意識した授業配置が必要。そのため授業内容には創意工夫された方法が必要となる。

成績評価の公平・公正化、明確化は教員と学生の契約上必須であると認識する（学生の知る権利の保障）。

一方で、評価基準（特に演習科目）は不明確な場合が多い（教員間格差含む）。

教員間のコンセンサスをとるか、個々に委ねるか

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
演習担当教員講習試行講習会

ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ

演習方法の概要

大妻女子大学　藏野ともみ

この科目のねらい

本講習会担当者
●今日の流れを説明する

1　多様な演習方法を知る。

2　授業のねらいに即した方法を考えることができる。

3　授業テーマに沿った事例を用いることができる。

社会福祉士・精神保健福祉士の対象領域は多様です。
先生方の専門領域からの実践事例も活用できます。

1　演習方法の概要

(1) 演習のねらい

(2) 演習とはどのような場か

(3) 実習との関係

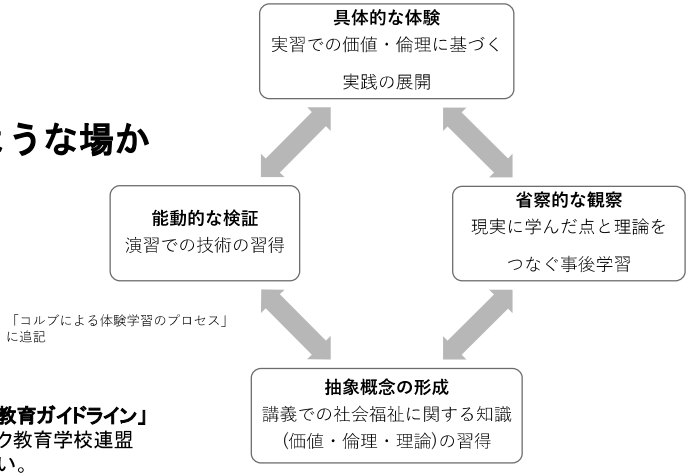

「コルブによる体験学習のプロセス」に追記

＊「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
(2020 年3月)を**必ず参照**してください。

2　含まれるべき事項と想定される演習方法

(1) 科目「ソーシャルワーク演習」の枠組み

社会福祉士

①ソーシャルワーク演習　　30時間　(90分×15コマ)
　＊精神保健福祉士との合同授業可
②ソーシャルワーク演習(専門)　120時間　(90分×60コマ)

精神保健福祉士

①ソーシャルワーク演習　　30時間 (90分×15コマ)
②ソーシャルワーク演習(専門)　90時間 (90分×45コマ)

令和２年度 厚生労働省　社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」

新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況 ならびに BCP 策定状況に関する調査

2021 年２月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜　本調査の目的　＞

本事業は、令和３年度より導入される新カリキュラムに対応した実習・演習科目担当教員並びに実習指導者を対象とした講習会プログラムの開発を行うとともに、養成課程における「講義－演習－実習」の効果的で持続的な循環に基づく教育を行うことを目的とし、教員研修のあり方に関する調査・研究を目的とし実施しております。また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成課程における ICT や多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校の BCP 策定状況についても調査を行い、災害など緊急事態時における養成課程の教育方法及び養成校の BCP 策定についての検討も行っております。この度、本事業の一環として、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら ICT や多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備に先駆的に取り組んでおられる養成校を対象に、ICT の導入時の経緯や活用等、また BCP 策定に関する調査を実施します。

＜　回答及び提供資料の取り扱いについて　＞

本アンケートの結果は標記事業の報告書にまとめ、今後の ICT 活用に関する事業の基礎資料とするとともに、養成校の BCP 策定や災害対策の推進、各種教材の開発に活用いたします。また、ご提供頂きました関連資料につきましては、本事業及び本連盟が実施する今後の ICT 導入ならびに養成校の BCP 策定に関する事業に活用しますが、公表の可否及び範囲については、事前に個別にてご相談・ご確認をさせて頂きます。

本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、提供頂いた方ならびにご所属の機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

＜　ご記入にあたって　＞

・回答は、ご本人様にお願いいたします。（他の部署や職員の方がより詳細な回答ができる問がある場合は、その限りではありません）
・特定の学部・学科に限局せず『学校全体』についてお答えください。

【ご提出方法】　データにてご提出ください。
送付先→　2020suishin@jaswe.jp ※この調査票をお送りした送付元のアドレスです
【回答締切】　2021年　２月26日(金)　17:00

〈お問い合わせ先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp　担当：野村、杉本、早坂

１．ICT の活用に関してお伺いします。

1－1　ICT の導入に関して

１－１－１．**どの時期に**新型コロナウイルス感染症対策のためにオンライン授業を行うことを決定しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

１）2020 年３月　２）2020 年４月　３）2020 年５月　４）2020 年６月
５）2020 年７月　６）2020 年８月
７）これらの時期以外（具体的な時期をお書きください：　　年　　月）

１－１－２．オンライン授業の**準備期間**をお答えください。

（　　例：１ヵ月、４週間、３か月等）

１－１－３．オンライン授業の実施を決定するにあたり、**検討をした事項**は何でしたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、検討された内容をお答えください。

１）経費に関する検討
（　　）
２）設備に関する検討
（　　）
３）システムに関する検討
（　　）
４）その他　具体的にご記入ください
（　　）

１－１－４．オンライン授業の**導入に際して、課題**はありましたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、課題の内容をお答えください。

１）経費に関する課題
（　　）
２）設備に関する課題
（　　）
３）システムに関する課題
（　　）
４）その他　具体的にご記入ください
（　　）

１－１－５．貴学では、オンライン授業の実施にどのようなソフトウエアやサービス、機材等を準備されましたか。**あてはまるものすべて**に○をお付けください。

※以前から導入し使われていたものについても、今回のオンライン授業の実施の際に活用した場合はすべてマークをつけてください

１）貴学独自のシステム
２）市販のシステム
３）DVD 等の映像教材
４）教員用に PC を購入
５）学生が学内で使用可能な設備として PC を設置（増設も含む）
６）学生の通信環境の整備(Wi-Fi の開放等)
７）学生へ PC 等の機材を貸与
８）学生へオンライン授業のための準備資金を支援
９）その他（具体的にご記入ください　　）

１－１－６．オンライン授業を専任・非常勤の教員に実施してもらう際、どのような準備をしましたか。当てはまるところに回数または○を記入ください。

１）全学にて FD を実施　（　　回）
２）学部単位での FD を実施（　　回）
３）学科単位での FD を実施（　　回）
４）オンライン授業を実施するにあたり必要なツール（学内システム、ZOOM、Teams 等）に関するマニュアルの配布
５）オンライン授業の実施事例等の共有
６）その他（具体的にご記入ください　　）
７）特に実施していない

１－１－７．ICT の導入に当たり、貴学にて留意された事項があればお答えください。

１－２　オンライン授業の実施状況、それによる心身への影響等に関して

１－２－１．貴学では、オンライン授業の実施に何を使用しましたか。使用したものすべてに○をつけてください。

１）ZOOM　２）Microsoft Teams　３）Google classroom　４）Google Meet
５）LINE　６）Moodle　７）BigBlueButton　８）YouTube　９）DVD
10）貴学独自のシステム
11）その他（具体的にご記入ください　　）

１－２－２．オンラインを導入し授業を**実施している間**に、何か**問題や課題**は生じましたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、課題の内容をお答えください。

１）経費に関する問題・課題
（　　）
２）設備に関する問題・課題
（　　）
３）システムに関する問題・課題
（　　）
４）学生側の問題・課題
（　　）
５）教員側の問題・課題
（　　）
６）その他　自由にご記入ください
（　　）

１－２－３．（１－２－２にて問題や課題が生じたと回答された方）
問題・課題の解決方法についてお答えください。

１）経費に関する問題・課題
（　　）
２）設備に関する問題・課題
（　　）
３）システムに関する問題・課題
（　　）
４）学生側の問題・課題
（　　）
５）教員側の問題・課題
（
６）その他　自由にご記入ください
（　　）

1－2－4．学生のメンタル面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－5．教員のメンタル面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－6．学生の身体面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－7．教員の身体面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－8．『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』を併用されましたか。当てはまるところに○を付け、『2　併用した』と回答された方は併用されてのメリット・デメリットをお書き頂ける範囲でお答えください。

1）併用しなかった
2）併用した
　→メリット（　　）
　　デメリット（　　）

1－2－9．来年度以降、『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』を併用する予定はありますか。あてはまる部分に○をつけてください。

1）予定がある　　2）検討中　　3）現在予定はない

＜＜社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に関してお伺いします＞＞

1－2－10．実習指導における ICT の活用に関して、実習施設側と合意されていますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）合意していない　　2）調整中　　3）今後実習施設側と検討する
4）合意している　　5）検討の予定はない

1－2－11．実習指導に ICT を活用されましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）活用している　　2）活用していない
3）これまで活用してこなかったが今後活用を検討予定
4）これまで活用しておらず、今後も活用する予定はない

1－2－12．講義・演習・実習という教育方法の違いにより ICT の活用時に生じるメリット・デメリットに違いはありましたか。当てはまるところに○をつけ、『2　ある』と回答された方は、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→違いについて、具体的にお答えください
（　　）

1－2－13．貴学にて ICT を導入した授業について、当てはまるところ全てに○をつけて下さい。また、当てはまるところがあった方は、良かった点について具体的にお答えください。

1）講義　　2）演習　　3）実習
　→よかった点について具体的にお答えください
（　　）

１－３　今後に関して

１－３－１．今年度行ったＩＣＴを活用した取り組みの次年度以降の継続可能性について、当てはまるところに○をつけ、『２』『３』と回答された方は、お書き頂ける範囲で、理由をお答えください。

１）今年度と同様の形式・規模で次年度以降も継続が可能　→１－３－３．へ
２）条件付きで次年度以降も継続が可能　→１－３－２．へ
３）次年度以降は継続が困難　→１－３－２．へ
４）検討中　→１－３－３．へ

１－３－２．（１－３－１．にて『２』または『３』と回答された方）
今年度同様の取り組みが難しい理由をお答えください。

１）導入するための経費に関する問題・課題
（　　）
２）システムに関する問題・課題(例：設備が対応していない・セキュリティに課題がある)
（　　）
３）学生側の問題・課題
（　　）
４）教員側の問題・課題（例：オンラインでの教授では不足が生じる）
（　　）
５）その他　自由にご記入ください
（　　）

１－３－３．感染状況が改善・終息したのちも、**オンライン授業は継続**しますか。当てはまるところに○をつけ、お書き頂ける範囲で、理由をお答えください。

１）継続する
２）継続しない
３）わからない
判断のポイント
（　　）

２．インフラに関してお伺いします。

以下について、当てはまるところに○をお付けください。

質問		状況	講義への支障
(1)講義資料の配信	①提供する講義データ容量の上限設定についての学内ルール	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②提供するデータの形式（Word、PDF、JPG など）についての学内ルール	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	③メールやポータルサイトを通じて提供する講義資料のデータ容量の制限	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
(2)教員の環境	①教員に対して貸与されているデバイス（パソコンやタブレット）	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②貸与または教員自身のデバイスの規格（スペック）		1．ある 2．ない
	③教員のオンライン授業に対する ICT スキル	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
(3)学内の環境等	①学生がアクセス可能な Free Wi-Fi	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②学生が学内でオンライン授業を受けられる場所	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	③学生がオンライン授業の受け方やパソコンの使い方などを相談できる窓口	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない

３．　災害や非常時における貴校の BCP 等、事前対応状況についてお伺いします。

３－１．教育・研究活動の継続

３－１－１．災害時に教育を継続するためのルール等は作成されていますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）作成していない　　２）作成している

３－２．発災時特有の新たな役割

３－２－１．災害発生時に、大学として新たに負う役割（被災地や被災者支援等、福祉避難所の設置、災害 VC の組織化に取り組む等）はありますか。当てはまるものに○を付け、『２　ある』と回答された方は役割について具体的にご記入ください。

例)福祉避難所発足時に、学生がそれを手伝う協定を結んでいる、災害ボラセンの組織化を学校としてやる、等

１）ない
２）ある
→異なる点について、具体的にお答えください
（　　）

3－3．コンプライアンスを重視した健全な学校経営

3－3－1．災害発生時にも、通常通りのコンプライアンスが順守できるよう準備をしていますか。当てはまるところに○をお付けください。

例)大学の中の苦情処理の機能維持、災害ボランティアにあたって、教員が無理に連れ出す等のハラスメント等の対策、災害時の科研費の取扱い

1）準備していない　　2）準備ができている　　3）準備中

3－4．災害（対応を含む）からの学生・職員の保護

3－4－1．災害発生時に、学生や教員に情報伝達（安否確認や参集の指示等）ができる仕組みはありますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）仕組みはない　　2）仕組みがある　　3）準備中

3－5．　その他

3－5－1．コロナ禍において、それまで策定していたBCPや事前対応のマニュアル、行動指針などを見直しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）していない　→3－5－3．へ
2）した　→3－5－2．へ
3）する予定がある・検討中　→3－5－2．へ
4）BCPやマニュアル、行動指針はない

3－5－2．（3－5－1．で『2　した』『3　する予定がある・検討中』と回答された方）
どのようなアレンジや工夫をした／する予定がありますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－3．貴校の中で、新型コロナウイルス感染症対策を通じ、教員や職員に**BCP含む、災害や非常時における事前対応に関しての認識に変化**は生じましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）変化はなかった　→3－5－5．へ
2）変化が生じた　→3－5－4．へ

3－5－4．（3－5－3．で『2　変化が生じた』と回答された方）
どのような認識の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－5．新型コロナウイルス感染症対策を通じ、教職員間**の関係性に変化**はありましたか？
当てはまる方に○をお付けください。

1）変化はなかった　→3－5－8．へ
2）変化が生じた　→3－5－7．へ

3－5－6．（3－5－6．で『2　変化が生じた』と回答された方）
どのような関係性の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－7．被災地支援等、災害時に求められる養成校のあり方という観点から、BCPを検討しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）検討した　　2）検討していない　　3）これまで検討していないが今後検討予定
4）これまで検討しておらず、今後も検討の予定はない

3－5－8．平時から、地域社会への貢献について全学として取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）現在取り組んでいる　　2）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
3）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
4）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

3－5－9．（3－5－3．で『1　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような地域社会への貢献について全学として取り組んでいますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－10．平時から、災害への対策に全学として取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）現在取り組んでいる　　2）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
3）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
4）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

３－５―11.（３－５―５．で『１　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような認識の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

３－５－12. 平時から、災害への対策について、教職員や学生の命を守る観点から検討し取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）現在取り組んでいる　　２）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
３）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
４）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

３－５―13.（３－５―７．で『１　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような災害への対策を取り組んでいますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

３－５－14. BCP について、学校経営に係る財源やガバナンスを含めた検討を行っていますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）検討した　　２）検討していない　　３）これまで検討していないが今後検討予定
４）これまで検討しておらず、今後も検討の予定はない

４．ご回答者様について・学校名公開の可否について

４－１．貴校の学校名をお答えください。

４－２．回答者様の役職とお名前をお答えください。

４－３．本事業（令和２年度 厚生労働省　社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」）の報告書にて、回答内容について貴校名を明記することは可能でしょうか。ご意向をお答えください。

１）可能　　２）条件付きで可能　　３）不可
→２）条件付きで可能と回答された方は条件を個別でお伺い致します

質問は以上です　ご協力ありがとうございました



『こふく研』はこんな研修です

福祉の仕事は、誰かの生活や命・人生を温かく支える使命とやりがいにあふれた仕事。
日々福祉の仕事に向き合う中で
「自分の仕事、これでいいのかな？」「こんなことで悩むのは自分だけ？」
「福祉で仕事している他の人たちって、どんなふうに考えているんだろう」
と考えたことがある方も多いのではないでしょうか。

今回、それぞれの場所で日々仕事に向かう就職１～３年目の方を主な対象として、様々な「福祉に携わる人」が〈福祉の仕事の醍醐味とは？〉〈福祉の仕事の連携ってなんだろう？〉〈いま災害がおきたら、自分たちはどうするんだろう？〉…などを一緒に考えることができるオンライン配信型の「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」（通称：こふく研）を開催することとなりました。
若手の方だけではなく、中堅・ベテランの方にも広くご視聴いただける内容となっております。また福祉の仕事をされている方だけでなく「福祉ってどんなもの？」という方にもぜひご覧いただければと思います。
「こふく研」が「いままで気がつかなかったことに気づけるところ」として、みなさまの福祉への思いを温め、日々の仕事を後押しする時間となれば幸いです。

プログラム

①「ふくし」の魅力にせまる！（講義）
②現役スタッフさんいらっしゃい！～福祉に携わる皆さんの座談会～
〈テーマ〉
福祉の仕事の悩みとやりがい／福祉の仕事で「連携をすること」とは？／
いま、災害が起きたら、わたしたちはどうするか？　…など
③スタジオトーク～福祉の先達から贈るエール～
＊①～③を動画番組のように編集した３時間の「観る・聴く」研修（教材）として配信します
＊プログラムのタイトル及び内容は一部変更する場合があります

実施方法

Zoom ウェビナーによる日時指定配信
＊インターネット接続が可能な PC、タブレット端末、スマートフォン等が必要です
＊接続料はご負担ください

配信日・定員

２０２１年１月 29 日（金）16：00 ～ 19：00　定員 800 名（先着順）
１月 30 日（土）10：00 ～ 13：00　定員 800 名（先着順）
１月 31 日（日）10：00 ～ 13：00　定員 800 名（先着順）
＊合計３回配信。いずれの配信日も内容は同じです。

受講対象者

福祉・介護・保育など福祉の仕事に携わっている方、福祉事業の経営者、学生、ボランティア活動に関わっておられる方、福祉に関心のある方
＊初任者向けの内容ですが、経験年数や職務経験の有無に関わらずどなたでも受講していただけます
＊福祉関係の資格の有無は問いません

参加条件・参加費

事前のお申し込みが必要です。
参加条件：以下全てにご協力いただける方
①受講後、オンラインにて本研修の内容に関するアンケート調査への回答
②電子メールアドレスの登録（今後ソ教連より研修情報を配信予定です）
＊お申込をもちまして、以上へのご協力に同意頂いたものとします
参加費：無料

申込方法・しめきり

右記の QR コードよりオンラインでお申込ください
申込〆切：2021 年 1 月 25 日（月）　23:59 まで

お問合せ先　一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
E-mail：kenshu@jaswe.jp

※本事業は『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）の一部として開催され、研修の評価や成果等は、事業報告書（2021 年３月）にまとめられます。

コミュニティに根差した「ふくし」人材を養成する研修（通称「こふく研」）

全集中！「ふくしの呼吸」を極めよう！！

～福祉の仕事の「無限可能性」編～

同志社大学　社会学部
社会福祉学科　空閑　浩人

1．講師の自己紹介

空閑　浩人（くがひろと）（現職：同志社大学社会学部社会福祉学科　教授）

○大学卒業後、（特にやりたいこともなく、給料が高いというだけで）一般企業での訪問営業の仕事に就く
○仕事のやりがいを見いだせないままに、１年で退職。
○しばらく、ニート＆フリーター生活をする（自分がやりたいことがわからない、自分探し？の日々）
○学生時代の友人の家族からの紹介で、身体障害者福祉施設（重症心身障害者デイケア）の職員となる
○働きながら学校に通い、社会福祉士資格を取得
○その後大学院に進学。2004 年４月より同志社大学で勤務

2．「訪問営業マン」の仕事から「福祉」の仕事へ～「就職しくじり先生！？」の経験から～

【訪問営業の仕事と福祉の仕事との７つの違い】（注）あくまでも個人の感想です。

	訪問営業マンの仕事	福祉の仕事
①何のために	自分のノルマ達成のため。会社の売り上げや業績を上げるためにがんばる	その人、その家族、その地域のため。支援やサービスの質の向上のためにがんばる
②収入と支出	確かに月給は高いかもしれないけど、出て行くお金（会社のつきあいや外食等で）も多い（実はボーナスは少ない）	必ずしも月給は高くないが、年収で計算するとそんなに低くない。仕事のつきあいでの飲食の機会も少ない。出て行くお金も少ない。
③生活	帰宅は毎日深夜。残業手当なし。外食がほとんどで、不規則・不健康な生活。常に仕事が頭にありプライベートが充実しない	残業はほとんどなし。必要ならば残業手当も支給される。明るいうちに帰宅できる。プライベートも充実。健康的な生活
④上司	上司や先輩が怖い	上司や先輩はやさしい
⑤同僚や他社	会社の同僚は全員、訪問営業マンとしてのライバル。業種の他社は負けられない敵	法人や機関、施設の同僚は、チームのメンバーであり仲間。業種の他機関は連携・協働相手
⑥研修	研修が憂鬱で退屈（上からの一方的な説教型や武勇伝押しつけ型研修）	研修が面白くて楽しい（ともに考えて創り出す協働型、困難や悩み共有型研修）
⑦競争と共奏	競争の世界（勝たないとダメ、強くないとダメ、でないと生き残れない）	共奏、協奏、共創、協創の世界（勝ち負けじゃない、弱くてもいい、弱いままで生きていける）

3．極めたい！「福祉の仕事の５つの呼吸」（ふくしの呼吸その１～その５）

（１）ふくしの呼吸その１：「願い」の呼吸
（２）ふくしの呼吸その２：「地域」の呼吸
（３）ふくしの呼吸その３：「学び」の呼吸
（４）ふくしの呼吸その４：「魅力」の呼吸
（５）ふくしの呼吸その５：「創造」の呼吸

（１）ふくしの呼吸その１：「願い」の呼吸

＊私たちの仕事（福祉の仕事）の「願い」とは何か？

＊福祉の仕事とは何を願う仕事なのか？

～「鬼滅の刃」と福祉の仕事～

「鬼滅の刃」は、吾峠呼世晴による漫画。『週刊少年ジャンプ』（集英社）にて 2016 年 11 号から 2020 年 24 号まで連載された。大正時代を舞台に、主人公（竈門炭治郎）が家族を殺した「鬼」と呼ばれる敵と戦いながら、鬼と化した妹（竈門禰豆子）を人間に戻す方法を探す物語。

【①それでも、その人が生きていくことを願い、寄り添い、かかわり続ける仕事】

失っても　失っても　生きていくしかないです　どんなに打ちのめされようと

（by 竈門炭治郎（『鬼滅の刃』第２巻、第 13 話「お前が」より）

【②人にはそれぞれに事情がある。人にはそれぞれに過去がある。同じ人間としての尊厳を忘れない】

鬼は人間だったんだから　俺と同じ人間だったんだから
足をどけてください　醜い化け物なんかじゃない　鬼は虚しい生き物だ　悲しい生き物だ

（by 竈門炭治郎『鬼滅の刃』第５巻、第 43 話「地獄へ」より）

【③つながる、つなげる、つながり続けることから生まれる力への願いと信頼、そして可能性を追求したい】

一人でできることなんてほんのこれっぽっちだよ　だから人は力を合わせて頑張るんだ

（by 竈門炭治郎『鬼滅の刃』第 14 巻、第 117 話「刀鍛冶」より）

【④自らが出会う人々、出会った人々が、社会の一員、地域の一員として、笑顔で幸せに暮らしていけるように願い続ける仕事】

大切な人が笑顔で　天寿を全うするその日まで幸せに暮らせるよう
決してその命が理不尽に脅かされることのないよう願う
例えその時　自分が　生きてその人の傍らにいられなくても　生きていて欲しい　生き抜いて欲しい

（by 産屋敷耀哉（お館様）『鬼滅の刃』第 19 巻、第 168 話「百世不磨」より）

【アクティブ・ラーニング①：考えてみよう、話し合ってみよう！】
あなたは福祉の仕事に、どのような「願い」を持っていますか？
あるいは福祉の仕事を通して、何を「願い」ますか、願いたいですか？

（2）ふくしの呼吸その２：「地域」の呼吸

＊「地域共生社会」とはどのような地域や社会のあり方を言うのか？

＊そして、その実現のために私たちに出来ることは何か？

～「ONE PIECE（ワンピース）」と福祉の仕事～

「ONE PIECE（ワンピース）」は、1997 年から『週刊少年ジャンプ』（集英社）に連載されている尾田栄一郎のよる漫画。海賊となった主人公の少年モンキー・D・ルフィが、「ワンピース（ひとつなぎの大秘宝）」をめざして仲間とともに旅をする冒険物語。

【地域共生社会（共に生きる地域社会）とは、困ったときに、堂々と「助けて」といえる相手や場所、助けてもらえる関係、お互いに助け合える関係がある、そんなつながりが共有された地域や社会】

何もできねエから、助けてもらうんだ!!!
おれは剣術を使えねエんだ　コノヤロー!!!
航海術も持ってねエし!!!　料理も作れねエし!!　　ウソもつけねエ!!
おれは助けてもらわねエと　生きていけねエ自信がある!!!

（by ルフィ『ONE PIECE』第 10 巻、第 90 話「何ができる」より）

～「天気の子」と福祉の仕事～

「天気の子」は 2019 年に公開された新海誠監督によるアニメ映画。離島から家出して、東京にきた少年（帆高）と、祈るだけで天気を「晴れ」にできるという能力をもつ少女（陽菜）が出会い、運命に翻弄されながらも、自らの生き方を「選択」していく物語。

【その人が「もがく」姿を「大丈夫、ちゃんと見ているよ」という私たちでありたい。私たちの存在が、当事者の、利用者の、地域の人々の「大丈夫」であり、私たちが働く事業所や機関、施設の存在が、地域の「大丈夫」でありたい】

すべての人が、そんな自分だけの「世界」をもがきながら生きている。その姿を近くで誰かに見てもらえる心強さや安心感を知っている。「見てくれている」「私のこの小さな世界を知ってくれている」「大丈夫？と気にかけてくれる人がいる」ということがどれほど大きな支えなのかを知っている。そして誰もがかけがえのない大切な人がもがく姿を見た時、「この人の大丈夫に、自分がなりたい」と願っている。（by　RADWIMPS（「天気の子」音楽担当）ボーカル野田洋次郎が、新海誠作の『小説天気の子』（角川文庫 2019 年）に寄せた「解説」より）

【アクティブ・ラーニング②：考えてみよう、話し合ってみよう！】
今のあなたは、そして将来のあなたは、どのような地域で暮らしたいですか？
そのような地域であるために、私たちの福祉の仕事に何ができると思いますか？

（3）ふくしの呼吸その３：「学び」の呼吸

＊私たちの仕事が、良い支援、良い介護、良い保育、良い実践であるために大切なことは何か？

＊福祉の専門職としての私たちを導き、支えるものは何か？

～「スター・ウォーズ」と福祉の仕事～

「スター・ウォーズ」シリーズは、ジョージ・ルーカスの構想を基にルーカスフィルムが製作するスペースオペラ。「遠い昔 はるかかなたの銀河系」を舞台に展開される一大叙事詩。「ジェダイ」とは銀河系の自由と正義の守護者。「フォース」とはジェダイの力の源となるエネルギー。

【①福祉の仕事には「フォース」がある。それは私たち福祉職を守り、私たちを互いに、そして人々と、地域と結びつける。私たちはフォースとともにある、地域の「ジェダイ」である】

フォースのエネルギーはわれらを取り囲み、結びつけておる。
わしらは輝ける存在じゃ。粗末な物質などではない

（by ヨーダ（Yoda：銀河史上最も有名かつ強力なジェダイ・マスター）
『スター・ウォーズ　エピソード５　帝国の逆襲』より）

【②私たち福祉職が地域の「ジェダイ」となるために、福祉の仕事の「フォース」を学び、フォースともにあらねばならない】

きみが、フォースの道を学ぶのだ　きみが、学んでバランスをもたらすのだ
フォースとともにあらんことを

（ジャンニクー・ヤーガ著『スター・ウォーズ　ジェダイの哲学』学研プラス、2017 年、35-38 頁より）

【③福祉の仕事の「フォース」は、いつでも私たちの周りにあり、私たちを支えてくれる。フォースを学び、感じ続けよう】

フォースはわれわれの味方・・・実に強力な味方だ
己の周りのフォースを感じるのだ　ここに、そこに、きみと私の間に、木の周りにも、岩の周りにも、あらゆるところに存在する・・・　忘れないことだ　フォースはきみとともにある　いつでも

（ジャンニクー・ヤーガ著『スター・ウォーズ　ジェダイの哲学』学研プラス、2017 年、278-295 頁より）

【アクティブ・ラーニング③：考えてみよう、話し合ってみよう！】
あなたにとって、福祉の仕事の「フォース」（大切にしたいこと、忘れたくないこと、あなたの日々の仕事を導き、支えてくれるエネルギー）は何ですか？

（4）ふくしの呼吸：その４（「魅力」の呼吸）

＊福祉の仕事の魅力や面白さ、そして可能性は無限大！

「君はなぜ福祉の仕事に就くのか（なぜ福祉の仕事を続けるのか）？」～社会福祉職（ソーシャルワークやケアワークの仕事）へ就職した卒業生の言葉から～

＊自分を覆う「鎧」がいらない。自分を素直に出せる、人間らしく働ける仕事
＊１日の中で「笑うこと」が多い、明るくて健康的な仕事
＊一人の利用者のことを、私だけでなく職員みんなで考え、心配し、喜べる仕事
＊これだけ、人の歴史や人生のドラマに触れることができる仕事は他にはない
＊毎日「予想外のこと」が起こるので、「ドキドキ」「ワクワク」する仕事
＊「自分が必要とされている」「大切にされている」から、ここでがんばろうと思う
＊周りの職員が素敵な人ばかりで、このメンバーと一緒に仕事ができることが嬉しい
＊つらいこともあるけど、「あーやっぱ俺、この仕事好きかも！」って思える瞬間がある
＊大学の先生たちと卒業後も会える。いつでも相談できる人がいる、場所があるのは心強い
＊実習とかで後輩たちが来てくれるのがとても嬉しいし、仕事の魅力を伝えたいと思う
＊仕事についてから福祉の勉強がより面白くなった。理論と実践がつながるのが面白い

＊行事やイベントを企画して実行して、成功してみんなが喜んでくれたときの達成感がハンパない
＊「人は人との関係のなかで変わることができる」って言葉を学んだけど、本当にそう思うし、そんな場面に触れることができるのがすごい
＊「今ここ」が肯定されるかかわりを重ねることで、その子（人）が、過去を引き受け、前を向くことができるように、過去から未来への「生の時間軸」で展開する凄い仕事

【アクティブ・ラーニング④：考えてみよう、話し合ってみよう！】
数ある仕事のなかで、あなたはなぜ福祉職に就いたのですか？　福祉の仕事をしたいと思ったのはいつ頃でしたか？　そのきっかけになったのは、どのような出来事や経験でしたか？

（5）ふくしの呼吸：その5（「創造」の呼吸）
＊福祉の仕事には、あらかじめ用意された「答え」や「トリセツ」はない。
＊当事者、利用者、そして地域との関係の中で営まれる「創造的」な仕事である
～「ハルノヒ」と福祉の仕事～

「ハルノヒ」は、シンガーソングライターあいみょんが作詞・作曲した楽曲。アニメ映画『クレヨンしんちゃん新婚旅行ハリケーン～失われたひろし～』(2019年4月公開）の主題歌。主人公野原しんのすけの両親であるひろしとみさえをテーマに、歌詞はひろしの視点から書かれている。

【福祉の仕事は、子ども、当事者、利用者、家族、地域の人々とともに、その出会いやつながりのなかで、たくさんの「大切」を見つけて、そして新しい「大切」を創造していくこと】

どんな未来が　こちらを覗いているかな
君の強さと僕の弱さをわけ合えば　どんな凄いことが起きるかな　ほら　もうこんなに幸せ
いつかはひとり　いつかはふたり　いや　もっと　もっと　大切を増やしていこう
ハルノヒ（2019年4月）　歌、作詞、作曲　あいみょん

＊支援とは「支援する側」から「支援される側」への一方的な営みではない
＊支援者とは強い人のことでは決してないし、強くなくていい。強くない方が良いときもある
＊そして当事者や利用者がいつも弱いとは限らないし、弱くてもいい
＊一人一人が強いかや弱いかよりも、つながりやかかわりのなかで、それらを「どう分け合えるか」の方が大切
＊強くても弱くても、そのこと以上に、私たちが「どうつながるか、つながれるか」「かかわり、寄り添い続けられるか」ということを大切にしたい
＊そして、「分け合う」ことができれば、「凄いこと！？」が起きる
＊たくさんの「大切」を見つけて、新しい「大切」を創造していける

～「ONE PIECE（ワンピース）」と福祉の仕事（その2）～

「マリンフォード頂上戦争」において、兄エースを失い、自暴自棄になったルフィに対するジンベイの問いかけとルフィの答え（第590話〝弟よ〟〔コミック第60巻〕）

【悩むとき、壁にぶつかったとき、先が見えないとき、自信を失ったとき、失敗したとき、落ち込んだとき、へこんだときに思い出してほしいこと・・・あなたには「仲間」がいること、あなたは１人ではないこと】

ジンベイ「失った物ばかり数えるな!!!　無いものは無い!!!　確認せい!!
お前にまだ残っておるものは何じゃ!!!」
ルフィ「仲間がいるよ!!!!」　（『ONE PIECE』第60巻、第590話「弟よ」より）

【アクティブ・ラーニング⑤：考えてみよう、話し合ってみよう！】
福祉の仕事で、あなたは何を実現したいですか。できたらいいな、と思うことは何ですか？
どんな「未来（福祉の未来、仕事の未来、地域や社会の未来）」を描きたいですか。

4．さいごに　～この時代における「ふくし」という「希望」～
＊「ふくし」があること、福祉の仕事があること、福祉職である私たちがいることは、地域の「希望」！

☆誰かのために、地域のために、本気（マジ）になる
☆人と社会、そして地域に、本気に、まっすぐに
☆「ふくし」で、（もう一度）前を向く!!!　（by　Kuga）

【MEMO】

こふく研アンケート項目

あなたの年齢（年代）を選んでください。
10 代
20 代
30 代
40 代
50 代
60 代
70 代以上

現任者・学生の別
経験年数 1～3 年程度の福祉の現場で働く現任者
経験年数 3 年以上の福祉の現場で働く現任者
社会福祉法人等の経営者
大学生・学生
大学院生
養成校教職員
その他（ボランティア、関心のある方）

あなたの職種（最も近いもの）を１つ選んでください。
介護系（介護職）
保育系（保育士）
相談系（相談支援員、ソーシャルワーカーなど）
保健医療系（看護職）
運営管理系（事務所・施設長・管理者など）
学生
養成校教職員
無職
その他

勤務先・所属先の都道府県
北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
海外

あなたの勤務先の分野を選んでください。（学生の場合は決まっている進路、または希望の分野）
高齢者福祉関係
障害者福祉関係
児童・母子福祉関係
生活保護関係
地域福祉関係
医療関係（精神科以外）
行政相談所関係
精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）
教育関係
その他

あなたの勤務先の運営主体を１つ選んでください。
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
医療法人（病院等）
国・地方公共団体
特定非営利活動法人（NPO 法人）
社会福祉協議会
社団法人（公益・一般）
財団法人（公益・一般）
独立行政法人
福祉に関係する一般企業
一般企業
学校法人
無職
学生等で進路を検討中
その他

お持ちの資格を教えてください。
社会福祉士
精神保健福祉士
介護福祉士
保育士
社会福祉主事
介護支援専門員
看護師
保健師
公認心理師
臨床心理士
ここで挙げられている資格は保有していない

こふく研の視聴のきっかけ、目的等について

こふく研の視聴のきっかけについて、最も当てはまるものを１つ教えてください。

広報物等を目にして自発的に参加（視聴）した
職場での勧め
職能団体の勧め
経営者団体の勧め
養成校教職員からの勧め
その他

その他：視聴のきっかけをについて、具体的に教えてください　＊自由記述

目にした広報物を教えてください　＊複数回答

チラシ（A4）
ポスター（A3）
ソ教連のホームページ
ソ教連のメールマガジン
Facebook の投稿
Twitter の投稿
関係団体のホームページ
関係団体のメールマガジン

こふく研の視聴の目的・動機について、当てはまるものを教えてください。　＊複数回答

「こふく研」のチラシ裏面をみて参加したいと思った
「こふく研」の PV をみて参加したいと思った
地域支援を学びたかったから
面白そうだったから
福祉人材としてのモチベーションを高めたかったから
オンラインの研修だったから
職場・学校での指示だったから
その他

その他：こふく研の視聴の目的・動機について、具体的に教えてください　＊自由記述

コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）について、現状を教えてください

		回答				
		十分実施できている	まあ実施できている	少し実施できている	全く実施できていない	学生等で該当しない
①	自分自身はコミュニティにねざした福祉支援ができている	1	2	3	4	5
②	勤務先はコミュニティにねざした福祉支援ができている	1	2	3	4	5
③	自分自身はコミュニティにねざした福祉支援の学習を行っている	1	2	3	4	5
④	勤務先は、職員に対してコミュニティにねざした福祉支援の学習機会を設けている	1	2	3	4	5

今後、コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）をしていく上で、必要なことを教えてください

		回答				
		とても必要	必要	少し必要	必要ない	学生等で該当しない
①	自分自身の自己研鑽	1	2	3	4	5
②	勤務先の地域支援に対する理解	1	2	3	4	5
③	勤務先による研修受講の推奨	1	2	3	4	5
④	勤務先以外で開催している研修受講	1	2	3	4	5
⑤	勤務先がある地域の行政機関の地域支援の充実	1	2	3	4	5
⑥	勤務先での職員同士の連携	1	2	3	4	5
⑦	勤務先以外の福祉人材の連携	1	2	3	4	5
⑧	地域の多様なステークホルダーとの連携	1	2	3	4	5

【「こふく研」の内容について】

こふく研の全体を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに○をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	自分の今の勤務先でもっと仕事を続けて行こうと思った	1	2	3	4	5
②	自分の今の勤務先がある地域で色々な活動をしたいと思った	1	2	3	4	5
③	自分の今の勤務先がある地域で色々な活動をしたいと思った	1	2	3	4	5
④	実験的な取り組みで、視聴してワクワクした	1	2	3	4	5
⑤	視聴して自分のストーリー（福祉職や福祉を学ぶことを選んだ理由）を振り返った	1	2	3	4	5
⑥	自分の気づかなかった視点や考え方に気づくことができた	1	2	3	4	5
⑦	特定の分野に偏らず、分野・横断的な内容だった	1	2	3	4	5
⑧	他の福祉の専門職と繋がりたい	1	2	3	4	5
⑨	地域の福祉以外の別職種・別業種の人とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	1	2	3	4	5
⑩	地域で福祉人材を養成する学校や教員とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	1	2	3	4	5
⑪	今後、福祉人材を養成する教育（実習）に関わりたい	1	2	3	4	5
⑫	上司（先生など）に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑬	同僚・友人に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑭	部下・後輩に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑮	地域で働く他の福祉人材に勧めたい	1	2	3	4	5
⑯	こふく研に限らず、様々な研修に参加してみたい	1	2	3	4	5
⑰	自分の勤務先の地域で、このような研修（参集・オンラインに限らず）を実施してみたい・参加してみたい	1	2	3	4	5

こふく研「講義」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに○をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	福祉の仕事の魅力を再発見できた	1	2	3	4	5
②	福祉の仕事をしていくなかで、自分の「願い」を考えることができた	1	2	3	4	5
③	福祉人材として、勤務先・所属先がある地域で、何ができるのか、または何がやりたいかを考えることができた	1	2	3	4	5
④	福祉の仕事を選んだ理由を再確認できた	1	2	3	4	5
⑤	福祉の仕事をもっと続けていきたいと思った	1	2	3	4	5
⑥	漫画や小説など身近な題材で展開され、親しみやすかった	1	2	3	4	5
⑦	様々な題材に福祉の支援の視点、ソーシャルワークの視点があると学んだ	1	2	3	4	5

こふく研「対談」「スタジオトーク」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに〇をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	登壇した現場の職員の話に共感した	1	2	3	4	5
②	登壇した現場の職員の話に発見や示唆があった	1	2	3	4	5
③	登壇した教員の話に共感した	1	2	3	4	5
④	登壇した教員の話に発見や示唆があった	1	2	3	4	5
⑤	福祉の仕事をしていく魅力を再確認できた	1	2	3	4	5
⑥	福祉の仕事をしていく上での連携の大切さを理解できた	1	2	3	4	5
⑦	災害時の備えや取り組みの必要性を理解できた	1	2	3	4	5

こふく研の研修内容の全体の感想をお書きください。＊自由記述

今後受講したい・やって欲しい研修企画・内容があれば、お書きください。＊自由記述

【こふく研の構成など（研修内容以外）について】

こふく研の構成等について、それぞれ最もあてはまるもの１つに〇をしてください。

		回答				
		とてもよい	よい	ふつう	悪い	とても悪い
①	構成（講義・対談・スタジオトーク）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
②	使用された音楽（BGMや効果音）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
③	使用された映像（アイキャッチや背景）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
④	時間（映像の長さ）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
⑤	方法（インターネットによる配信）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
⑥	広報媒体や申込フォーム（デザインや見栄え）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5

こふく研の構成等の感想をお書きください。＊自由記述

今後、インターネット配信等を活用したオンデマンド研修・オンライン研修の受講・活用について、当てはまるものを１つ教えてください。

とても受講・活用したい

受講・活用したい

どちらともいえない

あまり受講・活用したくない

受講・活用したくない

【実習に関する質問】

あなたは学校（養成校）で福祉に関する実習を行いましたか？
実習に行った
学生で実習中である
学生でこれから実習に行く
行っていない

A「実習に行った・学生で実習中である」方にお伺いします。実習が進路選択・就職予定先・就職活動先・現在勤務先の選択にあたり、与えた影響について、当てはまるもの1つ選んでください。
肯定的な影響を受けた
どちらかというと肯定的な影響を受けた
どちらかというと否定的な影響を受けた
否定的な影響を受けた
特に影響を受けなかった

上記 A で「特に影響を受けなかった」以外を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。（複数回答可）
実習を行った施設・機関に影響を受けた
実習先の実習指導者に影響を受けた
実習先の職員（実習指導者以外）に影響を受けた
実習教育を担当する教員の影響を受けた
実習先の利用者等に影響を受けた
実習先が立地する地域に影響を受けた

上記 A で「肯定的な影響を受けた」・「 どちらかというと肯定的な影響を受けた」を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択に関して、当てはまるもの1つ選んでください。
実習を行った施設・機関に就職したいと考えている
実習を行った施設・機関に就職した（内定含む）
実習に行った施設・機関に影響は受けたが、その施設・機関に就職したいとは思わない
その他

あなたが学校（養成校）で実習を行った分野をすべて選んでください。（複数回答可）
高齢者福祉関係
障害者福祉関係
児童・母子福祉関係
生活保護関係
地域福祉関係
医療関係（精神科以外）
行政相談所関係
精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）
教育関係
その他

【学校（養成校）、進路選択に関する質問】

あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
小学生以下
中学生
高校生
大学生
社会人
その他（非該当）

あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した理由を選んでください。（複数回答可）
人の役に立ちたいから
人と関わるのが好きだから
社会で重要な仕事だと思ったから
自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから
親族・友人等が福祉の仕事をしているから
安定している分野だと思ったから
親族に勧められたから
学校の先生に勧められたから
先輩に勧められたから・誘われたから
国家資格を取得したいから
福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから
その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
小学生以下
中学生
高校生
大学生
社会人
その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。（複数回答可）
人の役に立ちたいから
人と関わるのが好きだから
社会で重要な仕事だと思ったから
自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから
親族・友人等が福祉の仕事をしているから
安定している分野だと思ったから
親族に勧められたから
学校の先生に勧められたから
先輩に勧められたから・誘われたから
国家資格を取得したいから
福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから

その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野への就労や学校（養成校）を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。（複数回答可）
親族が否定的だった
高校の先生が否定的だった
友人・知人が否定的だった
実習先の職員が否定的だった
特に否定的な反応を示した人はいなかった

あなたが勤務先（進路予定先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるもの５つまで選んでください。
仕事のやりがいがある
給料・賃金が高い
労働時間や休日の取得が希望に沿う
職場の環境（建物・立地等）が良い
自宅から通勤が可能
就職後のキャリアアップが用意されている
職場の人間関係が良好
雇用が安定している
実施事業や業務内容が魅力的である
地域に密着した活動を行っている
社会的に評価されている

あなたは現在の勤務先で、転職・離職を経験したことはありますか？当てはまるものを１つ選んでください。
転職・離職を検討したことはない
転職・離職を検討したことがある
転職・離職を現在検討している
転職・離職したばかりだ
非該当（学生等）

上記で「転職・離職を検討したことがある」～「転職・離職したばかりだ」を回答した方にお伺いします。転職・離職を考えた、した理由を教えてください。
仕事のやりがいがない
給料・賃金が低い
労働時間や休日の取得が希望に沿わない
評価・人事制度に不満がある
キャリアアップができない
職場の人間関係が不良
勤務先の将来性が不安
他にやりたい仕事ができた
体調を崩した
その他

リフレクションシート項目

〈講義について〉

①あなたは福祉の仕事に、どのような「願い」を持っていますか？あるいは福祉の仕事を通じて、何を「願い」ますか、願いたいですか？

②今のあなたは、そして将来のあなたは、どのような地域で暮らしたいですか？そのような地域であるために、私たち福祉の仕事に何ができると思いますか？

③あなたにとって、福祉の仕事の「フォース」（大切にしたいこと、忘れたくないこと、あなたの日々や仕事を導き、支えてくれるエネルギー）は何ですか？

④数ある仕事のなかで、あなたはなぜ福祉職に就いたのですか？福祉の仕事をしたいと思ったのはいつ頃でしたか？そのきっかけになったのは、どのような出来事や経験でしたか？

⑤福祉の仕事で、あなたは何を実現したいですか。できたらいいな、と思うことは何ですか？どんな「未来（福祉の未来、仕事の未来、地域や社会の未来）」を描きたいですか。

〈こふく研全体を通じて〉

①こふく研を受講して、気づいたこと・理解したことを振り返りましょう

②あなたが印象に残ったのは、誰の、どんな言葉でしょうか？それはなぜですか？

③わたしの言葉であらわす「コミュニティにねざした福祉人材」は、こんな福祉人材です・・・自分のことばで書いてみましょう

④あなたの「コミュニティにねざした福祉人材度」　ビフォー（受講前）★

0
1
2
3
4
5

数値で記入してください

0　ねざしている　～　5　ねざしていない

⑤あなたの「コミュニティにねざした福祉人材度」　アフター（受講後）★

0

1

2

3

4

5

数値で記入してください

0　ねざしている　～　5　ねざしていない

⑥こふく研を受けて最も変化したことはなんだったでしょうか？

⑦こふく研を受けて、これからチャレンジしたいことを書いてみましょう

〈備考〉

★は、数字を選択する項目。それ以外は自由記述

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士・精神保健福祉士養成校
学 校 長　　様

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長　白澤 政和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の
調査回答の協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格とも令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の期待が高まる今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に、新カリキュラムへの対応のご状況や ICT の活用等に関する調査を実施します。この成果は、報告書にまとめて公開し、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票にご記入の上 **2021 年 1 月 31 日（日）（消印有効）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査票へのご記入は、養成課程(社会福祉士・精神保健福祉士)の責任者の方にお願い**いたします。

また、実習担当教員を対象とした調査実施のご案内も同封しております。実習を担当されている教員の方へお渡し頂き、回答のご協力をお呼びかけいただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。　　謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」

養成校調査

2021 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ 本調査の目的 ＞

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格とも令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の期待が高まる今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に、新カリキュラムへの対応のご状況や ICT の活用等に関する調査を実施します。この成果は報告書にまとめ、今後の各種研修・講習会や教材の開発に活用いたします。

＜ ご記入にあたって ＞

・回答は、課程の責任者の方にお願いいたします。
・回答は、課程ごとにお答えください。
※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、**課程ごとに別の調査票**に記入してください。調査票の数が不足していましたら下記までお申し付けください。余る場合はお手数ですが廃棄してください。
・回答は、該当する番号に〇をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、文字でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
・ご記入は、黒または青のボールペン・サインペンでお願いします。
・本調査票への回答をもって、ご協力について同意いただいたものとさせていただきます。
・ご回答いただきました調査票は、**2021年1月31日（日）まで**に**同封の返信用封筒にて切手を貼らずに、**郵便ポストへ投函して下さい。
・調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください
・調査へのご協力は任意です。協力しない場合にも一切不利益を受けることはありません。

〈お問い合わせ先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp　担当：早坂、杉本

Ⅰ　養成校・養成課程の種別など

該当する番号に○をつけてください。

問1.　所在する都道府県

1	北海道	9	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
2	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
3	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
4	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
5	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
6	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
7	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県
8	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県		

問2.　養成種別

1. 四年制大学　2. 短期大学　3. 一般養成施設　4. 短期養成施設　5. その他（　　）

問3.　養成課程

1. 社会福祉士養成課程　2. 精神保健福祉士養成課程　3. その他（　　）

問4.　通信／通学の別

1. 通学　2. 通信

Ⅱ. 厚生労働省から示された新しい社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラムへの対応における貴課程での取り組みについて、次の質問にお答えください。

問5.　新しいカリキュラムへの対応に向けて、どのようなメンバーでカリキュラムの見直し作業を行いましたか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. 学部、学科、専攻等（課程を運営する組織単位）に所属する全教員で見直し作業をした。
2. 学部、学科、専攻等（課程を運営する組織単位）に所属する教員の中から、新カリキュラム対応検討委員会等を組織して見直し作業をした。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の指定科目担当者全員（専任教員）で見直し作業をした。
4. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程において実習・演習の運営を担当している教員（専任教員）で検討した。
5. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を担当する教員の中から指名された教員が、一人で見直し作業をした。
6. 一人で課程を運営しているため、一人が見直し作業を担当した。
7. 実習指導室等の実習事務を担当する職員が主に見直し作業をした。
8. 事務局の職員が主に見直し作業を行った。

問6.　新しいカリキュラムへの対応に向けて、どの範囲のカリキュラムの見直しを行いましたか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. 学部、学科、専攻などのカリキュラム（社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目及びその他の独自の科目、ゼミなど）を全面的に見直した。
2. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目のみを全体的に見直した。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目のうち、現行カリキュラムから変更になった科目のみ、学年配当等を見直した。
4. 現行カリキュラムを、学年配当等をほとんど変更しないように、科目名とシラバスのみを見直した。

問7.　新しいカリキュラムへの対応にあたり、他の養成校・課程（学内の別の課程を含まない）と情報交換をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. 他の養成校・課程に情報提供を依頼した。
2. 他の養成校・課程から情報提供を依頼された。
3. 他の養成校・課程とのやり取りはなかった。

問8.　新カリキュラムにおける次の科目について、貴課程での**配当年次・学年に○を**つけてください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年次までの設置がない場合も、**入学から何年目**に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

科目	1年目	2年目	3年目	4年目
医学概論	1	2	3	4
心理学と心理的支援	1	2	3	4
社会学と社会システム	1	2	3	4
社会福祉の原理と政策	1	2	3	4
社会福祉調査の基礎	1	2	3	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	1	2	3	4
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)（社会）	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)（社会）	1	2	3	4
地域福祉と包括的支援体制	1	2	3	4
福祉サービスの組織と経営	1	2	3	4
社会保障	1	2	3	4
高齢者福祉	1	2	3	4
障害者福祉	1	2	3	4
児童・家庭福祉	1	2	3	4
貧困に対する支援	1	2	3	4
保健医療と福祉	1	2	3	4
権利擁護を支える法制度	1	2	3	4
刑事司法と福祉	1	2	3	4
精神医学と精神医療	1	2	3	4
現代の精神保健の課題と支援	1	2	3	4
精神保健福祉の原理・	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法（専門）（精神）	1	2	3	4
精神障害リハビリテーション論	1	2	3	4
精神保健福祉制度論	1	2	3	4

問9. 「問8」で回答した科目の学年配当は、「**講義で修得した知識を実習・演習等で統合**」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. かなり意識したものになっている。
2. 少しは意識したものになっている。
3. あまり意識したものになっていない。
4. まったく意識したものになっていない。

問10. 「問8」で回答した科目の学年配当は、「**実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を修得**」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. かなり意識したものになっている。
2. 少しは意識したものになっている。
3. あまり意識したものになっていない。
4. まったく意識したものになっていない。

問11. 国の政策理念である地域共生社会の実現に貢献する人材の育成が期待されていますが、新カリキュラムにどのように反映しましたか。以下の欄に**自由に**記入してください。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、講義科目、演習科目におけるICTの活用状況等について

問12. **課程全体**におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問12-1. BYOD（学生が全員、自分の PC を授業に持参する）に取り組む。	1	2	3	1	2	3	4
問12-2. 日頃から、ビデオミーティングツールを、課程を運営する教員間でのコミュニケーションに活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-3. 日頃から、ビデオミーティングツールを、学生と連絡を取り合うツールとして、活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-4. ネット上に、学生と教員が学びあえるコミュニティを構築する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-5. ネット上に、学生同士が学びあえるコミュニティを構築する。	1	2	3	1	2	3	4

問13．　**講義科目のうち、「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）におけるICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問13-1．講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問13-2．講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問13-3．繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-4．オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-5．海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問13-6．災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-7．講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-8．その他の活用	※自由記述						
問13-9．　活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						
	1	※自由記述					

問14．　**講義科目のうち、「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」（ソーシャルワークの理論と方法）におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問14-1．講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問14-2．講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問14-3．繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4

問14-4. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問14-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-7. 講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-8. その他の活用	※自由記述						
問14-9. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						
	1	※自由記述					

問15. **講義科目のうち、「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）におけるICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問15-1. 講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問15-2. 講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問15-3. 繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-4. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問15-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-7. 講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-8. その他の活用	※自由記述						
問15-9. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						

問16.　**講義科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

	とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. 学生の学びにかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
2. 学生の授業の理解度を高めることができる。	1	2	3	4
3. 学生と教員のコミュニケーションの質を高めることができる。	1	2	3	4
4. 教員の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
5. 養成校の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
6. 居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる。	1	2	3	4
7. 災害などの緊急時にも、教育を継続することができる。	1	2	3	4
8. キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる。	1	2	3	4
9. 学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる。	1	2	3	4
10. 科目の単位取得のスケジュールを柔軟に考えることができる。	1	2	3	4

問17.　**講義科目**における、教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

問18.　**演習科目**におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問18-1. 演習科目を対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問18-2. 繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-3. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-4. 実践現場とビデオミーティングツールを活用するなどICTで接続して授業を実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問18-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4

問18-7. その他の活用　※自由記述		
問18-8. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。	
	1	※自由記述

問19.　**演習科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

	とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. 学生の学びにかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
2. 学生の授業の理解度を高めることができる。	1	2	3	4
3. 学生と教員のコミュニケーションの質を高めることができる。	1	2	3	4
4. 教員の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
5. 養成校の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
6. 居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる。	1	2	3	4
7. 災害などの緊急時にも、教育を継続することができる。	1	2	3	4
8. キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる。	1	2	3	4
9. 学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる。	1	2	3	4
10. 科目の単位取得のスケジュールを柔軟に考えることができる。	1	2	3	4

問20.　**演習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

Ⅵ　実習の指導体制について、次の質問にお答えください。

問21.　実習施設・指導者との会議・連携のための会合（**実習に関するものに限定**します。連絡会やスーパーバイザー会議、交流会、情報交換会等）の年間開催回数と、その内容について**数字を記入**し、又はあてはまるもの**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。
※教員個人と実習施設とのやりとりではなく、養成校として行っている回数をお答えください。

問21-1.　現在の年間開催回数（概数）

回

問21-2.　実習施設・指導者との会議の内容

実習施設・指導者との会議等の内容	現在実施している	新カリキュラムで実施する予定
1. 連絡会議	1	2
2. 実習指導者同士の情報共有	1	2
3. 学生の実習報告会の公開	1	2
4. 実習指導者から学生へのフィードバック	1	2
5. 実習をテーマとしたシンポジウム	1	2
6. 実習指導者と教員が学習するための研修	1	2
7. 実習指導者と実習生間での学びの共有	1	2
8. その他	1	2

問22.　現在のカリキュラムにおいて、養成校・課程として、実習指導者と、以下の内容の研修や会議を実施したことはありますか。各項目の研修・会議について、あてはまるものを**すべて選び**、数字に○をつけてください。

研修や会議の内容	研修を実施したことがある	会議を実施したことがある	研修・会議は実施していない
1. 実習生へのスーパービジョン	1	2	3
2. 実習評価の方法	1	2	3
3. 実習記録作成指導について	1	2	3
4. 実習プログラムについて	1	2	3
5. 実習において配慮が必要な学生への対応について	1	2	3
6. 実習施設側からみた実習受入れの課題の共有	1	2	3
7. 実習施設から養成校への要望	1	2	3
8. 感染症対策	1	2	3
9. その他	1	2	3

問23.　養成校・課程としての実習の運営についてお答えください。

問23-1. 養成校・課程として、実習の運営において、本連盟が 2020 年3月に作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」は踏まえていますか。あてはまるほうを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

1. ガイドラインを知っており踏まえている。
2. ガイドラインを知っているが踏まえていない。
3. ガイドラインを知らない。

問23-2. 養成校・課程として、実習の運営において実施していること、検討していることについて、あてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

項目	実施している	検討している	実施も検討もしていない
1. モデルになる実習プログラムについて、実施要綱や実習の手引き等に具体的に記載し実習先へ渡している	1	2	3
2. 実習先に、実習プログラムの事前送付を依頼している	1	2	3
3. 実習先に、実習生に対するオリエンテーションの実施を、1ヶ月程度事前に実施するように依頼する	1	2	3
4. 実習施設・機関と協働して実習プログラムを作成している	1	2	3

5. 宿泊、通勤費の学生の自己負担の公平化	1	2	3
6. 実習報告集を作成して実習先へ送付する	1	2	3
7. 実習の前に福祉施設等への見学や訪問、ボランティア活動を勧めている	1	2	3
8. その他　※自由記述			

問24.　新カリキュラムにおける**実習の実施学年、時期及び時間数**をお答えください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

	実施年	時期（すべてに○）	時間数
1か所目	1. 1年目 2. 2年目 3. 3年目 4. 4年目	1. 前期 2. 夏季 3. 後期 4. 春季	1. 30時間 2. 60時間 3. 120時間 4. 180時間 5. 不明 6. 実習生ごとに異なる
2か所目	1. 1年目 2. 2年目 3. 3年目 4. 4年目	1. 前期 2. 夏季 3. 後期 4. 春季	1. 30時間 2. 60時間 3. 120時間 4. 180時間 5. 不明 6. 実習生ごとに異なる

問25.　新カリキュラムにおける**実習指導・演習の配当年次・学年に各学年の時間数**をお答えください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

科目群	1年目	2年目	3年目	4年目
ソーシャルワーク実習（社会 90 時間、精神 90 時間）	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間
ソーシャルワーク演習（共通）30時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間
ソーシャルワーク演習（社会専門）120時間（精神専門）90時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間

問26.　新カリキュラムにおいて（精神保健福祉士養成課程では現行から）2以上の実習施設で実習を行うこととなっています。2か所の実習指導を担当する教員について、次の中からあてはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 2カ所とも同じ教員が実習指導を担当する。
2. 1カ所ずつそれぞれ異なる教員が実習指導を担当する。
3. 実習生によって異なる。
4. 決まっていない。

問27.　2か所での実習の連続性を確保するため、貴養成校・課程ではどのような工夫をする予定ですか。もしくはすでにされていますか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. どちらの実習も同じ実習指導担当教員が、実習生の指導を担当する。
2. 1か所目の実習指導者の実習評価を、2か所目の実習指導者に事前に共有する。
3. 1か所目の実習先での実習計画書の達成状況について、2か所目の実習先に共有する。
4. 1か所目の実習指導者と2か所目の実習指導者が情報共有する機会を設ける。
5. その他（　　）
6. 2か所での実習の連続性を確保する工夫はしていない。また、予定していない。

Ⅶ　実習・実習指導科目におけるICTの活用

問28.　実習におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問28-1. 実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問28-2. 実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を、実習時間に含まず、事前にオンデマンドで実施する。	1	2	3	1	2	3	4

問28-3. その他の活用　※自由記述

問28-4. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。	
	1	※自由記述

問29.　**実習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

問30.　実習指導におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問30-1. 実習受け入れに関する打ち合わせを、実習受け入れ施設・機関の実習指導者と実習指導担当教員の2者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-2. 実習前の実習に関する打ち合わせを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-3. 実習指導者による実習生へのオリエンテーションをビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-4. 実習の巡回指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問30-5. 実習の帰校日指導をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問30-6. 実習の振り返りを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-7. 実習報告会をオンライン（遠隔）もしくは対面とビデオミーティングツールを活用したオンラインのハイブリッドで実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-8. ビデオミーティングツールを活用して、実習中の指導を週2回以上、必要に応じて行う。実習指導を週2回以上、必要に応じて行う。	1	2	3	1	2	3	4
問30-9. ビデオミーティングツールを活用して、実習指導以外の実習生とのコミュニケーションの回数を増やす。	1	2	3	1	2	3	4
問30-10. その他の活用　※自由記述							

問30-11. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。
	1　※自由記述

問31.　**実習・実習指導**の実施において、ICT（情報通信技術）とくにビデオミーティングツールの活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

		とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. コミュニケーションがより円滑になる。	1-1. 実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者	1	2	3	4
	1-2. 実習指導者と実習指導担当教員	1	2	3	4
	1-3. 実習指導者と実習生	1	2	3	4

2．実習にかかる負担を軽減できる。	2-1．実習指導担当教員の負担	1	2	3	4
	2-2．実習指導者の負担	1	2	3	4
	2-3．実習生の負担	1	2	3	4
3．実習中の実習指導の頻度を上げられることで、よりきめ細やかな実習指導が可能となる。		1	2	3	4
4．実習中の実習指導以外のコミュニケーションの頻度を上げられることで、よりきめ細やかな支援が可能となる。		1	2	3	4
5．実習指導者とのコミュニケーションの頻度を上げられることで、よりきめ細やかな実習体制づくりが可能となる。		1	2	3	4
6．実習生と実習指導者、実習指導担当教員の3者での打ち合わせを、対面で実施するのとビデオミーティングツールを活用したオンラインで実施するのでは、少なくとも同等の効果が得られる。		1	2	3	4
7．実習指導担当教員による実習指導	7-1．より効果的に実施できる。	1	2	3	4
	7-2．より効率的に実施できる。	1	2	3	4
8．実習生への実習指導を、対面で実施するのとビデオミーティングツールを活用したオンラインで実施するのでは、少なくとも同等の効果が得られる。		1	2	3	4
9．実習生が、実習での学びをより深めることができる。		1	2	3	4
10．多様な学生を実習に配属する可能性が高まる。		1	2	3	4
11．養成校から離れたところに出身地がある学生が、出身地の施設・機関で実習を実施することができる。		1	2	3	4
12．遠隔地や山間地などでの実習を実施することができる。		1	2	3	4
13．学生が日本国外で実習できる可能性が高まる。		1	2	3	4
14．災害時等に実習を継続できる可能性が高まる。		1	2	3	4

問32．　**実習指導科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

Ⅳ　災害時の教育体制について

問33．　災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、事業継続計画（BCP）を策定していますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1．すでに策定済みである。

2．現在、策定作業中である。

3．策定する予定である。

4．策定するかどうかを検討中である。

5．策定について、何も検討していない。

問34.　災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、どのようなことを実施していますか。次の中から**すべて選び**、番号に○をつけてください。

※事業継続計画（BCP）の策定有無や当該計画への位置づけの有無にかかわらず、現状をお答えください。

1. 災害時等に学生、教職員の身の安全を確保するための準備がある。
2. 災害時等に本部機能および各部局機能の維持・早期復旧するための準備がある。
3. 災害時等でも、学生を予定通りに卒業・就職、受け入れ等を行うための準備がある。
4. 災害時等でも、教育・研究環境を提供するための準備がある。
5. 災害時等でも、学生への大学生活等への諸支援を行うための準備がある。
6. 災害時等に教職員の雇用を確保するための準備がある。
7. キャンパスおよび周辺地域における災害の種類や被害の大きさを想定している。
8. 災害時等の対応体制を決めている。
9. 災害時等の対応拠点・代替拠点を確保している。
10. 災害時等に優先する業務を整理している。
11. 災害時等に活用可能な資源（人、資機材、サービスなど）をリストアップしている。
12. 災害時等に資源を調達しあえる大学や関係機関との連携を構築している。
13. 災害時等に情報・通信システムに被害が出た場合の準備がある。
14. 災害時等を想定して、重要情報を管理している。
15. 広域協力支援体制として、被害の少なかった養成校との連携・ネットワークがある。
16. その他（　　）
17. 災害時等の教育体制については、何も準備していない。

Ⅴ. 貴課程の人材養成の方針について、次の質問にお答えください。

問35.　貴課程では、アドミッション／カリキュラム／ディプロマポリシー（全体）などの**「人材養成の方針」**を作成していますか。あてはまるほうを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1.　作成している。　　**→問23以降にお進みください。**
2.　作成していない。　**→「Ⅵ　実習の指導体制」にお進みください。**

問36.　養成課程が設置されている学科等の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー等）は、どのような内容が位置づけられていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職を目指す。
2. 社会福祉士・精神保健福祉士を目指す。
3. 介護の仕事を目指す。
4. 人の役に立つことを目指す。
5. 社会の役に立つことを目指す。
6. 広く国内の社会問題に関心を持つ。
7. 国際的な問題に関心を持つ。
8. 地域社会およびそこでの問題に関心を持つ。
9. その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

問37.　養成課程が設置されている学科等のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針等）は、どのような内容に関連するものになっていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義を参考にした。
2. ソーシャルワーカーの倫理綱領を参考にした。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知等を参考にした。
4. 特に、上記のものは参考にしなかった。

問38.　養成課程が設置されている学科等のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針等）は、どのように工夫をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に関連する内容をよりよく学べる。
2. ソーシャルワーカーの倫理綱領に関連する内容をよりよく学べる。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知に関連する内容をよりよく学べる。
4. 座学・演習・実習で循環的に学べる。
5. 特に、上記の内容について工夫していない。

Ⅷ 卒後の進路について、次の質問にお答えください。

問39.　社会福祉士・精神保健福祉士養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取組として、貴養成校・課程ではでどのような取り組みをしていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をしてください。

1. 公務員試験講座を、養成課程の学生を対象に養成校・課程で独自に開講している。
2. 社会福祉法人等と協力して、養成校・課程での学びをいかせる就職のフェアやセミナーを独自に開催する。
3. 様々な分野別の就職フェアや就職セミナーを養成校・課程で独自に開催している。
4. 養成校・課程での学びをいかせる就職を中心とした進路相談室等を養成校・課程で独自に設置している。
5. 養成校・課程での学びをいかせる就職先の求人情報を集約し、学生に提供する仕組みを作っている。
6. 求人情報や相談を受け付ける窓口をわかりやすく外部に知らせている。
7. 他の養成校・課程と共同で、養成校・課程での学びをいかせる就職のフェアやセミナーを開催している。
8. 外部団体の主催で開催されている社会福祉法人等の就職フェアや就職セミナーへの参加を学生に勧める。
9. 職能団体と連携している。
10. その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
11. 養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取り組みは行っていない。

Ⅸ 養成課程についてお答えください。

問40.　2021 年度の課程への入学定員数

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人

問41.　地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の貴養成課程の学年定員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人

問42.　地方厚生局確認申請または設置（変更）申請に記入した貴養成課程の学年定員について、新カリキュラムの実施に伴って増減させる予定はありますか。次の中から、あてはまるものを**一つだけ**お選びください。

1. 養成課程の学年定員を増員する予定である。
2. 養成課程の学年定員を削減する予定である。
3. 養成課程の学年定員を変更する予定はない。
4. 養成課程を廃止する予定である。

問43.　2020 年度に実習科目の履修登録を行った人数

人

問44.　2019 年度の国家試験受験者数（新卒者。回答している課程で受験した人数）
※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

人

問45.　養成課程を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）

人

問46.　実習（指定科目）を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）

人

問47.　2020 年度の実習指導クラスの 1 クラスの平均学生人数
※複数の教員で1クラスを担当している場合は、一人当たりの人数としてご記入ください（例：10 人の学生を 2 人の教員で担当している場合は5人とご記入ください）

人

問48.　実習指導クラスのクラス分けの方法

1. 分野別　2. 分野横断型　3. 教員別　4. その他（　　）
5. 実習の履修者が少ないためクラス分けの必要がない　6. 実習の履修者がいない

問49.　実習施設の契約施設数（確認申請に記載している施設数）

カ所

問50.　学校名・学部名　（自由回答：今後調査にご協力いただける場合はご回答ください）

学校名：　　学部：　　学科・課程・ｺｰｽ：

ご連絡先電子ﾒｰﾙ：

実習・実習指導科目を担当している教員へお渡しください

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士・精神保健福祉士養成校
実習・実習指導担当教員　様

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長　白澤 政和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」への
教員アンケート回答ご協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の役割が高まっている今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。この事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校にて社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の実習・実習指導科目を担当している教員を対象に、実習・実習指導に関する調査を実施します。この成果は、報告書にまとめて公開し、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上 2021 年 1 月 31 日（日）23：59 まで に下記 QR コードより Web サイトへアクセスの上、オンラインフォームからご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。　謹白

対象　　：社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の
　　実習・実習指導科目を担当している教員
回答方法：右記ＱＲコードよりアクセスいただくか、以下 URL よりアクセスし、
　　回答ください。。
https://pro.form-mailer.jp/fms/7f32a91e213948
・会員校宛メールでご案内いたしますので、ぜひご協力をお願いします。
・各課程から何名様でもご回答いただけます。お１人様１回のみご回答ください。

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。フォームに記載の本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご回答くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

社会・精神　養成課程　実習・実習指導担当教員調査

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」への
ご協力のお願い

実施主体：日本ソーシャルワーク教育学校連盟

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。
社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しを受け、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校の実習・実習指導をご担当の先生方を対象に調査を実施致します。
つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、本件調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

・調査対象：社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の実習・実習指導科目を担当している教員
・回答期限 2021 年１月 31 日（日）まで
・お１人様１回のご回答にご協力ください。

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて
本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。本調査において、養成校名・個人名を回答する項目はありませんので、調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定できるデータを公表することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。
本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご送信くださいますようお願い申し上げます。本調査の回答送信をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

問1　養成校での実習指導（社会福祉士あるいは精神保健福祉士）の経験年数をお答えください。
【ＦＡ】
年数でお答えください。おおよそで結構です。

問1-2　あなたが担当している実習科目を教えてください。
【ＭＡ】
１　相談援助実習指導
２　相談援助実習
３　精神保健福祉援助実習指導
４　精神保健福祉援助実習

問2　現在、あなたが担当している講義科目にチェックを入れてください（科目責任者、科目担当者として担当している科目のみ）（選択肢は現行の指定科目名です）。
【ＭＡ】

問２－（１）人体の構造と機能及び疾病
問２－（２）心理学理論と心理的支援
問２－（３）社会理論と社会システム
問２－（４）現代社会と福祉
問２－（５）社会調査の基礎
問２－（６）相談援助の基盤と専門職
問２－（７）相談援助の理論と方法
問２－（８）地域福祉の理論と方法
問２－（９）福祉行財政と福祉計画
問２－（１０）福祉サービスの組織と経営
問２－（１１）社会保障
問２－（１２）高齢者に対する支援と介護保険制度
問２－（１３）障害者に対する支援と障害者自立支援制度
問２－（１４）児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
問２－（１５）低所得者に対する支援と生活保護
問２－（１６）保健医療サービス
問２－（１７）就労支援サービス
問２－（１８）権利擁護と成年後見制度
問２－（１９）更生保護制度
問２－（２０）精神疾患とその治療
問２－（２１）精神保健の課題と支援
問２－（２２）精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
問２－（２３）精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
問２－（２４）精神保健福祉の理論と相談援助の展開
問２－（２５）精神保健福祉に関する制度とサービス
問２－（２６）精神障害者の生活支援システム
問２－（２７）該当なし

問3　以下の各項目について、あなたのお考えに近いものにチェックを入れてください。（業務として積極的に取り組むべき事項かどうかを率直にお答えください）
【テキスト】

問3-（1）ソーシャルワーク教育
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
３　どちらとも言えない

問3-（2）実習・実習指導
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
３　どちらとも言えない

問3-（3）福祉人材養成
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）

3　どちらとも言えない

問3-(4)福祉系職能団体との連携
【ＳＡ】
1　積極的にとりくむべきこと
2　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
3　どちらとも言えない

問3-(5)研究
【ＳＡ】
1　積極的にとりくむべきこと
2　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
3　どちらとも言えない

問4．あなたは以下の各設問の内容について、「実習指導」の授業の中で教えることができますか。教えることができる場合は「できる」に、教えることが難しい場合は「できない」に、判断困難な場合は「どちらともいえない」にチェックを入れてください。
【テキスト】

問4-(1)個別支援から地域支援の展開を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(2)問題解決の過程において，多様な連携・協働の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(3)福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(4)総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(5)福祉系事業所・機関以外の地域資源を活用する視点を獲得する方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない

3　どちらともいえない

問4-（6）ファシリテーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（7）ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（8）コーディネーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（9）ネゴシエーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（10）プレゼンテーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（11）ソーシャルアクションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問5　新カリキュラムでは、講義―演習―実習の教育内容の循環が重視されます。このことに関連して、あなたは各「指定科目」の教育内容を、どの程度理解していると思いますか。（＊所属校で設置して いない科目についても回答してください）
【テキスト】

問5-（1）人体の構造と機能及び疾病
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している

3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(2)心理学理論と心理的支援
【ＳＡ】

1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(3)社会理論と社会システム
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(4)現代社会と福祉
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(5)社会調査の基礎
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(6)相談援助の基盤と専門職
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(7)相談援助の理論と方法
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(8)地域福祉の理論と方法
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(9)福祉行財政と福祉計画
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(10)福祉サービスの組織と経営
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(11)社会保障
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(12)高齢者に対する支援と介護保険制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(13)障害者に対する支援と障害者自立支援制度
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（14）児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（15）低所得者に対する支援と生活保護
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（16）保健医療サービス
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（17）就労支援サービス
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（18）権利擁護と成年後見制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（19）更生保護制度
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(20)精神疾患とその治療
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(21)精神保健の課題と支援
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(22)精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(23)精神保健福祉相談援助の基盤(専門)
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(24)精神保健福祉の理論と相談援助の展開
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(25)精神保健福祉に関する制度とサービス
【ＳＡ】
1　十分理解している

２　まあ理解している
３　どちらともいえない
４　あまり理解していない
５　理解していない

問5-（26）精神障害者の生活支援システム
【ＳＡ】
１　十分理解している
２　まあ理解している
３　どちらともいえない
４　あまり理解していない
５　理解していない

問6　あなたは、現在のカリキュラムにおいて、実習現場の実習指導者と以下のような個別の連絡調整を実施したことはありますか。実施したことがあるもの全てにチェックを入れてください。
【ＭＡ】
１　実習生へのスーパービジョン
２　実習評価の方法
３　実習記録作成指導について
４　実習プログラムについて
５　実習において配慮が必要な学生への対応について
６　実習施設側からみた実習受入れの課題の共有
７　実習施設から養成校への要望
８　感染症対策
９　その他

問7　実習指導において取り組んでいるものを、全てにチェックを入れてください。
【ＭＡ】
１　具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする
２　実習先と実習内容について事前に協議をおこなう
３　先輩から実習内容を聞く機会を設ける
４　実習計画書の報告会を実施する
５　ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう
６　ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習プログラムになるよう実習施設に働きかける
７　地域を意識した実習となるように実習施設に働きかける
８　見学、レクチャー、体験・実践の割合に配慮するよう実習施設に働きかける
９　観察・体験の整理ツールを準備する
１０　計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１１　教員・学生・指導者と協議しプログラムを作成する
１２　職場・職種・ソーシャルワーク実習、計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１３　実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１４　実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する
１５　現場実習終了後、実習生に対してミクロ、メゾ、マクロを意識した実習スーパービジョンをおこなう
１６　ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける
１７　実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する

１８　該当なし

問8　あなたはどのようなソーシャルワーカーを養成したいと考えていますか。ご自由にお書きください。
【ＦＡ】

問9　実習指導における Web 会議システム（例：ZOOM、Meet、Skype 等）の活用についてお聞きします。
【テキスト】

問9-1　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
１ 実施した
２ 実施していない
あてはまるほうにチェックを入れてください。

問9-1-1　問9-1で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 対面実施より著しく効果が劣る
２ 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
３ 対面実施と同等程度の効果がある
４ 対面実施以上の効果がある

問9-1-2　問9-1で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 今後も積極的に活用したい
２ 今後も必要に応じて活用したい
３ 今後は最低限の活用にとどめたい
４ 今後は活用したくない

問9-2　実習中の巡回指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
１ 実施した
２ 実施していない

問9-2-1　問9-2で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 対面実施より著しく効果が劣る
２ 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
３ 対面実施と同等程度の効果がある
４ 対面実施以上の効果がある

問9-2-2　問9-2で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】

1 今後も積極的に活用したい
2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最低限の活用にとどめたい
4 今後は活用したくない

問9-3 学生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
1 実施した
2 実施していない

問9-3-1 問9-3で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
1 対面実施より著しく効果が劣る
2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある
4 対面実施以上の効果がある

問9-3-2 問9-3で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
1 今後も積極的に活用したい
2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最低限の活用にとどめたい
4 今後は活用したくない

問9-4 問9-1～3で Web 会議システムによる指導等を「実施した」「参加した」と1回でも回答した人にお聞きします。Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場（養成校）に構築することにどのくらい負担がありましたか。あてはまるもの 1 つを選んでください。
【ＳＡ】
0 以前より構築されていた
1 ほとんど負担ではなかった
2 少し負担であった
3 まあまあ負担であった
4 かなり負担であった
5 個人で対応した（自宅 PC 等）

問10 今年度はコロナウイルス（COVID-19）感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められました。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定して、以下の質問にお答えください。
【テキスト】

問10-1 実習指導に Web 会議システムを活用すること（例：Web 会議システムによる巡回指導の実施など）についてどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの 1 つを選んでください。
【ＳＡ】
1 全ての場面で積極的に活用したい

２ 場面や必要性に応じて活用したい
３ 最低限の活用にとどめたい
４ 活用したくない
５ 何とも言えない

問10-2 あなたの所属している養成校は Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することは可能ですか。あてはまるもの 1 つを選んでください
【ＳＡ】
１ すでに構築している
２ まだ構築していないが十分に可能である
３ まだ構築しておらず構築は難しい
４ 何とも言えない

以上で調査項目は終了です。
本件回答内容を自動返信メールで受信したい方は
以下の欄にメールアドレスを記入してください。
受信不要の方は入力は必要ありません。

メールアドレス
info@example.com
この調査について、ソ教連ではご本人確認ができないため、メールアドレスの記入が間違っている場合の再送信**等は出来かねますので、ご承知おきください。**

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士 実習指導者講習会
修 了 者 各 位

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長　　白 澤 政 和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の
アンケート回答の協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。本事業は、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景をはじめ、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究を実施するものです。この事業の一環として、全国の社会福祉士 実習指導者講習会の修了者を対象に、『社会福祉士実習指導者による今後の実習指導のあり方に関する調査』を実施することとなりましたため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。この成果は、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけます際は、調査票に記入の上 **2021 年 1 月 31 日(日)（消印有効）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

調査票の記入は、社会福祉士 実習指導者講習会を修了された実習指導者の方にお願いいたします。貴施設・機関において現在「実習指導者」がご不在の場合はアンケート用紙をそのまま破棄ください。

調査票は 2 部同封しております。この 5 年間（2016 年度～2020 年度）のうちに実習指導者として実習指導を担当された方に優先的にお渡し頂けますと幸甚です。実習指導未経験の場合や上記期間での実習受入が 0 名の場合でも、実習指導者講習会 修了者として回答にご協力いただけますと幸いです。調査票が不足した場合はお送り致しますので、お手数ですが問い合わせ先へご連絡ください。

日頃ソーシャルワーク専門職教育を担われている皆様のご意見をいただき、今後の養成教育に反映させていきたいと考えております。ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。　　謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとして同目的の範囲内でのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において団体名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本調査実施団体

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　会長　白澤　政和（国際医療福祉大学大学院）

■ 本事業協力団体 （順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』

令和２年度厚生労働省　社会福祉推進事業

社会福祉士実習指導者による今後の実習指導のあり方に関する調査

2021 年 1 月

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ご記入にあたって＞

1．ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等でお願いします。

2．調査対象者ご本人様がご自分の考えをご回答くださいますようお願いいたします。

3．本調査票への回答をもって、ご協力について同意いただいたものとさせていただきます。

4．ご記入後は、無記名のままご提出ください。

5．調査へのご協力は任意です。協力しない場合にも一切不利益を受けることはありません。

Ⅰ　あなた自身のことについてお聞きします。

問１．性別についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 女性　　2 男性　　3 その他　　4 答えたくない

問２．年齢を教えてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿歳

問３．社会福祉士の登録年（社会福祉士登録証に記載された登録年）を教えてください。

（※試験合格年ではなく登録年をご記入ください）

昭和・平成・令和＿＿＿＿＿＿＿＿年

問４．社会福祉士受験資格を取得した養成校についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 四年制大学　　2 短期大学　　3 一般養成施設　　4 短期養成施設

問５．これまで相談援助に関する仕事に従事してきた年数を教えてください。

（※従事している時の社会福祉士の有無は問いません）。

通算＿＿＿＿年＿＿＿＿か月（2021 年 1 月時点）

問６．現在所属している職能団体についてあてはまるもの**全てに○**をしてください。

1 社会福祉士会　　2 精神保健福祉士協会　　3 医療ソーシャルワーカー協会

4 いずれにも加入していない

問７．社会福祉士実習指導者講習会を受講した年を教えてください。

昭和・平成・令和＿＿＿＿＿＿年

問８．これまで実習指導者として担当した社会福祉士実習生の人数（2007 年以前の旧カリキュラムの実習生も含む）を教えてください。

通算＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

※１ 資格要件を満たすための相談援助実習として 120 時間以上指導を担当した学生を対象とします。
（旧カリキュラムの実習生に関しては養成校から依頼があった実習期間全体を通して指導を担当）
※２ 現在所属している職場に限定せず、これまで着任してきた全職場での通算の人数をお答えください。
※３ 一人も実習指導を行ったことがない場合には**０人とご記入**ください。

問９．これまで所属してきた機関・事業所のうち、社会福祉士の実習指導をしたことがある領域について、あてはまるもの**全てに○**をつけてください。

１ 行政領域　２ 地域領域　３ 医療領域　４ 高齢者領域　５ 障害者領域
６ 障害児領域　７ 児童領域　８ 独立型社会福祉士事務所　９ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

問 10．次のうち、あなたが社会福祉士の実習指導を行う目的としてあてはまるもの**３つまで○**をつけてください。

１．社会福祉士の後進育成
２．自分自身の指導能力の向上
３．自分自身のソーシャルワークの振り返り
４．養成校（教員）との関係形成・強化
５．所属組織の職員確保（実習生の就職）
６．実習指導料の確保
７．所属組織内の社会福祉士への理解促進
８．養成校や学生に対する所属組織・領域の周知
９．自分の目的はない（養成校から依頼があるため受けている）
10．その他（　　）
11．いずれもあてはまらない

問 11．次のうち、あなたがこれまで社会福祉士の実習指導を行ったことによって、実際に生じたメリットについてあてはまるもの**すべてに○**をつけてください。

１．自分自身の指導能力が向上した
２．ソーシャルワークに対する理解が深まった
３．新たなソーシャルワークを実践できた
４．養成校（教員）と関係形成・強化ができた
５．実習生が就職して人材確保につながった
６．実習指導料によって社会福祉士やその実習受入への組織からの評価が高まった
７．所属組織における社会福祉士への理解が深まった
８．その他（　　）
９．いずれもあてはまらない

問 12．実習指導以外に社会福祉士養成校での社会福祉士養成教育に関与した経験（非常勤講師、ゲストスピーカー、外部評価者、パネリスト等）について、あてはまるもの**１つに○**をしてください。

１ よくある　２ まあまあある　３ 少しある　４ ない

II　実習遂行のための Web 会議システム（例：ZOOM、Google Meet、Skype 等）の活用について お聞きします。

問 13. **2020 年度に社会福祉士の実習指導を行った人**にお聞きします。それ以外の方は**問 14（P.5）**へ進んでください。

問 13－1　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した　　2 実施していない（養成校より提案はあったが対応できないと断った）
3 実施していない（養成校よりそのような提案はなかった）

13－1－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る　　2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある　　4 対面実施以上の効果がある

13－1－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用したい　　2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最小限の活用にとどめたい　　4 今後は活用したくない

問 13－2　実習中の養成校教員の巡回指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した　　2 実施していない（養成校より提案はあったが対応できないと断った）
3 実施していない（養成校よりそのような提案はなかった）

13－2－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る　　2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある　　4 対面実施以上の効果がある

13－2－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用したい　　2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最小限の活用にとどめたい　　4 今後は活用したくない

問 13－3　養成校教員が学生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した	2 実施していない	3 把握していない

13－3－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る	2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある	4 対面実施以上の効果がある

13－3－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用して問題ない	2 今後も必要に応じて活用して問題ない
3 今後は最小限の活用にとどめる必要がある	4 今後は活用してほしくない

問 13－4　実習後、養成校が開催する実習報告会に Web 会議システムでオンライン参加しましたか。

1 オンライン参加した	2 オンライン参加しなかった（養成校はオンライン配信していた）	
	3 オンライン参加しなかった（養成校がオンライン配信しなかった）	

13－4－①　**「1 オンライン参加した」と回答した人のみ**ご回答ください。実習報告会へのオンライン参加による学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面参加より著しく効果が劣る	2 対面参加より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面参加と同等程度の効果がある	4 対面参加以上の効果がある

13－4－②　**「1 オンライン参加した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案して、今後も Web 会議システムによって実習報告会にオンラインで参加することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的にオンラインで参加したい	2 今後も必要に応じてオンラインで参加したい
3 今後は最小限のオンライン参加にとどめたい	4 今後はオンラインでは参加したくない

問 13－5　上記 13－1～13－4 で Web 会議システムによる指導等を「実施した」「参加した」と 1 回でも回答した人にお聞きします。Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築することにどのくらい負担がありましたか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

0 以前より構築されていた	1 ほとんど負担ではなかった	2 少し負担であった
5 個人で対応した（自宅 PC 等）	3 まあまあ負担であった	4 かなり負担であった

問 14. 今年度はコロナウイルス（COVID-19）感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められました。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定して、以下の質問にお答えください。

問 14－1　実習指導に Web 会議システムを活用すること（例：Web 会議システムによる巡回指導の実施など）についてどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 全ての場面で積極的に活用したい	2 場面や必要性に応じて活用したい	
3 最小限の活用にとどめたい	4 活用したくない	5 何とも言えない

問 14－2　あなたの所属組織は Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することは可能ですか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 すでに構築している	2 まだ構築していないが十分に可能である
3 まだ構築しておらず構築は難しい	4 何とも言えない

III　社会福祉士の実習指導者の養成や資質向上に関するあなたの考えをお聞きします。

問 15. 以前受講された社会福祉士**実習指導者講習会**に関する以下の質問についてお答えください。

問 15－1　研修期間（2 日間 14 時間）は学ぶ内容に対して適切だったと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 とても過剰である	2 少し過剰である	3 適切	4 少し足りない	5 全然足りない

問 15－2　研修実施時期について、あなたが受講した月をご記入いただき、その時期の参加のしやすさについてあてはまるもの**1 つに○**をしてください。

＿＿＿＿月 →

1 とても参加しやすい時期だった	2 まあまあ参加しやすい時期だった
3 少し参加しづらい時期だった	4 とても参加しづらい時期だった

問 15－3　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要な内容が十分に含まれていたと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 必要な内容が網羅されている	2 必要な内容が少し不足している
3 必要な内容がかなり不足している	4 覚えていない

問 15－4　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要ではない内容が含まれていたと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 必要ではない内容は含まれていない	2 必要ではない内容が少し含まれている
3 必要ではない内容がかなり含まれている	4 覚えていない

問 15－5　全体を通した研修の分かりやすさについて、あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 とても分かりやすかった	2 まあ分かりやすかった	3 どちらともいえない	
4 少しわかりにくかった	5 とても分かりにくかった	6 覚えていない	

→ 15－5－① **4 か 5 に○をした方**は、その理由について教えてください。

分かりにくかった理由：

問 16. 社会福祉士の実習生を受け入れて指導する際、どのような場面で実習指導者としてさらに学びを深める必要があると感じられますか。それぞれの場面についてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

		回答				
		とても感じる	まあ感じる	少し感じる	感じない	取り組んでない
①	所属組織全体の実習受け入れ体制を整備する場面	1	2	3	4	5
②	実習生が所属する養成校との事務的な手続きを遂行する場面	1	2	3	4	5
③	実習生を受け入れるにあたり想定されるリスクを事前に確認し、具体的対応方法を検討する場面	1	2	3	4	5
④	利用者やクライエントの個人情報保護に配慮した実習生の関りを検討する場面	1	2	3	4	5
⑤	実習受け入れマニュアルを作成したり、見直したりする場面	1	2	3	4	5
⑥	組織・機関のソーシャルワークを伝えるための基本的実習プログラムを作成する場面	1	2	3	4	5
⑦	実習生の力量や関心を踏まえたうえで個別実習プログラムを作成する場面	1	2	3	4	5
⑧	実施した基本的実習プログラムおよび個別実習プログラムの評価・見直しを行う場面	1	2	3	4	5
⑨	実習生が観察・体験したソーシャルワーク実践を理論や概念と関連付けて説明する場面	1	2	3	4	5
⑩	実習生の気付きや成長を最大化するためのスーパービジョンを実施する場面	1	2	3	4	5
⑪	実習終了後に実習生の評定を行う場面	1	2	3	4	5
⑫	実習において配慮が必要な学生への対応を検討する場面	1	2	3	4	5

問 17. 2019 年に社会福祉士養成課程のカリキュラムが改正され 2021 年度より施行されます。新カリキュラムでは実習で学ぶべき内容が見直されましたが（別紙参照）、このカリキュラム改正についてどの程度把握していたか、あてはまるもの**１つに○**をしてください。

1 改正内容まで十分に把握していた　　2 改正されることは把握していたが内容の把握は不十分 3 改正されることは把握していたが内容は全然知らない　　4 改正されることを知らなかった

問 18. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場の業務としてどの程度実施しているか（**現職場での実施度**）、また現在の職場に限らず職能団体等の他組織での実践や以前の職場における実践も含めたときにどの程度実践の経験があるのか（**社会福祉士としての実践経験**）について、**それぞれあてはまるもの１つに○**をしてください。

		回答							
		現職場での実施度				**社会福祉士としての実践経験**			
		十分実施している	まあ実施している	少し実施している	全く実施していない	十分な実践経験がある	まあまあ実践経験がある	あまり実践経験はない	全く実践経験がない
①	施設・機関が所在する地域社会への具体的な働きかけ	1	2	3	4	1	2	3	4
②	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成	1	2	3	4	1	2	3	4
③	地域における社会資源の開発	1	2	3	4	1	2	3	4
④	施設・機関の経営やサービス管理	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤	アウトリーチ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥	ネットワーキング	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦	コーディネーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧	ネゴシエーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨	ファシリテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩	プレゼンテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪	ソーシャルアクション	1	2	3	4	1	2	3	4

問 19. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場で実習生を受け入れた場合、どの程度指導することができるのかお伺いします。**実践場面の提示**と**理論的指導**について、**それぞれ最もあてはまるもの１つに○**をしてください。

		回答							
		実践場面の提示				**理論的指導**			
		自身の業務・実践において実践場面を提示できる	関連機関等との連携で実践場面を提示できる	自身の経験から終了している事例を提示できる	現在の実践、終了事例いずれも提示できない	十分理論的な指導ができる	まあまあ理論的な指導ができる	あまり理論的な指導はできない	全く理論的な指導はできない
①	施設・機関が所在する地域社会への具体的な働きかけ	1	2	3	4	1	2	3	4
②	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成	1	2	3	4	1	2	3	4
③	地域における社会資源の開発	1	2	3	4	1	2	3	4
④	施設・機関の経営やサービス管理	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤	アウトリーチ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥	ネットワーキング	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦	コーディネーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧	ネゴシエーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨	ファシリテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩	プレゼンテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪	ソーシャルアクション	1	2	3	4	1	2	3	4

Ⅳ　現在あなたが所属している組織に関する各項目について、あなた自身の考えをお聞きします。

問 20. あなたが所属する組織の法人について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　2 社会福祉協議会　3 医療法人
4 地方公共団体（都道府県）　5 地方公共団体（市町村）
6 特定非営利活動法人・一般社団法人　7 その他（　　）

20－1 **「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した人のみ**ご回答ください。貴法人での地域公益**事業**の実施状況について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 充実残額があり実施している　2 充実残額はあるが実施していない
3 充実残額はないが実施している　4 充実残額はなく実施していない　5 分からない

20－2 **「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した人のみ**ご回答ください。貴法人での地域公益**的取組**の実施状況について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 とても活発に実施している　2 まあまあ活発に実施している
3 あまり活発に実施していない　4 ほとんど実施していない　5 分からない

問 21. あなたが配属されている施設・機関・事業所についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

行政領域	1 福祉事務所　2 児童相談所　3 その他
地域領域	1 社会福祉協議会　2 地域包括支援センター　3 その他
医療領域	1 病院　2 診療所　3 その他
高齢者領域	1 特別養護老人ホーム　2 老人保健施設　3 通所介護事業所　4 その他
障害児/者領域	1 障害者支援施設　2 障害者生活介護　3 障害者就労支援 4 相談支援事業所　5 障害児通所支援事業所　6 障害児入所施設　7 その他
児童領域	1 児童養護施設　2 母子家庭支援施設　3 児童自立支援施設　4 その他
その他	1 独立型社会福祉士事務所　2 その他（　　）

問 22. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所が所在する都道府県を教えてください。

問 23. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所から社会福祉士養成校までの距離について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください（選択肢の（）内の時間は車・公共交通機関であなたの職場から最も近い養成校への移動に要するおおよその時間を表します）。

1 とても近い（30 分以内）	2 まあまあ近い（1時間程度）
3 少し遠い（1時間 30 分程度）	4 まあまあ遠い（2時間程度）
5 とても遠い（3時間以上）	6 分からない

問 24. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、社会福祉士の実習受入・指導はどのように位置付けられていますか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 組織の正式な業務に位置づけられている
2 どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている
3 どちらかというと組織の正式な業務ではなく、実習指導者個人の取組として位置づけられている
4 組織の正式な業務ではなく、実習指導者個人の取組として位置づけられている

24－1 **「1 組織の正式な業務に位置づけられている」「2 どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている」と回答した人のみ**ご回答ください。実習指導者に対して組織的にどのようなバックアップがありますか。以下の欄に記述してください。

実習指導者へのバックアップ内容：

問 25. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、この 5 年間（2016 年度～2020 年度）で受け入れた社会福祉士実習生の全人数を教えてください。また、そのうち貴組織の法人に就職した実習生がいれば、その人数も教えてください。

受け入れ人数：　　人	法人に就職した実習生の人数：　　人

※ 上記期間に受け入れた実習生や就職した実習生がいない場合には**それぞれ0人とご記入**ください。

問 26. あなたが配属されている施設・機関・事業所における社会福祉士の実習生を受け入れることへの意向について、あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 積極的である	2 どちらかというと積極的である	3 どちらともいえない
4 どちらかというと消極的である	5 消極的である	

問 27. あなたが配属されている施設・機関・事業所は、あなたが社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに対してどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 肯定的である	2 どちらかというと肯定的である	3 どちらともいえない
4 どちらかというと否定的である	5 否定的である	6 特に組織の意向はない

問 28. 社会福祉士の実習指導にＷｅｂ会議システムなどのＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合、ＩＣＴ活用に向けた不安や（実際に今年度活用された方は）活用して難しかった点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 29. 実習指導における教育効果や教育の質を担保するために、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用の問題点や導入の課題と考える点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 30. 現在、社会福祉士 実習指導者講習会は基本的に都道府県社会福祉士会が実施されていますが、事業者・事業者団体（各種法人や社会福祉法人経営者協議会など）や養成校・養成校団体（各養成校や日本ソーシャルワーク教育学校連盟各ブロックなど）が参画して協働実施することを想定した場合、その実施方法に対するあなたのご意見を教えてください。

問 31. その他、社会福祉士養成に関してご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（（最終改正）元文科高第1122号社援発0306第23号令和２年３月６日）

別紙

厚生労働省ホームページ『令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』より演習・実習指導・実習部分の新旧対照表を抜粋

https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf

別表１

新

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク演習	①　ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②　ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③　ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④　ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 ①　自己覚知 ・自己理解と他者理解 ②　基本的なコミュニケーション技術 ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） ③　基本的な面接技術 ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） ④　ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ⑤　ソーシャルワークの記録 ・支援経過の把握と管理 ⑥　グループダイナミクスの活用 ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） ⑦　プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション

別表１

旧

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助演習	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ①　総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ②　個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。	①　以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア　自己覚知 イ　基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ　基本的な面接技術の習得 エ　次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 （ア）社会的排除 （イ）虐待（児童・高齢者） （ウ）家庭内暴力（D.V） （エ）低所得者 （オ）ホームレス （カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ　エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 （ア）インテーク （イ）アセスメント （ウ）プランニング （エ）支援の実施 （オ）モニタリング （カ）効果測定 （キ）終結とアフターケア カ　オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 （ア）アウトリーチ （イ）チームアプローチ （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 キ　地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に揚げる事項について実技指導を行うこと。 （ア）地域住民に対するアウトリーチ

					とニーズ把握 （イ）地域福祉の計画 （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 （オ）サービスの評価 ②　相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
ソーシャルワーク演習（専門）	①　ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ②　社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③　支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④　地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤　ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥　実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦　実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞ 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 ①　次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。 ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例 ②　①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の集結と事後評価 ・アフターケア ③　②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。	（新規）		

		・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ④　地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 ＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞ ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。 ①　事例研究、事例検討 ②　スーパービジョン
ソーシャルワーク実習指導	①　ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②　社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③　ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④　実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①　実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ②　多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③　実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④　実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤　実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥　実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解

相談援助実習指導	①　相談援助実習の意義について理解する。 ②　相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ③　社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④　具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①　相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ②　実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③　実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④　現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤　実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥　実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。）

		⑦　実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧　実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨　巡回指導 ⑩　実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪　実習の評価及び全体総括会
ソーシャルワーク実習	①　ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②　支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③　生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④　施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤　総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ①　利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ②　利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③　利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④　多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑤　当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑥　地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑦　施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑧　社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑨　ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション

		⑦　「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧　実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨　巡回指導 ⑩　実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪　実習の評価全体総括会
相談援助実習	①　相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ②　社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③　関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	①　学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ②　相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア　利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ　利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ　利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ　利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ　多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ　社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ　施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク　当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・

		ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

（削除）

		調整・開発に関する理解

備考

１　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムについては、社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。

２　相談援助演習のねらいにおける「相談援助の知識と技術に係る科目」とは、主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」 、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」等の科目であること。

これ以降はアンケートの質問紙です。
試験中は開かないでください。
試験終了後、試験官の指示に従って回答してください。

〈実施するアンケート〉

A. 模擬試験難易度アンケート

あなたが受験した科目に関して、それぞれあなたの印象に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつぶしてください。なお、受験していない科目は、空欄で構いません。

本アンケートの回答内容は、12 月上旬に郵送するあなたの成績表に記載されます。本アンケートに回答いただくことで、科目毎にあなたの解いたときの難易度の印象と、あなたの成績結果の比較をすることができます。問題の難易度の感触と得点の実態を把握して、国家試験に向けた試験対策にお役立てください。

なお、本アンケートへの回答は、任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることはありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

B. 進路意向（就労状況）等アンケート

【アンケートの目的およびアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすること、また厚生労働省：令和２年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の調査報告書掲載を目的として、実施するものです。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をしたうえで、報告書等で公表します。個人が特定できる形式での公表はいたしません。

【アンケート対象】

アンケート対象は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2020 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答いただくものとします。回答はすべて統計的に処理しますので、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等が明らかになることは一切ありません。また、上記目的以外に使用することも一切ありません。

なお、本アンケートへの回答は、任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることはありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

（注）上記アンケートＡ及びＢの回答マークシートは１枚にまとまっています。
続けて回答してください。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

A. 模擬試験難易度アンケート

あなたが受験した以下の[1]～[25]の科目に関して、それぞれあなたの印象(簡単か・難しいか)に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつぶしてください。

[1] 人体の構造と機能及び疾病	[14] 相談援助の理論と方法
[2] 心理学理論と心理的支援	[15] 福祉サービスの組織と経営
[3] 社会理論と社会システム	[16] 高齢者に対する支援と介護保険制度
[4] 現代社会と福祉	[17] 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
[5] 地域福祉の理論と方法	[18] 就労支援サービス
[6] 福祉行財政と福祉計画	[19] 更生保護制度
[7] 社会保障	[20] 精神疾患とその治療
[8] 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	[21] 精神保健の課題と支援
[9] 低所得者に対する支援と生活保護制度	[22] 精神保健福祉相談援助の基盤
[10] 保健医療サービス	[23] 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
[11] 権利擁護と成年後見制度	[24] 精神保健福祉に関する制度とサービス
[12] 社会調査の基礎	[25] 精神障害者の生活支援システム
[13] 相談援助の基盤と専門職	

B. 進路意向（就労状況）等アンケート

Q1 あなたの年齢(年代)を選んでください。

1. 20 代　2. 30 代　3. 40 代　4. 50 代　5. 60 代　6. 70 代以上

Q2 国家試験の受験予定について、当てはまるものを 1 つ選んでください。

1 来年（2021 年）2 月の国家試験を受験する　2 再来年（2022 年）以降の国家試験を受験する
3 国家試験を受験する予定はない

Q3 上記 Q2 で 1 又は 2 を選んだ方にお伺いします。受験予定の国家試験を選んでください。(複数回答可)

1 社会福祉士国家試験　2 精神保健福祉士国家試験

【実習に関する質問】

Q4 あなたは学校(養成校)で実習(社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るために必要な「相談援助実習」)を行いましたか？または新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、代替実習(「相談援助実習」を現場の施設以外で実施)を行いましたか？当てはまるものを 1 つ選んでください。

1 実習に行った・実習中である → Q5 に進む　2 代替実習を行った・代替実習中である → Q5 に進む
3 実習に行き、一部が代替実習だった → Q5 に進む　4 行っていない（実習免除など）→ Q9 に進む

Q5 あなたが学校(養成校)で実習を行った分野(代替実習の場合はプログラム)をすべて選んでください。(複数回答可)

1 高齢者福祉関係　2 障害者福祉関係　3 児童・母子福祉関係　4 生活保護関係　5 地域福祉関係
6 医療関係（精神科以外）　7 行政相談所関係　8 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　9 その他

Q6 上記 Q4 で 1、3 を選択した方(施設・機関に実習に行った方)にお伺いします。実習が就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在勤務先)の選択にあたり、与えた影響について、当てはまるもの1つ選んでください。

1 肯定的な影響を受けた　2 どちらかというと肯定的な影響を受けた
3 どちらかというと否定的な影響を受けた　4 否定的な影響を受けた　5 特に影響を受けなかった

Q7 上記 Q6 で 1、2、3、4(5 以外)を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1 実習を行った施設・機関に影響を受けた　2 実習先の実習指導者に影響を受けた
3 実習先の職員（実習指導者以外）に影響を受けた　4 実習教育を担当する教員の影響を受けた
5 実習先の利用者等に影響を受けた　6 実習先が立地する地域に影響を受けた

Q8 上記 Q6 で 1 または 2 を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在勤務先)の選択に関して、当てはまるもの1つ選んでください。

1 実習を行った施設・機関に就職したいと考えている　2 実習を行った施設・機関に就職した（内定含む）
3 実習に行った施設・機関に影響は受けたが、その施設・機関に就職したいとは思わない　4 その他

【学校（養成校）、進路選択に関する質問】

Q9 あなたが社会福祉分野の学校(養成校)で学ぶことを目指した(意識した)年代を 1 つ選んでください。

1 小学生以下　2 中学生　3 高校生　4 大学生　5 社会人　6 その他

Q10 あなたが社会福祉分野の学校(養成校)で学ぶことを目指した理由を選んでください。(複数回答可)

1 人の役に立ちたいから　2 人と関わるのが好きだから　3 社会で重要な仕事だと思ったから
4 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6 安定している分野だと思ったから　7 親族に勧められたから　8 学校の先生に勧められたから
9 先輩に勧められたから・誘われたから　10 国家資格を取得したいから
11 福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから　12 その他

Q11 あなたが社会福祉分野への就労を目指した(意識した)年代を 1 つ選んでください。

1 小学生以下　2 中学生　3 高校生　4 大学生　5 社会人　6 その他

Q12 あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。(複数回答可)

1 人の役に立ちたいから　2 人と関わるのが好きだから　3 社会で重要な仕事だと思ったから
4 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6 安定している分野だと思ったから　7 親族に勧められたから　8 学校の先生に勧められたから
9 先輩に勧められたから・誘われたから　10 国家資格を取得したいから
11 福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから　12 その他

Q13 あなたが社会福祉分野への就労や学校(養成校)を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。(複数回答可)

1 親族が否定的だった　2 高校の先生が否定的だった　3 友人・知人が否定的だった
4 実習先の職員が否定的だった　5 特に否定的な反応を示した人はいなかった

【就職、就職活動に関する質問】

Q14 あなたの現在の就職、就職活動の状況を 1 つ選んでください。

1 既に就労中　2 内定　3 就職活動中　4 これから就職活動をする　5 進学（大学院等）　6 その他

Q15 上記 Q14 で 2 を選択した方にお伺いします。本年度に内定が出た時期を 1 つ選んでください。

1. 4 月～5 月頃　2. 6 月頃　3. 7 月頃　4. 8 月頃　5. 9 月頃　6. 10 月頃　7. その他

Q16 上記 Q14 で 1 または 2 を選択した方にお伺いします。就労形態を 1 つ選んでください。

1 常勤（正職員）　2 非常勤　3 内定中で国家試験の合否等で変わる　4 その他

Q17 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の分野を選んでください。（複数回答可）

1 高齢者福祉関係　2 障害者福祉関係　3 児童・母子福祉関係　4 生活保護関係　5 地域福祉関係
6 医療関係（精神科以外）　7 行政相談所関係　8 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　9 その他

Q18 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の運営主体を 1 つ選んでください。

1 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）　2 医療法人（病院等）　3 国・地方公共団体
4 特定非営利活動法人（NPO 法人）　5 社会福祉協議会　6 福祉に関係する一般企業　7 一般企業　8 その他

Q19 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、影響のあった学校（養成校）の在学中の体験等のうち、当てはまるもの 3 つまで選んでください。

1 学校（養成校）で履修した座学の授業の内容　2 学校（養成校）で履修した実習
3 学校（養成校）で履修した演習科目　4 ゼミ教育　5 ボランティア活動　6 アルバイト経験
7 部活・サークル活動　8 就職活動　9 その他

Q20 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、学校（養成校）の在学中に影響を受けた人のうち、当てはまるもの 3 つまで選んでください。

1 実習先の実習指導者　2 実習先の職員　3 ボランティア先の職員　4 アルバイト先の職員
5 実習先やボランティア先の利用者　6 学校（養成校）の先生
7 学校（養成校）の就職をサポートする職員　8 友人・同級生・同僚　9 先輩　10 親族　11 その他

Q21 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるもの 5 つまで選んでください。

1 仕事のやりがいがある　2 給料・賃金が高い　3 労働時間や休日の取得が希望に沿う
4 職場の環境（建物・立地等）が良い　5 自宅から通勤が可能
6 就職後のキャリアアップが用意されている　7 職場の人間関係が良好　8 雇用が安定している
9 実施事業や業務内容が魅力的である　10 地域に密着した活動を行っている
11 社会的に評価されている

Q22 就職（就労されている方は転職）に関する情報をどこから得ていますか。（複数回答可）

1 学校（養成校）の求人情報　2 求人情報会社のウェブサイト、SNS
3 就職予定先・就職活動先の法人等のウェブサイト、SNS　4 都道府県別の福祉人材センター
5 全社協の福祉のお仕事　6 ハローワーク　7 インターンシップ　8 専門職団体のウェブサイト
9 就職説明会（合同含む）　10 教員　11 先輩や卒業生　12 その他

【新型コロナウイルス感染症の拡大下の養成教育に関する質問】（該当する学校（養成校）の在学生のみ回答）

Q23 2020 年度、学校（養成校）で相談援助実習指導、精神保健福祉援助実習指導の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の授業と遜色がなく分かりやすかった・通常授業より良かった
2 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた　3 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった
4 遠隔授業を理解するのが難しかった　5 長時間、PC 等を使用することの疲労感、負担感があった
6 グループワークやディスカッションが難しかった　7 担当する先生の操作や進行が不慣れだった
8 履修登録や出席確認、レポート提出など授業以外の操作や手続きが難しかった
9 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった　10 当てはまるものはない

Q24 2020 年度、学校（養成校）で相談援助演習、精神保健福祉援助演習の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の授業と遜色がなく分かりやすかった・通常授業より良かった
2 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた　3 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった
4 遠隔授業を理解するのが難しかった　5 長時間、PC 等を使用することの疲労感、負担感があった
6 グループワークやディスカッションが難しかった　7 担当する先生の操作や進行が不慣れだった
8 履修登録や出席確認、レポート提出など授業以外の操作や手続きが難しかった
9 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった　10 当てはまるものはない

Q25 2020 年度、学校（養成校）で代替実習（「相談援助実習」を現場の施設以外で実施）を経験された方にお伺いします。代替実習の感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の実習と遜色がなく分かりやすかった・通常の実習より良かった
2 実習指導者の指導が一切受けられなかった　3 利用者に直接関わることが一切できなかった
4 実習先の施設に行けなかった　5 代替のプログラムがよくなかった（わかりにくかった）
6 実習報告会などで体験を共有できなかった　7 担当する先生の説明や進行、指導が不慣れだった
8 実習に行かず資格を取ることが不安だ　9 当てはまるものはない

Q26 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学業・生活を行う上で、経済的な負担がありますか？当てはまるもの 1 つ選んでください。

1 特に問題はない　2 負担が増えたが、なんとかやっていける　3 負担が増え、やや厳しい
4 かなり厳しい　5 限界が来て経済的に困難な状況

Q27 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、就職活動の負担が増えましたか？当てはまるもの 1 つ選んでください。

1 特に問題はない・既に内定している　2 変更等が生じているが、なんとかやっていける
3 変更等が増え、やや厳しい　4 変更等が増えて、かなり厳しい
5 就職活動を実施または継続することが困難な状況　6 もともと就職する予定はない（進学等）

令和３年１月

ご担当者様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　政　和

厚生労働省　令和２年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。

一昨年６月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上　**令和３年１月３１日（日）まで（消印有効）　に同封の返信用封筒にて**ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票への記入は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業　ご担当者様に回答を**お願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館５階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』

厚生労働省令和２年度　社会福祉推進事業

市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査

2020年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	M−473812

←番号は記入不要です

《　調査へのご協力のお願い　》

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業　ご担当者様へ

この調査は、市区町村の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」についての実態をお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的としております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、厚生労働省令和２年度社会福祉推進費補助金により実施するものです。

令和３年１月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会　長　　白澤　政和

キリトリ

＊＊

《　ご記入にあたって　》

◎　回答のご記入は、**地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業担当者様**にお願いいたします。

◎　回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。

◎　回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。

◎　ご回答いただきました調査票は、**2020年１月31日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに**郵便ポストへ投函して下さい。

◎　調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください。

◎　回答について、わからない場合は、関係部局等に問合わせの上ご回答ください。

＊＊

〈お問い合わせ先〉

日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局

〒108-0075　東京都港区港南4-7-8　都漁連水産会館５階

TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

担当：小森(こもり)、杉本（すぎもと)、早坂（はやさか)

Ⅰ　貴自治体のことについてお聞きします。

問１．あなたの自治体は何都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

1　北海道	13　東京都	25　滋賀県	37　香川県
2　青森県	14　神奈川県	26　京都府	38　愛媛県
3　岩手県	15　新潟県	27　大阪府	39　高知県
4　宮城県	16　富山県	28　兵庫県	40　福岡県
5　秋田県	17　石川県	29　奈良県	41　佐賀県
6　山形県	18　福井県	30　和歌山県	42　長崎県
7　福島県	19　山梨県	31　鳥取県	43　熊本県
8　茨城県	20　長野県	32　島根県	44　大分県
9　栃木県	21　岐阜県	33　岡山県	45　宮崎県
10　群馬県	22　静岡県	34　広島県	46　鹿児島県
11　埼玉県	23　愛知県	35　山口県	47　沖縄県
12　千葉県	24　三重県	36　徳島県	

問２．あなたの自治体の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

1　政令市　　2　中核市　　3　政令市及び中核市以外の市　　4　区　　5　町　　6　村

問３．あなたの自治体の人口についてご記入ください。

令和２年８月末現在：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

問４．あなたの自治体の令和２年４月１日現在の全職員数及び民生部門の職員数ついて、総務省の地方公共団体定員管理調査の数字をご記入ください。

全職員数	＿＿＿＿＿＿＿＿人	民生部門職員	＿＿＿＿＿＿＿＿人

問５．あなたの自治体の、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」の２つの事業（地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業）の実施状況をお答え下さい（実施している箇所に○印をご記入ください）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
地域力強化推進事業					
多機関の協働による包括的支援体制構築事業					

II　あなたの自治体の、今年度（2020 年度）のモデル事業の委託の状況をお答え下さい。

問６−１．地域力強化推進事業の実施についてお答え下さい。

１　委託していない（自治体直営で実施している）　　２　委託している → 副問へ

副問　委託先で該当するものに〇印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

１　社会福祉協議会	２　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
３　医療法人	４　NPO 法人	５その他

問６−２　多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施についてお答え下さい。

１　委託していない（自治体直営で実施している）　　２　委託している → 副問へ

副問　委託先で該当するものに〇印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

１　社会福祉協議会	２　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
３　医療法人	４　NPO 法人	５その他

III　今年度（2020 年度）モデル事業の地域力強化推進事業についてお聞きします。

今年度地域力強化推進事業を実施していない場合は、問９にお進み下さい。

問7. 地域力強化推進事業における「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」において、支援の対象となっている者には、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

１　相談支援包括化推進員	２　社会福祉協議会の職員	３　生活支援コーディネーター
４　民生・児童委員	５　ボランティアコーディネーター	６　コミュニティソーシャルワーカー
７　地域住民	８　その他	

問8. 地域力強化推進事業における「地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備」において、「相談を受け止める人」としては、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

１　相談支援包括化推進員	２　社会福祉士	３　精神保健福祉士	４　介護支援専門員
５　相談支援専門員	６　介護福祉士	７　看護師	８　保健師
９　その他			

Ⅳ　今年度(2020 年度)モデル事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業についてお聞きします。

今年度多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施していない場合は、問 14 にお進み下さい。

問9. 相談支援包括化推進員の配置形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

専任・専従　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

兼任　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

問 10. 相談支援包括化推進員の配雇用形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

常勤正規職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

常勤臨時職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

非常勤・嘱託職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

問 11. 相談支援包括化推進員を配置している機関をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

1　自治体内の相談窓口（福祉課、保健課など）　　2　社会福祉協議会内の相談窓口

3　地域包括支援センター　　4　生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口

5　地区センター（公民館）　6　その他

問 12. 相談支援包括化推進員が保有している資格をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

1　相談支援包括化推進員　　2　社会福祉士　　3　精神保健福祉士　　4　介護支援専門員

5　相談支援専門員　　6　介護福祉士　　7　看護師　　8　保健師　　9　その他

問 13. 今年度（2020年度）のモデル事業の実施において、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格保有者を積極的に活用されていますか。下記の当てはまるものに〇印をつけた上で、副問にてその理由をお聞かせください。

1　積極的に活用している　　2　まあ活用している　　3　とくに活用していない

副問　ご回答の理由をお聞かせください。

問 14. 次年度（2021年度）から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」の実施の意向をお答え下さい。

1　実施する予定である　　2　実施の予定はない　　3　現時点ではどちらともいえない

問 15. 仮に、次年度（2021年度）以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、どのような形態で実施する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものに〇印をつけて下さい。

1　自治体直営で実施する予定（委託は行わない）

2　委託して実施する予定

→ 委託先として予定しているもので、該当するものに〇印をつけて下さい。（いくつでも）

1　社会福祉協議会　　2　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　　3　医療法人

4　NPO 法人　　5　その他

問 16. 仮に、次年度（2021年度）以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、当該事業を実施するためにソーシャルワーカー（社会福祉士あるいは精神保健福祉士）を採用する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものをいくつでも〇印をつけて下さい。

1　自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する

2　自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する

3　新規の正職員（臨時雇用正職員含む）のソーシャルワーカーを採用する

4　新規の非常勤職員（嘱託職員含む）のソーシャルワーカーを採用する

5　特にソーシャルワーカーの採用は考えていない

Ⅴ　令和２年６月４日付け参議院厚生労働委員会の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、次のように決議されました。

「重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」

問 17. この附帯決議についてご存知でしたか。

1　承知していた　　2　はじめて知った

問 18. 上記の附帯決議における社会福祉主事及び精神保健福祉士の活用について、あなたご自身の意見で結構ですので、下記の当てはまるものに〇印をつけた上で、副問にてその理由をお聞かせください。

1　大いに活用すべきだと思う	2　できれば活用すべきだと思う
3　活用すべきだとはあまり思わない	4　活用すべきだとはまったく思わない

副問　ご回答の理由をお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和３年１月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　政　和

厚生労働省　令和２年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。

一昨年６月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における福祉専門職の活用等に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上　**令和３年１月３１日（日）まで（消印有効）　に同封の返信用封筒にて**ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票への記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方に回答を**お願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館５階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

キリトリ

市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における福祉専門職の活用等に関する調査

令和３年１月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	G-012106

←番号は記入不要です

《　調査へのご協力のお願い　》

市区町村長　　各位

この調査は、市区町村の首長様を対象に、各市区町村における地方創生に向けた取り組み・考え方と、地域共生社会の実現に向けた福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）の活用等についてお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的として実施するものです。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、「厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業補助金」により実施するものです。

令和３年１月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　　政　和

＊＊

《　ご記入にあたって　》

◎　回答のご記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方にお願いいたします。
◎　回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
◎　回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。
◎　ご回答いただきました調査票は、**令和３年１月３１日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに**郵便ポストへ投函して下さい。
◎　調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください。

＊＊

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp
担当：小森(こもり)、杉本(すぎもと)、早坂（はやさか）

Ⅰ．基本属性

問１．あなたの市区町村はどの都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

１　北海道	13　東京都	25　滋賀県	37　香川県
２　青森県	14　神奈川県	26　京都府	38　愛媛県
３　岩手県	15　新潟県	27　大阪府	39　高知県
４　宮城県	16　富山県	28　兵庫県	40　福岡県
５　秋田県	17　石川県	29　奈良県	41　佐賀県
６　山形県	18　福井県	30　和歌山県	42　長崎県
７　福島県	19　山梨県	31　鳥取県	43　熊本県
８　茨城県	20　長野県	32　島根県	44　大分県
９　栃木県	21　岐阜県	33　岡山県	45　宮崎県
10　群馬県	22　静岡県	34　広島県	46　鹿児島県
11　埼玉県	23　愛知県	35　山口県	47　沖縄県
12　千葉県	24　三重県	36　徳島県	

問２．あなたの市区町村の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

１．都道府県　２．政令市　３．中核市　４．政令市及び中核市以外の市　５．特別区　６．町　７．村

問３．あなたの市区町村名をご記入ください。

区 市
町 村

問４．令和２年１１月末現在の、あなたの市区町村の人口、そのうち高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率についてご記入ください。

問４－１：総人口	問４－２：うち 65 歳以上人口	問４－３：高齢化率
人	人	%

問５．あなたの市区町村の人口動態について、ここ５年間であてはまるものに○をつけてください。

	かなり減少している	少し減少している	変わらない	少し増加している	かなり増加している
１．総人口について	１	２	３	４	５
２．若年層（15～34 歳）人口について	１	２	３	４	５

問６．あなたの市区町村の 2020 年４月１日現在の職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数をご記入ください。

区分		うち社会福祉士有資格者	うち精神保健福祉士有資格者
総務・企画・財政	人	人	人
産業振興	人	人	人
民政・教育	人	人	人
全職員数（合計）	人	人	人

問７．あなたのお名前と役職をご記入ください。

お名前	役職

Ⅱ．「まち・ひと・しごと創生」（地方創生）について

問８．あなたの市区町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生）第 2 期の基本目標についてどのようにお考えですか。重要度を５段階で表したとき、あてはまる箇所に〇をつけてください。また、各項目について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士への期待について、あてはまる箇所に〇をつけてください。

内容 ※各項目については、別添の参考資料をご参照ください。	あなたの自治体における重要度 低い ←――→ 高い					社会福祉士・精神保健福祉士への期待			
						かなり期待する	まあ期待する	あまり期待しない	全く期待しない
1-1：地域資源・産業を生かした地域の競争力強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-2：専門人材の確保・育成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-3：働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-1：地方移住の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-2：若者の修学・就業による地方への定着推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-3：関係人口の創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-4：地方への資金の流れの創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-1：結婚・出産・子育ての支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-2：仕事と子育ての両立	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-3：地域の実情に応じた取組（地域アプローチ）の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-1：質の高い暮らしのための街の機能の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-2：地域資源を活かした個性あふれる地域の形成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-3：安心して暮らすことができるまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-1：一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-2：地方公共団体等における多様な人材の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-3：地域コミュニティの維持・強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-4：誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-5：地域における多文化共生の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-1：地域における情報通信基盤等の環境整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-2：未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-3：地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問９．あなたの市区町村では、地方創生を進めていく上で、住民の生活を支えるために福祉の充実が必要だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．とても必要　　２．まあ必要　　３．あまり必要でない　　４．まったく必要でない

問 10. あなたの市区町村の状況について、あてはまるものに○をつけてください。

	かなり該当	まあ該当	あまり該当しない	まったく該当しない
１．福祉サービスを提供する事業所（社会福祉法人等）が不足している	１	２	３	４
２．介護や保育等福祉の人材が不足している	１	２	３	４
３．地域のコミュニティづくり等地域福祉を担う人材（専門職）が不足している	１	２	３	４
４．市区町村職員の採用に、新卒者の応募が少ない	１	２	３	４
５．地域づくりや地域おこしなどの企画力のある市区町村職員が不足している	１	２	３	４
６．福祉に関する計画を作成する職員が不足している	１	２	３	４

問 11. 令和２年６月、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、社会福祉士・精神保健福祉士の活用が努力義務化されました。あなたの市区町村では、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を採用したいと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．ぜひ採用したい　　２．まあ採用したい　　３．あまり採用したくない　　４．まったく採用したくない

問 12. 社会福祉士と精神保健福祉士は、全国約 300 校の福祉系大学等で養成されていますが、あなたの市区町村の福祉施策・福祉計画やまちづくりを企画する上で、あなたの市区町村近くの大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．希望する　　２．まあ希望する　　３．あまり希望しない　　４．まったく希望しない

→【副問】問 12 で「１．希望する」及び「２．まあ希望する」と回答した方にお伺いします。あなたの市区町村は、具体的にどのようなことで福祉系大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

	かなり希望する	まあ希望する	あまり希望しない	まったく希望しない
１．福祉系大学等と包括連携協定を締結する	１	２	３	４
２．社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生を自治体のインターンシップとして受入れる	１	２	３	４
３．社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習生を受入れる	１	２	３	４
４．社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習先を自治体で斡旋する				
５．社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、あなたの市区町村の地域住民との交流や、まちづくりの企画に参加する	１	２	３	４
６．空き家等を活用した社会福祉士や精神保健福祉士の地域滞在実習を実施する	１	２	３	４

	かなり希望する	まあ希望する	あまり希望しない	まったく希望しな
7．出身地である自治体に戻って就職することを条件に、大学等への就学に係る奨学金を支給する	1	2	3	4
8．都市部の卒業生に、出身地ではない自治体への移住を支援する	1	2	3	4
9．その他　※自由記述				

問 13. 令和元年度に、本連盟が社会福祉士・精神保健福祉士を養成する大学等の卒業年次生 7,000 人に調査したところ、社会福祉士・精神保健福祉士の実習（福祉施設・機関や地域での実習）での経験が就職先・場所の選定へ影響を及ぼしていることがわかりました。あなたの市区町村として、社会福祉士と精神保健福祉士の実習に協力したいですか。

1．ぜひ協力したい　2．まあ協力したい　3．あまり協力したくない　4．まったく協力したくない

Ⅲ．あなたの市区町村における社会福祉士・精神保健福祉士への期待について

問 14. 来年度（令和３年度）から始まる『重層的支援体制整備事業』について、あなたの市区町村において、下記のような複合化・複雑化した問題への対応の必要性と社会福祉士・精神保健福祉士への期待はどの程度ありますか？それぞれの項目について、あてはまるものに○をつけてください。（それぞれ○は１つずつ）
※別添資料をご参照ください　https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000564530.pdf

	必要性				期待			
	とても必要だと思う	ある程度必要だと思う	あまり必要だと思わない	まったく必要だと思わない	とても期待している	ある程度期待している	あまり期待していない	まったく期待していない
1．8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
2．介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
3．いわゆる『ゴミ屋敷』など、世帯全体が地域から孤立している状態の状況	1	2	3	4	1	2	3	4
4．引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況	1	2	3	4	1	2	3	4
5．既存の事業・制度では対応することが難しく、新たに事業・制度化が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
6．地域の多様な関係者による会議体の形成・運営が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
7．横断的な対応（「縦割り」ではない対応）をするため、様々な分野の事業や機関の調整機能が求められる	1	2	3	4	1	2	3	4

問 15. 令和２年６月、国会で改正社会福祉法案を採決する際、参議院の付帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議されています。この付帯決議に対して、あなたの市区町村では何か対応されていますか。あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

項目	対応している	対応していない
１．自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する	1	2
２．自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する	1	2
３．新規の正職員（臨時雇用正職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
４．新規の非常勤職員（嘱託職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
５．特にソーシャルワーカーの採用は考えていない	1	2
６．その他（　　）	1	2

問 16. 来年度（令和3年度）から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施の意向をお答え下さい。

１．実施する予定である　　２．実施の予定はない　　３．現時点ではわからない

問 17. 仮に、来年度（令和３年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点はどのようなものを想定していますか。あてはまるものに○をつけてください。

事業・拠点のタイプ	箇所数	
１．基本型事業・拠点	箇所	
２．統合型事業・拠点	箇所	統合分野：（　　）
３．地域型事業・拠点	箇所	
４．その他	箇所	

問 18. 仮に、来年度（令和３年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点の運営形態はどのようなものを想定していますか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．市区町村直営
２．外部委託（委託先→　　イ．社会福祉協議会　　ロ．社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　　ハ．医療法人　　ニ．NPO 法人）
３．その他（　　）

問 19. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する認識や行政における採用等に関して、ご感想、ご意見、ご提案など何でも結構ですから自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました
同封の返信用封筒にて、１月３１日（日）までにご投函ください。

参考資料

まち・ひと・しごと創生基本方針２０２０（案）

（概要）

令和２年７月

１．地方創生の政策の方向（１）

○　新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化している。
○　このため、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しつつ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化する。

雇用の維持と事業の継続
～暮らしを支え守る～

経済活動の回復
～地域経済の立て直し～

強靱な経済構造の構築
～危機に強い地域経済～

＜感染症への緊急対応＞

○地域経済・生活の再興

- ・雇用の維持と事業の継続
- ・交流、賑わいの再活性化
- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）

＜感染症克服と経済活性化の両立＞

○新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築
  （地方創生臨時交付金）
- ・地方への移住・定着の推進
  －地方大学の産学連携強化と体制充実
  －リモートワーク推進等による移住等の推進

○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- ・結婚・出産・子育ての支援

1．地方創生の政策の方向（２）

○ 地方における、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を強力に支援

➢デジタル・トランスフォーメーション

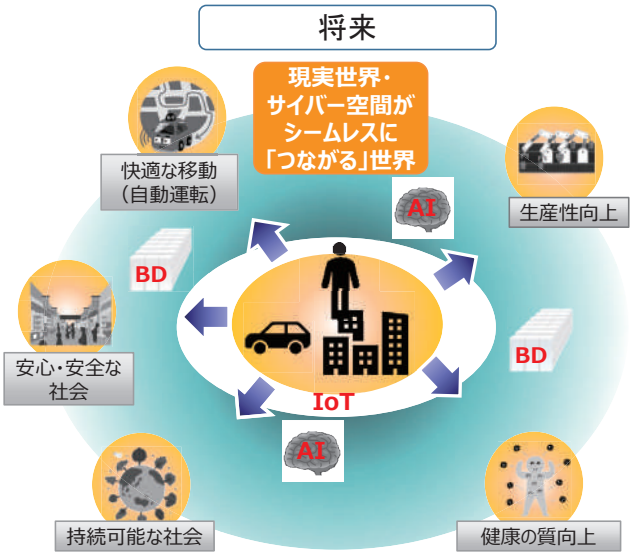

出典：平成30年版情報通信白書（総務省）

キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、「コロナ対応型スーパーシティ」等を推進

➢デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた主要な支援策

５Ｇ等の情報通信基盤の早期整備

５Ｇ基地局や光ファイバ等の情報通信インフラの整備を**地方部と都市部の隔たりなく加速**させるとともに、５Ｇのユースケース構築・拡大策も一体的に推進

デジタル人材の育成・確保

DXなどにも対応できる民間のデジタル専門人材の市町村への派遣等を着実に推進

地方創生推進交付金　Society5.0タイプ

令和2年度よりSociety5.0タイプを新設し、全国的モデルとなる新たな社会システムづくりを支援

2．感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（１）

○ 地方創生臨時交付金（3兆円）を活用し、感染拡大の防止や雇用維持・事業継続を後押しするとともに、「新たな日常」に向け、強靱かつ自律的な地域経済の構築を支援。

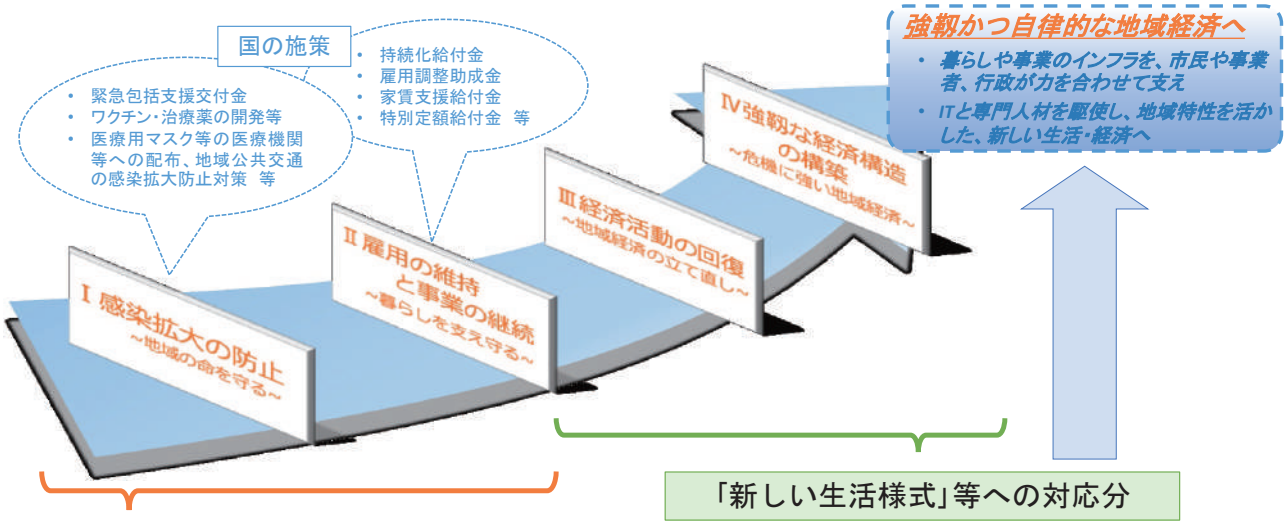

事業継続等への対応分

■ *地域ならではのきめ細かな対策を充実*
- ➢ *感染拡大防止体制の充実*
- ➢ *家賃等固定費対策等の充実*
- ➢ *きめ細かな雇用対策　…*

感染拡大対策から強靱かつ自律的な地域経済の構築へ

「新しい生活様式」等への対応分

■ *新たな日常に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築*

＜地域未来構想 20 など＞
- ➢ *社会的環境の整備*
- ➢ *新たな暮らしのスタイルの確立*
- ➢ *新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進*

2．感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（２）

○ 「コロナに強い社会環境整備」、「新たな暮らしのスタイルの確立」、「新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進」の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、「新しい生活様式」とそれを支える強靱かつ自律的な地域経済を構築。

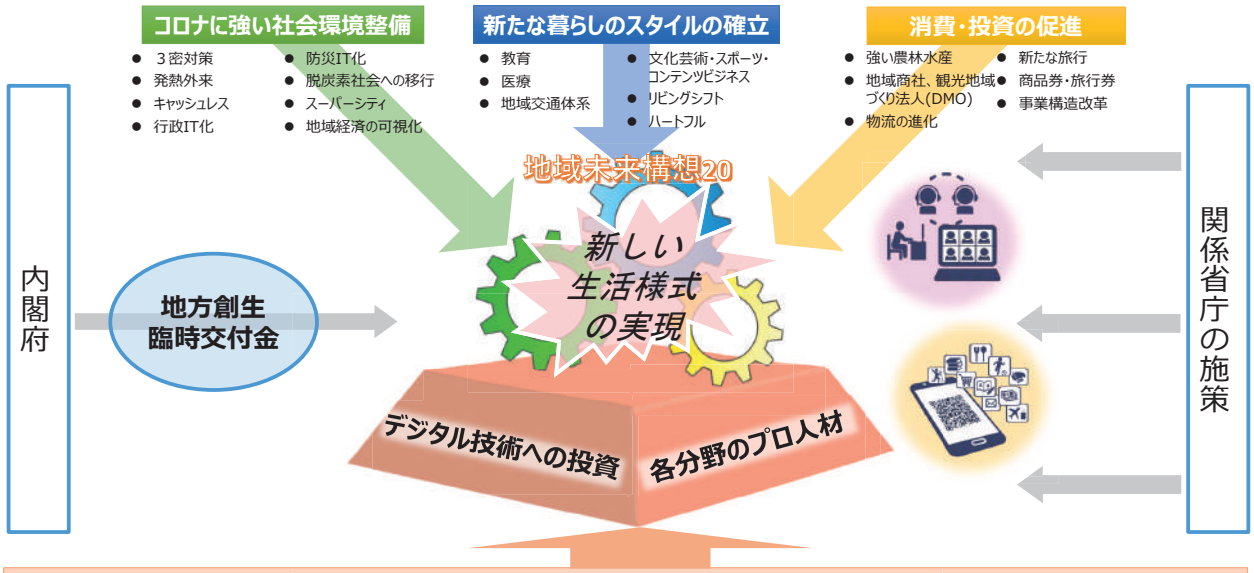

- リモート対応や分野間連携をはじめデジタル技術の力を徹底的に活用し、新たな地域経済づくりに取り組む（地域経済のデジタル・トランスフォーメーション（DX））
- デジタル技術の活用も含め、それぞれの分野に通じたプロ人材の力を徹底的に活用
- 異なる分野の間の相乗効果を追求し、取組の成果を最大限に発揮

4

3．地方への移住・定着の推進－地方大学の産学連携強化と体制充実－

○ 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増も含めた大胆な改革等に取り組む。

魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進

➢**改革パッケージ**を早急に取りまとめ、大学改革を実施

＜改革パッケージの具体例＞
・地域の特色・ニーズ等を踏まえた、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増

・地域の雇用の創出・拡充に向けた、
地方公共団体や地元産業界との恒常的な連携体制の構築

・オンライン教育を活用した国内外の大学との連携

（参考）大学入学定員（令和元年）
東京圏の大学：248,165人（国立：15,530人）、地方の大学：366,003人（国立：80,125人）



➢**地方大学・地域産業創生交付金**により、地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組を重点的に支援

➢地方への**サテライトキャンパス**の設置を促進

5

４．地方への移住・定着の推進－リモートワーク推進等による移住等の推進－

○　経済団体、東京の大企業等との連携の下、①地方、②東京に立地する企業、③働き手、にとってメリットのある**リモートワークやサテライトオフィスの在り方を検討**するとともに、**政府関係機関におけるリモートワークの方向性についての調査検討**を進め、**しごとの地方移転と社員等の地方移住を推進。**

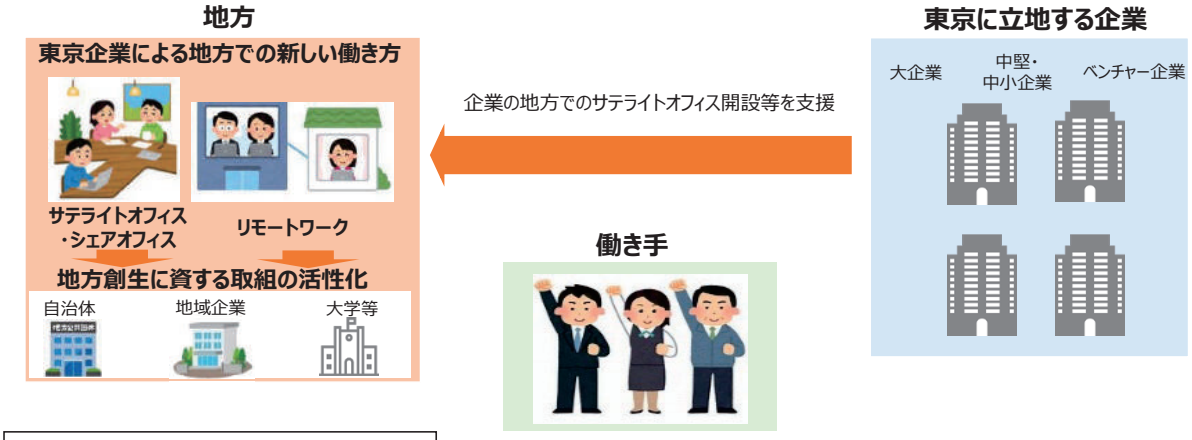

【地方創生に資するリモートワークの例】

➢ ワーケーション型



➢ 機能分散型



「テレワーク実施状況」

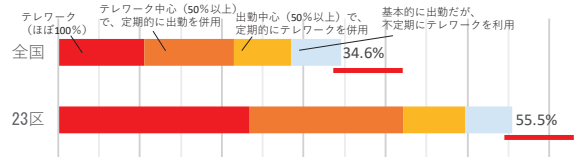

（出典）内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

５．結婚・出産・子育ての支援

○　子ども・子育て本部等とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって実効性のある少子化対策を総合的に推進する。

○　具体的には、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立など、総合的な少子化対策を推進する。地方創生の観点からも、地域ごとの課題を踏まえた「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む地方公共団体をモデル事業として支援するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づく総合的な少子化対策の推進

「希望出生率1.8」の実現に向け、5つの基本的な考え方に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組む。

①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
②多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
⑤科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する



「地域アプローチ」による少子化対策

結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に推進する

（参考１）まち・ひと・しごと創生基本方針2020（案）の構成

【地方創生の現状】
○ 地域経済の現状
　・ 感染症による地域経済への影響等
○ 人口等の状況
　・ 人口減少・少子高齢化の現状
　・ 東京圏への転出入の現状

【基本方針2020の主要事項】
○ 地域経済・生活の再興
　・ 雇用の維持と事業の継続
　・ 交流、賑わいの再活性化

○ 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
　新たな日常に対応するため、ICTを活用し、しごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保しながら、以下に取り組む。

　①感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）
　②地方への移住・定着の推進
　　・ 地方大学の産学連携強化と体制充実
　　・ リモートワーク等の推進による移住等の推進　等
　③地域とのつながりの構築
　　・ 関係人口の創出・拡大　等

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
　・ 結婚・出産・子育ての支援　等

○ 総合性のある具体事例の創出
　・ 具体的な事例を創出するモデル事業の実施

○ 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等
　・ 財政支援
　（地方創生推進交付金、地方財政措置）
　・ 政策間連携の推進
　（規制改革、国家戦略特区、地方分権等）

【第２期「総合戦略」の基本目標等の各分野の政策の推進】
○ 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
○ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
○ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
○ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
○ 多様な人材の活躍を推進する
○ 新しい時代の流れを力にする

（参考２）第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系

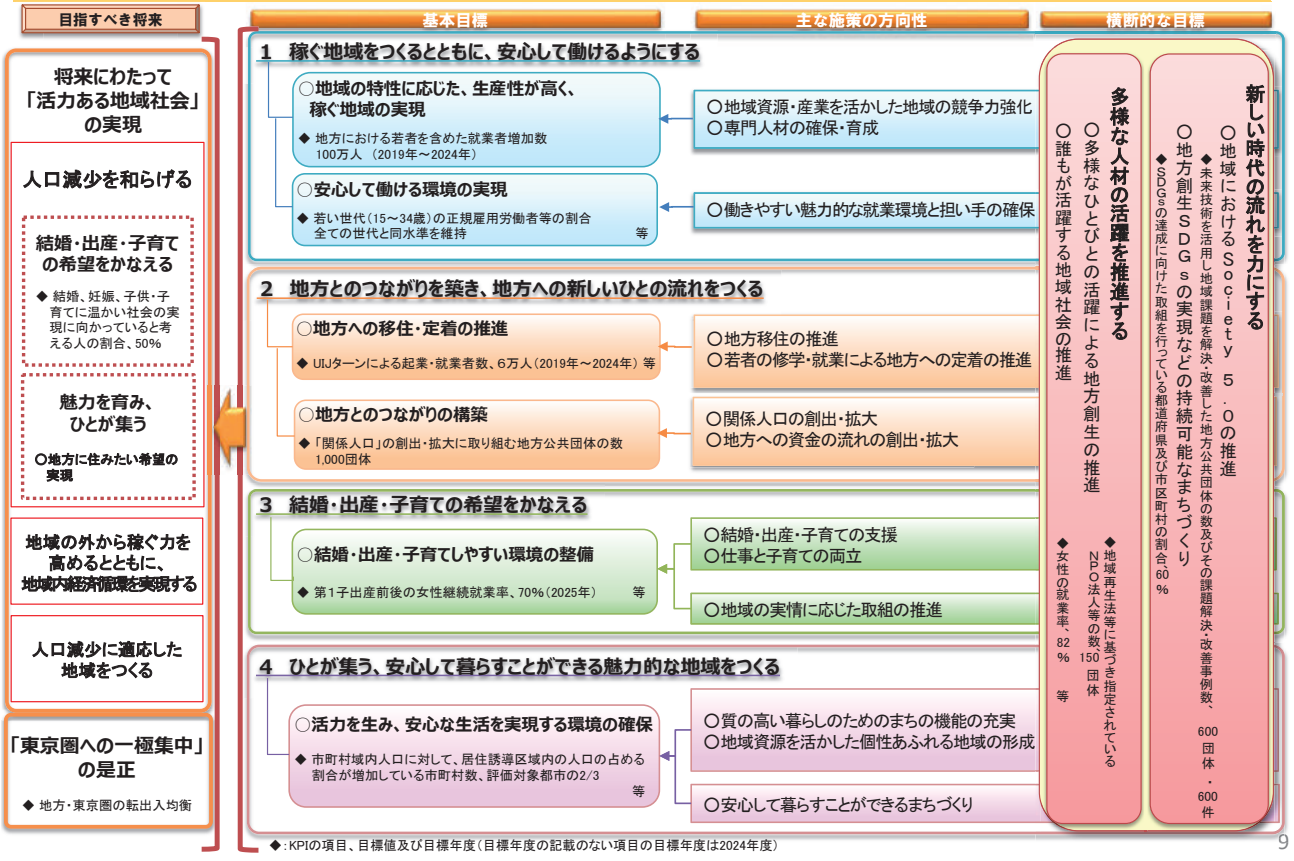

参考資料

重層的支援体制整備事業における体制構築

※　本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

○　重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。

○　既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。

○　社会福祉法第106条の４第2項に規定される事業全てを実施する。

・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。

○ 各事業は委託による実施も可能。

・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせて実施する体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆体制整備に向けたプロセスも重要

- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

○　重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
など様々な形態が想定される。

○　設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大４分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※　介護と障害のみ等、４分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○　地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

3

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

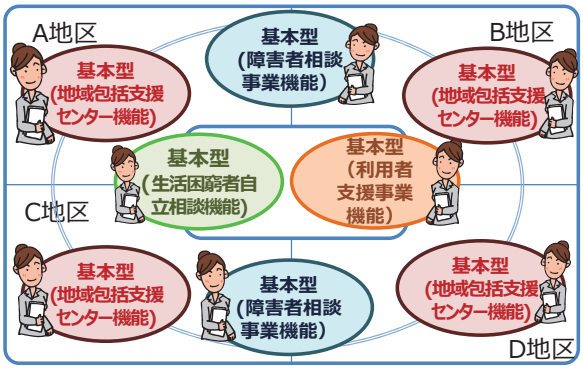

既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例

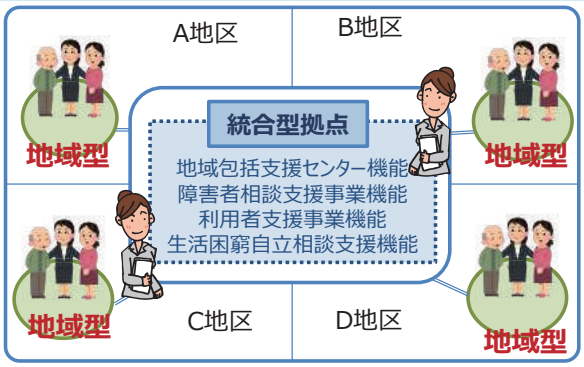

※　これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

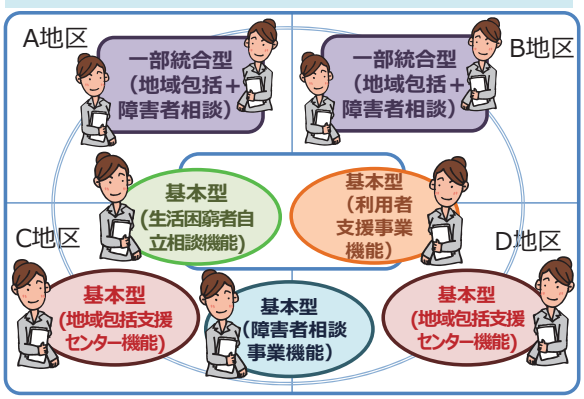

4

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

○ 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。

○ 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。

○ そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。

○ 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。

5

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築

体制構築の考え方

【重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討】

□ 事業実施体制について、行政機構内の体制、支援関係機関による支援体制、住民や関係機関との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行い検討して決定する。

- 庁内の重層的支援体制整備事業に関係する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる部課内での議論、関係部課間での議論、関係部課と所管する支援関係機関との議論、分野を超えた関係機関等との議論などを組み合わせ、繰り返しながら検討を進める。
- 庁内関係部課との協議のうえ「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、実施計画）の「案」を作成し、その案を土台に関係機関との議論を踏まえ成案としていくなど、実施計画の策定過程を活用して検討を進めることが有効と考えられる。

【重層的支援体制整備事業実施後のチェックと見直し】

□ 事業の実施状況を把握し、より効果的に各事業が実施できる体制を検討し、適宜見直し、再編する。

- 事業実施後も、実施計画に定めた事業目標や評価指標に基づき、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて体制の見直しも行う必要がある。
- 地域福祉計画の策定・見直しサイクルと同様に、年に１度以上は実施計画に基づき、事業の実施状況を把握・評価し、体制の再構築の要否を含めて検討するなどの方法が考えられる。
- 実施状況の評価においては、地域生活課題への対応が適切に行われているかという観点から、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなどの実態を把握したうえで、幅広い観点について議論を行い体制を含む事業の実施について検討を行う。

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築の進め方の例

※ 共通して必要と考えられる体制構築の過程を例示したものであり、検討の順番、内容については各地域の実情に応じて取り組むよう留意する。

1. 庁内の関係部局による協議

- 重層的支援体制整備事業を所管する部課において、事業実施に向けた検討体制の案を作成。
- 庁内の関係課（重層的支援体制整備事業に包含される事業を所管する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援の担当課）と検討体制について検討。
- 各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し、包括的な支援体制の整備に関する考え方を共有。（実施計画①基本方針の案を作成する）
- 重層的支援体制整備事業の実施体制（実施計画②）の案を作成する。
- 地域住民や関係機関等と議論する場の構成、設定方法について定める。

2. 事業委託を想定する機関等との協議

- 重層的支援体制整備事業の各事業の委託先として想定される支援関係機関など、事業実施に直接関わる関係機関等と事業実施の基本方針、具体的な事業実施体制について検討を行う。

3. 地域住民や関係機関等との協議

- 地域の現状と課題を共有し、協議・議論を行いながら包括的な支援体制の整備についての方針を定める。（実施計画の①基本方針を確定）
- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握・見える化し、分析を行い、重層的支援体制整備事業全体および各支援事業における事業目標と実施体制を検討する。（実施計画の③目標、②実施体制を作成）
  - ✓ その際、支援関係機関や住民主体の活動など、既存の社会資源を活かした実施体制となるよう留意し、特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置いた体制とすることを基本とする。

4. 実施計画の策定（庁内関係部局との協議）

- 関係機関等との協議を踏まえ、評価指標を設定する。（実施計画③）
- 各事業を担う支援関係機関を支え、また支援や活動を活性化し、各支援が相乗効果を発揮し効果的に展開されるよう、各関係機関間の連携するための体制を検討する。（実施計画の④一体的な連携に関する事項）

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

○ 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
○ 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
○ 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された５名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていく）

自治体概要※

人口　78,896人
面積　129.77 ㎢
※人口１人あたり面積　0.164 ㎢
小学校数　14
中学校数　5

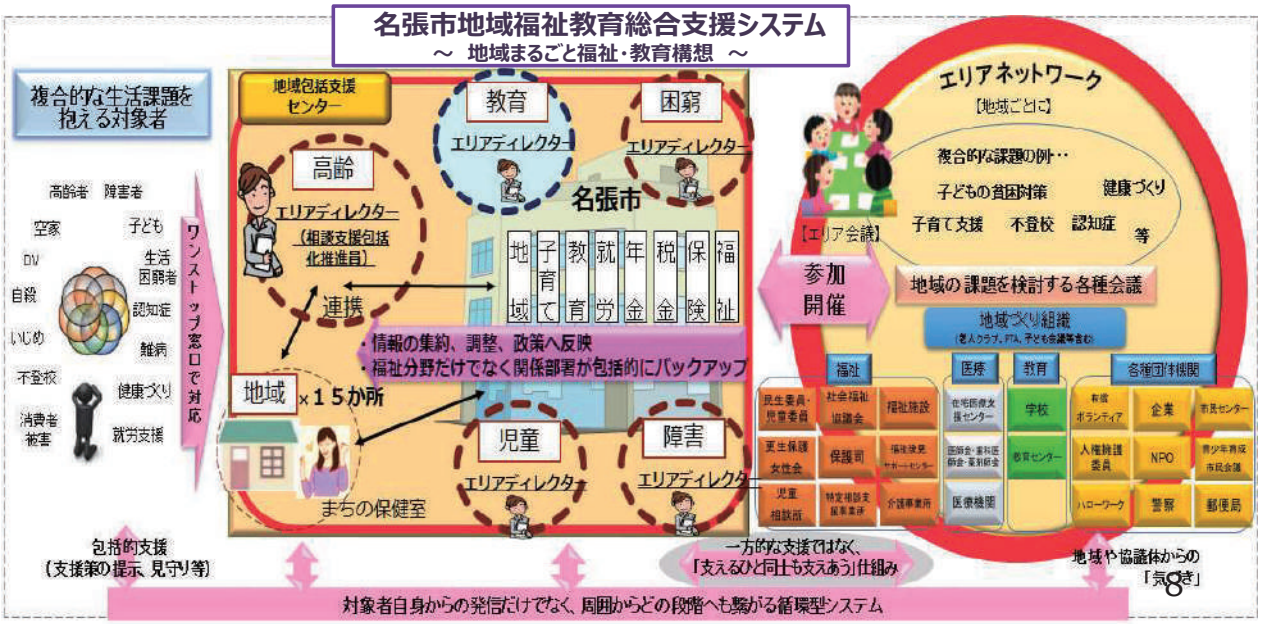

包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

住民と専門職との連携・協働により、地域での相談支援力を強化

○ さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し，専門職と連携・協働しながら，地域の中で支え合える仕組みを構築。

○ 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。

自治体概要※

人口 38,373 人
面積 38.00 ㎢
※人口１人あたり面積
0.099 ㎢
小学校数 6
中学校数 2

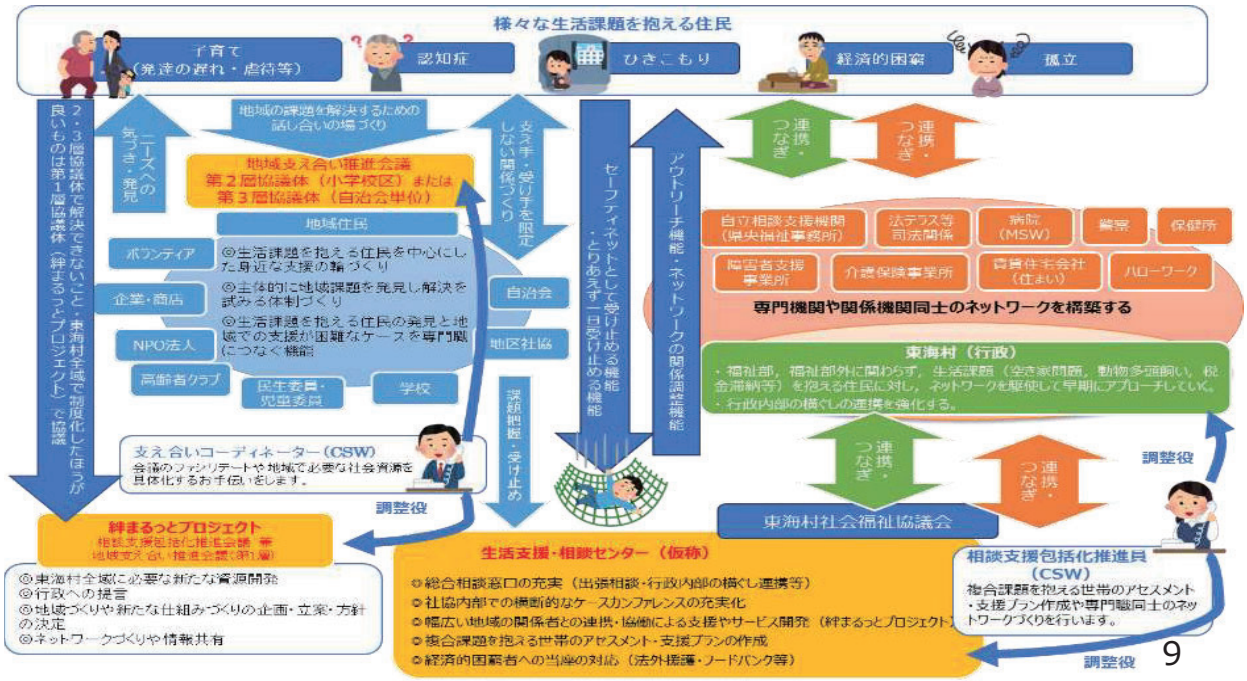

包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

○「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。

○ 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現・地域福祉係）として配置。連携のためのツール(相談をつなぐ様式）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※

人口 96,020 人
面積 18.47 ㎢
※人口１人あたり面積
0.019 ㎢
小学校数 8
中学校数 3

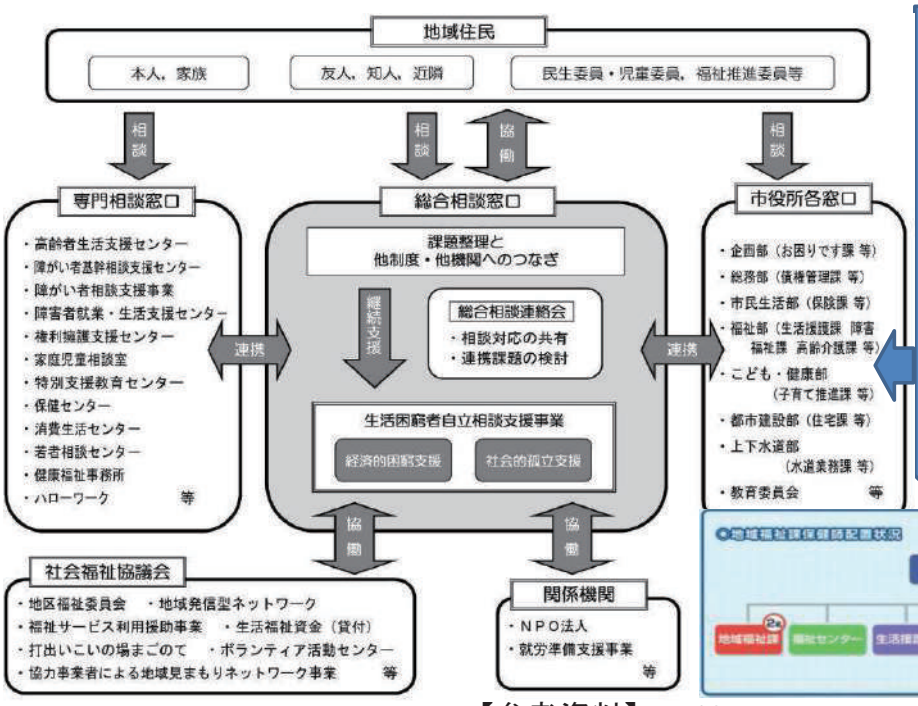

トータルサポート機能

○トータルサポート係の設置（平成23年４月）

- 令和元年度：保健師７名配置（専任２・兼務５）
- 保健師４名は地区を担当し，他機関からの相談や要請に応じて，面談や訪問等に同行
- 部署横断的対応・制度の狭間支援を行う
- 保健師の専門性を活かし，個別支援，組織支援を行う

○連携のためのツールを作成・周知

- Maybe-Sheet（虐待疑い相談シート）
- Feedback-Sheet
- Joint-Sheet（自立相談支援機関紹介シート）



包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

○市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。
（地域包括支援センター運営法人に委託）
○高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る 福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各３名を配置。
○相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施

自治体概要　（R2.5月末現在）
人口 413,483人　（※人口１人あたり面積　405.86㎡　面積　00.01 ㎢）
小学校数　78
中学校数　41

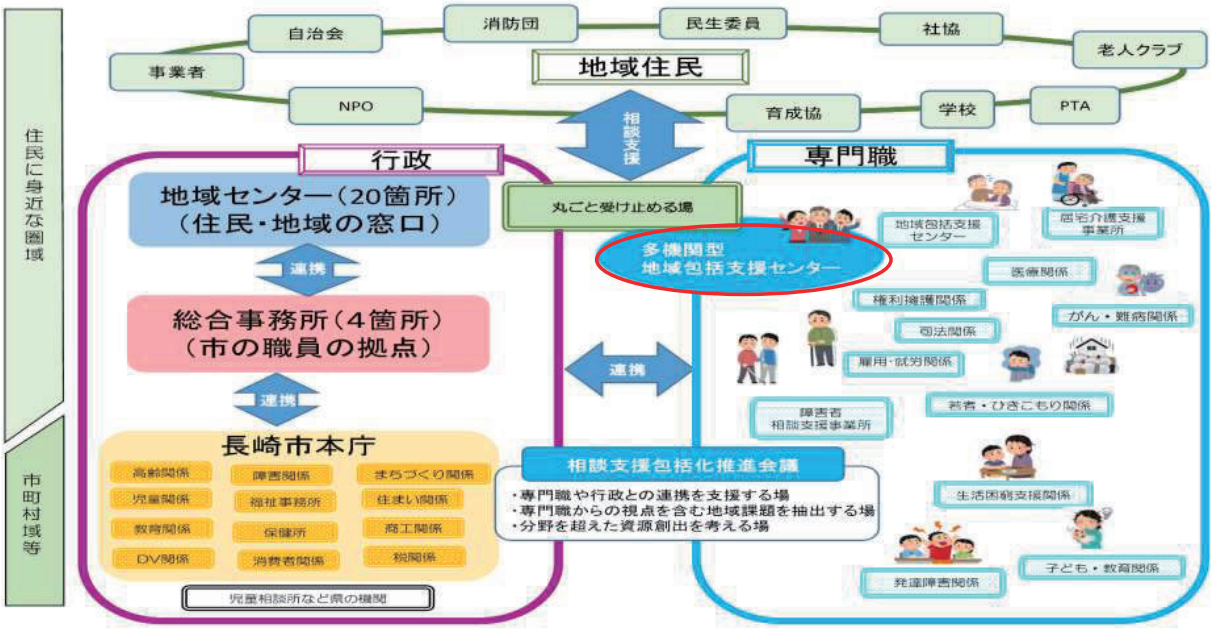

包括的な支援体制の整備における体制の変化と、体制課題の継続的な検証（福井県坂井市）

○（当初）各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受付け、**ワンストップで対応**する体制だったが、相談支援包括化推進員の業務が過多となった。
○　高齢・障害・子ども・生活困窮の4分野による事務局（以下「４分野事務局」という。）によるWG及び相談支援包括化推進会議を設置し、相談支援包括化推進員の役割、既存の相談支援機関との関係などを検討し、（現在）相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化個別会議）のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制に変更。
○（体制変更後）方針が決まったため4分野事務局を生活困窮のみの事務局に変更したところ、「関係課の意見が反映しにくくなる」、「関係課内での意識浸透がしにくくなる」など、事務局と関係課との間で、全庁的な相談体制のイメージに齟齬（ズレ）が生じるようになった。4分野事務局WGを再開させ各担当課が合同で継続して検討・検証していくこととした。

自治体概要※
人口　92,004 人
面積　209.67 ㎢
※人口１人あたり面積　0.228 ㎢
小学校数　19
中学校数　5

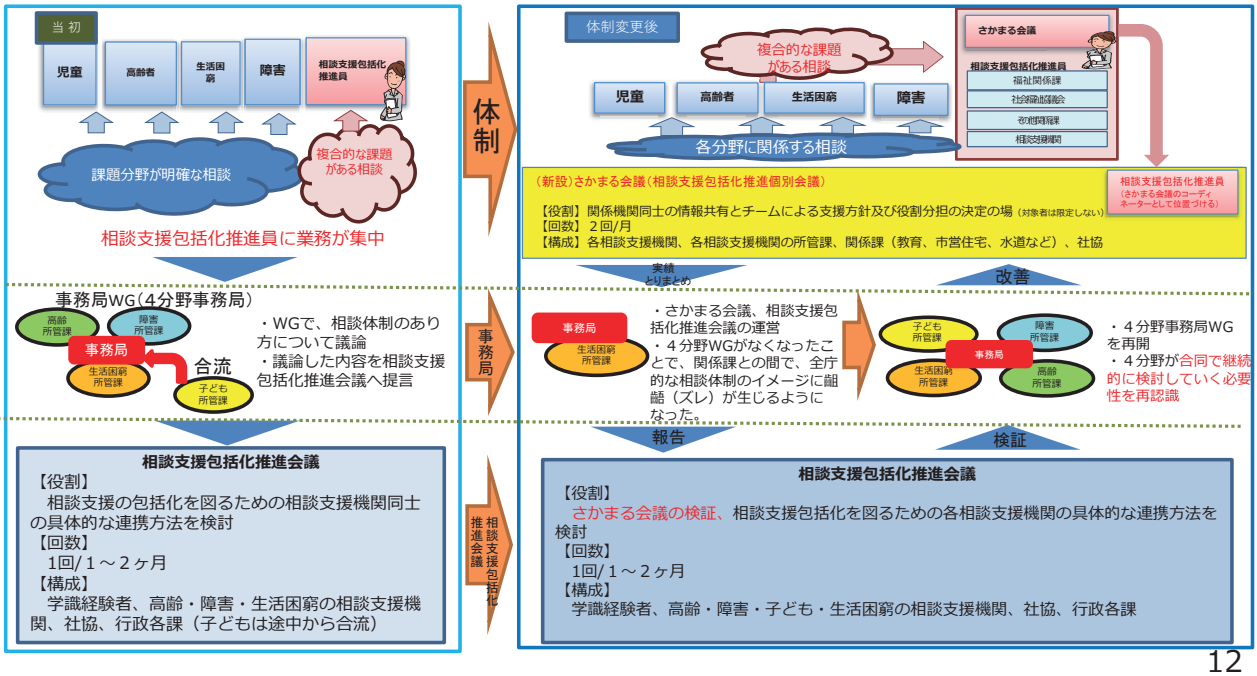

包括的な支援体制の整備における体制変化

①三重県 名張市

○当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→　複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていった。

○現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野とともに対応する必要性がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。

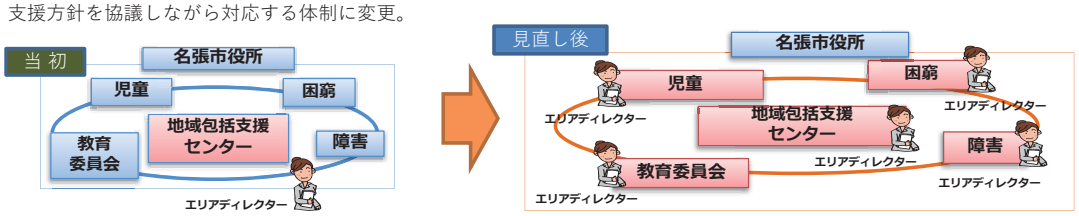

②福井県坂井市

○当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップで対応**する体制

○現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。

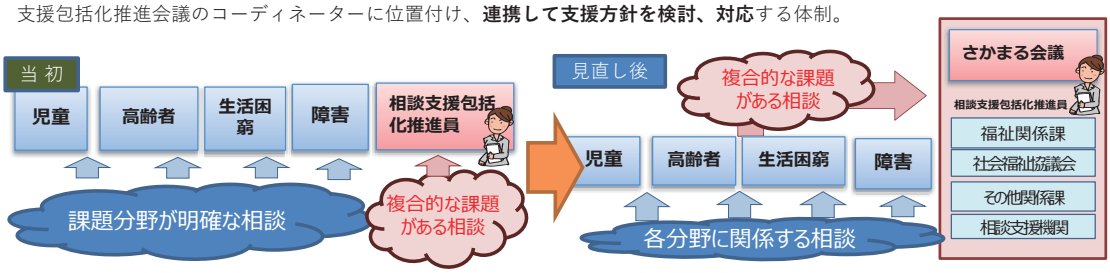

13

参考資料

包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方

第７回地域共生社会推進検討会 令和元年10月31日	資料１－１

これまでの議論の整理

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①断らない相談支援
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

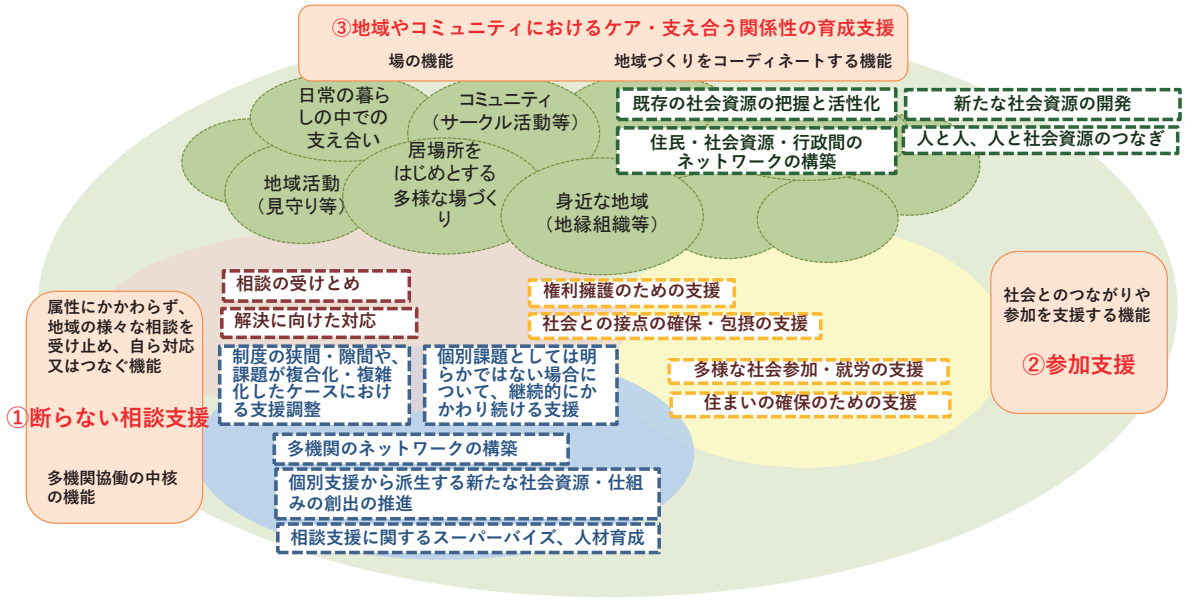

2

市町村の包括的支援体制の構築

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①断らない相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、域内における包括的な支援体制の整備方針について、検討を行う。
- 特に、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 一度整備した体制についても、関係者間で振り返りや議論を行うことで、柔軟に見直し、試行錯誤しながら改善していく。

3

新たな事業について（イメージ）

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

○新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
○断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
○また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
○このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

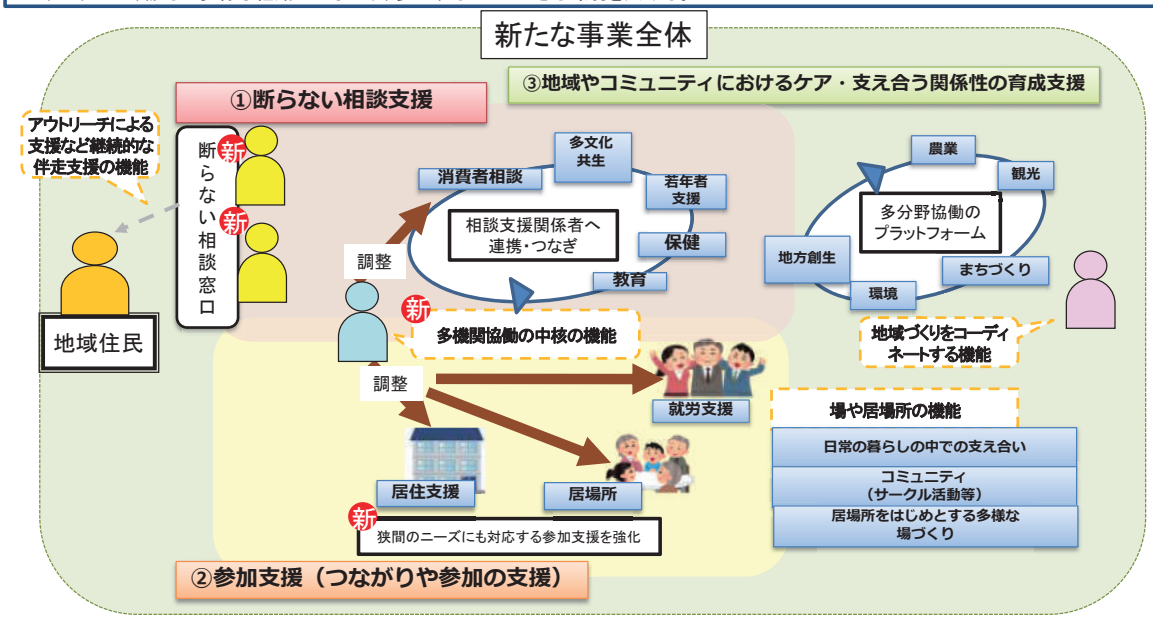

※①断らない相談支援、②参加支援（つながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア支え合う関係性の育成支援それぞれの概要については、P3参照

4

新たな事業と既存事業の関係

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

①断らない相談

【強化が求められる機能】
○ 対応が難しい事例、支援に時間を要する事例への対応を可能にする機能

現行の仕組み
- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援
- 属性や世代を問わない相談
- 新 多機関連携強化
- 新 専門職による伴走支援

②参加支援

【強化が求められる機能】
○ 断らない相談と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援の機能

現行の仕組み
- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ⋮

参加支援
- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- 新 制度の狭間を埋める参加支援

＋ 連携

- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ⋮

※ 各制度における既存の事業を活用しつつ、生活困窮者自立支援制度の任意事業に加え、制度の狭間にある方への参加支援のための事業を新たに創設する。

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

【強化が求められる機能】
①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

現行の仕組み
- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

ケア・支え合う関係性の育成支援
- 交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能
- 地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

5

今回ご議論いただきたい点

【論点】
●今般、市町村による包括的支援体制の構築の一手法として新たな事業の創設を検討しているが、その実施方法はどうあるべきか。

【概要】
○新たな事業は、個人や世帯が抱える課題が複合・複雑化した場合を含め、地域住民一人ひとりの異なるニーズに応え、生きていく力を高めながら支えていくため、市町村が包括的支援体制を構築する際の手法の一つとして、①断らない相談支援、②参加支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施し、それに対する国の財政支援の仕組みも見直すもの。

○市町村が新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や、会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
※例えば、交付金等の交付の基準として、一定の圏域等を国が示すことは想定されるが、その際も上記の考え方に十分配慮する必要がある。

○市町村は、地域福祉計画策定の枠組み等も有効に活用しながら、地域住民や関係機関等との意見交換などプロセスを重視して、新たな事業の実施を通じた包括的支援体制の構築を進めることが求められる。その際、これまでにモデル事業を活用しつつ一定の成果を上げている市町村があり、こうした市町村の取組について、その内容だけでなくプロセス等も他の市町村が参考にできるようにすることが必要。これらを踏まえつつ、新たな事業を実施する市町村に向け、国として、念頭に置くべき基本的な考え方や踏むべきプロセス等を示す必要がある。

○さらに、これらの市町村の取組を後押しする観点から、様々な対人支援・政策領域における取組との連携が進むような方策を新たな事業において位置づけるとともに、地域福祉計画等の位置づけや広域自治体である都道府県の役割を明確化する。

6

新たな事業の実施方法等の詳細

7

「断らない相談支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

市町村が「断らない相談支援」を実施する際の体制の要件として、以下を求める。具体的な相談支援体制は、自治体の実情に応じて柔軟に設計可能。

ア　介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施すること
イ　①「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能」
　　②「世帯全体を見渡し、世帯を取り巻く支援関係者間を総合調整する機能（多機関協働の中核の機能）」
　　③「個別制度につなぎにくい課題等に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能」
　　の３つの機能を有すること
ウ　住民の視点から見た相談しやすさの観点から、市町村内に最低１箇所の「断らない相談支援」を行う場を明示すること

１．基本的な考え方

○「断らない相談支援」の具体的な体制の設計に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえることが求められる。

・市町村として、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施し、属性にかかわらず、制度の狭間や世帯の課題などの複合的、分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める
・市町村内の各相談機関は相談を受け止め、自ら対応できない相談は関係機関につなぐ役割を有することが前提であり、特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行う
・自ら相談に来られない人も想定し積極的にアウトリーチを行う
・生活困窮者自立支援制度の自立支援計画（プラン）も参考に、本人や支援関係者等で今後の目標や支援内容・方針等を共有しながら、チームによる包括的な支援を提供する

※事業を実施した後も、例えば、特定の相談窓口に業務が集中し、多機関協働が機能していない場合等については、市町村全体で断らない相談支援が機能するように、柔軟に体制を見直すなど改善していく。

8

２．圏域について

○「断らない相談支援」を行う場として明示するところも含め、市町村域全体で「断らない相談支援」の体制を確保することを念頭に、既存の機関も活用しつつ、地域の実情に応じて市町村において検討を行う必要がある。

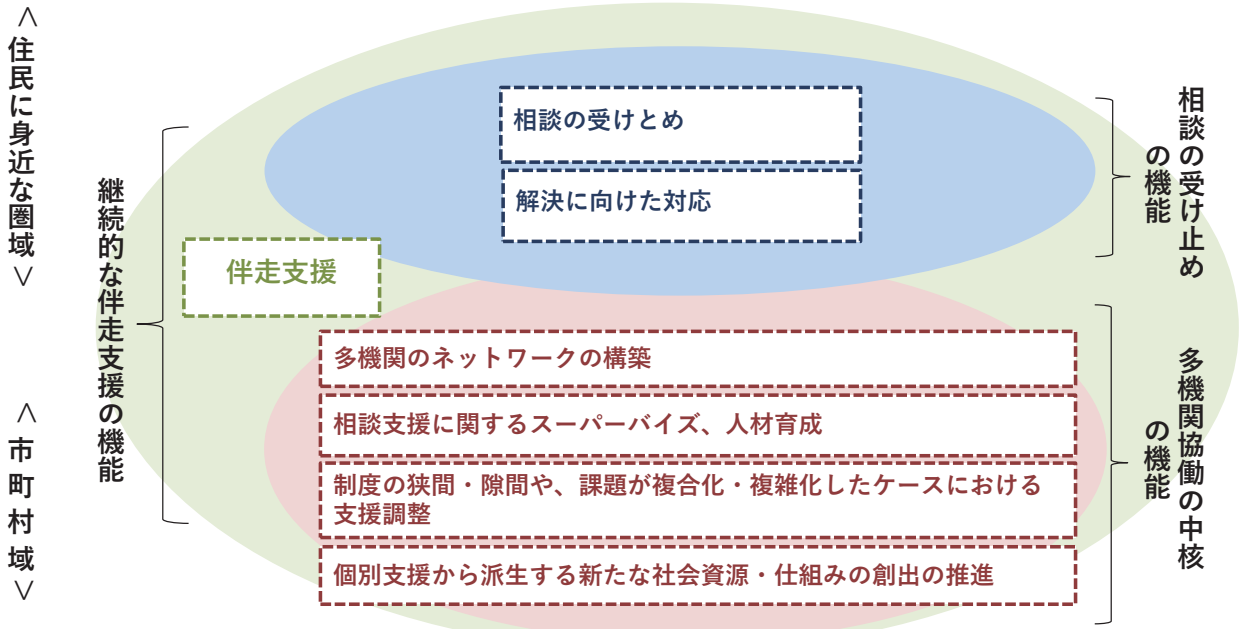

※　都道府県は、DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民に身近な圏域で対応しがたい場合や、専門的な相談が求められる場合に対して、広域的な観点からバックアップ等を行う必要がある。
※　介護、障害、子ども、困窮のそれぞれの圏域の違いに留意する必要がある。

9

3．会議体について

○包括的支援体制の構築に向けては、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となる。これが充実するためには、多職種、多機関が集い情報共有や協議を行う場（会議体）が重要。

○既存の属性別の制度等による多職種間のネットワークや会議体があることに十分に留意し、これらを有効活用し、包括的な支援の提供に向け個別事例の検討等を行うこと等が望ましい。

【参考】既存の属性別制度等の会議体
・地域ケア会議（介護）　・支援会議、支援調整会議（困窮）　・自立支援協議会（障害）
・要保護児童対策地域協議会（子ども）　・自殺対策に関する連絡協議会（自殺対策）

※　地域ケア会議（介護）、支援会議（困窮）、要保護児童対策地域協議会（子ども）は、各法律で構成員に守秘義務が課されており、関係者で個人情報を共有しながら個別事例の検討を行う場としての活用も可能。

※　「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」でも地域づくりを進める観点から既存の会議体が設置されているところ、市町村はそれも合わせて会議体の全体のあり方について検討を進めることが必要。

4．人員配置、資格要件について

○市町村域全体として「断らない相談支援」に必要な機能を確保するため、「断らない相談支援」を担う各相談支援機関における人員配置については、それぞれの機関が担う機能や現在の配置状況等を踏まえ、市町村において検討を行う。その際、既存事業の人員配置基準・配置人員の資格要件等や各相談支援機関に求められる機能を適切に確保すること等に留意が必要である。

10

「参加支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

◆ 参加支援は個別性が高く、現行制度においても、対象者の属性ごとに様々なメニューが準備されている。「断らない相談支援」において受け止め、本人や世帯全体が感じている困難を整理することで、本人や世帯の課題が明らかとなる場合も多く、このような場合には、属性ごとに準備されている支援メニューへつなぐことで足りるため、参加支援に関する属性ごとの既存補助金等の一体的交付は行わない。

◆他方、相談支援から浮かび上がった参加支援のニーズに関し、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズ（※）が想定されるため、これらに対応する参加支援の機能を新たに整備する必要。
（※）8050世帯の50代の子ども、長期のひきこもり状態にある者など

◆具体的には生活困窮者自立支援制度における任意事業のメニューを念頭に、それら事業を狭間のニーズにも対応できるものとして新たな法定事業の一部として規定する方向で検討。
（※）生活困窮者自立支援制度の任意事業
・就労準備支援事業　・一時生活支援事業
・家計改善支援事業　・子どもに対する学習・生活支援事業

1．基本的な考え方

○「参加支援」については、社会参加・就労支援、見守り等居住支援など多様な支援が本人や家族のニーズに合わせてきめ細かく提供されることが重要であり、市町村が地域の状況や資源等を踏まえ既存制度の支援メニューを活用しつつ、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズに対して、事業を柔軟に組み立て、実施することが求められる。

（事業の実施方法の例）
市町村が必要と判断するメニューについて、生活困窮者自立支援制度の任意事業の対象者を拡大する形で実施

○なお、小規模市町村については、既存制度の支援メニューや地域資源が十分にないこと等が想定されるため、都道府県や他市町村とも連携するといったことも含めて検討を進めることが必要である。

11

「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

※アとイが相互に密接に関係しながら、地域の活動を高める（地域のエンパワーメント）

ア．個別の活動や人のコーディネート

既存の地域活動や日常の支え合いの把握と、実践者への支援による地域活動の活性化
住民の「やりたい」という思いを軸とした新たな地域活動の創出
顔の見える関係性に基づく、地域の人と人、人と居場所や参加の機会とのつなぎ
イのプラットフォームをコーディネート・活性化する役割

イ．地域のプラットフォーム

アのコーディネート機能と一体となって、地域において多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、

・地域をよく知る住民
・多様な参加の機会や居場所を生み出す資源を有する地域関係者（商工会、生協、観光、信金など）
・相互調整や情報提供、公的サービスへのつなぎを行う行政

などがその都度集い相談、協議する場
アのコーディネート機能を支え、活性化する役割

②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

以下のような視点を踏まえた、多様な居場所や参加の場の創出

・世代や属性を超えた関わりを通じ、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む
・「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出す
・住民と専門職が協働すること等を通じて、地域に開かれた福祉の実践を展開することにより、包摂的な地域文化を醸成する

12

１．ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

○地域の個別の活動や人を詳細に把握してつなげていく機能であり、住民に身近な圏域での活動が必要と考えられる。あわせて、個別の活動や人のつなぎを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）で様々な活動を把握し、交流を生み出す視点も必要と考えられる。

○介護保険の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター及び協議体は、圏域については市町村圏域（第１層）と日常生活圏域（第２層）の双方を射程に入れ、重層的に取組を進める考え方となっており、これらの既存の取組にも十分に留意する必要がある。

○一方で、このような役割は、福祉に関する専門的な知識等が必ずしも求められるものではなく、地域のことをよく知っている住民などが担うことも考えられる。あわせて、他省庁の人材関連施策との連携や重層化といった視点も重要である。

２．住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

○既存の場や居場所を活用しつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所がこれまで以上に生み出されることが望ましい。

○一方で、同世代、同じ属性の住民が交流することを目的とした場や居場所は、似た状況にあったり同じ悩みを抱える住民同士が交流できることを重視したりするものがあり、こうした機能も一定確保する必要がある。

13

市町村が包括的な支援体制を構築する際のプロセス等

1．構築に向けたプロセス等

○市町村は、地域住民のニーズや資源を十分に把握した上で、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有しつつ、包括的支援体制の構築に向けた検討を進める。

○その際、地域づくりは、既存の地域のつながりや支え合う関係性、それを支援する活動や場などを十分把握するとともに、その役割を理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。

○これらの点については、後述する地域福祉計画の策定プロセスとして、社会福祉法で地域住民等の意見を反映させるよう努める旨が規定されていることから、こうした機会も活用。

○検討の結果、地域づくりについて福祉以外の他分野と連携して進めたり、多機関の連携が円滑に進むよう庁内の組織体制の見直しが必要となる場合等もあるため、庁内全体で検討を行うことも必要。その際には、例えば、プロジェクトチームを立ち上げて、職員同士が日々の業務の困難さなども共有しつつ、その解決に向けて分野横断的な議論を行う等、職員一人ひとりの意識を高めて、内発的に包括的支援体制の構築に向けた検討に加わるようにする工夫も必要。

○なお、特に、小規模市町村については、「参加支援」など支援体制の構築等につき都道府県や他市町村とも連携するといった視点をもって検討を進めることが重要である。

2．事業実施後の対応等

○市町村は、新しい事業を開始した後も、地域住民や関係機関等の意見を聞きながら、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進め、改善を行う必要がある。

○特に、地域づくりについては、必ずしも行政主導で計画的に進むものではないことに留意して、地域住民や関係機関等の意見も十分に聞きながら、長期的な視点で確認していく。

○一度整備した庁内の組織体制についても、事業の実施状況や地域住民のニーズの変化等も踏まえて、柔軟に見直していく。

14

様々な対人支援･政策領域における取組との連携の視点

1．個別支援の観点

○個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、多機関が連携して支援するためには、分野を超えた連携を図り相互理解を深める必要がある。そのためには、目指す方向性や情報を共有したり役割分担等を調整するための環境の整備（人と場）が重要となる。

○対人支援においては、保健、医療、福祉、教育等の各分野の専門職との連携をはかり多職種連携による幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

○これらの分野においては、既存施策として、ネットワークの構築を目指したものが複数見られるところであり、互いの政策効果の向上や、既存資源の有効活用といった観点から、こうした他の政策分野との連携が必要である。

○具体的には、例えば、自殺対策、居住支援、成年後見等の権利擁護などの分野が挙げられる。会議体への参画や共通ツールの活用等を通じて、支援者同士の顔の見える関係性を構築していくことが必要である。

15

２．地域づくりの観点

○地域の実践では、社会福祉法人の地域における公益的な取組による事業の一環として、法人の運営する事業の資源の一部を活用して、地域の子どもの学習面・生活面での支援や、相談支援から浮かび上がってきたニーズに対してシェルターの提供や緊急物資支援など様々な取組が行われている（第６回検討会におけるヒアリングから）。また、医療法人や協同組合でも同様の取組を行っている事例もある。

○多様な主体による取組が面的に推進されるよう、新たな事業において、このような取組を推進し、地域の多様な主体から成るプラットフォームの構築を促進し活性化するための方策を検討する。

○さらに、地域づくりの関係では、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域との連携と重層化を進めることが重要である。具体的には、例えば、地方創生、コンパクト・プラス・ネットワーク、地域循環共生圏などの取組が進められている。また、地域には、地域住民やNPO等が主体的に行う多様な取組が存在している。

○上記のプラットフォームの構築と活性化に当たっては、他の政策領域を含め幅広い主体や住民が参画できる仕組みとすることが必要である。このような観点を踏まえて、今後、新たな事業におけるプラットフォームの機能や位置づけ等について、具体化を検討する。

地域福祉計画・地域福祉支援計画における位置づけ

１．現行の取扱い

○2017年（平成29年）の社会福祉法改正で、地域福祉計画については、市町村に策定の努力義務が課されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられた。また、市町村が包括的な支援体制の整備を進める場合には、地域福祉計画に記載することとされている（都道府県が策定する地域福祉支援計画も同様）。

２．新たな事業創設後の取扱い

○今般、市町村が新たな事業を実施する場合にも、地域福祉計画の記載事項とする。
これを通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、新たな事業に関する共通認識を醸成しつつ、新たな事業の全体像を計画に位置づけることを推進する。また、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進める。

○都道府県においても、市町村の事業実施を支援することをはじめ、包括的支援体制の構築における役割について、地域福祉支援計画の記載事項とする。

○地域福祉計画の記載事項とする際には、介護保険事業計画など他の分野の計画との記載の整合を図る必要がある。

○なお、地域共生社会の推進については、地域福祉計画だけでなく、自治体の最上位計画である総合計画にも記載する自治体もある。総合計画に位置づけ、福祉部局だけでなく、自治体全体で地域共生社会を推進することは重要であることから、そのような取組を好事例として積極的に周知していくことも考えられる。

包括的支援体制構築における都道府県の役割

１．基本的な考え方

○都道府県は、
（１）市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
（２）市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
（３）広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応
等の役割を担うことが考えられる。

○特に、小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、きめ細かな支援が必要。
「参加支援」などについては、当該市町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整、都道府県に対する事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

２．具体的な役割の例

（１）市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
・管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援
・管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信

（２）市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
・包括的支援体制構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員同士のネットワークづくり
・管内自治体相互のネットワークをつくり、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うこと

（※）人材育成については、市町村の手挙げによる事業実施であること等を踏まえると、国の果たすべき役割についても検討を行っていく必要がある。

（３）広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応

(例)DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等

参考資料

包括的な支援体制の整備例（１）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

			三重県 名張市	福井県　坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口			78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積			129.77㎢	209.67㎢	38.00㎢	918.32 ㎢
小／中学校数			14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築		まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協ＣＳＷと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15か所(まちの保健室) ※ 地域包括支援センターのブランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン･食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁･社協本部として設置
		対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（１）②

			三重県･名張市	福井県･坂井市	茨城県東海村	愛知県･豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在		５名 市役所の各課・相談窓口にエリアディレクター（相談支援包括化推進員）を配置。	２名 （専任／市職員）	２名（正規職員１名、臨時職員１名）	23名　（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員８名[有福祉資格者がCSW･困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割		所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度	ケース検討：定例(月２回) ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：３か月に１回程度	ケース検討：月１回 事例検討　年３回以上 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口	ー	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所	社協･総合相談窓口	上記と同列で設置。(市役所福祉総合相談課、市福祉センター(市社協)、コミュニティセンター)
		対応者	ー	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○ 各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村（委託可）	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、３職種の支援員（人員）の配置（小規模自治体等において兼務は可能）	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所（市町村地域生活支援事業）	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村（委託可、複数市町村による共同実施可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介　等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）	市町村（委託可、複数市町村による設置可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所（利用者支援事業）	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員（専任職員）を1名以上配置	市町村（委託可）	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整　等
	子育て世代包括支援センター（法律上の名称：母子健康包括支援センター）	任意（努力義務）	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村（委託可）	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

22

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし（時間をかけたアセスメント）や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の２つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時 等とする。

23

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成

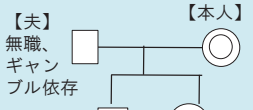

＜本人＞
Bさん(女性)45歳

＜家族構成＞
夫47歳、息子22歳、
娘14歳

支援のきっかけ

○ 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
○ 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
○ 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず「断らない相談窓口」に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

■ 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

（本人） 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
（夫） 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
（息子） 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
（娘） 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
（地域との関係性） 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

＜多機関との連携による支援＞

■ 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

➢ **本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をする**ことにより、**世帯全体の複合的な課題を整理することができ、**今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
➢ 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に**多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった**。

24

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

ひきこもりの相談支援事例

家族構成

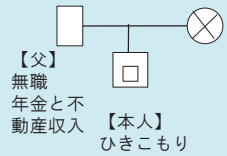

＜本人＞
Aさん(男性)51歳

＜家族構成＞
父79歳

支援のきっかけ

● 地域包括支援センターのケアマネジャーが、断らない相談窓口に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
● ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
● Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。



支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。包括化推進会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

＜Aさんへの支援＞

■ 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
■ 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。



＜父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携）＞

■ 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

➢ 断らない相談窓口が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのＡさんの課題を包括的に受け止められた。**
➢ ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされ**Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

25

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

参加支援の取組（鳥取県における学習支援事業）

鳥取県

＜基本データ＞
人　口：55万6，549人
世帯数：21万8，952世帯
保護率：1．26%
面　積：3，507km2
小学校区：122
中学校区：59　平成31年4月1日時点



地図データ：Google

取組のポイント

● **学習支援に係る単県事業（学習支援充実事業）の実施**
⇒子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助（※）
※地域未来塾や放課後児童クラブも補助対象
●「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置。
⇒県内における子どもの生活・学習支援の実施を推し進めるため、県の教育委員会と福祉部局が連携し、県内各自治体をサポート。

実施内容

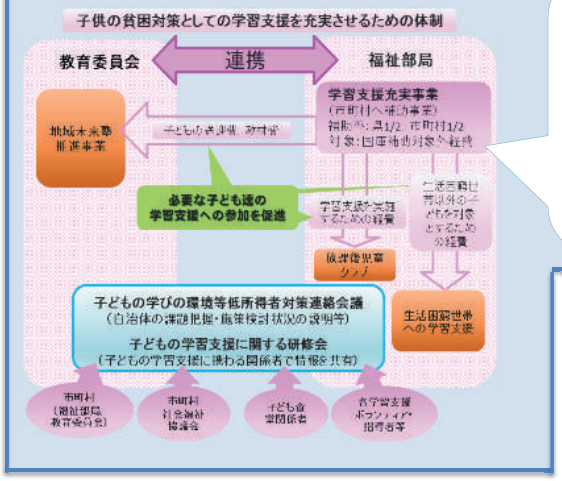

学習支援充実事業について
【目的】 学習支援の充実を図るため、国庫補助事業の対象外の取組について県独自の補助を実施
【対象経費】国庫補助対象外となる経費
◆ 生活困窮世帯の学習支援事業
生活困窮世帯以外の子どもも対象とするための経費
◆ 地域未来塾推進事業
子どもの送迎費、教材費等の必要経費
◆ 放課後児童クラブ
放課後児童クラブで学習支援を実施するための経費
【補 助 率】県1/2、市町村1/2

作成：厚生労働省

効果

◆ 子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助することで、一般世帯も広く利用できる場となった。
◆ それにより、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どものプライバシーを保護することができ、支援を要する子どもが幅広く利用できている。

26

「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開（神奈川県横浜市）

● 地域住民の想いを知った区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
● NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。

○地元の野菜や果物を活用した地産地消のテラスカフェ・子ども食堂、子育て支援（ベビーマッサージ、親子リトミック等）、住民主体による高齢者の通所サービス等の多彩な取組。
○地元の小学生から、若者、年配者まで、担い手も多世代。「年代性別関係なく、誰でも活躍できるアンチエイジングからエンジョイエイジングへ」を合い言葉に活動。


定年退職後に何かできないか、と想いを持つ居場所の開設者


引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員


地域に役立つ場所を建てたい地主

バックアップ

人


地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート
（総合事業の補助金を活用するために法人格を取得）

場

【宮ノ前テラス】





コーディネーター的な役割







・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
・関連情報等を提供

【行政によるバックアップ】
● 区役所が同じような思いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの“場”を設定。住民が最初の一歩を踏み出すきっかけを作った。
● ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。

27

作成：厚生労働省

「くらしのサポートセンターサンクス」を拠点にした住民活動の展開（福岡県福津市）

- 熱意ある地域住民が、地域の有志を巻き込みながら、活動拠点として「くらしのサポートセンターサンクス」を設立。
- 楽しみながら、多世代や地域がつながっていくためのスペースとして運営。



○地場企業が所有する元保養所を提供。毎週土日は20人を超える有志が集まり、草刈りから壁の色塗りや内装まで自分たちの手で改修を行った。

○熱意ある地域住民は、後に生活支援コーディネーターに就任。サンクスを設立した経験を活かし、「行政任せではなく、自分たちの手で」と地域への働きかけを続けている。

【行政によるバックアップ】

- 平成27年12月から「協議体準備会」を始め、話し合いや視察等を通じ、市役所と熱意ある住民がつながった。
- 住民の声を集めるためのプラットフォームとして、介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）を利活用し、平成28年10月に「福津市ささえ合い協議体」を設置。

28

作成：厚生労働省

地域力強化をとりまく様々な資源と地域における協議の場

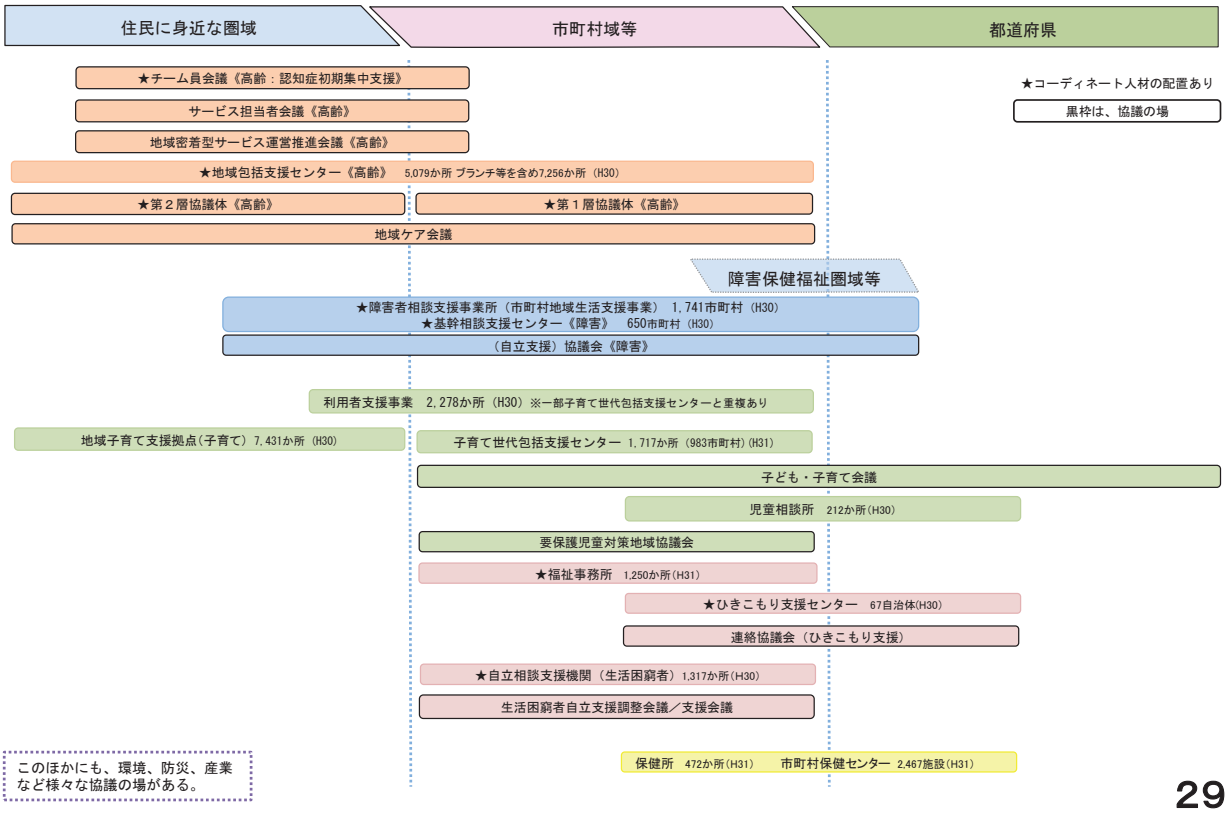

このほかにも、環境、防災、産業など様々な協議の場がある。

29

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

30

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長／社会・援護局長／老健局長　連名通知）（抄）

第一　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）**改正の趣旨について**

⑺　法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の３第１項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の３第１項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の３第１項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第２号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第３号）の３つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、３つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら３つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

31

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1　市町村地域福祉計画

（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、**⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二　市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア　「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の３第１項第１号関係）　(1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。)

(ｱ)　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
(ｲ)　地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
(ｳ)　地域住民等に対する研修の実施

イ　「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の３第１項第２号関係）

(ｱ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
(ｲ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
(ｳ)　地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
(ｴ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ　多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の３第１項第３号関係）

(ｱ)　支援関係機関によるチーム支援
(ｲ)　協働の中核を担う機能
(ｳ)　支援に関する協議及び検討の場
(ｴ)　支援を必要とする者の早期把握
(ｵ)　地域住民等との連携

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

2　都道府県地域福祉支援計画

（1）　都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、**⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

ア　単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
イ　都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
ウ　住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
エ　その他必要な事項

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業
- 単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
- 相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ
- 特に専門性の高い相談への対応
- 相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
- 相談支援従事者等研修　　等

▶自立相談支援事業（生活困窮者） ※都道府県事業として位置づけ
- 管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
- 各事業の従事者に対する人材養成
- 地域ごとの関係機関のネットワークづくり
- 都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）
- 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
- 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
  （１）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定（２）地域ケア会議・介護予防（３）生活支援体制整備等（４）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用（５）在宅医療・介護連携（６）認知症総合支援（７）介護給付の適正化（８）介護人材の確保（９）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

▶利用者支援事業（子ども・子育て）
- 本事業は市町村が実施主体
- 利用者支援事業の専任職員への研修の実施　等

34

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割　⇒　地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援

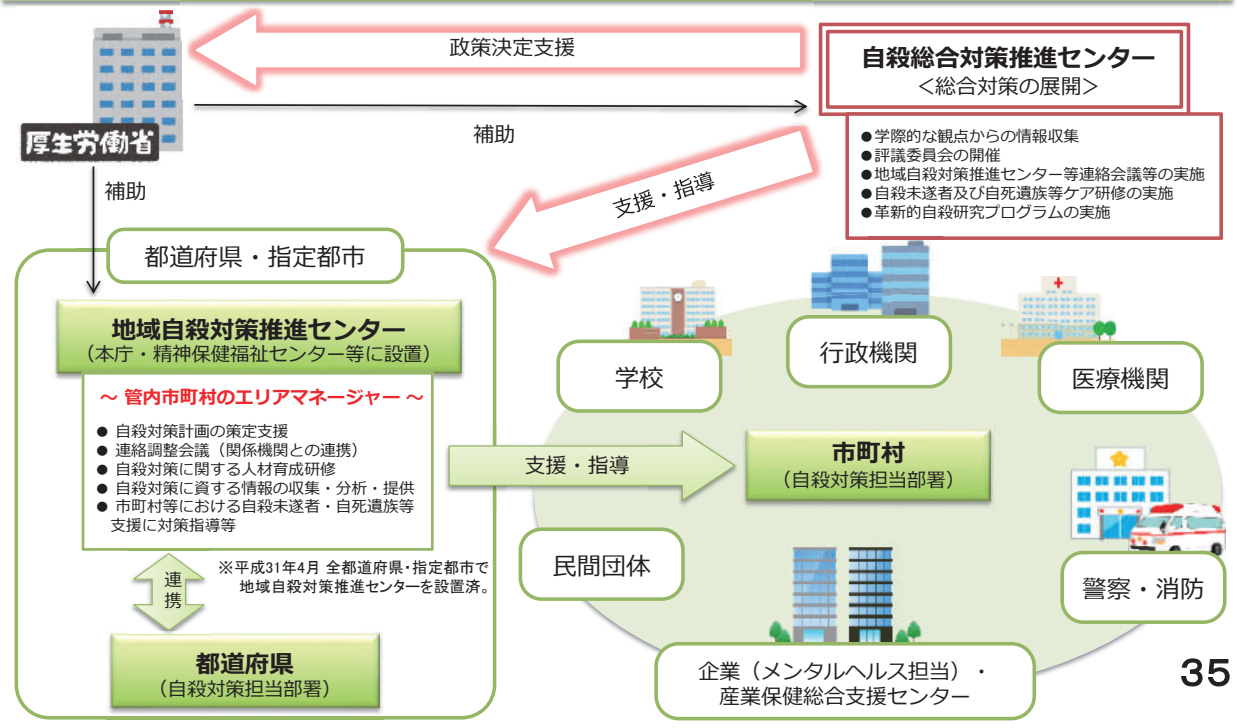

35

各制度等における複合的課題等
（自殺対策（自殺既遂者））

○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
- 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因（課題）が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路

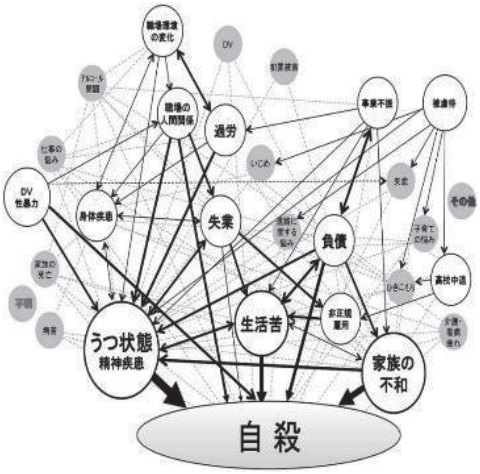

自殺の危機要因となり得るもの

健康問題（531）
身体疾患（腰痛）（18）、身体疾患（その他）（88）、うつ病（274）、統合失調症等（97）、アルコール問題（34）、病苦（17）、認知症（2）、出産（1）

経済・生活問題（414）
倒産（11）、事業不振（60）、失業（57）、就職失敗（23）、生活苦（66）、負債（多重債務）（82）、負債（住宅ローン）（10）、負債（その他）（31）、借金の取り立て苦（26）、連帯保証（20）、経営の悩み（6）

家庭問題（354）
家族間の不和（親子）（71）、家族間の不和（夫婦）（76）、家族間の不和（その他）（17）、家族との死別（自殺）（22）、家族との死別（その他）（30）、家族の将来悲観（6）、離婚の悩み（47）、被虐待（当時）（4）、DV 被害（19）、育児の悩み（30）、介護・看病疲れ（24）、親の不仲・離婚（6）、妊娠・不妊の悩み（1）

勤務問題（366）
仕事の失敗（39）、職場の人間関係（95）、職場環境の変化（配置転換）（43）、職場環境の変化（昇進）（17）、職場環境の変化（降格）（6）、職番環境の変化（転職）（19）、休職（13）、過労（69）、職場のいじめ（11）、仕事の悩み（51）、定年退職（3）

学校問題（95）
進路の悩み（入試）（7）、進路の悩み（その他）（22）、学業不振（8）、いじめ（4）、教師との関係（15）、他生徒との関係（15）、ひきこもり（16）、不登校（6）、教師からの叱責（1）

男女問題（37）
結婚をめぐる悩み（6）、失恋（16）、不倫の悩み（13）、恋人の自殺（1）、性同一性障害（1）

その他
犯罪発覚（3）、犯罪被害（7）、後追い（1）、心中（8）、近隣関係（15）、将来生活への不安（29）、単身赴任（2）、災害（その他）（3）、親への家庭内暴力（2）、高校中退（5）、事故（7）、同業者・同僚の自殺（1）、配偶者への暴力（4）、その他（73）

出典：『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

36

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜足立区の概要＞
- 人口　685，447人（平成30年1月1日現在）
- 生活保護受給率　3.63%
- 面積53，25㎢



＜概要＞

生活困窮者自立支援制度
- ○ 自立相談支援機関　：　直営＋委託（NPO法人）
- ○ 任意事業　：　家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業（都区共同事業として東京都が実施）を実施

連携体制の構築
- ・庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口がつなぎ先の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。



連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援
- ○ 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- ○ 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- ○ アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動
- ○ 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を（年5回×6日間）実施。

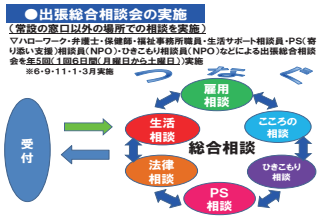

連携に向けた取組③

つなぐシートの活用
- ○ 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
  - ① 次の窓口を紹介する。
  - ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
  - ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。



※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きていていんだ」と思える居場所の創出
- ○「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- ○相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る（人間関係のリハビリを行う）ことがねらい。
- ○支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

37

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜江戸川区の概要＞
・人口　697,801人
（平成31年4月1日現在）
・生活保護受給率2.915％
・面積49.09㎢

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

○ 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。

○ 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

○ 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス

○ 月1回、健康サポートセンターで開催

○ 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度

○ 自立相談支援機関　：　委託（くらしごと相談室）
○ 任意事業　：　家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

○高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
○住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
○自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関と協働している。

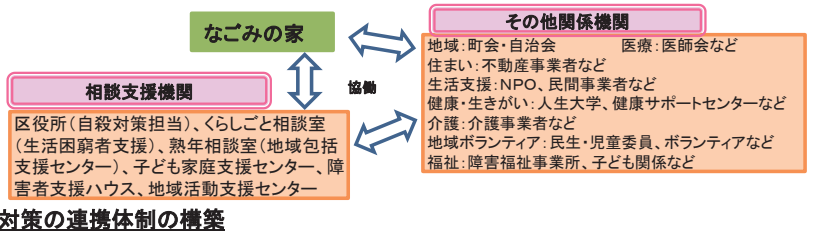

自殺対策の連携体制の構築

「自殺対策戦略会議」（年1回開催）
・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成

「自殺防止連絡協議会」（年2回開催）
・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進

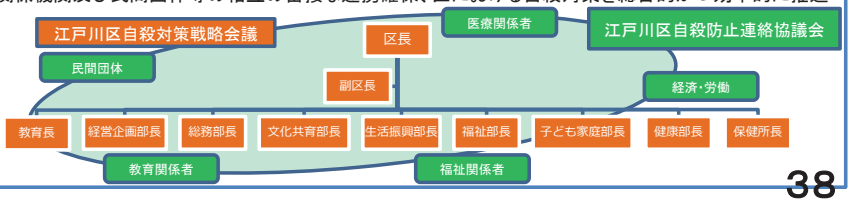

野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜野洲市の概要＞
・人口　51,357人（令和元年9月1日現在）
・生活保護受給率　0.41%
・面積80.15㎢



＜概要＞

○ 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談（法律相談、税務相談等）、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。

○ 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。

○ 「いのち支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。

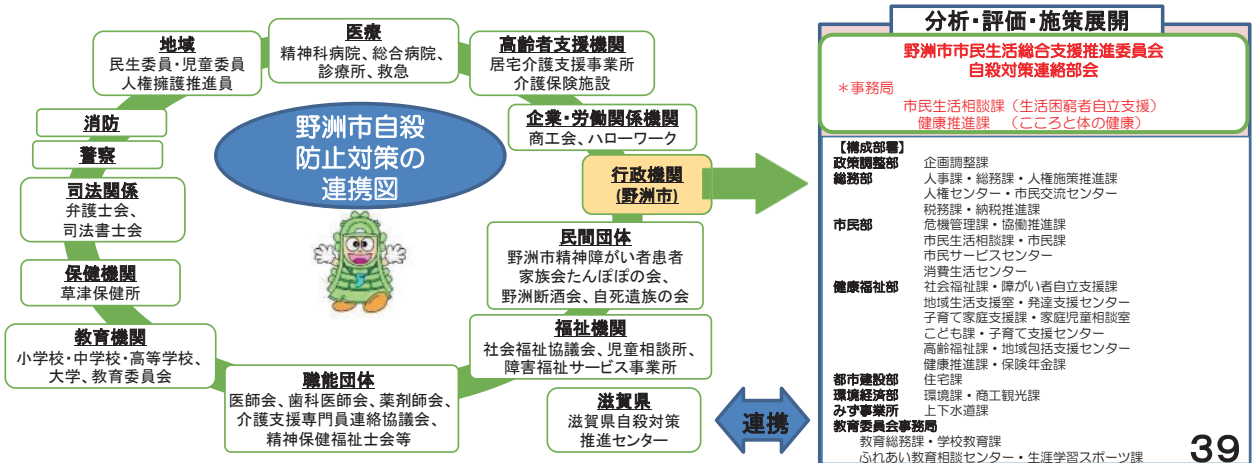

都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について（局長通知）

○平成29年７月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
○このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
○手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要となる要素が記載されている。

Ⅰ 自殺対策計画策定の背景
Ⅱ 自殺対策計画策定の意義
Ⅲ 自殺対策計画策定の流れ
Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定
　Ⅳ－１ 計画の名称を決める
　Ⅳ－２ 計画の構成を決める
　Ⅳ－３ 評価指標等を盛り込む
　《数値目標》
　　１）自殺対策の数値目標について
　《評価指標》
　　１）基本施策「市町村等への支援の強化」について
　　２）基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について
　　３）基本施策「住民への啓発と周知」について
　　４）基本施策「児童生徒のSOS の出し方に関する教育」について
　　５）重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について
　《実施の有無／実施内容の記録》
　　１）基本施策「地域におけるネットワークの強化」について
　　２）基本施策「生きることの促進要因への支援」について
　　３）生きる支援関連施策について
Ⅴ 計画の推進、推進状況の確認等

Ⅲ－１　意思決定の体制をつくる
１）行政トップが責任者となる
２）庁内横断的な体制を整える
３）広く住民の参加を得る
４）自殺対策連絡協議会の参加を得る
５）市町村の参加を得る

Ⅲ－２　関係者間で認識を共有する
１）地域の自殺実態を共有する
２）自殺対策の理念等を共有する
３）自殺対策の目標を共有する

Ⅲ－３　地域の社会資源を把握する
１）庁内の関連事業を把握する
（いわゆる「事業の棚卸し」）
２）地域の様々な活動を把握する

Ⅲ－４　自殺対策計画を決定する
１）計画の全体構成を考える
２）各事業の担当及び実施時期を明確にする
３）検証可能な指標や目標を定める

40

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握（事業の棚卸し）」について

○　自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
○　その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
○　また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

＜棚卸しの進め方＞
①「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体（庁内）における全事業リストを作成する。
②「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）全ての事業を洗い出す。
③ 洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1. 滞納税の徴収事業
自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。
税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2. 図書館の管理事業
図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を持てる場合もある。

3. 葬祭費の支給
葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。
また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

41

居住支援協議会の概要

国土交通省資料

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
○ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

（1）設立状況 92協議会が設立（令和元年10月15日時点）
○ 都道府県（全都道府県）
○ 区市町（45市区町）
北海道本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

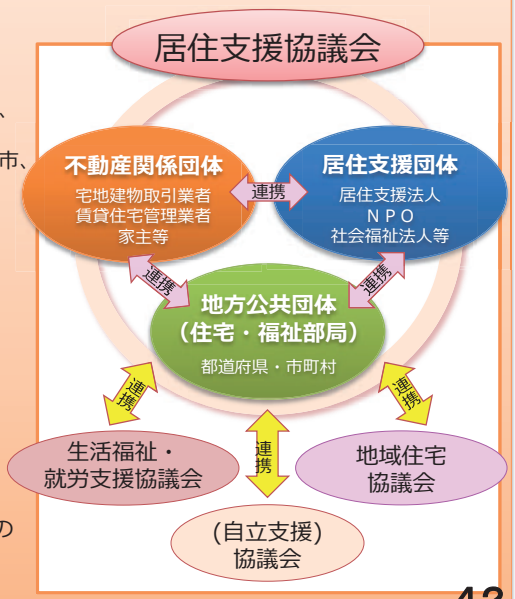

（2）居住支援協議会による主な活動内容
・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（3）支援
居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

42

権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
※協議会･･･法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
※チーム･･･本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

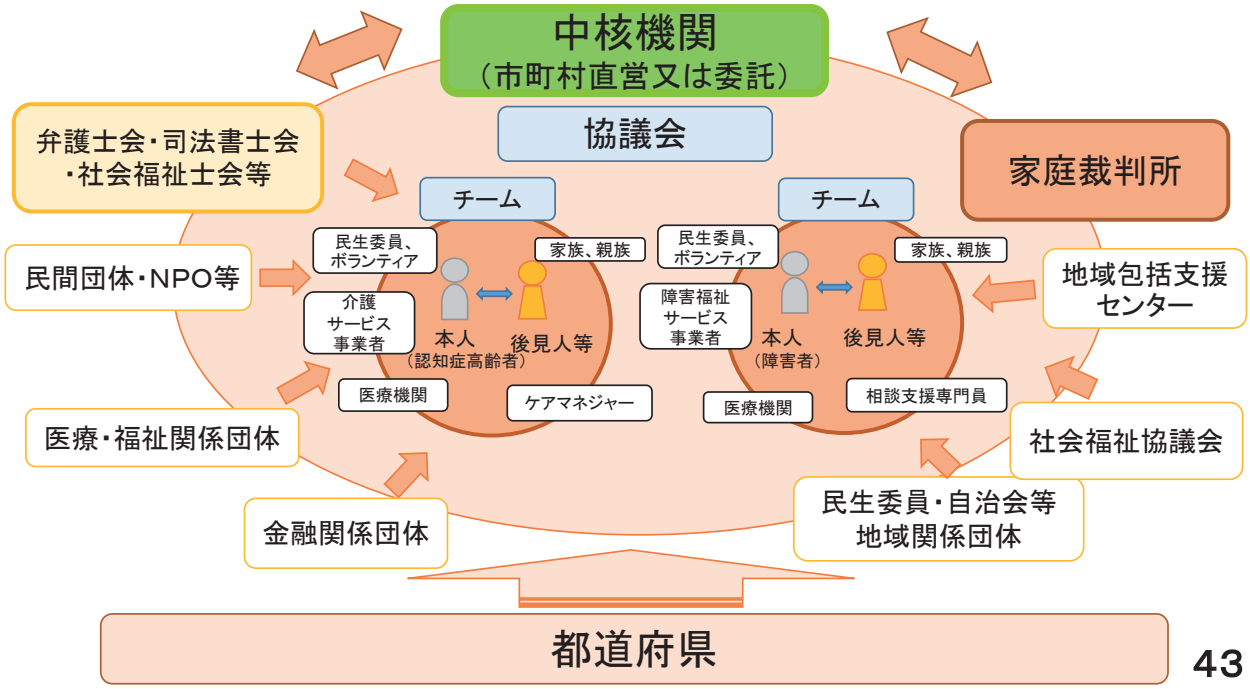

43

社会福祉法人による地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条 （略）
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

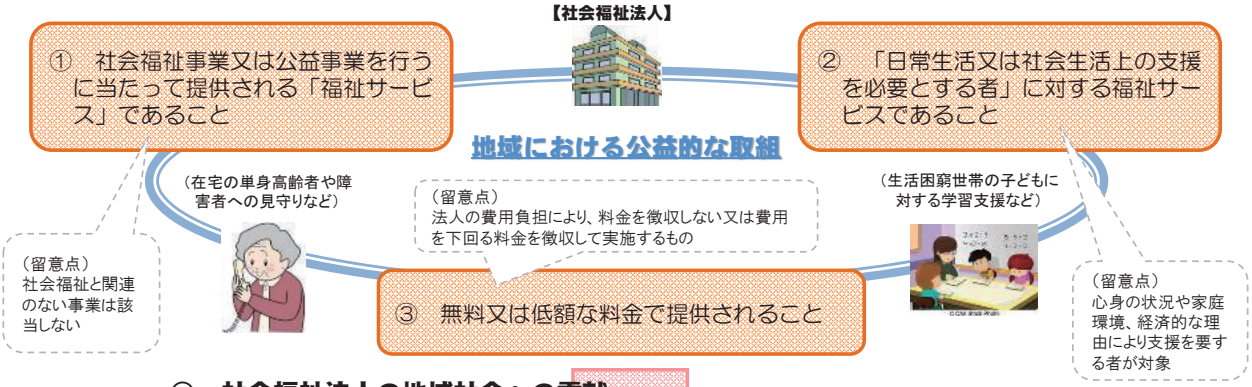

○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

44

「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける
教員研修のあり方に関する調査研究事業」

厚生労働省令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

2021年3月31日発行

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075　東京都港区港南４－７－８　都漁連水産会館5階
電話：03－5495－7242　FAX：03－5494－7219
E-mail：jimukyoku@jaswe.jp　　Website：socialworker.jp